Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Japanese BP.
Library of
Congress
068098 1952

臺灣時報總目次

自七月號至十二月號

□卷頭言

題目	月	頁
メートル法に進め	七	一
暴風雨來	八	一
臺灣總督の更迭	九	一
伊澤總督後藤長官を迎ふ	一〇	一
伊澤總督の地方巡視	一一・一二	一

□訓示

題目	月	頁
警察行政の振作	七	六
警察の職務執行に就て	七	八
改正度量衡法令の實施に就て	八	六
地方官會議に列して	九	四
伊澤總督訓示	十	六
後藤總務長官訓示	一〇	八
臺灣產業の一大使命	一一・一二	六

□時報

題目	月	頁
時報	七	二
同	八	二
同	九	二
同	一〇	二
同	一一・一二	二

□論說

題目	著者	月	頁
現代航空界の狀勢	倉茂三藏	七	一四
臺灣地方財政の概要	水越幸一	七	三〇
臺灣度量衡規則とメートル法の統一	山口鉅五郎	七	四七
臺灣の植物界と其の分布上に於ける地位	金平亮三	八	九
汎太平洋聯盟と國際關係	ゲッテイアー	八	二〇
本年度臺灣追加豫算	阿部滂	九	三五
倫敦の地方行政	水越幸一	九	三八
東歐近東及亞弗利加の近況	野波靜雄	一〇	一〇
南洋に於ける金融問題	久宗董	一〇	二三
臺灣に於ける水產會法の施行	川村直岡	一〇	四二
臺灣產業政策の轉換期に立ちて	喜多孝治	一一・一二	一二
南支南洋經濟調查會の設置を提唱す	津久井誠一郎	一一・一二	二五
一九二三年末獨乙に於ける紙幣整理の顛末	淺野安吉	一一・一二	三七
萬國氣象會議に列して	近藤久次郎	一一・一二	七一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□調査研究

上海の居留地制度	井出季和太	七	七一
鑛業界に於ける福利增進施設	川村直岡	七	一〇四
臺灣に於ける私有國富額	財務局	七	一二四
上海の土地及裁判制度	井出季和太	八	二四
領臺前噶瑪の蕃務	臺北州	八	六一
堆肥舍と豚舍堆肥	川村直岡	八	七四
熱帶果物蔬菜の加工に就て	福原與之助	八	八八
如何にして白蟻の害を防ぎ得るや	越村生	八	一〇四
上海の關稅制度	井出季和太	九	五七
領臺前噶瑪蘭の蕃務	臺北州	九	八八
Java no Kohi	Matsuda Eiji	九	一〇一
馬來半島の發達と將來	越村生	九	一二二
熱帶果物蔬菜の加工	福原與之助	九	一二四
最近香港政務の概況	越村生	九	一四七
上海の關稅制度	井出季和太	一〇	七二
臺灣變災志	鷹取田一郎	一〇	一〇六
汕頭の貿易概觀	越村生	一〇	一一八
熱帶果物蔬菜の加工	福原與之助	一〇	一二五
最も新しい臺灣島勢		一〇	一三三
上海の關稅制度	井出季和太	一一	八五
比律賓の糖業に就て	三井臺北支店長	一一	一一〇
香港政府阿片專賣の前途	越村生	一一	一一六
熱帶果物蔬菜の加工に就て	福原與之助	一一	一二七

□特欄

民俗上より見たる鍋被り	燕鹿夢	八	一四二
ベツタラ市	燕鹿夢	九	五四
植民氣分の訓話と教話		九	一五四
吳鳳廟祭典		一〇	一四六
千年の故宅	燕鹿夢	一一	八二
臺南文廟の釋典		一一	一二七

□雜錄

印度支那の諸種族	高橋惇	七	一四三
生蕃行脚	丙牛生	八	一一四
瑞西の時計工業	小林準一	九	一五七
支那の土匪に就て	黃鶴山人	九	一六〇
南方民族と古銅鼓の關係	森丑之助	一〇	一四七
生蕃行脚	丙牛生	一一	一四四

□島情

島情	七	一五一
同	八	一一四
同	九	一七六
同	一〇	一五五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同	一一・一二	一五二

□詞苑

詞苑	七	一九七
同	八	一三二
同	九	一八六
同	一〇	一六九
同	一一・一二	一五六

□臺灣日誌、人事、任命其他

臺灣日誌、人事、任命其他	七	一九九
同	八	一三五
同	九	一八六
同	一〇	一七一
同	一一・一二	一五九

□南支南洋其他海外重要記事

南支南洋其他海外重要記事	七	奥
同	八	奥
同	九	奥
同	一〇	奥
同	一一・一二	奥

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

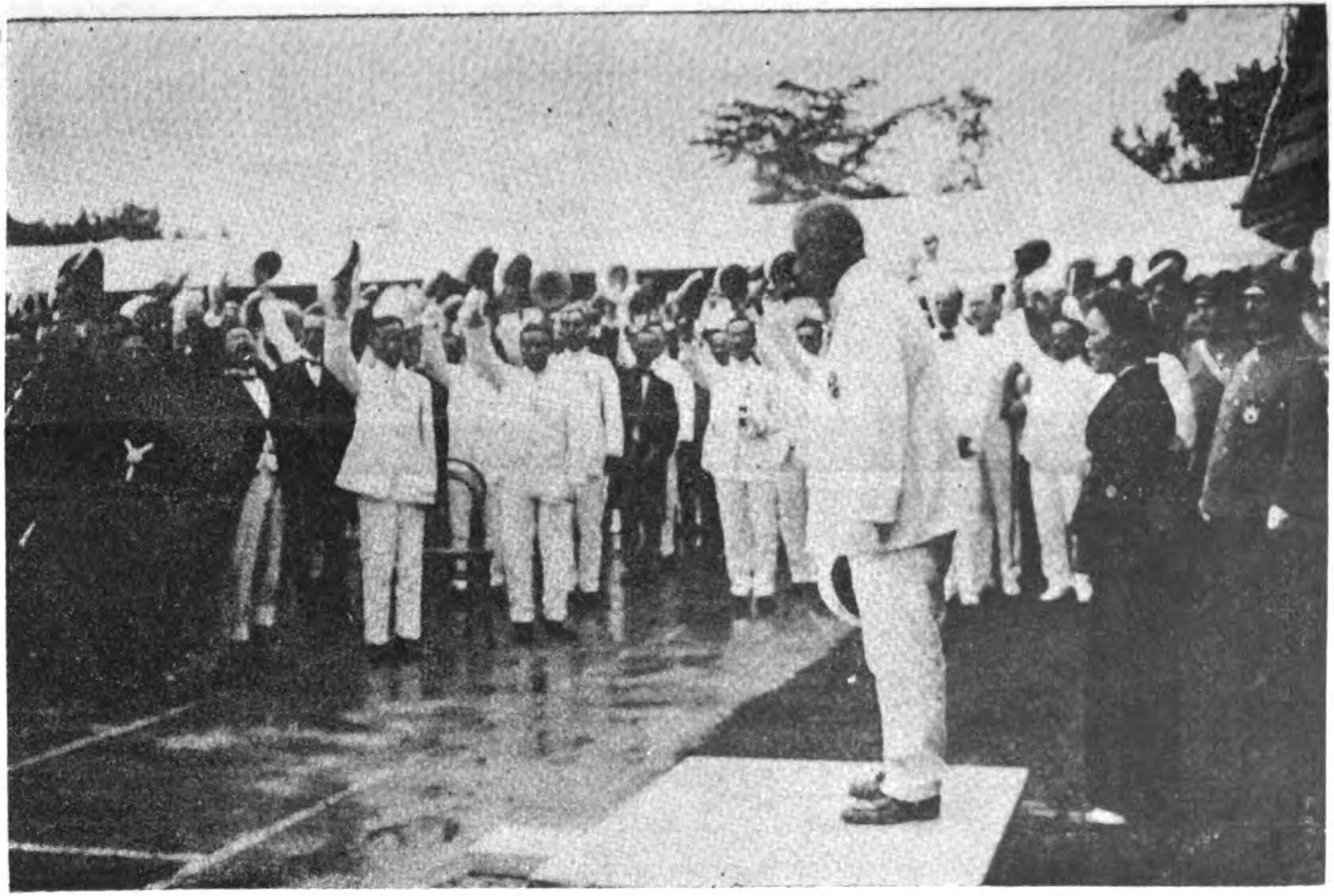

始政紀念日の總督官邸園遊會（壇上は　兩陛下の萬歲を三唱し了りたる內田總督）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

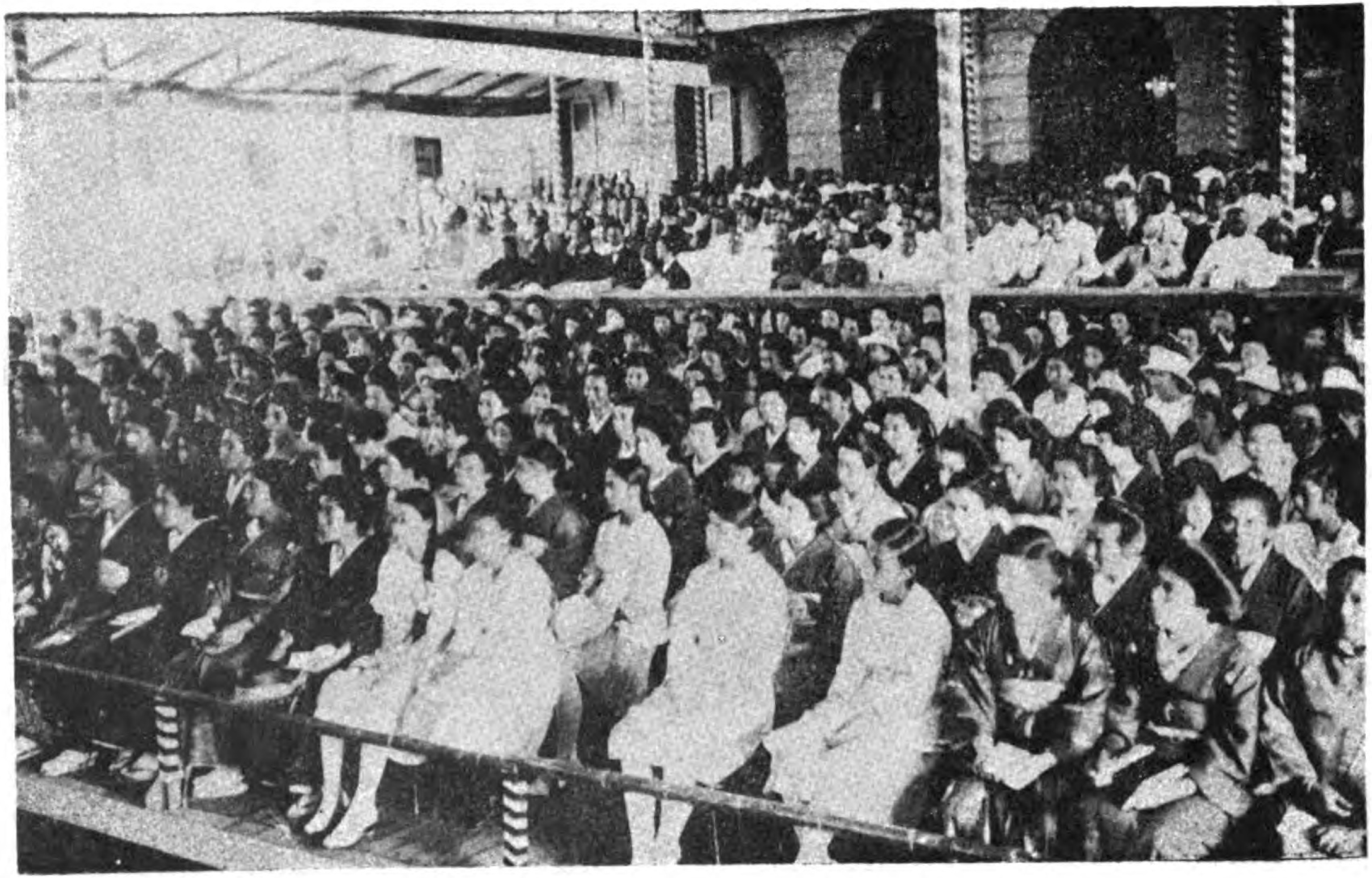

始政紀念日總督官邸園遊會に於ける餘興觀覽席の盛況（前方は婦人席）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

メートル法に進め

佛蘭西はメートル法の始祖にして、獨逸は之が模倣者であり、英と米とは斯制と固有制とを併用すとのこと。佛獨が其の競爭的情勢を、メートル法にまで及ぼせるは、興味ある一現象たると共に、又たメートル法が世界文化の急先鋒たるの事實を明視し得るのである。

メートル法の效益は頗る多し。對外產業に、國富增進に、文化促進に、國家、社會、個人等各々享受すべき福利は卽ち莫大である。今全內地人が之を用ひ、全本島人が之を用ふるや、當坐の混雜停滯は恐らく免れ得ざらむ。唯ゝ之を遂行すべく國民的自覺を要するのみ。世界人としての自覺を以て之に進むべきのみ。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

臺灣始政第二十九回記念日

第二十九回始政記念日たる六月十七日は朝來麗かに晴れ亙つて南國新領に祝福の光輝を隈なく展開した此の日大直山に鎮座まします臺灣神社には午前八時から始政記念祭が奉行せられ、內田總督、鈴木軍司令官、賀來總務長官を初め主なる官民參列して莊嚴裡に祭式を行ひ九時十五分終了を告げたが同三十分より總督府會議室に於て賀來長官以下府內文官參列の上、內田總督、臨場して吉例に依る始政記念式を擧行し、又た午前十一時よりは市內樺山小學校に於て臺北市官民合同の祝賀會が催され、內田總督、鈴木軍司令官、賀來長官を初め文武官、民間有志等多數參集、武藤市尹の莊重謹嚴な祝辭があつて開宴となり君が代の奏樂に次で內田總督の　天皇陛下萬歲の奉唱、高木友技博士の總督府萬歲の主唱に孰れも會員一同乾杯唱和し盛會裡に徐々散會となつた、午後四時からは又た恒例に依る總督官邸の園遊會が催され文武官、內外紳士、夫人、令孃等千餘名の人々は孰れも總督の招待によりて晴々しく參邸した、餘興には松旭齋天華一行のシンホラ合奏及奇術、西川會の長唄四季の壽、同菖蒲浴衣など或は不思議に或は華やかに演ぜられた、摸擬店の開かれた頃から生憎に驟雨が襲ひ來つたが幸ひに天幕の用意もあり雨も忽ちに霽れたので園遊會氣分を味うに充分であつた斯くて內田總督の　皇室の萬歲、高木博士の總督府萬歲に一同唱和したのを止めに散會となつたが、當夜臺北新公園には活寫、音樂、手踊等が催され數萬觀衆は殺到して非常な賑やかさを現した又た當日を期して警官の勤續、精勤及本島人篤行者の表彰、紳章授與等が行はれ、記念繪葉書の賣出、記念スタンプ押捺が全島各郵便局で行はれた。

臺灣度量衡規則の改正實施

曩に大正十年の春初帝國議會の閉會間際に政府案として提出されたる度量衡のメートル統一に關する改正法律案は意外にも一氣に兩院を通過し同年四月法律第七十一號を以て公布せられて一時に世人の注目を集めたが同法の實施期日と其の施行令とは之を後日の勅令發布に委しありて爾來期待されたる同勅令は屢々發布を傳へられながら遲延して今日に及びたるが去月十六日愈々關係法令と共に公布せられ本年七月一日より施行せらるゝことゝなり臺灣に於ても同趣

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

旨の立法により六月二十日律令第三號を以て改正「臺灣度量衡規則」を、其の翌同施行規則を公布し七月一日より之を實施すること、なつた此法令の實施により內地本島共に年來使ひ馴らされた尺貫法又は土地の甲制其他最近我が文化の進展に便用したるヤード、ポンド法等を棄て、一にメートル法にのみ依るべきこと、なつたが是れ正さに國民生活上の一大革新であつて將來我が國力の發展に寄與すべき改正法の效果は蓋し甚大なるものであらうが何分にも多年の慣例を一朝に改廢することであれば之を急速に强制することは社會生活の停滯混亂を來たすの虞があるので官公署民間主要事業に於ける度量衡は十年間、其他一般には二十箇年間の猶豫を與へらる、ことになつたので、國民は油斷なく自から法の效益を享くることに進まねばならぬ、メートル法統一の詳細は別項山口度量衡所長の解説により參照されたい。

臺灣安全協會の創立

臺灣安全協會創立總會は六月十八日午後二時から總督府會議室に開かれ賀來長官を初め主なる官民參集、協會設立の經過報告に次で會則の審議可決あり會長に賀來長官當選名譽會長に內田總督推薦されたるが同會の目的は「安全思想の普及を圖り災害を防止して社會の幸福を增進する」こと又た其の事業は(一)災害防止に關する研究調査(二)安全週間又は安全日の實施(三)災害防止に關する展覽會の開催(四)災害防止に關する印刷物の發行其他講演開催、雜誌發行等である、名譽會長に推薦された內田總督は同日午後四時から協會創立委員を官邸に招いて茶話會を開き席上總督は名譽會長に推されたるに就て盡力すべき旨挨拶せられ次で內田氏が曾て安全第一を日本に輸入したる來歷に就き、先年氏が外遊せる際、米國は極力安全第一主義を奬勵し、英國獨國等孰れも災害防止思想の普及せるに鑑み歸朝の後我國に之を宣傳したるが目下內地には安全第一主義は漸次普及せんとし臺灣に於ても今後發展に伴うて事故益〻多からんとするの際本協會の創立されて災害を未然に防止せんとするは洵に時宜に適するものなることを述べ尙ほ安全第一は退嬰消極の意味でなく進歩發展に伴ふ災害防止の研究なる旨を附け加へて挨拶とせられた

總督府に於ける警察會議

臺灣總督府に於ては警察行政の振作を圖るの目的を以て六月十三日から總督府會議室に於て警察會議を開き各州警務部長、臺東花蓮港兩廳警察課長、警務局に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

於ける警務、理蕃、保安、衛生の三課長會同し第一日に於て賀來長官、尾崎警務局長の別項訓辭があつて後、尾崎局長會長として議事に入りたるが、諮問事項としては、警官配置、警察施設、監督方法、警官教養、精神病者保護、火藥盜難取締、理蕃方策其他對蕃三件、チブス、マラリヤ及傳染病豫防費に關する件等十三項、外に協議、注意、指示事項等があつて開會五日間（十五、十七の兩日は休）十九日閉會を告げた。

臺中州下献穀田の拔穗式

臺中州下豐原郡上南坑に於ける新嘗祭献穀田の田植祭は去る二月十九日に執行されたが爾來百餘日穰々と稻穗の實りを見せたので六月の二十日といふ日、拔穗使たる常吉臺中州知事は衣冠束帶にて隨員と共に現地に臨み鈴木齋主々祭の下に莊重古雅なる拔穗式を行ひ終りて拔穗使以下參列員玉串を捧げて式を終つたが献穀田の稻は奉仕人刈入れ農事試驗場にて精製し白米として一粒選りに選られた上、八月中に畏き邊りへ献上さるゝもので、當日の式には一般官民及小公學校兒童等多數參列したことであつた。

内田總督王九齡氏を招待す

民國雲南省長唐繼堯氏の特派全權代表たる雲南財政司長王九齡氏は臺灣の制度文物視察の爲め雲南駐在武官山縣大佐と共に六月十六日未明基隆入港の大華丸で來臺した卽夜内田總督は主賓王氏一行を初め官民三十餘氏を官邸に招待して晩餐會を開いたデザートコースに於て内田總督は府諸官及び民間有力者に王氏を紹介する爲め此の宴を開いた事から日支親善竝に日支の楔子たる臺灣に及び豐富なる雲南の天然利源は將來經濟的發展上臺灣の比に非らずと揚げ經濟施設の參考資料は喜んで供給すべしと述べて主賓の健康を祝し之に對して王氏は、唐省長の理想とする日本文化の施設は國情之が實行を許さゞるを遺憾とし雲南の世界的地位に說及して友邦の援助特に内田閣下の申された日支親善を必要とすとの謝辭を述べ總督の爲に乾杯して、盛會裡に散會したが尙ほ内臺官民の王氏招待は同十九日梅屋處に開かれ又た中華民國會館主催王氏歡迎會は同二十四日東薈芳に催された、王氏は本島視察を了りて後、同二十六日發上海福州を經て日本内地へ向つた。

バンドン茶共進會の臺灣館

六月二十一日爪哇茶園の中心地たるバンドンに於て爪哇茶業會議が開かれ同時に内外製茶共進會が開かれるので總督府に於ては之に參加して包種茶の販路擴張を圖ることゝなり旣に内田總督からは開會式の當

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日蘭領印度總督並に同共進會名譽會長に祝電を發し又たその謝電にも接したるが同地は茶產地なるに拘はらず我が臺灣包種茶の一大得意地なる爲め督府當局は益々將來の發展を期すべく出品陳列の外に喫茶店を設け宣傳大いに努めたるの結果、臺灣館の入場者初日より三十日迄十日間七萬五千を算するの盛況にて喫茶店の接待客一日一千人に上るの好況を呈せる旨同地より總督府へ電報があつた。

内田總督の歸臺と上京

大饗宴御召の光榮に浴して五月十九日上京せる内田總督は同三十一日御饗宴第一夜の豐明殿に於ける晴れの晩餐會及び六月三日の午餐會に參列の光榮を荷ひ五日退京、六日神戸から小林祕書官と共に因幡丸にて歸府の途に就き十日無事基隆著にて歸臺されたが同二十一日再び議會の用務を以て上京された、例により獻品として南國新領土の特産物たる木瓜、烏龍茶等を多分に携行された。

實業大會に對する督府答辯

昨年十一月高雄街に開催せる全島實業大會の決議に基き其の實行委員より督府に請願したる左記六ケ條に對し總督府に於ては詮議の上此程富島高雄州知事をして該實行委員に對し左の答辯を傳達せしめた。

一、本島産業振興の爲め各銀行業者に資金の供給を寛大にし且つ不動產抵當に對して貸付の考慮を仰ぐ件
之に對し投機的放資を警戒し確實の事業には投資を安からしむる爲め臺銀の一千萬圓限外發行を認めたり
不動產抵當の貸出は勸銀をして長期低利の貸付をなす様盡力すべし

第二、南支南洋に商務官設置の件
總督府も同意する所なるが之れ等の方法は目下研究中にて十四年度の豫算に計上し之が具體化に努力すべし

第三、蕃地開發の件
異狀なき限り開發の方法を講すべく是亦目下研究中なり

第四、水產講習所設置の件
目下考慮中なるも極て適切なる必要事と認む

第五、王田、彰化間復線工事速成に關する件
豫算の許す限り實行すべし

第六、小包料同一率の件
賛成なるも遞信省と植民地との關係にて近來遞信收入の影き場合困難と認む

巨船蓬萊丸の就航

總督府命令航路の內地線は郵商兩船會社とも六千噸級の汽船各三隻を宛てあるが商船は優秀船交代計劃の結果九千五百噸の汽船蓬萊丸は六月十二日初航海として基隆に入港爾來內地線に就航して居るが時代の進運と貨客の增加に伴れて交通機關も追々改良さるべく之を動機として一般海運界も益々發展を見ることであらう。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警察行政の振作

賀來總務長官訓示

本日玆に各位を召集して警察會議を開催せらるゝに當り、一言所懷を述ぶる所あらむとす。

曩に地方制度を改め、行政組織の一新せられたる以來既に三星霜、此の間督府と各地方官公衙とは相互協力以て制度の運用其の宜しきを得むことを期しつゝありと雖、之を大觀すれば前途尙ほ遼遠なるのみならず、世運の變轉に伴ひて社會の狀態は益ゝ複雜を極め、警察事務も亦隨つて愈ゝ其の繁を加へむとす。惟ふに時世の進展に對應して克く庶政を更張し、時弊を匡正し、以て其の目的を達せむとするには、更に警察行政を振作して公共の安寧秩序を確保すると共に、國利民福の増進を策せざるべからず。

玆に改めて云ふまでもなく、警察の職務は常に民衆に直接して法の執行に任ずるものなり。隨つて警察機關の行動は直に民衆の利害に關係し、其の休戚に影響する所尠からず。特に本島に於ては一層此の感を深くするものあり。一警察官の言動の爲め民心に至大の

刺戟を與へ、督府治政の根本に影響するが如き事例必ずしも絶無なりと謂ふべからず。此の如く本島警察は督府統治の方針を體して民衆を指導誘掖するの使命を有し、其の責務極めて重大なり。職に本島警察の局に當る者は能く行政各部と連絡を保ち、協心戮力、日夜治績を擧ぐるに力め、須臾も懈怠あるべからず。若し夫れ警察官の教養訓練に至りては、常に愼重の考慮を加へ、智能を練磨し、品性を涵養して、眞に嚴明公正、懇切周到、期せずして民衆の信頼を得るに至らしむると共に、我警察組織をして、規律嚴肅、綱紀維れ張り、常に克く統制を保たしむることに努められんことを望む。

今回の會議に就きては、諮問事項を初め、それ〳〵指示せらるゝ所あり。更に各般の事項に至りては警務局長をして訓示せしむる所あるべきに付、各位は此の機會に於て、充分に討究審議、以て意見の開申及交換を爲し、本會議の主旨に副はんことを勗められたく、今後一層督府方針の存する所を體し、居常其の負ふ所の輕からざるを思ひ、部下と共に警察機能の發揮に全力を盡されんことを希望して已まざるなり。

——大正十三年六月十三日總督府に開かれたる警察會議に於て、標題は便宜編者附設——

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警察の職務執行に就て

尾崎警務局長訓示

警察は公共の安寧を維持し社會の秩序を確保して國家社會に於ける共存共榮の基礎條件を保證すべき重大なる責務を有し、各般行政の骨髓たり中堅たるが故に、警察機能の一張一弛は其の波及する所至大なるは多言を要せざる所なり。殊に本島は內地とは歷史習俗を異にし、社會事情を同ふせず。山地には今猶ほ原始的生活を蟬脫せざる未開部族あり、警察の態樣複雜にして其の管掌する所の範圍廣汎に、其行動する所の方面多端なり。本島に於ける警察の任務一層重要ならざるを得ず。之に加ふるに諸般の事物は急速なる進化變轉の道程を辿りつゝある本島に在りては、警察行政の振作向上は一日を緩ふする能はざるものあり。各位は常に潑溂たる意氣を以て克く其の任に膺り、周到に各般の事象に注意して情勢を明かにし適應の擧措を誤らず、以て警察機能の完全なる發揮に努力せられんことを望む。

警察は其の職務上常に民衆に直接し、社會の各方面に交渉を有し、而も機敏に活動し、迅

速に處理するを必要とするを以て、多數の警察官は總て完全なる組織の下に一體を成し上下共鳴左右響應して如何なる場合にも整然として一絲亂れず以て之に處し、警察に對する世人の信頼に負くなきを要す。是故に警察は嚴格なる規律と不拔の責任觀念を根本要件とし、上司の命令は部下に徹底し、部下の一擧一動は直に上司に感應して統制缺くる所なく、各自職責の存する所は不撓不屈以て之を遂行するの信條なかる可らず。故に若し警察官にして苟も規律を紊り責任に背くが如きものは假借なく處置し、以て綱紀を維持し志氣を振作して警察の眞髓を全ふせられんことを望む。

警察の職務執行は多く權力の行使に係る、其の行使は愼重に嚴正に且公平にして其の間一點の私心だも存在するを容さず。若し夫れ强制權を背後にして威福を弄し、世人の憎惡指彈を受くるが如きは、嚴に之を戒めざる可らず。又强制を俟たずして目的を達し得べきに拘らず、直に權力を以て臨むが如きは固より不可なるは勿論にして、民衆の何人たるを問はず之に接するや懇切を旨とし言語應對常規に準據し、常識を活用し、人をして悅服せしむるを要す。然れども又他の反面に於て特に注意すべきものあり、近時民衆警察或は警察の民衆化の如き誤解し易き言說が高唱せられ、民衆をして誤て警察權を蔑視せしむるの風潮を招き、警察官も亦時流に迎合して其の態度惰弱卑屈に流れ、當然なる職務の執行を怠るものなしとせず是實に自己の職責を忘れたるものにして警察精神の頹敗を想

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

はしむ。洵に寒心に堪へざるなり。宜しく部下を指導督勵して苟も遺憾なきを期せらるべし、有形無形の危害及犯罪の豫防は、時と共に變轉異動して止まざる社會狀態に對應して常に緊張せる態度を持し、周到なる知慮と果斷なる措置とを以てするにあらざれば其の目的を達し難し。近時浮華輕佻なる風潮は善良質實なる風俗を亂り、放縱なる言説、詭激なる思想は動もすれば社會の秩序を破り、健全なる發達を阻害せんとするものあり。嚴に警戒を加ふるを要す。其の他行政警察の活動を必要とする對象は人的にも物的にも日に月に愈〻繁多ならんとす。活氣あり彈力ある警察を以てするにあらざれば、時代の必要に適應する能はざるや明かなり。更に又危害の豫防、犯罪の防遏と共に犯罪の檢擧に就き一言を要するものあり。近時特種重大犯罪にして被害甚大なるに拘らず未だ之が檢擧を見るに至らざるもののあるは、刑事警察上洵に遺憾なるのみならず、一般犯罪檢擧の成績も未だ佳良なりと謂ふを得ず。各位は部下をして常に各方面の狀態に精通せしめ事件の機微に留意し、敏速に適切なる捜査を遂げ、成績を擧ぐる樣、一段の督勵を望む。

戸口事務は保甲制度と共に我臺灣に於ける特種警察管掌事項として各般の行政上極めて重要なる關係を有し、未だ戸籍法の施行なき今日に在りては、各人の戸籍關係に於て戸口の事は一日も閑却すべからず、戸口簿の整備明確を期するに於て遺憾なからんことを望む。又保甲の制は地方の公安を防護し風紀を維持し公共事業を援助する等、幾多の顯

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

著なる成績を擧げ來れり。現在此の制度が自警共衛の美風を陶冶し、地方の庶事、民衆の利便の爲め貢献しつゝある所多大なるは一般の認むる所なり。唯其の規則中時代の進化に後れたるものは改正を要すべしと雖、之を以て制度の根本を非とすべきにあらず、宜しく時代の進歩と地方民衆の覺醒とに俟つて適當なる改善を施し、其の特長を活用し、制度の運用宜しきを得、益〻民衆の福祉増進に資せられむことを望む。

本島に於ける衞生行政に就ては、既往の成績顯著にして其の基礎的施設たる上水、下水を始め、市場屠場等既に備はれる方面少からずと雖、全島衞生狀態の現狀を顧るときは、尙大いに施設改善を要するもの頗る多し、之を保健調査の結果に觀るも、死亡率の過大なるが如き、各國に比して誠に寒心すべき狀態に在り。殊にマラリア防遏の效果充分ならざる地方及び今後防遏施設を要する地方尠からざること、結核、花柳病、トラホーム及寄生蟲病の蔓延著しきこと、更に傳染病にありては腸チフス患者益〻增加の傾向を示せるが如きは、近年衞生狀態の逆轉せるやの觀なきにあらず。寔に國家の爲め深憂に堪へざるなり。各位深く思を爰に致して益〻衞生設備の完備、衞生智識の普及に努め、衞生行政の成績を擧げられむことを望む。

理蕃の現狀を觀るに、各位の努力に依り一二未歸順蕃を除くの外、概して靜穩の狀態に在り。然れども理蕃の事は之を以て足れりとすべきにあらざるは勿論にして、進んで彼等

を指導し啓發し教化して忠良有能なる日本臣民たらしめざる可らず。されば豫て警備を嚴にすると共に諸種の撫育施設を行ひ、效果を收めつゝある所なるが、元來警備は理蕃の基礎にして撫育は基礎上の建設なり。今日理蕃上最先の要件は此の基礎の鞏固なるか否かの判斷を誤らざるにあり、然るに從來の實例に徴するに擾亂の後に小康あり、而して小康に狎れて其の間擾亂の因を釀成し、數年毎に之を繰返し來れり。仍て此の際嚴に部下職員を警め、平和時に於て陷り易き警備上の缺陷を生ずることなからしむるは勿論、此の機に乘じて積極的態度を以て徹底的に歸順の實を擧げ、蕃界再び騷擾を見るが如きことなからしめんが爲め、危險資質は之を根本的に芟除して皆無ならしむることを期せらるべし。

蕃地警察の任に當る者、其の受持區内の蕃人を愛撫する精神より、時に一部の爲に大局を忘れて大事を誤ることとなしとせず。監督の任に當る者は常に此の點に注意するを要す。而して對他郡、支廳關係に於て、又は對他州廳關係に於ても亦同様の弊なきを保せず。宜しく本島理蕃の大局に善處するの肝要なるを念とし、操縱裁理を誤ることなかるべきを望む。

撫育教化の事業は現在順調なる進展を見つゝあり。殊に平地接壤の蕃人は先進事物との接觸日に繁きを加へ、益ゝ精神的竝に物質的刺戟を受け、經濟觀念に覺醒するものあり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

即ち彼等同族の福利は將來何に依りて之を求むべきやを探究するの傾向あり。是れ斯族指導上眞に逸すべからざる好機會にして、彼等が生活安定の根本策を解決することの急務なるを痛感す。思ふに彼等の實生活を解決すべき方途は、彼等を善導して農耕適地に就かしめ、定地耕作を奬勵するに在り。是に由て他の同族を指導誘掖すると共に取扱上の統一に留意し、官命の徹底を期するを要す。然るに輓近蕃地開發の聲喧しく、時に蕃人を無視して開發を急がんとするものなきにあらずと雖、山地開拓と蕃人撫育との關係は愼重考慮を要するものあり。元來、蕃人所要地保留に關しては、相互に不祥なる關係の起らざらんことを期し、豫て保留地設定手續方通達しあり、各位に於ても充分了知せらるゝことゝ信ずるも、將來の所要地は勿論、既に事業家等との關係を生じ、或は又其手に歸したるものと雖、蕃人生活上必要缺くべからざる土地に關しては適當の方法を講じ、遺憾なき處置を爲すの要ありと信ず。本件は今や原始的境地を脫し、文明的生活の伍班に入らむとする過渡期に在る蕃人撫育上最も重要なる事項なるが故に、將來一段の努力を望む。

—大正十三年六月十三日總督府に開かれたる警察會議に於て、標題は編者附設—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

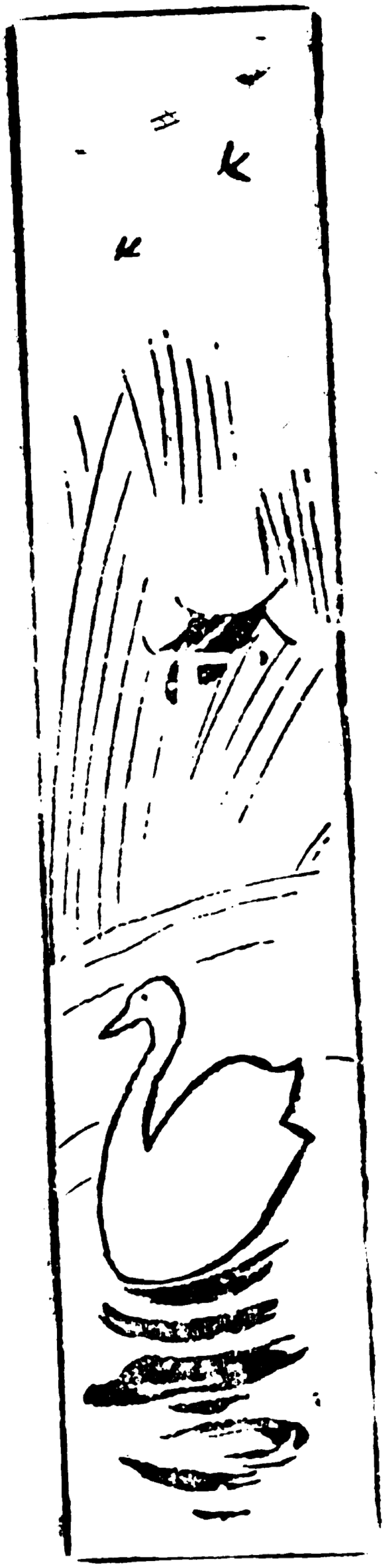

現代航空界の狀勢

歩兵大佐　倉茂三藏

一　言

世界週航の亞米利加の飛行機は昨日霞ヶ浦に到著致しまして、日本内地では大騷ぎをして居るやうでおります。又た佛國の飛行機は上海附近に於て、英國の飛行機も其の後方に於て、相次で日本に來る準備をして居る有機で、恰も日本國内は上下を擧げて飛行機に熱中して居ると云ふ狀態でございます。此の機會に於て飛行機に關する講話を皆さんの前に演ずると云ふことは洵に幸榮の次第で、又私が前勤務の關係上飛行機に關し一度はお話を爲すべき義務を負ひし際、會〻此の機會を得ましたことは洵に私の本懷とする所でございます。順序として先づ飛行機の發達の歷史を說き、次で現況を說き更に進んで將來に關する觀察を述べたいと思ひます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　歐洲大戰中に於ける飛行機の發達

飛行機は航空機中の一種にして、航空機とは飛行機・飛行船・氣球・を總稱するのである。飛行機の中には昨今將さに實用の途に著かんとして居る所の發動機の無い飛行機も含まれて居るのである。此等航空機の發達は歐洲の戰役を劃期として、其の戰前と戰後に於て非常なる差異を來たしたのである。其の戰前の情況は左程驚くべきものは無かつた。恰も我が國の數年前の景況の如きものでありまして、各國の飛行機に對する態度は、恰も此の如きものが軍用若くは實用になるであらうか、と云ふ嘲笑を以て迎へて居つた有樣であつた。但し飛行船は稍〻發達して居りまして、所謂獨逸の「ツエッペリン」の航空船が實用に供せらる〻やうになつて居りました。氣球は古き昔から出來て居りましたが、戰前に於ては其の構造は未だ完全と謂ふことが出來なかつた狀態である。然るに是等が戰役を經て一躍大進展を遂げた狀態は隔世の感と云ふか、恰も帆前船が直ちに一萬二萬噸級の蒸汽船に變化した位に發達したのである。それを極判り易く主なる要素に付て申すと、即ち飛行機總數に於て戰前一千四百弱のものが一萬に達し、內獨逸は三百より二千七百に、佛蘭西は六百より三千三百に增加して居る。又飛行機の性能として重要視されて居る所の最大飛行距離は、六百四十六哩より千八百哩に、一時間の速さは百二十吉米より二百四十一キロメートルに、最大高度は四千メートルより九千四百メートル即ち約二里半に增大し、大きさに於ても圖面で（圖面を揭ぐ）對照せらる〻如く總重量一噸半が十四噸半のものになつた。又た携行爆彈量は百キログラムが二噸に、一機の發動機の馬力は百五十馬力が千二百馬力に增大した。即ち其の數に於ても能力に於ても殆んど帆前船時代と昨今の進步せる蒸汽船時代との差異があるやうな有樣である。飛行船は其の進步が飛行機に比すると左程隔世の感は無い。氣球亦

た其の形ちに於て大分進歩したが、其の進歩たるや大いしたものでは無い。

何故に飛行機が斯の如く進歩したであらうか。戰役前「飛行機は軍用に供用せられ得やうか」と嘲笑されて居たものが、佛蘭西及獨逸に於て先づ戰場に飛行機を用ゐ、愈々戰場に用ゐて見ると到底地上のものゝ及ぶべからざる所で、如何に努力しても及ぶことの出來ない效果を現はす。一方に於ては敵の飛行機を抑へる爲には我が飛行機以外には他に方法がない。即ち地上に於て如何に多くの軍隊があり如何に各種の勢力があつても、敵機のよりも優れたる飛行機を以てするにあらざれば之を抑へることは出來ない。是に於て敵味方倶に飛行機を發達させやうと云ふ競爭心が出來た。敵の飛行機よりも我が飛行機が優越でなければ到底戰爭には勝てない、と云ふことの決論に達して來たのである。隨つて此の飛行機の改良發達の爲に費した所の國力即ち人命・費用及工業力、斯う云ふ國力を賭したことは實に莫大である。一言にして謂へば國の存亡は航空機の發達如何にある、と云ふことを戰役間に覺知して死物狂ひに成つて發達を圖つたのである。其の結果斯の如く異數の發達をしたのであります。

三　休戰後に於ける航空機の發達

偖て然らば休戰後は如何になつたであらうか。既に六年許りを經過して居るが其の間如何になつたか、と云ふことは直ちに起る問題である。戰役間苦がい經驗に依りて、航空機の價値即ち航空機に關し國家の保有する實力の强弱は國威を進展する上に付ての重要なる後援である、と云ふことの確信を得ましたからして、戰役後と雖も此の方面に於ては決して力を緩めない。戰役の疲弊に因つて軍備の縮少や諸般の節約を行ふて一面に國費の緊縮を圖つたが、飛行機の方面に於ては、夫れと反對の態度に出て居る。其の結果休戰當時に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

比し更に一段の進歩發達を來して居るのである。卽ち各國の飛行機に就ての性能を比較すると次の如くである。(表に據る)米國及佛蘭西が優秀であつて、其の航續時間は十二時間、一時間の平均速度が百五十五吉米卽ち航續距離が千九百吉米にして四百馬力發動機六箇卽ち三千四百馬力を有し、搭載爆彈量二噸半を有する爆擊用飛行機が現出して居るのである。序ながら、軍用飛行機は其用途に基いて三通りに大別されて居る。卽ち空中より地上を見る偵察機、空中に於て敵の飛行機と戰鬪を交へる戰鬪機、地上に於ける市街重要の地點或は軍隊を爆擊する爆擊機である。戰鬪機に就て比較すると佛國が最も優秀であつて其の最大高度は一萬一千メートル、一時間の速度三百二十一キロメートルのものが出來て居る。尙ほ是の比較表に由つて見ると日本が如何なる位置にあるかと云ふことは御覽の通りで心細い次第である。

尙ほ今日迄のレコードを申すと高度が大正十二年の九月に佛蘭西で一萬一千「メートル」、速度が十二年十一月米國で一時間四百二十六キロ卽ち一時間に約一百七里許りの速度を出して居る。航續時間は十二年八月米國で、三十七時間に五千三百吉米の距離を著陸をせずに飛行して居る。大きさに於て英國が一番であつて、大正十一年十一月に於て旅客四十名を載せる飛行機が出來て居る。又た狹地著陸は(御承知の通り飛行機は降りる時分に廣場に降りるが、此の廣場卽ち飛行場を成るべく狹くすることに苦心して居るのである)佛蘭西が幅八メートル長さ十メートル卽ち四間に五間許りの所に飛行機を降ろすことに成功して居る。飛行機以外のものに就てレコードを調べると、飛行機の一種である發動機の無い飛行機、之が佛蘭西に於て大正十二年二月に於て五百二十五メートルの高さに昇つて居る。又た飛行時間は八時間三十六分と云ふ長い時間を飛んで居る。飛行距離は獨逸で十二年八月に十二キロメートル卽ち三里許りを飛んで居る。扨て發動機の無い飛行機と云ふことを言ひましたが、これは數年前獨逸に於て一番先きに試みられたのである。發動機なし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に人間が載つて居て、翼をつ繰ることに依つて、山地殊に谷間のやうな所の氣流を利用しつゝ飛行するのである。これは最初山の上から乘つて、ずつと滑べり降ると、其中に翼が氣流の壓力を受けてふつと空中に浮上り、夫れより氣流を利用して落ちないやうにする。恰も鳶が僅かに羽根を傾くるのみにて空中を飛ぶと同じ理屈である。然しこれは將來餘り望みが無いものであらうと私は考へます。獨逸が平和條約に於て、飛行機の製作及利用に就て制限を受けた爲に、(御承知の通り彼の平和條約に就いて各國が獨逸の武力を抑へる爲に制限したのは飛行機である)。先程も申した通り航空機即ち主として飛行機の優劣は、將來の國威進展上に最大の要素を爲すと云ふ確信を得ましたので、獨逸をして將來芽を出させない樣にする爲には飛行機を制限するを以て最も必要なりとしたのである。そして軍用航空機は勿論商業用に就ても某程度以上は作つてはゐかないと云ふことに制限した。さうして在來有るものは各國監視の下に燒くなり又は各國に分配するなり處置したのである。畢竟、苦しまぎれに研究したもので、それが段々研究を重ねると終には物になるので、斯の如きレコードを取るやうになつたのである。次に落下傘は戰役の終り頃出來たもので、これは空中に於て飛行船や飛行機が敵の爲め破壞又は燒失せらるゝ際、人のみが飛び降りる際に用ゆるものであつて、米國に於ては七千四百メートルの空中から落下して成功したのもある。又落下傘は餘り低いと開く餘地がないから危險だと云ふので、低い所から落ちるに付てもレコードを取つて居る。夫れは米國に於て三十八メートル即ち二十間足らずの所から落下傘で落ちることに成功して居る。

次は自由氣球である。之は風の儘に飛ばす氣球であつて、時間に於て八十七時間、高さに於て一萬メートル、距離に於て三千キロの所を飛んで居る。此のレコードは戰前のもので、今日自由氣球が戰役前に比して進步しないことは之でも判るのである。夫から飛行船のレコードを見ると、英國に於て四千キロを百時間で

飛んで居る。又た佛蘭西に於ては七千キロ即ち約千五六百里の所を百十八時間掛つて飛んで居る。英國でも相當のレコードを作つたのである。然し此等のレコードは多くは戰役前のものであつて、戰役以後餘り發達して居らない。之れは一方に飛行機が現はれた爲めである。尙ほ今迄に申上げた所の各航空機の現時に於ける平均能力を汽車自動車等と比較して見ると、同時に東京を出發するものとして、一時間の後には戰鬪飛行機が濱名湖上空に、偵察飛行機が大井川に、爆擊機が其後方五里の地に、飛行船は富士川に、特急列車は大磯に、自動車、傳書鳩は茅ケ崎に、馬は品川に、人力車は札の辻に、人は芝公園に達することになるのである。

以上申したことは休戰後各國が戰役の疲勞にも拘はらず、飛行機方面には力を緩めずに進步發達を圖つた結果、斯の如き狀態に達して居ると云ふことを御紹介したのである。

四　現時に於ける飛行機の用途

斯の如く進步發達した飛行機は、現在如何なる用途に使はれて居るかを述べて見たいと思ふ。飛行機は先程申した如く、戰前に於ては硏究的に各國に於て徵々たる進步を致し、戰役に這入つてから後各國民が飛行機の眞價を自覺して眞劍に發達を圖つた結果、休戰時迄に異數の發達を來たし、尙ほ其後も力を緩めずに努力した結果、休戰時に比すると更に一段の進步を來して居ることは前申した通りである。而して休戰後の發達を企圖する上に於て、單に之を軍用にのみ使用すると云ふことは不經濟で到底國力の負擔を許さない。そこで之を經濟上の方面と結び著けて發達を圖らう。それが一番策の得たるものである、と云ふことから各種の奬勵法を講じ、民間飛行の發達を圖つたのである。それが爲に飛行機の現在の用途は經濟上の各種の方面に向つて漸次發達をして居るのである。目下各國で使用する飛行機の用途を擧げると、軍事上の用途として

は砲兵射撃の觀測、偵察・連絡・患者輸送・空中戰鬪・地上戰上加入・爆撃・爆彈投下・燒夷彈投下・魚雷投下・毒瓦斯彈投下・寫眞測圖・寫眞撮影・潛水艦偵察等である。又た民間の用途としては各種遊覽・スポート・娛樂或は警備警察用・空中郵便・旅客輸送・貨物輸送・難破船の搜索・魚船發見・噴火孔の探險・極地探險・高層氣象の研究・森林監視・農園監視或は國境監視・宣傳ビラ投下・昨今行はれて居る世界一週等廣き範圍に利用せられて居るのである。此等用途中森林や農園の監視は主として米國で行はれて居るので、日本のやうな狹い所では其の必要を感ぜないが、臺灣の如きは山地に應用するを有利と考へられる。空

偖て是等民間の用途の中で各國とも力を入れて居るのは、謂ゆる郵便貨物・旅客等の空中輸送である。空中輸送の情況は一度歐米に足を踏み入れた方は御承知のことなるが、歐米各國の首府及重要都市間には概ね定期航路が出來て居るのである。此の定期航路たるや所謂政府の命令航路にして、毎日所定の時間にビシビシ運行して居るのである。定期航路の外に個人若くは試驗的に實施して居る航路亦た頗る多いのである。

是の外に政府の計畫航路は澤山有るのである。亞米利加の如きは支那の方にも航路を延長する計畫を有して居り、又た世界の航路として日本の方にも延びて來るやうに計畫されて居る。

五　各國飛行機實力の判定

斯の如く飛行機が發達して居るので、どの位のものが各國に有るであらうか、と云ふことが問題として起るが、航空機に關する實力は國の威力を判斷するに重要なる部位をなすものであるから、各國とも之を秘密にして中々判らない。陸海軍で持つて居る數の如きは一層判らない。けれども先づ私が今茲で推定をして見ますと、陸海軍を寄せまして、米國及佛蘭西に於ては四千臺を下らないであらう。英國に於ては佛蘭西及米

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

國と少し主義を異にして發達を害して居る爲に、軍用の飛行機は數が少ないが、それでも千臺を下らないと思はれる。露西亞・伊太利の如きと雖ども五、六百の數は持つて居ると思はれます。日本は飛行機の數から考へて先づ露西亞・伊太利等と大差はなからうと思はれる。又軍用以外の民間航空機の實力はどうであらうか之も精確の數を得ることは困難であるが、昨年末の調査に依ると不精確ながら日本には僅かに四十三、米國は千二百、佛蘭西が六百七十、英國は二百七十である。又た民間航空豫算は、日本二十五萬圓、英國三百萬圓、米國六百三十一萬圓、佛國八千百萬圓、伊國八百五十萬圓に達して居るのである。政府よりの保護奬勵金は、日本八萬圓、英國二百萬圓、佛二千百萬圓、伊國百七十萬圓、米國には本制度が無い。是に由つて觀ても如何に各國が民間航空の實力を充實することに努力しつゝあるかゞ分かる。序ながら、民間航空機は有事の際直ちに軍用に供し得るものであつて、商船を軍艦に供することは困難であるが、飛行機は之れと趣を異にして民間用軍用別に主體に於て異なることなく、只所要に應じ武器を附し爆彈等を搭載すれば直ちに軍用に轉じ得るのである。

六　爆彈攻擊及防禦

吾人の最も懸念しつゝあるは爆彈攻擊及之れが防禦方法である。今之に就て若干述べて見たいと思ふ。爆彈攻擊は戰役の開始と共に飛行船から屢〻、所謂「ツェッペリン」で獨逸が倫敦若くは巴里其他重要都市に向つて試みたのである。所が飛行機の發達に伴ひて飛行機を以て之を防禦する樣になつた。御承知の通り飛行船は大きく速度が遲い。加之あの袋に若干の彈丸が命中すると直ちに爆發する不利益がある。隨つて飛行機が飛行船に對抗するやうになつてから飛行船は其の影を沒して、それに代はるに飛行機を以て飛行機を爆擊

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

することになつた。此の爆撃のことに就て、倫敦が曾て爆撃を受けた時の情況を申すと、英國人は最初は「ツエッペリン」は何が出來るかと云ふので笑つて居つたが、大正四年の一月九日突如として一大爆音が市民の夢を破つたのである。そら「ツエッペリン」が來たと言ふので、此の時の市民の驚きは一方ならぬ。當局に逼つても當局は平素之を餘所事に考へた爲に如何ともすることが出來ない。官民とも非常なる狼狽驚駭の結果總ての窓にはカーテンを附し、夜間は電燈を消し、地下室を設けて避難設備をすることになつたが、全市を暗黒にすると却て明瞭に見える。愈々それではゐかぬと機關銃を屋根に備へ附ける。今から考へると全然小供の騒ぎのやうな譯で、機關銃などは屆くものでない。これではいかぬと云ふので、其の當時比較的閑であつた海軍の探照燈と火砲を引き揚げて倫敦市の周圍に据ゑ著けたが、其後は「ツエッペリン」は火砲の達せざる高度を採りて屢々襲來するので、市民はお互に額を鳩めて戰々兢々として爲すことも手に著かず、爆音がすると直ちに地下室に這入る。富者は家財を纏めて市外に移住すると云ふ有樣で、一方に於ては議會が當局を攻撃する。世論は非常に喧しくなる。然し苟くも一大都市の空中防禦なるものが一朝一夕に出來るものでない「因果應報である。そこで議會と言はず、倫敦市の當局と言はず、人民と言はず、協力して非常なる努力の結果、市の周圍に飛行場を設け、戰場に於て重要なる飛行隊を倫敦の周りに配置し、飛行船が來れば空中でそれを攻撃驅逐することになつた。之れが爲に飛行船は飛行機に敵し難く、獨逸は飛行船に代ふるに大なる飛行機を以てするに至つた。偖て飛行機に乘じて敵が來ることになると、飛行船に比して非常に速度が早いので、そら來たと言ふても間に合はない。其中に市街に爆彈を投じて還つて行くと云ふ有樣である。それで飛行機を發見する爲に樣々の方法を講じ、遠距離に見張りを出したり夜間は機音を聞き著け得るやうな機械を市街の外方數十里も遠くに備へ著けて、機音で敵機の襲來を聽き附けて市內に急報する。すると市內では

電燈を消すものは消す、探照燈で上空を照らす。敵の飛行を機見附次第に砲兵は射擊をする。飛行機は急報に依り直ちに飛行して市街上空を警戒し、敵機を發見次第に攻擊する。夫から尙遠く白耳義の海岸等に飛行機を放ち、英國に向つて來る大きな飛行機があると直ちに無線電信等を以て倫敦に通知する、と云ふやうな大袈裟な方法手段を以て之を喰ひ止ることになつたのである。斯く爆擊の爲に來る飛行機を防禦する爲には、如何に大袈裟な防禦手段を講ぜなければならぬか、と云ふことは其の實驗に由つて痛切に證明せられたと同時に、次の結果を生じたのである。即ち到る所さう云ふ手段を設けた日には戰爭所ではない。國内の都市や重要地點の防衛に忙殺せられてしまう。夫よりは、寧ろ敵の飛行機を始めから來ないやうにする。即ち敵の飛行根據地を壞滅することが最も有利で且つ經濟的であると云ふ動かすべからざる原則が發見せられたのである。

先程申した爆彈攻擊に對して何う云ふ大袈裟な防禦手段を講ぜなければならぬかと云ふことを玆に紹介すると第一に敵機の來襲を見張る所の監視哨を市外二十里位の外周に、三里位の間隔に幾重にも配置し、飛行機を發見する爲めに晝間は眼鏡を用ひ、夜は或は天候の惡いときは聽音機と稱する機械を配置することが必要である。次に敵機を攻擊する爲め市街の周圍に飛行場を設け、そこに有力なる飛行隊を置かねばならぬ。次に尙ほ敵機を照明發見する爲めの多數の探照燈、及び擊落す爲めの多數の高射砲を、市街の周圍及內部に配置せなければならぬ。尙ほ極大事の所になると氣球を四五千メートルの高さに揚げ、氣球と氣球との間に繩を張り、此の繩に小さな物を吊して置く、すると敵の飛行機は眼障りになつて降下することが出來ないのである。之を阻塞氣球とも稱して居る。此の阻塞氣球は重要なる橋梁・鐵道橋等、孤立せる重要點の掩護にも數々使用せられたのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

次に重要建物を隱す手段を執らなければならぬ。例へば大藏省・砲兵工廠・彈藥庫・水源地或は宮城等、の重要建物の有ることが明瞭になると、そこ許りやられる。それを秘匿又は僞裝せなければならぬ。此の作業は又た大仕事である。一例を申すと巴里では夜間上空から見て巴里と同じやうに見ゆる市街を別に拵へたのである。その位置はセーヌ河の形ちが恰度巴里に流れて居ると同じやうな形ちの部分に拵へたのである。さうして敵の飛行機が河を目標として參りますと、眞の巴里及其の近所の電燈を消して僞裝の巴里には眞巴里の如く夫々電燈を點けて置く、と云ふやうなことをして市街を匿したのである。夫から敵機來襲の際市民に急報して地下室等に避難させ、又は電燈を消させ或は防毒準備を整へさせる爲めに警報器を備へて置くことが必要である。

以上諸機關が一絲亂れず整然として敏速に所置されなければ、市街の防備に缺陷を生ずることになるのである。隨つて防衛の爲め總司令部を置き、且つ司令部と各機關との間に完全なる通信網卽ち直通電話を架設して置くのである。又た高射砲を迅速に必要の方面に動かす爲には大きな道路を作つて置く必要がある。新聞にもあつたかと思ひますが、東京の復興計畫に於て、謂ゆる都市防禦の問題が起つた際、此の道路問題は喧しかつたやうである。序ながら都市計畫に於て見逃すことの出來ないことは、右述べた大道の外に避難所として公園又は廣場を多く造ること、或は水道・電燈等の原動力のある所は數個に分散して拵へて置くこと重要建物を不燃物とすること、電車・汽車・電線等の重要なるものは地下線とすること等である。これは只今申した歐洲戰に於て倫敦或は巴里で苦がい經驗を嘗めた結果であつて、東京に於ても必ずさう云ふ議論が起きて居ることゝ思ふのである。

右述べたことは空中防禦の如何に大仕掛であるかの一端を紹介したに過ぎない。扨て此の尨大なる施設を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國内重要都市、港灣・要塞或は工業地等に施すことに假定する、到底國力が堪ゆるものではない。諸外國に於ても矢張り其の通である。そこで受け身になつての防衛施設は某地點某程度並敵に優る飛行機の實力を國内に充實して、いざ開戰となると優勢なる飛行機を以て敵の飛行機を撲滅するか、尠くとも我が威力圈内には敵の飛行機は飛んで來ないやうにするのが上策である、と云ふことの歸結になるのであります。現時各國に於ける飛行機發達の競爭、空軍擴張の競爭の眞意義は實に茲にあるのである。

尙ほ序ながら爆撃機の威力圈に就て見ると米國現用の爆撃用飛行機は、一時間に百五十キロで十二時間走る。即ち航續距離千八百キロであるから九百キロの所に往復が出來る譯であるが、目的地に至り働く時間と若干の死節時間を見積ると、確實の所は七百吉米の地に爆撃が出來る。今假りに馬尼拉に根據地があるとすると、臺灣全島は無論福州附近にでも威力が及ぶことになる。若し夫れ其根據地を臺灣又は福州附近に推進したなれば、九州に及ぶことになる。更に沖繩に推進したなれば如何。斯く觀し來ると寒心に堪へないものがある。

聞く所に依れば亞米利加は馬尼拉附近に飛行隊を置き、昨今大いに之を增しつゝあると云ふことである。又た露西亞は比較的浦鹽方面に於て民間飛行機の發達を奬して居ると言ふことである。尙は爆彈は只破裂をするだけと思ふは大間違で、爆彈の中には燒夷彈と申して、一彈で以て鐵柱を熔かす其附近に毒素を發散するものや、數十間の間に火焰を擧げるものがあり、毒瓦斯彈と稱して毒液を投下し、數時間時としては數日間其の附近に毒素を發散するものがある。又た發雲彈と申して市街等の上空に密雲を成形し、其の上で飛行機が自由自在のことをやらうと云ふものが出來て居る。尙ほ五百キロ即ち半噸の爆彈は地下十一メートルの地中に存する物體にまで作用すると云ふことである。例の都市計畫の時分に飛行協會からの建議に、地下鐵道

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

或は重要なる地下設備は地下十一メートルの下に拵へなければならぬ、と言つて居るのも此の邊から來て居るのであらう。以上は爆彈爆擊が如何に悲慘なものであるか、又た將來は如何なることになるであらうか、と云ふことをお話した譯である。

七　飛行機發達上の難問題

航空機の必要なること及之が發達に努力せねばならぬことは何人も考へて居る所であるが何故我國に於ける發達が遲々として居るかは誰しも疑問とし又知らんとする所であらう。以下發達の容易ならざる所以を述べて見たいと思ふ。其第一は非常に經費を要する事、俗に飛行機一大隊を設置すると一箇師團を拵へるだけの金が要ると言はれて居る。其第二は科學工業上の力が優越でないと善い飛行機は到底拵へることは出來ない。今假りに日本に十億の金を與へるから兩三年の間に各國に優る飛行機を拵へよと言はれても夫れは出來ない。飛行機の各部分を見ると、所謂文明の科學工業上の進步發達した粹を拔いたものが集合して居るのである。幸に學者が居つても夫れを造る所の工業力が無い。材料が無い。又た夫等に從事し得る職工技術員が居らない。技術員の養成も中々困難で、陸軍などで相當に飛行機又は發動機の職工として認めることの出來るものは、四五年掛らないと出來ない。それでも到底一人に委かすことは出來ないのである。其第三は多數の優秀なる空中勤務の者が必要である。空中勤務者中其の主なるものは操從者であるが、此の外爆擊手、機關銃手、砲手、無線電信手、機長（船長の如きもの）等を必要とするが、夫等の養成が又た困難なる事業である。空中勤務者は其心理上に於て將又た肉體上に於て、地上のものが中々思ひ及ぶことの出來ない辛さがあるのであつて、どうも日本の國民と言はず軍隊と言はず一般に空中勤務者に對する理解同情が足らない。故に折角

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

優秀なる素質を有するものが現はれても、周圍に對する不平からヤケを起して終りを完ふしないことがある。尙ほ操縦者一名の養成に十萬圓を要すると言はれて居る。其第四は航空路の設置と云ふこと、是が又た困難なことである。航空路と申しましても空中に道がある筈は無い。航空路として船の爲めの港と同じことに、飛行機及人員を保養し且つ着發を規正する所の飛行場を適當の距離に拵へて置くことである。而して其飛行場には飛行場專用の無線電信電話修理工場、油倉庫を附屬することが必要である。又た別に高空氣象を觀測して適時航空者に通告する。卽ち高空氣象觀測網が必要である。之は恰も航海者に對しては海洋氣象臺が在つて海洋の氣象を一般に通告すると同樣である。日本では昨今漸く高層氣流の觀測所の問題が起つて居るやうであるが、英國では每日の新聞紙に高空氣象圖が發表せられて居るのである。それに由つて航空者は上空の氣象を察知して出發することになるのである。航空者が進路に於ける氣流を豫め知ると言ふことは、至大の自信力と勇氣を與へるものである。其の意味から言ふと、日本では今、世界一周飛行を大いに有頂天になつて歡迎して居るが、他國の飛行機に、我が國土の上空に於ける氣流の狀態に對して非常な自信力を與へる譯である。けれども日本國も國際航空條約に加盟をして居るから、外國の飛行機が飛んで來るときには航空路を與へなければならぬ義務を負ふて居る。其の代はり日本でも加盟國を通過し得る權利を有して居るのである。實は日本は航空條約には加入して居るが、まだ外國に發表する航空路は無いので、臨時の交渉で指定し飛行場も臨時に軍用飛行場を利用すると言ふ有樣であります。飛行場を適當の距離に設置すると言ふことは日本のやうな狹い所では中々求められない。臺北の練兵場でも狹いと言ふ位の飛行場を、五十里なり六十里なり遊ばして置かなければならぬと云ふことになれば、それでなくも國の中に人間が有り餘つて困つて居る次第であるから、飛行場設置は我國に取りては頗る難問題である。以上は飛行機發達に對する難問題と認む

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べきであるが、偖て之も考へ樣に依りては左程困難なことはないのである。卽ち國民が飛行機に對する危險觀念を一掃しさへすれば、經濟方面に於て經營敢て困難なる事業ではないと思ふ。現に亞米利加當りては今から險惡なる地方を經て鐵道を敷設するよりは航空路を設置した方が可いと稱して居る。今若し假りに米國や佛蘭西等の如き飛行機が有りとすれば、臺灣の中央山脈を貫いて、鐵道を以て東西を連絡するよりは、有力なる飛行機會社を拵へて補助を與へた方が良いかも知れない。飛行機の安全性に就ては、我國では不安を持たるゝものが多いけれども、私共は飛行機に親しんで居る關係か左程不安のものとは考へない。米國の統計に依ると、自動車の事故よりは却て飛行機に係る事故は尠いと稱して居る。又天候の障碍も殆んど受けない樣に發達して居る。現に定期航空をやつて居る倫敦と巴里間は一年間に三四遍出航を見合したのみである

八　結　言

以上は航空界の概要に過ぎないが、是等のことを考へて見ると、飛行機は業に既に試驗時代を離れて實用時代に這入り、今や各方面に益々利用せられつゝあるのである。而して各國は飛行機の發達は直ちに以て其國の威力を意味し、有事に際しては國防の第一線をなすものである、と言ふ信念の下に之が實力の擴張充實に專念して居つて、恰も歐洲大戰前に各國が軍備の擴張充實に鎬を削つたと同じやうな狀態にあるのである過日の新聞にもありましたが、佛蘭西の飛行機は英國に比し非常に優勢である。英國は何と言ふても佛國に對し壓しが利かない。外交上不利なる立場にあらねばならぬ。それで國民が憤慨して中央當局に逼つて航空の充實を畫策し、佛蘭西に拮抗しやうとして居ると言ふことである。米國は米國で、何事も世界一の自負心の下に、佛蘭西に負けまいと一生懸命になつて居るのである。米國は飛行機の性能に於て兎角佛國に及ばざる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所があつたが、昨今は佛國に劣らないものが出來る樣になり、其他國内の工業力及び石油等の資源を總て通算して見ると、航空實力は米國が優越して居りはせぬかと考へられる。之に反して我が國の狀態は洵に耻かしいやうな狀態である。歐洲に於ける發達の歷史を觀察して見ると、如何に我が國民が一大覺醒をしなければならぬかと云ふことが分かるのである。飛行機の發達は普通一片の努力の仕方では出來ないのである。即ち歐洲列强が數年間に亙つて、乘るかソルカの大戰爭に於て、其勝敗は飛行機の優否に關係することが至大なることを知つて、莫大な資力人命を犧牲にして、汎らゆる工業科學の力を利用し、所謂國力を賭して眞劍に努力した結果今日に於ける發達の大部を完成し、而かも苦がき經驗から出た所の飛行機の價値……即ち將來の戰爭に於ては、飛行機が弱ければ其の國は立つことは出來ない、戰爭をしやうとしても起つ譯にはゐかないと云ふこと、又た飛行機の攻擊が如何に恐ろしいものであるか、と云ふことを國民が痛切に感じた、其の體驗からして得た精神で、休戰後も屈せず努力をして居る結果今日の狀態に達し得たものである。日本の如く模倣的の發達をなしたものでなく、精神的に確固たる根底があるのである。此の邊の消息を辨へたならば、飛行機の發達は陸海軍に委すべき問題ではない。國民擧つて一大覺醒の下に最大の努力を要すべきものと最も深刻に感せなくてはならぬのである。幸ひなるかな各國飛行機は今や日本を訪問中にあります。此の機會に於て恰も維新前に黑船が我國を訪問し、其後佛蘭西英國等の黑船が下の關や鹿兒島に來て我國民の長夢を覺まして吳れたと同樣に、我が國民の眠を醒まして吳れることを祈る次第である。

―大正十三年五月二十三日臺灣總督府に於ての講演速記錄(標題は便宜編著附設)―

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方財政の概要

臺灣總督府事務官　水越幸一

一　地方制度沿革の大要

臺灣地方税規則は、臺灣に於ける地方事務を處理する爲め、明治三十一年律令第十七號を以て公布せられ同年十月、臺北・臺中・臺南の三縣と宜蘭廳とに之を施行し、同三十四年度より澎湖廳、恒春廳に及ぼし、次いで同三十五年度より臺東廳に施行することゝなり、玆に始めて全島に其の普及を見るに至つた。而して明治三十四年度迄は、今日の地方制度とは根本に於て相違し、各縣・廳毎に其の經濟を獨立せしめた。そして地方税を以て支辨する費目は、辨務署費・警察費・街庄社長役場費・教育費・勸業費・土木費・衞生費・廳舍營繕費・救育費・地方税取扱費であつて、當時は縣の歲計は各百萬圓内外、廳は三十萬圓内外、縣、廳を通じ三百三十餘萬圓の程度で相應の成績を擧げたやうである。が、未だ匪賊が所在に出沒して居り、ペストの流行、生蕃の跳梁等、難件勃發して地方官の立場は頗る困難のものであつた。そこで施政の方針を改め、地方行政の組織に變革を加ふることの必要を生じ、明治三十四年十一月、縣を廢して廳を置き、從來三級制なりし行政組織を二級制とした。其の結果、地方税の管理を臺灣總督に移し、是迄各縣・廳を單位とした地方税經濟の制度は玆に一段落を告ぐるに至つたのである。斯くて明治三十五年律令第四號を以て根本的に地

方稅規則に改正を加へ、新たに地方費區を設くることゝなり、全島を三費區として明治三十六年度より之を施行した。則ち第一地方費區は臺北・宜蘭・桃園・新竹・臺中・南投・嘉義・臺南・阿緱の九廳、第二地方費區は臺東・花蓮港の二廳、第三地方費區は澎湖廳を包含せしむることゝなつた。爾來幾多の變遷を經て大正九年度に至つたのである。然るに從來の中央集權制度は時勢と民度に適せざるものとなれるの結果、之れを改めて地方分權制度を敷くことゝなり、大正九年十月地方制度の一大改革を行つた。其の結果として從來の地方費區は廢止せられ、新たに地方團體たる州、廳地方費、市街庄の成立を見、以て今日に至つたのである。

二　地方團體の歲出

臺灣に於ける地方團體は如何なる費用の支出を爲すものであるかは、地方制度の根本法たる州制、廳地方費令、市制、街庄制の規定する所であつて、州、廳地方費、市街庄は其の必要なる費用及法律、勅令又は律令を以て州、廳地方費、市街庄の負擔に屬せしめた費用を支辨する義務を負ふものである。卽ち地方團體の固有事務に要する費用は勿論、委任事務に要する費用及事務は地方團體に屬せざるも法律、勅令又は律令を以て其の事務に要する費用のみを地方團體の負擔に屬せしめたときは、地方團體は之れを支辨しなければならぬのである。斯くの如く地方歲出の範圍は抽象的に一定して居るが、其の實質的內容は時世の進運に應じて時々變更して居るのである。

今地方團體全體の大正十二年度の歲出を見るに、特別會計に屬する費用を除き其の總額二千五百六十一萬八千圓を算して居る。之れを地方稅制度創始の翌年度卽ち明治三十二年度の地方稅經濟の歲出百七十萬圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

計較せば約十五倍に增加して居る。更に其の一戸當及一人當を計算するときは、前者は三十五圓五十錢、後者は六圓六十九錢に該る。之れを内地に於ける大正十一年度の地方費一戸當百二圓五錢、一人當二十圓六十六錢に比較せば一戸當は三割四步、一人當は三割二步に相當するに過ぎない。

更に臺灣に於ける國庫歲出と地方歲出とを比較せば、大正十二年度の國費總額は九千三百七十六萬八千餘圓であるから、地方費は國費の約二割七步强に相當するのである。

次に如上の地方費は如何なる費途に使用せらるゝかを見るに、左の如く敎育費最も多く、歲出總額に對し三割八步强を占めて居る。之れに亞ぐものは廳役所役場費・衞生費・土木費・勸業費・公債費等の順序である。尙ほ衞生費は一般會計に屬するもののみであつて、之れに州特別會計に屬する傳染病豫防臨時費資金百五萬圓を加算せば四百六十萬二千圓に達し、總額に對する割合は一割五步强となるのである。

		歲出總額に對する割合
敎育費	九百八十三萬九千圓	三割八步四厘
土木費	百四十三萬千圓	五步六厘
衞生費	三百一萬三千圓	一割一步二厘
勸業費	百二十七萬七千圓	五步
社會事業費	七十四萬二千圓	二步九厘
廳役所役場費	四百七十二萬八千圓	一割八步五厘
協議會費	六萬三千圓	二厘
公債費	百二十四萬三千圓	四步九厘
地方稅取扱費	五十五萬圓	二步一厘
基本財産蓄積費	十三萬五千圓	五厘
其他諸費	二百五十九萬七千圓	一割七厘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

飜つて臺灣に於ける地方歳出費目別金額の歳出總額に對する割合を、內地のそれと比較せば左の如くである即ち臺灣の割合が內地の割合に優るものは、教育費・衛生費・社會事業費、廳、役所役場費及地方稅取扱費である。教育費及廳、役所役場費の割合に多額に上つて居るのは、臺灣は氣候風土の關係上、廳舍・校舍等建築費を多額に要すると、一面には殖民地として職員の待遇を厚くしなければならぬ特殊事情の存することが、其の主因であらうと思はる、けれども、臺灣に於ては未だ義務教育を實施せず、將來教育施設の擴張を要すべきもの多く、隨つて益々教育費が膨脹するものと見なければならぬ、然るに現在に於て斯の如く巨大の割合を示し、加之內地よりも非常に割合高き現象を呈して居るのは、地方財政上考究を要すべき問題であると思ふ。衛生費の割合高きは是亦臺灣は氣候風土の關係上特に衛生に力を用ゐて居る反映であつて、夫れ丈け衛生施設が完備して居るのである。又臺灣の割合が內地に劣れるものは、土木費・勸業費・電氣瓦斯事業費・警察費・會議費・公債費・財產蓄積費等である。電氣瓦斯事業は臺灣に於ては公營のものなく、警察費は國庫支辨であるから對照すべき數字なく、他の費目中著しく割合の低きものは土木費・財產蓄積費等であり、其の他は大なる徑庭がないやうである。

			內地に對する比較增△減
教育費	二七八	三八九	一一一
土木費	一七四	七五	△九九
衛生費	六八	一二〇	五二
勸業費	四八	三五	△一三
社會事業費	七	一六	九
電氣及瓦斯事業	八〇	—	△八〇
廳、役所役場費	八六	一九九	一一三

警察費	五五	—	△五五
會議費	六	二	△四
公債費	六九	五四	△一五
地方稅取扱費	五	二三	一八
基本財産蓄積費	二六	五	△二一
其他諸費	九八	八二	△一六

（備考）內地は大正十一年度豫算、臺灣は同年度豫算の割合である

以上地方費總額に就き、其の變遷、費途及內地實例との比較對照の概要を述べたが、凡そ是等の關係は各團體に依りて其の趣を異にして居るのであるから、以下、州、廳地方費、市街庄に區分して其の狀況を述べよう。

大正十二年度の各團體別歲出總額を示せば左の如くである。

州、廳地方費	千三百八十五萬九千圓
市	三百七萬六千圓
街庄	八百六十八萬三千圓

今如上の地方歲出は如何なる費途に使用せらるゝかを見るに、左揭の如く、州、廳地方費に於ては敎育費が歲出の隨一であり、廳費・衞生費・土木費・勸業費等之に亞ぐのである。市は衞生費最も大にして、敎育費・土木費・役所費・公債費・勸業費・社會事業費等之に次ぐの順序である。街庄歲出費目の第一は、州、廳地方費と同様敎育費であつて、之に亞ぐものは役場費・衞生費・公債費・諸稅負擔・勸業費・土木費・社會事業費・基本財産造成費等である。

□ 州、廳地方費

		總額に對する割合
教育費	六百五十九萬七千圓	四割七步六厘
土木費	七十七萬四千圓	五步六厘
衛生費	百十二萬二千圓	八步一厘
勸業費	七十四萬三千圓	五步三厘
社、會事業費	三十五萬五千圓	二步五厘
廳費	二百二十四萬七千圓	七步
協議會費	二萬千圓	二步
公債費	二十一萬九千圓	一步六厘
州稅取扱費	四十八萬五千圓	三步五厘
財產蓄積費	七千圓	一厘
其他諸費	百二十八萬八千圓	九步三厘

（備考）州、特別會計傳染病豫防臨時費資金歲出百五萬圓を衛生費に加ふるときは金額二百十七萬二千圓割合一割五步七厘となる、

□ 市

		總額に對する割合
教育費	五十四萬六千圓	一割七步八厘
土木費	四十二萬千圓	一割三步七厘
衛生費（水道費を含む）	百二萬二千圓	三割三步二厘
勸業費	十五萬二千圓	五步
社會事業費	十二萬二千圓	四步
役所費	二十八萬九千圓	九步四厘
協議會費	四千圓	—
公債費	二十萬千圓	六步五厘
市稅取扱費	二萬千圓	七厘

諸税負擔	二千圓	―
積立金及基本財産造成費	一萬四千圓	五厘
其他諸費	二十八萬圓	九歩一厘

ロ 街庄

		總額に對する割合
教育費	二百六十九萬六千圓	三割一歩
土木費	二十三萬五千圓	二歩七厘
衛生費	八十七萬圓	一割
勧業費	三十八萬三千圓	四歩四厘
社會事業費	二十六萬四千圓	三歩
役場費	二百十九萬千圓	二割五歩二厘
協議會費	三萬七千圓	四厘
公債費	八十二萬三千圓	九歩五厘
街庄税取扱費	四萬四千圓	五厘
諸税及負擔	六十九萬二千圓	七歩八厘
積立金及基本財産造成費	十一萬四千圓	一歩三厘
其他諸費	三十三萬四千圓	三歩八厘

三　地方制度改正前後の地方費

近時臺灣の地方歳出が甚しく膨脹し、隨つて地方税負擔が急激に増加せるは、地方制度改革の結果であるとて制度の改革を呪詛する者があるやうである。が事實はどうであらうか。

今地方制度改革前後の地方費を見るに、大正八年度の地方歳出（元地方税經濟歳出、元公學校歳出、元防疫組合費）總額が千八百三十萬二千圓であつて、大正十年度の地方歳出（州、廳地方費市街庄歳出）總額が二千五百六十萬三千圓である。卽ち地方制度改正

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

後に於ける地方歳出は、改正前に比し七百三十萬千圓此の割合四割を增加して居る。其の原因は國又は上級團體の委任事務に要する經費の增加及地方團體が其の公共事務として自發的に行ふ事業例へば敎育・衛生・勸業・土木・社會事業等百般事業の施設經營に基く經費の增加は勿論であるが、他の一面に於ては時代の進步に伴ふ必然的經費の增加も亦膨脹の大原因であることを見逃してはならぬ。勿論地方制度の改革に伴ふ經費の增加と、制度の改革に關係なき經費の增加とを截然區分することは困難であるが、試みに內地の實例に徵すると、大正八年度の地方歳出總額は六億五千二百三十八萬七千餘圓であつて、大正十年度の歳出總額は十億二千七百四十萬五千餘圓である。卽ち大正十年度は大正八年度に比し三億七千五百一萬八千圓、此の割合約五割八步といふ空前の膨脹であつて、臺灣の膨脹率を凌いで居る。

是れに由て之を觀ると、本島に於ては縱令地方制度の改革なかりしとするも、歐洲戰役後に於ける物價騰貴、貨幣價値下落に連れて必然的に膨脹する經費の增加と、時運の發展に應ずべき地方施設に要する經費の增加とは、到底之れを免れ得ざりしことを察知し得るであらう。されば若し最近地方費の膨脹を見て直ちに之を地方制度改革の結果にのみ歸する者あらば、幷は物の半面のみを見て他の半面を見ることを忘れたる者といふも敢て過言でなからうと思ふ。

玆に地方制度改革前後の各費目別の對照を擧ぐれば左の如くである。

	大正八年度地方費	大正十年度地方費	比較增△減	增△減割合
敎育費	四百六十七萬六千圓	九百七十九萬二千圓	五百十一萬六千圓	十割九步
土木費	百萬五千圓	百八十三萬九千圓	八十三萬四千圓	八割三步
衛生費	百三十四萬八千圓	二百四十四萬六千圓	百九萬八千圓	八割一步
勸業費	十九萬四千圓	六十七萬七千圓	四十八萬三千圓	二十四割九步

社會事業費	四萬千圓	四十五萬四千圓	四十一萬三千圓	百割四步
廳役所役場費	二百四十七萬四千圓	五百四十七萬二千圓	二百九十九萬八千圓	十二割一步
協議會費	—	四萬圓	四萬圓	十割
警備費	—	六萬八千圓	六圓八千圓	十割
公債費	—	百十五萬圓	百十五萬圓	十割
地方稅取扱費	十九萬四千圓	五十二萬圓	三十二萬六千圓	十六割八步
財產蓄積費	—	七萬千圓	七萬千圓	十割
警察費	七百九十八萬九千圓	—	△七百九十八萬九千圓	△十割
其他諸費	三十八萬千圓	三百七萬四千圓	二百六十九萬三千圓	七十割六步

即ち增加金額の大小より見れば、膨脹額の最も大なるものは教育費であつて、其の增加率は十割九步であり、其の他、廳・役所役場費、公債費・衛生費・土木費・勸業費・社會事業費等之れに次ぐのである。尚ほ警察費は大正十年度より國庫支辨に移つたので、夫れ丈け地方費の負擔を減じた如く見えるが、從來地方費の不足に對して國庫より補給されて居つた補給金及警察費に對する補助金が、收入に於て減じたのであるから、彼是差引計算すると實質的の負擔は殆んど減少して居ないのである。

以上地方團體の歲出の狀況を述べたが、以下其の歲入の狀況を說述する。

四　地方團體の歲入

州、市街庄は其の成立日尚ほ淺く現時發達の初期にあるから、其の施設經營すべき事業は日に月に多く、經費の必要は益々加はる狀態である。隨つて之に對する歲入の研究は地方財政上最も重要なる問題であることは言を俟たない。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

今、州、廳地方費、市街庄を通じたる大正十二年度の歳入を見るに、其の總額二千五百六十一萬八千圓である。之れを初めて地方税規則の制定された年の翌年度即ち明治三十二年度の地方税經濟の歳入に比較、其の增加の趨勢を見るに、當時の地方税經濟の歳入は總額百七十五萬六千圓であつた。即ち現今の歳入は此の十四倍半に當り、非常なる增加である。更に此の歳入の中で税收入と税外收入との關係に就て見れば、税收入は千四百三十三萬圓、税外收入は千百二十八萬八千圓である。即ち税收入は五割六歩、税外收入は四割四歩といふ割合となるのである。然るに之を各團體別として見ると、其の收入狀況は孰れも同樣でない、即ち市に在りては税外收入が多く、州、廳地方費、市街庄に在りては税收入が多い。之を數字で示すと、州・廳地方費の歳入千三百八十五萬九千圓の中、税收入は八百二十九萬二千圓で其の六割、税外收入は四割に相當する。然るに市は歳入三百七萬六千圓の中、税收入百四萬三千圓即ち三割四歩に過ぎないが、税外收入は六割六歩である。是れ市は使用料・手數料及借入金等の收入が多い爲である。而して街庄は歳入八百六十八萬三千圓に對し税收入は四百九十九萬五千圓即ち五割八歩、税外收入は四割二歩の割合である。要するに、州廳地方費及街庄に於ては、税收入は税外收入に超過し、市は税外收入は税收入を凌駕して居る。が、團體全體を通じて見れば、税收入は歳入の大半を占むるの狀況である。尙ほ州・廳地方費の數字は此の兩團體通通じて見たものであるが、之れを分離して見れば、廳地方費は歳入百十八萬九千餘圓の內、税外收入は僅かに十二萬三千餘圓、此の割合一割に過ぎないのであつて、州とは著るしく其の狀態を異にして居る。

叙上の如く、街庄は市に比して税收入の割合高く、而かも税收入の割合が年と共に增加するの傾向を有して居る。蓋し街庄に於ては、税收入以外に歳入の趨勢を支配すべき收入が、他に存せないのに基くものであつて、此の勢を以て進めば、街庄の負擔は將來益〻重きを加へるのみである。隨つて此の傾向にのみ放任す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ることは妥當でないから、街庄に於ては基本財産の造成に努めて其の收入を計り、或は事業を計畫して之れが收入を計らなければ、街庄負擔の緩和を望むことは到底困難であると思ふ。總督府及州に於ては既に玆に著眼し、基本財産の造成を指導奬勵して居るが、街庄に於ても自發的に此の問題に注意し、地方の事情に應じて相當籌策されたいものである。

今、團體全體の税外收入の重なるものを、金額の多寡に應じ順次に擧示せば左の如くである。

前年度繰越金	三百三萬千圓
補助金	二百五十六萬六千圓
使用料手數料	二百四十一萬六千圓
街庄分賦金	五十九萬千圓
借入金	四十萬五千圓
國税、州税徵收交付金	三十六萬八千圓
財産收入	三十五萬八千圓
繰入金	二十二萬二千圓
寄附金	十六萬二千圓
其他諸收入	百十六萬九千圓

次に各團體別税外收入を示せば左の通りである。即ち、州・廳地方費は前年度繰越金が第一であり、國庫補助金・街庄分賦金・使用料手數料・繰入金・財産收入等が之に次ぐの順序である。市は使用料手數料が第一位を占め、借入金・州補助金・前年度繰越金・財産收入・國税州税徵收交付金・寄附金・繰入金が之れに亞いで居る。街庄は使用料手數料が最も多く、其の他前年度繰越金・國庫及州補助金・國税州税徵收交付金財産收入・寄附金・借入金・繰入金の順である。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	州、廳地方費	市	街庄
財産收入	十五萬圓	四萬九千圓	十五萬九千圓
使用料手數料	五十三萬千圓	四十三萬六千圓	百四十四萬九千圓
街庄分賦金	五十九萬千圓	—	—
國稅、州稅徵收交付金	—	四萬八千圓	三十二萬千圓
補助金	百六十四萬三千圓	三十三萬四千圓	五十八萬九千圓
寄附金	—	三萬三千圓	十二萬九千圓
借入金	—	三十六萬二千圓	四萬三千圓
繰入金	二十萬圓	一萬八千圓	四千圓
前年度繰越金	二百二萬八千圓	二十八萬六千圓	七十一萬七千圓
其他諸收入	四十二萬四千圓	四十六萬七千圓	二十七萬七千圓

尙ほ稅外收入中、借入金は現在に於ては左程大なるものでないけれども、今後地方事業の振興するに隨ひ漸次重要のものとなるであらうと思はるゝから、起債に就いて茲に少しく述べようと思ふ。

地方團體が或る事業を爲すに就き多額の費用を要する場合、其の財源を總て一時の租稅に俟つことは、納稅者の負擔上困難とする所。故に負擔の過重に流るゝを避け、一面事業の執行を圖るべき方法としては、起債に依るを以て一の方法とするのである。殊に收益的事業に於ては、之を現在の納稅者の負擔に依らしめず、豫め起債に依つて之を支辨し置き、其の收益に依つて償還する方法を採ることは、財政上適當の措置であらうと思ふ。勿論復舊費の如き消極的の起債及經常的の歲出のための起債等は好ましからざることである。

今臺灣に於ける地方債を見るに、大正十二年度末現在の總額は四百四十四萬三千圓で、其の中州債八十七萬三千圓、市債八十萬六千圓、街庄債二百七十六萬四千圓であつて、街庄債は全地方債の過半を占めて居る。而して之を起債の目的の上から區分すると、敎育費の爲めにせるものが其の大宗であつて、其の金額二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

百七十六萬五千圓に達し、其の大部分は舊制度時代に於ける公學校の舊債に屬するものである。次は社會事業費の爲にするもの七十四萬五千圓、土木費の爲めのもの四十七萬九千圓、衞生費の爲めのもの二十八萬三千圓等である。更に起債總額の一人當を計算すると、臺灣が一圓十六錢であつて、之を內地に於ける大正十年度末現在の地方債六億五千四百餘萬圓、此の一人當十一圓六十九錢に比較せば、臺灣の地方債は言ふに足らない程度のものであるが、內臺起債の利率を比較すると、彼此の間甚しい相違あるを見る。即ち內地は五分以上六分未滿のものが最も多く、是れが約四割三步を占め、五分未滿が約一割二步、六分以上七分未滿が約二割五步其の他は約二割である。然るに臺灣の地方債は一割以上のもの最も多く、是れが約四割三步に當り九分以上一割未滿のものが約三割七步、七分以上九分未滿のものが約二割二步、六分未滿のものが僅かに五步に過ぎないのである。斯の如く臺灣の地方債の利率が內地に比し甚しく高率なるは、舊制度時代の情勢に依るものであらうけれども、地方債としては餘りに高利に失するものと謂はねばならぬ。隨つて將來起債に當つては利率につき相當の考慮を要すると共に、現在の起債にして高利なるものは、低利借替する等、適當なる整理方法を講ずべき必要があるであらうと思ふ。

英國に於ては、永遠の利益となるべき、公共事業の起債に對しては、國庫が其の資金を供給すべき方法が備つて居る。即ち地方債は地方團體の信用程度の差違如何によりて自から其の利率を異にするのであるから、各地方一樣の利率で起債することは出來ない。殊に國庫は地方團體よりも信用程度が厚いから、國庫に於て公債として募集すると低利で資金を得られる。即ち之れを地方債低利資金委員會の議を經て地方に貸出すのである。而して其の利率は四分以內、償還年限は五十年以內といふ寬大なる方法を以て貸付け、地方を保護して居るさうである。右の如き方法は金利の高き臺灣に於ては須く三思に値する問題であると考へる。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　地方税

臺灣規行の地方税は其の總額千四百三十三萬圓を算し、地方歳入總額の過半を占め、地方團體收入の上位に在るのである。而かも租税は國民全般に亘り直接間接に影響を及ぼすものであるから、他の孰れの收入よりも緊要なる地歩を占むるものなることは、復た敢て呶々する迄もない。

地方税は獨立税を中軸として租税體系を組織すべきか、將又附加税を以て組織すべきかの問題は、由來議論の存する所であるが、獨立税と附加税とは各長所短所があるから國に依りて一樣でない。臺灣の地方税は內地と同樣獨立税と附加税との混用主義を採つて居るが、現今獨立税を設けて居るのは州及廳地方費のみであつて、市街庄に於ては之を設けて居ない。州及廳地方費の獨立税としては、戸税・營業税・雜種税の三種であつて、附加税は地租附加税・所得税附加税（第一種の所得税に關する附加税）の二種である。市街庄の附加税は國税を本税とするものは地租割・所得税割（第二種の所得税に關する附加税）の二種であり、州税又は廳地方費税を本税とするものは戸税割・營業税割・雜種税割の三種である。叙上の地方税は全體を通じては、附加税は獨立税を凌駕するも、州及廳地方費に於ては獨立税が附加税を遙に超過して居る。數字を以て之を示せば、獨立税が六百九萬九千圓、附加税が八百二十三萬千圓である。

今、大正十二年度の地方税全體を、其の税額の多少に應じて擧示せば左の如くである。

		總額に關する割合
戸税及同附加税	五百七十萬七千圓	四割弱
雜種税及同附加税	二百九十七萬九千圓	二割一歩弱
營業税及同附加税	二百九十一萬四千圓	二割強

地租附加税	二百六十三萬四千圓	一割八歩強
所得税附加税	九萬二千圓	一歩弱
夫役換算額	二千圓	—
計	千四百三十三萬圓	—

（備考）合計額が內容と符合しないのは千圓未滿の端數を四捨五入した結果である。以下同じ

更に團體別に擧示すれば左の如くである。

□州稅廳地方費稅

		總額に對する割合
雜種稅	二百三十三萬二千圓	二割八歩強
地租附加稅	二百十一萬四千圓	二割六歩弱
營業稅	二百十萬九千圓	二割五歩強
戸稅	百六十五萬八千圓	一割九歩強
所得稅附加稅	八萬圓	一歩弱
計	八百二十九萬二千圓	

□市稅

		總額に對する割合
戸稅割	六十三萬六千圓	六割一歩弱
營業稅割	二十六萬六千圓	二割六歩弱
雜種稅割	十一萬三千圓	一割一歩弱
地租割	二萬四千圓	二歩強
所得稅割	四千圓	—
計	百四萬三千圓	—

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ロ　街庄税

		總額に對する割合
戸税割	三百四十一萬四千圓	六割八歩强
營業税割	五十三萬九千圓	一割一歩弱
雜種税割	五十三萬五千圓	一割一歩弱
地租割	四十九萬七千圓	一割弱
所得税割	九千圓	—
計	四百九十九萬五千圓	

卽ち戸税及同附加税は地方税總額の四割弱に該り、其の附加税は市街庄の租税財源の大宗として最も重要なる地位に在る。次に雜種税及同附加税は總額に對し二割一歩弱に相當し、其の本税は州税・廳地方費税收入の最高位を占めて居る。斯の如く雜種税が州税・廳地方費税として上位に在るは、雜種税中の好財源として屠畜税があるからであつて、其の税額は百四十萬二千圓に達し、雜種税全體の約六割に當つて居る。次に營業税及同附加税は總額の一割强であり、其の附加税は市街庄に於て戸税に亞ぐの地位に在る。而して營業税の本税は從來州及廳地方費に於ける税收入の首位に在つたが、大正十二年度より税率の低減を行つて負擔の輕減を計つたのと、歐洲戰後經濟界の不振に依り課税物體の減少を來したとにより、大正十一年度の收入四百五十六萬餘圓のものが俄然として減少し、今日に於ては二百十萬九千圓卽ち半額以下に減じたるの狀態である。地租附加税は總額の一割八歩强の割合であつて、州税・廳地方費税としては第二位であり、市街庄税としては第四位である。所得税附加税は全體を通じても團體別に於ても末位に在つて、其の割合は僅かに一歩弱に過ぎないのである。

六　地方税負擔

臺灣に於ける大正十二年度の地方稅の平均負擔を見るに、一戸當十九圓八十六錢一人當三圓七十錢である。之れを國稅の平均負擔と比較せば、國稅の一戸當二十圓五十錢、一人當三圓八十六錢なるに對し、地方稅の負擔は幾分低い狀況である。今之と內地に於ける大正十一年度地方稅の負擔一戸當五十三圓二十九錢、一人當十圓六十八錢に計較せば臺灣の地方稅負擔は內地の三分の一强に過ぎないのである。

更に國稅、地方稅を通じたる平均負擔を、內臺に比較せば、內地は一戸當百十八圓七十二錢、一人當二十三圓八十錢であり、臺灣は一戸當四十四圓三十六錢、一人當七圓六十一錢であつて、內地に比し臺灣の負擔は一戸當に於て其の約三割四步一人當に於て其の約三割二步に相當する譯である。斯の如く彼此の負擔に著るしい差違がある。固より租稅負擔の輕重は國民の經濟、所得或は富力の程度に照較しなければ斷定するを得ないけれども、上示の機械的計數に徵するも亦臺灣に於ける住民の租稅負擔が過重に非ざることを察知するに足るであらう。

次に各地方別地方稅一人當平均負擔を見るに左の通りである。即ち州稅の最も高きは高雄州であり、最も低きは臺東廳及花蓮港廳である。市稅の最も高きは臺北州で、最も低きは臺南州である。街庄稅の最も高きは花蓮港廳であり、最も低きは新竹州である。

	州稅、廳地方費稅	市稅	街庄稅
臺北州	二圓四十八錢	三圓五十五錢	一圓九十九錢
新竹州	二圓八錢	—	一圓十九錢
臺中州	一圓九十九錢	三圓四十三錢	一圓五十一錢
臺南州	一圓九十九錢	三圓六錢	一圓二十二錢
高雄州	二圓五十三錢	—	一圓三十八錢
臺東廳	一圓三十六錢	—	一圓八十四錢
花蓮港廳	（同上）	—	二圓四十錢

（終）

臺灣度量衡規則とメートル法の統一

殖産局度量衡所長　山口鈕五郎

一　臺灣度量衡規則の眼目

本年六月三十日付律令第三號臺灣度量衡規則竝に同七月一日付同施行規則が改正發布となり、度量衡のメートル統一に關する規定は內地同樣本年七月一日より實施されたが、之を內地と同一期日に實施すべく取運んだことは實に容易でなかつたのである。即ち同法令は臺灣のみ單獨に制定する譯に行かず、內地法との聯絡を要する次第であつたが、內地の勅令及省令が發布を見ざりし爲め、臺灣に於てのみ豫め立案し置く事も出來ず、勅令は漸く五月十六日、省令は六月十一日公布を見、爰に初めて內地の步調を知るを得、愈〻臺灣に於ての立案審議となつたのであるが、〓施行規則は九十箇條の大法文にして、專門の技術を法令に編むのであるから、關係當局は土曜も日曜もなく連日審議を盡され、律令も亦た內閣交涉の間際に提出されたので、拓殖局・法制局の審議を經て勅裁を仰ぐ迄には上京中の總督・長官の御苦辛も察せられたのである。

扨て改正法の眼目を擧ぐれば即ち「度量衡のメートル統一」であつて、之れが改正法の骨子であることは申す迄もない。律令第一條に「度量衡の基本、原器、名稱命位に關しては度量衡法第一條の規定に依る」とあるは即ちメートル專用の條項であり、從前の度量衡法では帝國原器（メートル）の長の三十三分の十を一尺と

し、又同原器分銅（キログラム）の質量の四分の十五を一貫とし、總て基本の名稱命位を尺貫法に置いてあつたのであるが、改正法ではメートルとキログラムを基本とした許りでなく、一躍メートルもキログラムも國際原器の示す長さ及質量、卽ちメートル條約に依り設立せる在佛萬國度量衡局に保管する國際原器を基本とし、現在の帝國原器は長さ及質量を現示する爲めにのみ使用せらるゝのである。而して叙上メートル統一に就ての猶豫期間としては、從來慣用の尺貫法やヤード、ポンド法及び臺灣地積の甲制の度量衡を以てする公務所の事務及事業を初めとし、民間事業では電氣・瓦斯・水道・鑛業・醫師・調劑・原動機を用ふる運輸事業及び原動機を用ふる各種の工業（三十四項目を指定さる）に使用する度量衡、及び上記の事務又は事業を行ふ者を當事者とする場合は、本年七月一日より向ふ十箇年内に改正すること、其他一般に對しては二十箇年と云ふ猶豫期間を與へられてある。尙ほ從來慣用の度量衡器の賣下及び檢定は向ふ十箇年間て止める。又向ふ十五箇年の後は慣用度量衡器は取引證明の用には全然使用することが出來ない。そこで前に述べた一般に對する猶豫期間二十箇年、との間に五年の相違あるを怪まるゝが、此の殘りの五箇年間は、單に在來法の單位をのみ使用することが出來るので、度量衡器は使用が出來ないと云ふ意味である。又た以上の猶豫期間經過後、輸出品又は輸入品にしてメートル法に據らざる商品の計量は何うなるかと云へば、メートル式の度量衡器を使つて計量受授するの外は無いが、之れを換算して取引先の度量衡單位を使用することが出來る樣に規定されてゐる。乍然、上記の規程で十年又は二十年と云ふ長い猶豫期間があるから夫れ迄手を空しくして待てと誤解してはならぬ。趣旨としては實施の翌日より決行すべきであるが、各人の準備其他萬々止むを得ざる場合に對し斯る猶豫を置かるゝ次第である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　新法中度量衡以外の計量器に關する諸規定

臺灣に於ける度量衡のメートル統一は第一節に述べた通りであるが、次に新法中、度量衡器以外の計量器に對する規定に就ても、順序として爰に述べ置くを便利と考へる。其の概要は、壓力計・寒暖計・比重計等の各種の計量器は、從來如何なる不正品を使用するも何等制限なかりしが、學術上產業上使用さるゝもの著しく增加し、物質の計量上利害の關係は毫も度量衡器と異るなきを以て、其の計量器の中、主要のものに就て之が强制檢定及取締を行ふことゝなつた。（內地に於ては既に大正九年以來行つて居る）。其の制限を受くべき計量器の種類は次の五種である。

一　晴雨計以外の計壓器――壓力計、眞空計、聯成計

二　浮秤――アルコールメートル、糖液比重計、ボーメー比重計、トワッデル比重計、等各種の浮秤

（比重天秤ピクノメートルは制限を受けず）

三　物體の膨脹に依る溫度計――各種の寒暖計及體溫器の類

四　生糸纎度檢定器――檢尺器、檢位衡、纎度分銅

五　乳脂計

而して上記の計量單位として、力・壓力・仕事・工率・溫度の單位としてメートル法に依るものに規定され、其の內溫度は攝氏の度に限ることゝなつた。尙ほ在來一般に慣用された英式の計量單位即(一)力重量ポンド又はトン、(二)壓力平方インチニ付重量トン、(三)仕事フートポンド、(四)工率馬力、(五)溫度華氏寒暖計等に依る計量器類は上に述べたる慣用度量衡と同樣の猶豫期間其の他の條件を夫々附せられて當分の內

使用することが出來る。

第二、量器中に瓦斯メートルの制定、本府では從來瓦斯メートルは何等の制限を附せざりしも、內地同樣量器として追加され、他の度量衡器と同樣檢定及取締をなすこと、なつたが、瓦斯メートルは總督府の專賣から除外し、其の製作・修覆・販賣は總て民間に特許を與へて營ましめ、總督府は其の檢定をなすに止まる。內地檢定證印あるものも尙ほ當府の檢定を要する。瓦斯メートルも立方メートルを採用されたが、立方フードや立方尺のものは慣用度量衡と同樣の制限で當分使用することが出來る。

第三、計量器の營業其の他の制限、計量器の製作・修覆・販賣營業は臺灣總督の特許を受けなければ營業することが出來ない。又た檢定證印のないものは販賣すること及證明の用に供し又は其の目的で所持することを得ないが、度量衡器と異る事柄は內地の檢定證印も認められてゐるので、內地證印あるものなれば勝手に輸入・移入して使用及所持すること及特許營業者は之を販賣し得るのである。唯、體溫器丈けは狂ひ易く且つ保健上最も重要なものであるから、內地の檢定證印があつても更らに當府の檢定を受け合格したものでなくては使へない。又た販賣も止められてゐる。計量器及瓦斯メートルの檢定には檢定料の納入を要する。尙ほ度量衡器の販賣價格は一定して居て安くも高くも出來得ないが、計量器と瓦斯メートル丈けは其の販賣價格は特許者の自由とする。以上瓦斯メートルと計量器に關する規定は大正十四年一月一日よりの實施である。

第五、商品の量目取締規定　從來包裝・袋入・折詰・罐詰等となしたる諸商品で、其正味量を表記してあるに係はらず、實量が不足してゐるものが尠くない。之に對する取締法として不正量目に就ては處罰を設けられたので、顧客は表記してある商品なれば安心して購入するを得る。又た臺灣總督は必要と認めた場合に其の正味量の表記を命ずることが出來るから、從來弊害多かりし盆暮の送答用品等に對し適切の處置を採り得

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る。唯々取締上注意を要することは他人が例せば問屋が詰込表記した商品で小賣人が所持してゐる場合に自然目耗りした恐れがあつても、其の容器又は封緘を破毀せざれば量目を調整し得ざる樣な場合は取り除かれてある。次に度量衡の計量單位卽ち一貫とか一メートルとか云ふ標示で賣買さるゝときは、必ず法定上の桝なり秤なりで正確に其の量目を計量することを要すとの規定が設けられたので、從來の如く配達された米なり薪なりの量目不正の場合は直ちに處罰することが出來るので、商人も油斷をしたり、計量器の使用を怠つたり、又は不正をやることが出來ない。

第五、瓦斯メートル及び計量器竝に包裝せる商品の量目取締に關する經過規定　(一)瓦斯メートル及計量器に關する規定は大正十四年一月一日より實施さるゝが、其以前に製作・修覆・輸入又は移入した器物は檢定を受けないものでも例へ差狂あるものでも、大正十四年六月三十日迄は新に特許を受けた營業者であれば之を販賣し又は販賣する爲に所持することを得る。尙ほ大正十五年十二月三十一日迄は其のまゝ取引證明に使用することが出來るが、夫れ迄に檢定を受けなくてはならぬ。(二)計量器の製作・修覆・販賣の特許を受けなければ大正十四年一月一日以降其の營業をなすことが出來ない。(三)大正十三年七月一日以前に製造・詰込み或は輸入、移入した正味量の表記ある商品で、容器や封緘を破毀しなくては實量を調節し難いものは、大正十四年六月三十日迄は販賣したり販賣の爲め店頭に所持することを得るが、容器や封緘を破毀しなくとも目量を增減し得るものとか、七月一日以降包裝且表記した商品は、大正十三年十一月三十日以降は其の實量の不足は處罰せらるゝのである。

三　メートル法度量衡の起源及び沿革

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以上は今回改正された「臺灣度量衡規則」の要點であるが、尙は本法がメートル法統一を眼目とすることに就て、順序としてメートル法度量衡の起源、沿革及び萬國原器の事から我新舊法制の長所短所、其他メートル統一に對する國民的自覺に就き、以下章を逐ふて之を説明しやうと思ふ。由來度量衡に就ては現世各國とも自國在來法の不確實であり且つ不利不便であることを痛切に感じ來つたのであるが、佛蘭西も同樣革命の亂興るに及び從來の度量衡を廢して一定不變の基本を造るの必要を生じ、當時の政治家タルイランド氏は千七百九十年度量衡改正の動議を基として同國大學の審議に附し、其委員として當時の篤學ラグランヂ・ラプラス・モンヂ・コンドルゼ・ボルダの五氏を選出し、外に「ラ、ンド」ラボアジエー氏も力を添へた。委員は先づ度量衡の基本として次の三案を選び、其適否に就て審議を重ねた。(一)一秒時の振動期を有する振子の長さ(二)地球赤道の長さ(三)子午線の長さ。

第一の振子の長さを基本とすることは古くから唱へられてゐたし、又當時有力な説であつたが、時の單位と關聯するが爲め、地球の廻轉期に變動あれば長さも同時に變動するから、一定不變の基本とすることが出來ぬ。第二の赤道の長さは最も良いけれ共、赤道直下は總て未開野蕃であるから實地測量は出來得ない。第三の子午線は何れの國も通過し實測も至難でないと云ふので、子午線の四千萬分の一を長さの單位とし、又水は容易く純粹にすることが出來得るので、其純粹にした水の最大密度即ち攝氏四度に於ける一定容積の水の質量を質量の基本とすることに決議された。斯くて佛蘭西の北岸ツンゲルク港と西班牙の南岸タンゲルク港とは同徑度に在るを以て、兩港を通過する子午線を測定することゝなし、メシエーン・ドランブルの二氏之れが測量を擔當し、千七百九十一年より千七百九十八年迄七箇年間かゝりて測量を終へ、其四千萬分の一を一「メートル」としたのである。其の最初の「メートル」原器としては、其の一「メートル」なる長さを白金製

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の原器に移し取つた。之れをメートル、ド、ザルシーブと稱し、後世に傳へられたのである。截斷面は幅二十五「ミリメートル」高さ三、五「ミリメートル」の平たい棒で、兩端を平面に磨き其間に一直線を畫し、攝氏零度の時直線の兩端の長さを一「メートル」とす。同時に其「メートル」の十分の一卽ち「デシメートル」立方の攝氏四度に於ける純粹の水の質量（緯度四十五度の水平面上）を制定し一「キログラム」となし、白金製の分銅に移し取り、之れをキログラム、ド、ザルシーブと名命し、此原器は高さ三、九七直徑三、九四センチメートルの圓壔で稜は消磨してある。斯く「メートル」は佛國革命の際に創製され、其當時より暫くの間は同國でも尙ほ舊慣に囚はれて普及せざりしが、爾來漸次「メートル」法の便益で世界各國の度量衡中で之れに優るもののないことが汎く知れ渡り、現在の如く國際度量衡となつたのである。

四　萬國原器

佛國が「メートル」を制定した後八十年、千八百七十年我明治三年各國とも度量衡の正確なる原器の必要を感じた結果、二十九箇國より派出した五十人の各國委員が、巴里に會合して萬國會議を開くことに決したが、同年は事故の爲め開會せず、千八百七十二年初めて萬國會議を巴里に開き、萬國度量衡局を巴里に置くこととした。決議事項三十九箇條で其主なる事項は、新たに「萬國度量衡原器」の制定であつて、審議の結果は自然の常數と雖も絕對に永久不變と云ふものはない「メートル」も地球の回轉で長い間には長短兩軸に變化は免れぬが、之れ以外に適當のものはない。去らば更らに子午線の測定をなさんかとの說もあれ共、何回操りしても看測誤差は免れ難きものであり、往年の測定に信賴して當時のメートル、ド、ザルシーブ原器の長さと質量を其まゝ採用し、新に萬國原器として白金イリヂユム合金製の兩原器を造り、線目盛となし之を萬返

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國局に保管し、尚ほ同時に同樣の原器を造り、萬國原器との比較成績を附し、各國の原器として各國へ配付することゝした。何故に萬國原器を初め各國原器を白金でなく白金とイリジウムの合金としたかは頗る研究の結果に出たもので、原器としての條件は、形體を變せず、曲らず、腐蝕せず、熱に依つて伸縮率が變化せず、經年變化を起さゞるを要す。卽原器としての物質は堅くて且彈力性を帶び、全體「ホモゼン」にして鑄易く、加工し易く、膨脹率の成るべく小なるを要するが、白金のみでは軟弱にして此要件に缺くも、之をイリジウムと合金すれば其缺點を補ひ完全に近いものとなる。而して其合金の割合を白金九十イリジウム十としたのは必要條件である膨脹率の僅小且つ整正である爲とする。

形狀も亦メートル、デ、ザルシーブは其截斷面が平面で、新製萬國原器はエッキス形である。

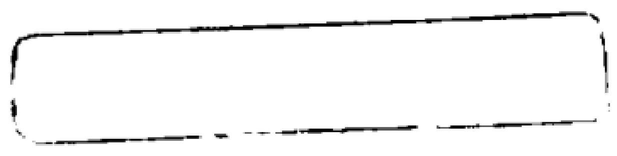

メートル、ド、ザルシーブ

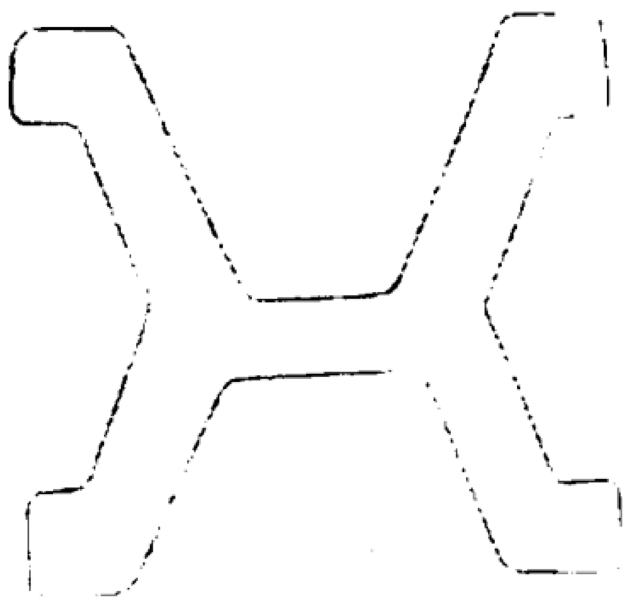

新メートル原器

エッキス形は地金が少くて彈性を增す。目盛は凹面の上部にあるので溫度が平等に配當する凹つた場合でも中央は影響が最も少ない。

新製萬國原器は千八百七十四年トレスカの監督の許に地金の合金に著手せるに初まり、萬國度量衡局の建築、原器比較に使用する機械等諸設備を遂け爾來各委員學者の精微なる研究比較の上出來上りたるもので、我國に送付された原器も其内の一つで「メートル」は第二十二號、「キログラム」は第六號で、萬國局にて製造したるはメートル原器三十箇キログラム原器四十箇とす。

萬國原器との比較成績千八百八十九年明治二十一年九月萬國中央局長證明

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十二號メートル原器＝1M－1,3μ＋8,667Tμ＋0,00100T²μ±0,2μ

第六號キログラム原器＝1kg＋0,169mg±0,02mg

我國の副原器二組も同製作の内である。斯くて萬國會議は第一回を千八百七十年佛國巴里で開いたが、事情の爲め中絶し、千八百七十二年第二回會議を開きたるは上記せる如くで、同會議にメートル條約案も附議され、千八百七十五年三月我明治八年三月巴里に於て調印された。其條項は萬國度量衡局の設立及維持費を初とし會務は萬國委員會の監督に依る(一)新製萬國原器の比較檢査(二)萬國原器の保管(三)各國の原器を萬國原器と及寒暖計の比較依賴に應ずること(四)「メートル」法に依らざる各國原器との比較依賴に應ずること等を主要の條項とし、每六年一回萬國會議を開き、各國度量衡の「メートル」統一促進に努め來つた。我國は明治十九年に加盟し、現に田中館博士は同委員に在職されてゐる。

五　度量衡と文化

太古草昧の時代には人類の生活單調にして衣食自ら足り何等計量の必要を感ぜざりしも、人口漸く增加するに至りて一部の物資に缺くるものと餘りあるものとを生じ、甲の不足は乙の過剩にて償ひ、爰に物々交換が起り、初めて度量衡の必要を生じた。史籍に徵するに、神代既に尺度の制があり、八咫鏡、八咫烏、天顏に咫尺する、咫とは大指と中指とを開きたる長さで、又た十握劍、八掬髯鬚、八尋殿、千尋繩の名稱がある。「ツカ」とは握り拳の廣さ、尋とは兩肘を左右に延ばしたる長さ、現今本島蕃人間の計量は何れも同制に依る。獨り本邦のみならず洋の内外共に未開時代に於ては同じである。降つて人智漸く開け貨幣の制行はるゝに至りては、最早斯樣に不確な人體の一部にて計量する能はざるに因り、一定の長さ容量及重量を定めて之れを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

度量衡器となす。我國の尺貫、英式の「ヤード」「ポンド」「ガロン」等皆然らざるはなし。されど當時定めたる度量衡器の長短輕重は時代と共に變遷し、概して尺は伸長し、容量と重量は漸次加增せるの史蹟がある。景行天皇の御身長一丈二尺、日本武尊一丈とあり、現今の尺にて幾何あるか、現に吾人の身長か果して五尺何寸に退化せるかは研究の必要あるが、度器の基本明かならざる爲め知る由もない。其他英式度量衡も同樣之れを永遠に傳ふべきものでないと共に、現今の文化に適應せぬ不完全のものとなつた。

最近學術工藝が著しき進歩を來たし、計量の範圍も擴まり、從來吾人が接觸し得る範圍、肉眼で目擊し得るものゝ長さ容量及重量を測定して滿足したが、只今は大は望遠鏡の力で日月星辰の運行其他總ての現象を測定して分秒も誤りなく、小は顯微鏡に依りて細菌の長短物體の膨脹系數等極微數の的確なる計量を要するに至り、是れ迄極微小な數量の標語とみて分厘の違なし寸毫の差なしと稱したが、是れ等の數は顯鏡上では莫迦〳〵シイ大きな數字である。此外宇宙百般の事物現象一として計量を要せざるはない。力、工率、壓力比重、熱量、光度、電氣等、度量衡で計量したり又は度量衡と時と云ふ樣な配合した單位で計量する此種の計量は益進んで止まぬ。或は人間の智能や賢愚の計量器も發明さるゝの時もあらう。吾人の日常生活に於ても亦往古と異なり、母胎にある時から一生を終る迄計量を離るゝことはない。母胎では聽診器、骨盤の寸法、生后乳の分量や比重、體溫に始まり日常生活の用度衣食住に至る迄度量衡と關係を離るゝものはない。

上記の如く原始時代より現世に至る度量衡の變遷に徵するに、度量衡制度の完備と否と、計量觀念の精粗と否とは以て其時代及び其國の文化を卜するに足ると共に、時代の文化を測定すべき羅針盤である。

六　メートル度量衡と我法制

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

我國に於ける新舊法制を擧げると、明治二十四年度量衡法の發布でメートル法を採用せられて今日に迄及んだ。而して原器の實物は前述の如く萬國會議から交付されたメートル及キログラム原器なるも、規定上ではメートル式で表示されてゐない。他に關係のない絶對的のものであつたが、今回の改正法で明かに萬國原器の長さ質量に依ることに規定せられた。

新舊條項は次の如し。

舊法　第一條　度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス。

同　第二條　度量衡ノ原器ハ白金イリジウム合金製ノ棒及分銅トス其棒ノ面ニ記シタル標線間ノ攝氏〇、一五度ニ於ケル長サ三十三分ノ十ヲ尺トシ分銅ノ質量ノ四分ノ十五ヲ貫トス。

改正法第一條　度量衡ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス、メートルハ融解シツヽアル純粹ノ水ノ氷ノ温度ニ於ケル國際「メートル」原器ノ示ス所ノ長トス。

キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス。

同　第二條　メートルはメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス。

卽ち舊法はメートル及キログラムなる原器を特に尺貫に換算して基となし、又其原器は日本特有のもので若し帝國原器に差狂を來しても狂つたまゝ、絶對的であるが、改正法では帝國原器に差狂を生じても萬國原器の示す長さと質量であるから、帝國原器差狂は何時でも萬國原器と比較して更正さるゝのである。

七　現行度量衡の不統一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

翻つて我國在來行はるゝ度量衡の實況は如何、申す迄もなく古來襲用の尺貫法、「ヤード、ポンド」法及「メートル」法の三系統とし、本島の如きは更らに地積として甲制を併用されて居る。其單位名稱は法定上のもの許りでも七十種に上り、內には十進法でないものが多い。例へば一里は三十六町、一町は六十間、一間は六尺とし、一斤は百六十匁とするが如く「ヤード、ポンド」法に至りては更らに複雜で、十進法に依るものはない。一哩は八十鎖、一鎖は二十二碼、一碼は三呎、一呎は十二吋とし、吋以下は吋の四分の一、八分の一、十六分の一、三十二分の一、六十四分の一など使用上計算上甚だ面倒なものである。此他法定外の慣用單位が多數に使用されてゐる。織物などでは反、匹、釜とか、木材では一尺角二間ものを尺〆、一寸角二間ものを才、一尺角十尺を石となし、或は棚、駄、番等慣用單位が枚擧に遑ない。而して地方毎に物貨毎に其使ひ分けを異にする。又同一名稱の單位でも全然其性質の異なるものが少なくない。例へば一坪と稱する單位は法定上では六尺平方であるけれども、家屋建築の場合には六尺五寸平方卽ち京間、六尺三寸平方卽ち中京間、六尺平方を田舍間とする。尙は製革の一坪は一尺平方(和製)及八寸平方(舶來)とし、版木の一坪は一平方寸で、一坪と云ふ單位が實に八種もある。又日常繁く使用する貨物の噸でも同樣で常に惱まされてゐることは周知の事實である。噸には容積噸と重量噸の二種があり容量噸で云へば船積貨物は四十立方尺を一噸鐵道貨物は百立方尺を一噸、商船積量では百立方呎を一噸とし、重量噸で云へば英噸卽ち法定噸二、二四〇「ポンド」を一噸、米噸二、〇〇〇「ポンド」を一噸、「メートル」噸卽一、〇〇〇「キログラム」(二、二〇四「ポンド」强)で容量重量噸を合せ同じ一噸と稱するものに五種異なりたる區別がある。斯の如く我國の度量衡は複雜なる系統と渾沌たる單位で使用の狀態亦極めて錯雜である。之れを吾が身邊に就て見ても分る通り、洋服や肉衣は「ヤード、インチ」「カフス、カラー」帽子は何番とし、袴、羽織は鯨尺、眼鏡は「メートル」で單に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

足丈けにでも靴は「インチ」下駄は曲尺、足袋は文尺である一寸外出して人力車に乘れば里や町で、自働車や汽車は哩、汽船は海里、飛行機を操べば「メートル」で實に應接に遑がない。斯く我國民は度量衡では二重生活どころか四重五重生活に苦んで居る。成人でも一寸した長さ容量目方でさへ當て得ない方が多い。之れは度量衡が餘りに複雜であつた結果とする。獨り度量衡許りでなく日常接觸した何事でも觀測は的確機敏で且計量的組織的に判斷處理する場合が多いのに此觀念の缺如せる間接原因は此度量衡の不統一に歸する。

現在三系統の度量衡中で概して云へば、陸海軍、理化學、醫療方面は「メートル」法で、造船、汽機、紡績其他の機械工業は「ヤード、ポンド」で、小工業や日常生活には尺貫法を主とするも夫れ夫れ混用を餘義なくされてゐる。同一工業用品例へば鐵板でも木捻でも木材でも尺貫、「ヤード、ポンド」、「メートル」系と異りたる樣式と規格でのものが數限りなく使用されてゐる。斯くの如く軍事、產業、敎育其他日常生活上煩累徒勞空費と能率減退で、經濟的精神的總てに亘り文化進展上多大の障碍をなしてゐる。

八　現行度量衡不統一の爲め蒙る障碍、其一―軍事上の障碍

日清日露戰爭當時、戰の勝敗は兵の素質と兵の員數の多寡で決せられたが、最近歐洲戰爭に至り一變して科學工業の優劣に依つて決せらるゝことになつた。新鋭の武器と唱へられた飛行機、潜水艇、裝甲自働車、毒瓦斯を始め總て工業の力であつた　鐵の缺乏、兵員の減小は精鋭な小數の輕機關銃で補ひ得て至大な成績を擧げ、糧食の缺乏は科學の力で補はれ、斯くして獨逸の寡を以て能く衆に敵し、相互頹勢の挽回を續けて永き大戰を繼續したのである。日露戰役南山の一戰に使用した砲彈が日清戰役の全部に使つた砲彈と匹敵したそうで、僅か日清日露戰爭の期間でも武器の使用が莫大なる變化を生じたが、歐洲大戰を經驗した今後の戰

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

爭は一層思ひやらるゝ。將來國防上益々進步した科學の應用と工業の精銳と多量生產能率增進に期待さるゝ是等はイザ戰爭と云つて直ちに企劃さるゝものでないことは勿論で、平時の訓練國產工業の進展に待たざるを得ない。現在の如く行詰つた我工業狀態で安閑としてゐるのは、空しく國難を迎ひつゝあるのである。度量衡の「メートル」統一は工場能率の增進と多量生產廉價供給國民生活の安定等を期する必要條件である。大戰の鐵火を體驗した各國は此點に就て猛省し、種々なる機關を設けて調査研究を怠らざる許でなく、あらゆる生產が各方面に殺到して大經濟戰を實顯してゐる。

歐洲戰役の經驗で大正七年我國に軍需工業動員令が公布されたが、戰時に折角民間工場を動員して軍需品の多量製造を期せんとするも、現時の如く度量衡が區々で各工場が「メートル」式「ヤード、ポンド」式、尺貫式等生產が異なつてゐては其目的を達し得ざると、又陸海軍、鐵道、海運等夫々異なれる樣式のもので彼此の融通を梗塞されてゐては、動員令の效果を阻害し其機能を發揮することが出來得ない。是を以て同動員令が議會に提出された當時、衆議院は政府に對し速かに度量衡の統一を期すべしとの希望條件を附せられた。

九　其二—工業上に及ぼす障碍

工業の振興、產業の奬勵は國の富を增進し國民生活に安定を與ふると共に國防の充實を圖るものである。我國の工業は歐洲戰爭に依りて偉大の勃興を來し、戰前即ち大正三年機械工場の製產高一箇年九千七百萬圓が大正七年即ち戰爭の終期には八億千六百萬圓始んど十倍となり、戰後の打擊で大正九年には六億五百萬圓となり、爾來年每に漸減した。云ふ迄もなく歐米が戰時に貢獻した科學と工業の全能力を擧げて商品を生產に轉替し、戰時中我が擴張した販路を奪回された結果で、斯くも容易に蹂躙さるゝに至つた許りでなく逆に

國内に浸來したのは邦品價格の比較的高價と粗製脆弱である爲めで、却て將來の爲め良き教訓を受けた。之れが振興は要するに内は工場の效程を進め、不正業者を制裁し、粗製濫造を防止するにあるが、現在の複雜せる多系統の度量衡は工場能率の增進に非常な障碍をなしてゐる。例へば機械にしても「メートル」式の製品を造るのとインチ式のと尺貫式のと幾様も設備する。即ち資本の固定と多量製產が出來得ないから自然高價となる。製鐵所に就て鐵板の種類で云へば、長サ、巾、厚サを夫々何「フート」何「インチ」何「ポンド」付と云ふ規格形體と、何尺、何寸、何分で何貫又は何斤付と云ふ規格と、尙は何「メートル」何「センチ」何「ミリ」何「キログラム」付と云ふ規格と幾様にも分れ、捻針にしても捻山が寸、吋、「ミリメートル」とあり、彼我共用し難い爲め各種に適應すべき幾様の機械と幾種の設備とを要し、多量生產を期することが出來ない。取扱も不便で多くの工業用品は註文を俟つて製造に著手するを例とする。又其の都度設計製圖を繰り返し、鑄型や機械から造り直してからでなくては出來ぬ場合も多い。急務の用に立たない。獨り鐵板捻釘のみならず殆んど總ての工業用品は皆此狀態である。工場で機械の破損部分を取り替へるにも製圖、鑄型から造る度量衡と規格が統一して居れば直ちに何處の出來合の材料を持つて來ても簡單に迅速に出來する。總ての工業が現在上記の如く不便と不經濟に苦んでゐる。統一されてあれば製品も各部分品に對しても常に完全なる機械設備をなし得ると共に、自然部分品に對しても專門的に分業が完成さるゝ現在では、一寸した工場でも些細の部分材料に至る迄皆其工場で造つてから組立てらるゝので、工場内には仕上、鍛冶、旋盤、指物、鍍着、塗師職等各種の職工を雇ひ置く、而して各職工間の工程關聯が困難で、一部が手廻はらざる爲め他の方が手空きとなる。工賃が多くかゝる仕事の進行が渉らない。又材料の切れ端等廢物を多量に生ずる。

技術者の設計製圖でも同様「ヤード、ポンド」や尺貫と云ふ複雜な單位で且つ度と量と衡間に何の關聯を保

たない。度量衡でする爲め手取り早く組織的に觀念が浮ばないし、又割出し計算に困難して時間と費用を空費する。職工も同じ事「フート、インチ」指で仕事をするのに「インチ」の八分の一、十六分の一、三十二分の二、六十四分の一等物差で見積ることや、更らに其何分の一、何倍又何割を加減する等の場合容易でない。即ち「メートル」の如く簡單に行かぬ。是れ又能率不進で高價の一因となる。鐵道省では各地主要工場に「メートル」法でやらせた結果、能率が二割増進したと云ふことを一兩年前に聽いた。其後熟練の結果更らに増進したことゝ思はる。機械工場でも建築でも造船でも此工業用材料の部分品が一定して其專業者から供給を受け得るとなれば如何に便利で經濟的であるか、假りに日本の工業生産額が五億圓としても尙ほ一箇年一億圓に昇る。

本島でも遞信局、鐵道部、專賣局等は疾くに「メートル」統一の必要を感じ、工場では既に統一されたのも亦現に進行中のもある。聞けば糖業界も聯合で統一の速新を唱導されてゐると。內地では商業會議所、工業俱樂部木材組合其他各種の團隊が活躍し、政府に對し「メートル」統一の速行、猶豫期間の短縮に就て建議され、又同業組合の力で實行されつゝあるのも多い。

十　其の三―商業上に及ぼす障碍

前記の如く鐵板、捻釘、諸機械及材料品を初め總ての商品が各異つた度量衡の寸法で又形態規格が雜多である爲め、常時各種類のものを夫々取揃へ仕入れ置くの必要即ち無益の資金を要し、然かも尙は纏まつた註文には應じ得ぬ謂ゆる寢かしものが多く、倉庫の設備保存手入等數へ難い不利がある。生産品が統一されて一定種類のものとなれば、多量と小量との別なく迅速に仕入れも出來、何れの地方の生産品でも直ちに間に合

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ふ。顧客に不便を與へず出資が少なくて却て其效果を大にする。海外貿易では精效品で廉價に且つ如何なる多量でも即座に註文に應じ得る。從來の如き見本品と現品の相違、寸法の誤魔化、粗製濫造、暴利等の背任行爲は自然出來なくなる。斯の統一は直に世界經濟戰爭に對抗すべき作戰計劃上重要の事項とする。殊に我が有に歸した販路も今や交戰國が獅子奮迅の勢で殺到し、奪回された許りでなく本土迄も浸入され、危急存亡の場合徒らに因襲や當座の不便を顧慮して逡巡すべき場合でない。擧國一致一日も早く此の改正を完ふすべきである。

十一　其の四―日常生活に及ぼす障碍

我國の物價は世界中で米國に次ぐ第二位の高價にありと聞く。勞銀や諸物價の高騰は尙ほ容易に下るべき見込なく、日常生活の脅威を受くること甚大である。今後此儘に產業の不振が繼續すればする程困憊するのは明かである。間接ではあるが「メートル」統一と工業品の規格を統一し工業を振興せしめば各種の產業も隨つて振興し、普く國民に仕事を與へ衣食住の安定を期し得る。年々增加する人口に對して尙ほ現在の如く諸所に移民の行詰れる現況では此まゝ打過ぐべきでない。尙ほ度量衡の復雜から日常不便不利を感ずることは前に述た通りであるが「メートル」法に統一されたら、計算上の勞少なく計量の概念も生じ、敏速に判斷處理され、此自然の感化で總ての觀察も計營も規律的に組織的に善導さるゝを疑はない。

十二　其の五―敎育上に及ぼす障碍

現在の如く度量衡が復雜不統一の結果、學校生徒の負擔が諸外國に比べて非常に重い。例せば理科は「メ

ートル」、手工は曲尺、裁縫は鯨尺、洋裁は「ヤード、インチ」で敎へ、尙ほ運動競技に至りては三系統を混用してゐる。數學を學ぶ入門の基礎であるべき長さ、容量、重量に對しての概念が全然頭に入らない。大人でも同樣であるから兒童には常然のこと、此概念が浸み込まぬ內に數學はどんどん進められて行く、殊に復雜な各種度量衡の相互關係や錯雜した單位暗誦記憶に稚き頭を惱ませ、復雜極まる諸等數で計算に苦しめられてゐる。學校生徒の一番不得意でもあり亦厭ふ學科は算術である。落第も亦多くは算術でする。尙ほ折角苦んで學んだ算術も實地に當つては應用力が極めて薄い。之は皆な度量衡制度が復雜せる結果に外ならない。成人となつても兎角計數の觀念に乏しい。觀察と推理の力が鈍い。外國人の經營は至微至細の點に至る迄組識的で計量的であるが、邦人は此點に缺くるもの多いと云ふことは、初等敎育時代から出發した疾であると思ふ。即ち小學校兒童は算術では諸國に比べて重い負擔をなし、苦しみ乍ら其の結果は反對に惡いと云ふことになる。之れを簡單な「メートル」のみに限定されたら此負擔が除去せらるゝ。「メートル」一つにきめて數學をやれば今後は三分の一ですむ許りでなく、第一「メートル」法は十進法であるから、學びつゝある間に自然に應用が利く。例へば算術で甲の村から乙村迄一里ある其道路の兩側に一間おきに樹が植ゑてある何本か、と在來法の問題であつたら鉛筆で計算しなくては分らぬが、甲の村から乙の村迄一「キロメートル」ある、其兩側に一「メートル」置きに樹が植ゑてある何本か、と「メートル」法であつたら直ちに二千二本と的確に答ふることが出來、兒童は興味を以て日常接觸する事柄に宛はめる。第二に尺貫法や「ヤード、ポンド」法は長さと容量と重量とは何の關係もない。箇々獨立のものであるから、尺なり寸なりを知つて之れから容量なり重量を知るにはむつかしい計算をしなければ判らぬ。吋も同樣である。「メートル」法では此三者間の

關係が簡單明瞭に出來てゐる。即ち一「デシメートル」立方が一「リットル」で、一「リットル」の水の目方が一「キログラム」で、尙は一「メートル」立方の水重が一噸（メートルトン）小單位では「センチメートル」立方が一「センチリットル」で其水量が一「グラム」と云ふことになる。長さの觀念が出來たら容量と重量の關係が判る。逆に一「キログラム」の水は一「リットル」で、「デシメートル」立方と直に浮ぶ。數學の問題で例ふれば、爰に三「デシメートル」立方の水槽がある。此容量は幾らで又水を充てたら其れの目方はいくらか、と云へば兒童は暗算で直ちに容量二十七「リットル」で、水の目方二十七「キログラム」と答へ得る。若しも尺升貫とか「インチ、ガロン、ポンド」法で同一問題としたら、兒童ばかりか大人でも表を操り出し、ムツカシイ計算をしなくては出來ない。斯の如く「メートル」法が簡單であるから事々物々實地に應用され推理の力が深くなる。之が高等教育に進めば進む程一層其利便を感ずる。文部專門家の話に「メートル」で統一し且つ現在數へてゐる漢字三千百字なるを實用的のものだけとして約二千字位に制限したら、是れ迄五年かゝつた教育が三年で濟むと同時に其力も遙かに進んだものとなると云はれる。英米國でも「メートル」統一が疾くに論議されてゐる。同國でも「ヤード、ポンド」を取り去れば義務教育の年限に一割を短縮すると云ふ。

十三　四「メートル」法の特長と在來法の短所

我國で「メートル」法は明治二十六年度量衡法の制定で採用され、爾來三十有餘年間在來法と併用し來り、且つ以上記載せる處で略ぼ盡したれば同法に關する詳細は後日に讓り、左に其特長と在來法の短所とを列記せば、（一）「メートル」法度量衡は萬國度量衡局に保管する白金「イリヂウム」製「メートル」及「キログラム」原

器を基本とするも、其の本來の生立ちは地球子午線から割り出されてゐるから、永久的のもので幾千年の後でも知るに便利である。之に反して尺貫や「ヤード、ポンド」は生立ちの根據が無いから年代の經過と共に變化し來り、又遡つて前との長短經重を知ることが出來ぬ。（二）「メートル」なる長さを基本とし、面積、容量、重量の單位が密接に判り良く出來て居るから、計算や設計に便利である（前項參照）。反之、尺貫や「ヤード、ポンド」法は度量衡間に關聯なく箇々獨立した單位であるから、判りにくゝ、計算や設計に困難する（同上）。（三）「メートル」法の單位は總て十進法であるから計算がらくで大概のことは胸算で辨ずる。然るに尺貫や「ヤード、ポンド」法は一里三十六町一町六十間等のやうに六箇敷い數であるから鉛筆や算盤が無くては計算されぬ。（四）「メートル」法の補助單位は「センチ」「ミリ」等總て同一の冠語を添えて使われるから便利である。例へば「センチメートル」「センリツトル」「センチグラム」の如く「センチ」は百分の一を意味する。然るに尺貫や「ヤード、ポンド」法の補助單位は一々異なつた名稱を附せられてあるから不便である。（五）「メートル」法は國際度量衡とし汎く世界に行はれてゐるので學術工藝通商等總てに便利である。然るに「メートル」法以外の度量衡は既に廢止した國が多く、然らざるも早晩廢止の運命に近づいてゐる。（六）「メートル」法には大單位「キロ」千倍小單位「ミクロン」（千分ノ一ミリ）といふようにあるが在來法には小單位一毛、一忽等より無いので、極微數の表示に困難で又判りにくい。大單位も同樣とす。

因に現世界中で佛・獨・伊等三十一箇國は「メートル」を專用し、英・米・支等十一箇國は「メートル」と在來法とを使用してゐる。併用國中でも英米等主なる國では「メートル」法專用促進に付て研究論議されてゐる。終りに世間から往々「メートル」法度量衡器は度量衡所に現在出來てゐるかと尋ねらるゝが、上記の通り「メートル」法は三十餘年前から採用され、是れ迄販賣してゐる。然し從來在來法で取引した物資で特別の稱

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

造を要するものあらば御相談に應じ、又何時でも製作し又た其の準備も出來てゐる。「メートル」統一の必要は以上述べた通りであるから法律の猶豫期間に拘泥せず一日も早く改正を至ふ致したい。

十四　メートル統一と國民的自覺

「メートル」統一の事たる、上述する通り現下我國の產業・貿易・交通・軍事・教育等各方面から國民の日常生活に至る迄偉大な關係を有し、此の決行は外國との對抗、國富の增進、文化促進上極めて緊要の施設で、又永遠の國策とする所、改正が一日後るれば一日の損失となる。此點を早く理解して法令の猶豫期間に拘泥せず、當座移り代りの不便はお互に忍び、相扶けて擧國一致、改正の趣旨に順應して一日も早く完成に努めたい。往年獨逸は自國の度量衡が遙かに「メートル」法に劣り、文化施設上不利不便なるを自覺するや、固有法を棄て、敵國佛蘭西の誇とする「メートル」法を專用することに決し、擧國一致僅かに二年半にて其改正を了し、爾來獨逸の產業・軍事・科學等絕倫の成績を擧ぐるに至れりと云ふ。獨逸の當時に於ける國情に比せば我國の「メートル」專用は敢て至難とせず。要は國民の自覺次第である。然るに世間往々「メートル」法なるものは學者の使ふ度量衡となし、普通の人には判らぬものと極めてゐる方が多い。度量衡法が改正されたので將來尺貫や「ヤード、ポンド」は使へなくなる。日用品を買ふのに何うするかとの尋ねを良く受けるが、炭何「キログラム」、布何「メートル」、酒や米は何「リットル」で、裁縫をするにも袖丈け何「センチメートル」ですると答へますと、老人方の喫驚するのは止むを得ぬが、智識階級でも尙ほ次の如く云はるゝが常である。成る程是れ迄の如き不利不便な尺、貫や「ヤード、ポンド」法を棄て「メートル」專用となすは、國家經濟上文化促進上極めて必要ではあるが實行が困難である。先づ我々の生存中には六箇敷い。今の婦人から鯨

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尺を取り去つては裁縫が出來得るものでないときめてゐる。無自覺も亦甚しい。斯る一片の取越し苦勞で捨て置くなら、百年千年經つても改正は出來ない。丁度我は社會のドン底に沈める貧民階級であるから向上は一生及ばぬ處とあきらめると同樣で、座ながら國運の衰亡を待つに等しい。既に「メートル」法が國家の緊要事たるを認めた以上は、擧國一致邁進斷行すべきである。既に是れ迄も學者を初め醫師・藥劑師・軍隊等幾多「メートル」法で行はれ、何等苦痛なく家庭でも藥品を「グラム」で取扱ひ、ビールを「リーター」で敢て苦とせざるに見ても不可能の事にあらざるを知る。元より祖先傳來の尺や貫を廢棄し、又多年我國の文化に貢獻した「ヤード、ポンド」法を一掃するは情に於て忍びない。又實行に伴ふ當座の困難と不便は至大であるが、斷じて之を行ふ所以のもの要するに上來敍説する如き國家社會の利害に基くものであるから、我が國民は奮つて之が實行を期さなければならぬ。

十五　メートル法の教授に就て

最後に、メートル統一の施行準備として世の教育家に俟つ所は、卽ちメートル法の教授である。既にメートル法に關する改正法律は愈々本年七月一日より實施せらるゝにつき、國定教科書及教授方法等の改正も遠からざるべく、其の改正前豫め一般兒童にはメートルに關する理解を與へ智能を進むることが必要である。現に大阪府下の如きは中小學校に至る迄殆んど遺憾なき程度に教化されてゐる。本島でも各學校で夫々研究され、度々打合せもあつたが、未だ其の實績の認むべきものがない。私案としては(一)メートル教授の指導機關を設けて研究指導すること。(二)各種の會議には各學校が「メートル」教授について研究せる結果及教化成績の發表をなさしむること。(三)時々講習講話及研究會を開くこと等である。

又た兒童に對しては(一)在來法の複雜で各般に及ぼす障碍を話題とし、メートル統一の必要を理解せしむること。(二)時々作文又は談話の課題とし、兒童の思考と研究とを促して自ら感知せしむること。(三)競戯運動等に用ふる測定は總てメートル法に依りて表はすこと。徒競の距離、レコード、鉋丸の重量等メートル法に依らしむれば、自然の間に「メートル」「キロメートル」「キログラム」等の直覺感念を習得せしむ。(四)兒童には長さ容量、重量を常に實際に計らしめ、計量の經驗を積ましむること。(五)學校では日常の動作中にも注意し、計數上の事は的確に指示し、不明瞭なる指示を愼むこと。例へばモット前へ進め、旗竿を適當の間隔に立てる。モット高く持て、と云ふ樣な言葉を使用せず、計數で示すこと。(六)「メートル」法の教授に就ては、(イ)地球儀なり地圖なり圖面で子午線を示し一メートルの起源を感得せしむること。(ロ)長さは一「メートル」の物差を備へ前項と關聯教授のこと。(ハ)容量では一デシメートル立方の箱及立體標本を備へ一リットルと云ふことを目擊知得せしむること。(ニ)重量では一リットルの玻璃桝、一キログラム許りの物體と一キログラム秤(木製にて可なり)を備へ、玻璃桝に一リットル丈けの水を入れ、其水の分量が一リットルで、其重量が一キログラムとなることを示し實驗せしむること。以上四項の實物教授で度量衡三つとも關聯せるメートル法の特長を指すこと。(ホ)之れより出發して簡單な應用問題、例へば二デシメートル立方の箱の中に水を入れたら其重量いくらか、又逆に八キログラムの目方の水は何立方デシメートルか、又夫れに何リットルかと云ふ問題から、段々應用を進め、度と量と衡との關係を直覺習得に努むること。

次に小單位と大單位の教授に移る。(ヘ)一センチメートル立方の小立方體とメートルグラッスと骨の瓦秤を備へ、前と同方法でセンチメートルとセンチリットルとグラムを教へ實測習練せしむること。(ト)大單位一キロメートルとは千メートルで、一メートル立方はキロリットルで、其の水の目方は千キログラム、即ち

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

メートル法の一噸と云ふは是れである。英噸とは殆んど偶然にも同じことを實習す。(チ)次に進んで水と他の物體の重さの關係比重を説き、一リットルの水なれば重量一キログラムであり、鹽水は比重例へば一、一〇であるから一キロト百グラムとなる。次に固體石・木・鐵等の容積と重量觀念を與へ、日常目測で容積と重量を感知し得ることに進むる。

(七)諸等數の場合でもメートル法を主體とし、應用問題も初めはメートル法で出し、其理解を得たる後尺貫ヤード、ポンド法に依るものに進む。(八)尺貫「ヤードポンド」メートル法等相互の比較系數や、一哩は八十鎖一鎖は二十二碼、一碼は三呎一呎は十二吋と云ふ單位の進み方等の暗誦は日常止むを得ざる極小數に止め他は暗記せしめざること、應用問題の場合は生徒に換算表を所持せしむるか、其の都度書き示し運算せしむること。又た將來絶滅すべき度量衡に對し暗誦等の苦痛を與ふる必要なく、只改正完了迄必要に應じて表を出し計算し得る程度に止めて可い。本件は上級學校の入學試驗等に關係あるを以て全國一樣に協定を要する。

序ながらメートル教授用品及概價を示せば左の如し。

種類	販賣價格	摘要
一 木製メートル尺	一、〇〇〇	教授用
一 リットル標本	三、〇〇〇市中ニテ製作セシメ支ヘナシ	同
一 玻璃製リットル桝	二、六五〇	教授並實習用
一 ミリリットル標本	一〇〇市中ニテ製作支ヘナシ	教授用
一 皿付キログラム秤四貫十斤	三、〇〇〇	教授及實習用
一 瓦秤五十瓦	一、六八〇	同上
一 竹製一メートル尺	五〇〇	實習用
一 竹製三十糎一尺	一〇〇	同上
一 麻卷尺十米三十三尺	四、三二〇	同上
一 裁縫用尺五十糎	二五〇	同上
計	一六、六〇〇	

以上各小學校に設備するとせば多數を要するを以て可成取纏めの上製作したし。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

上海の居留地制度（下）

臺灣總督府税關事務官　井出季和太

四　佛租界

一　總説

佛租界は一八六二年以降擴張を計り、一八六六年共同租界と分離したるときに擴張の目的を達し、一九〇二年には、其區域三五八「エーカー」（四三五、四五六坪）となり、最近一九一四年に更に擴張し、數倍大となり、其區域約三平方哩餘（約二百四十萬坪）にして共同租界の約三分の一に當る。

人口は一八九〇年頃には、約四萬人（外國人四百餘人）に過ぎざりしが、一九〇五年には外支人共に倍加し、更に大擴張後の一九二〇年には約十七、八萬人に達せり。

外國人は共同租界と同じく、二十有餘種及雜種より成り、三、四千人を占め又世界的人種の展覽會たり、

(注一)佛租界に在りては警察上の取締緩大にして無居住民少からず、殊に外國人は近年露國人の居住者相當數に上り、同年約六千人と稱するが如く、實際人口は前記數より遙かに多かるべきは想像に餘あり。

佛租界の區劃は往時は南上海縣城に接壤し、北は洋涇濱に隣り東は黃浦江より縣城の小東門及洋涇濱の入口に達し、西は廟祠より一線を劃したる一帶と定め、後南は城壁小東門等を包含し、西は防禦川迄擴張したり、今一九一四年の擴張に關する協定に依り定めたる境界を示さば、北は長濱路 (Great Western Road.) に接し、西は共同租界の徐家滙路 (Route de Zikawai.) に至り、南は徐家滙河 (Zikawai Creek.) に沿ひ、徐家滙橋より斜橋 (Bridge of St. Catharine.) に至る、東は麋鹿路肇周路の中央より斜橋に至る、同處に於ては The Avenue des Deux Republiques. の方法に從ひ、佛支兩國の警察權が共同に行はる丶ものとせり。

而して一九一六年には兩租界を分つ所の洋涇濱の代りに其以北の Avenue Edward VII. を開通し尙城壁の跡は Boulevard des Deux Republiques. となれり、(注二)一九二〇年十月調査の外國人國籍別人口を示さば左記の如し。

英國	一、〇四四人	瑞西	三一人	印度	八人	和蘭	四一人
佛國	五三〇	希臘	二〇	白耳義	四五	彼斯	四
米國	五四九	ルーマニヤ	一五	瑞典	三二	安南	三三一
露國	二一〇	チエツクスローバツク	五	波蘭	二五	芬蘭	三
日本	三〇八	エソニヤ	六	伊國	五五	歐亞雜種	九一
西國	七	墺國	一	丁抹	七六	獨逸	九
諾威	三六	アルメニヤ	八	葡萄牙	八一	合計	三、五六二

右人口の男女別左記の如し。

	十五才以上	十五才未滿
男	一、六七二人	三九一人
女	一、〇四四人	四五五人

同上調査に依る支那人人口を下に掲ぐ。

	十五歳以上	十五歳未満	外人雇傭支那人數
男	七〇、四二八人	二二、五二九人	三六、七五八人
女	三九、二一〇	一五、七二三	七、七九九
合計	一五二、四五七人		

河川居住者	八、二五七人
一時滯在者	七、九八〇
總計	一六八、六八七人

(Conseil D' Administration Municipale Concession Française a Changhai-P-P-154.)

二　租界行政

(一)總領事の地位

佛租界に於ける總領事の權限は極めて廣汎にして、當初一八四九年以降一八六二年迄は、其立法、司法、行政は悉く其掌中に在り、共同租界に於ける領事團の權限に比して遙かに大なり、一八六二年始めて市行政委員の任命ありたれど、尙ほ單に諮問機關たるに過ぎず、又共同租界の立法機關たる民會に該當する、選擧人會の如き亦行政上の補助機關たるのみ、乃ち總領事は租界行政の最高機關たり、總領事の重要なる權限を列擧すれば左記の如し。

(一)行政委員會の召集、解散又は停會をなす、(二)通常民會を召集する外に一般利益に關係する特別問題に就て意見を徵する爲に必要を認めたるときは、全選擧人及租界内に居住する非選擧人たる佛國人及外國人の臨時總會 (Assemblie Extraordinaire) を召集す、(三)行政委員會の決議を實行す(四)租界の安寧秩序を維持するを目的とし、民團の豫算中より其經費を支拂ひつゝある警察官吏を監督し、自由に其長を任免す、(五)警察規則の違反者の審理處罰をなす。

(二)行政委員會 (La Corps Municipal de la Concession Française a Changhai.)

行政委員會は總領事の唯一の諮問機關にして總領事を議長とする八名の委員より成る、四名は佛人とし、他の四名は外國人なり、何れも、有權者中より選擧せられ其任期は二箇年とし每年半數を改選す。

行政委員の選擧人は納稅者とす、滿二十歲以上の市民にして、次の條件を具備するときは佛人たると他の外國人たるとを問はず、（支那人を除く）悉く選擧權を有す。

（一）佛租界竝に其近接地の土地の地劵を所有する者、（正權限に基く土地所有者なること）（二）佛租界内の家屋又は家屋の一部分に居住し、獨立の生計を營む者にして、每月銀三十兩又は銀四十兩以上の造作付家賃を支拂ふ者、（三）租界内に三箇月以上居住し、每月少くとも銀百二十五兩の收入ある者。但總領事館の官吏陸海軍士官、警察官吏には選擧權なし。

選擧人より成る總會又は臨時總會は、總領事が必要と認めたるとき又は特別の場合に於て、之を開催することを得れど、是等選擧人會は立法機關として總意を代表するものに非ず、其議決事項と雖とも、一定するものに非ず、領事の專斷に依るのみ、自ら其權限として擧ぐべきものは、獨り行政委員選擧の一事のみなり。

行政委員は左の條件を具備したるものより、之を選擧す。

（一）二十五歲以上の者（二）選擧權を有する者、但被選擧權なき者は左記の如し、（一）租界より給與を受くる吏員（二）警察官吏（三）租界公益業の請負者竝に租界行政に從事する者（四）特殊會社の重役（例へば水道會社）

支那人は選擧權及被選擧權を有せざれど、租界擴張の協定第四條に於て「上海交涉使及佛國總領事の協議に依り二名の支那人を選び、佛租界内に住居する支那人に關する佛工部局の施政に就て協議の任に當らしむ」とあるが如く現在の實際は佛國側の恩惠に依り一人又は數人の支那人に付、佛國總領事道臺と協議を遂げ、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

更に行政委員會之を適當と認めたるときは、委員會に出席して意見を述ぶることを得。

行政委員會は總領事が必要を認めたるとき、又は半數以上の行政委員の請求ありたる場合之を開き議事は多數決となす、領事は選擧名簿を作成し選擧期日を公告し、選擧は秘密投票を以て行ふ、總領事が行政委員會を解散したる場合解散後六箇月以內に更に選擧を行ふ、而して解散後次回の選擧迄の期間は總領事は豫備委員 (Commission Provisiore) を任命し一般の事務を執行せしむ、而して總領事は三箇月を限度とし行政委員會の停會をなすことを得、其決議の結果は、之を本國外務大臣及北京駐在公使に報告すべし、又北京駐在の佛國公使も行政委員會の解散を命ずることを得但大統領の追認を要す。

行政委員會の任務は總領事の監督の下に在り、其主要なる事項は、道路、排水、撒水、街燈、市財產の管理保護、公共事業の實施、土地臺帳の整理、納稅者名簿の審查、市收入の取立、未納者の督促、書記長吏員の任命等をなす、而して行政委員の決議を經べき事項は左記の如し。(章程第九條)

(一)市收支豫算に關すること、(二)徵稅に關する稅率及徵收法に關すること、(三)租稅賦課、減免に關すること、(四)市財產の取得、讓與交換及貸借に關すること、(五)道路、公共用地の開鑿、埠頭、棧橋、橋梁、隧道の建設及家屋竝の整頓、市場、屠殺場、墓地敷地等の設備に關すること、(六)保健事業、(七)公用徵收、(八)道路及衞生規則、(九)其他總領事の提出する總ての事項。

行政委員の會議は公開せられ特に豫算の場合に於て、然りとなす、其決議は領事の決定に依りてのみ、實行せらるゝものとす、前記(一)乃至(四)の事項は八日間の實施延期をなし得べく(五)乃至(九)の事項は之が實行を停止し置き公使の認可を俟ちて拒否することを得。

(三)各部行政

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

租界行政は行政委員を以て組織したる諸委員會に依り又は總領事直轄に依る各部課に分ち執行す、今一九二〇年度に於ける委員會を擧ぐれば、左記の如し。

一、財務及監督委員會(Comité des Frances et du Contrôle.)四名
一、公園委員會(Comité des Jardins.)四名
一、學務委員會(Comité des Ecoles.)四名
一、工務委員會(Comité Travaux.)四名
一、人事委員會(Comité du Personnel.)四名
一、衛生委員會(Comité d' Hygiene.)四名
一、土地委員(Commissaires Fonciers.)二名
一、病院管理員(Gouverneurs de l' Hôspital.)二名

各部行政組織として重要なるものを下に概説せん。

(イ)官房(Secretariat.)官房は秘書事務の外に收税事務を取扱ふ、凡て秘書課(Bureau du Secretariat.)會計課(Bureau de la Comptabilite.)及税務課(Bureau du Perception.)の三課あり、乃ち財政に關しては、財務委員と共に官房に於て之を分擔處理するものとす、尙ほ共同租界の官房と異る所は、租界の擴張問題並に自治に關する特殊の權限を有すと云ふ。

(ロ)工務部(Travaux Publics.)本部は土木行政を掌理するものにして、卽ち道路、建築、電氣、水道、土地等に關する事務を處理す。

(ハ)警務部(Garde Municipale.)警務部は總領事に直屬し警視總監(總長 Chef de la Garde.)副總監(副總巡 Chef de Garde Adjoint.)警部長(總稽査 Inspecteur Principal.)各一名、探偵長(Chef de Sectens.)五名の外に外人(佛人)警部、巡査部長巡査(Sergent. Brigadiers. Gardes.)等數十名あり、一九二〇年十二月現在警察吏員(佛人)總計六十三名あり、東京人(安南)警部八名巡査部長二十二名、巡査二百三十六名、教鍊師二名、合計二百六十八名とし、支那人警部八名巡査部長二十四名、巡査三百十八名刑事巡査三十九名、通

譯十三名等合計四百六名とし、總人員は七百三十七名となる。而して本部(總捕房 Etat-Major.)の外五箇處の警察署(巡捕房 Poste.)留置所等に配置し、警察署派出吏員六百十七名を占め、就中北警察署は、最も多く百八十一名に達し、「ジョッフル」警察署之に亞ぎ百四十五名あり。

以上警察官の數は一名に付人口約二百八十餘人にして共同租界の場合と大差なし、と雖とも土地の範圍に比せば遙かに劣るものとす。

(ニ)義勇隊 (Volontaire.) 義勇隊は共同租界のそれと異り、其數少きのみならず、完全なる訓練をなさず、一年一回の演習をなすに止る。

(ホ)消防隊 (Brigade des Pompiers.) 消防隊は一九一〇年迄は共同租界の消防隊の支隊なりしが其後獨立し、全部志願に依るものにして、總員二十一名あり。

(ヘ)衞生課 (Bureau d' Hygiere.) 本課には衞生係 (Service Sanitaire.) 醫務係 (Service Medical.) 及獸醫係 (Service Vetecnaire.) あり。

(ト)學校 (Ecoles Municipales.) 佛租界經營の學校には、公立學校 (Ecole Municipale Francaise.) 及公立法華學校 (Ecole Municipale Franco-Chinoise.) あり前者は佛國式敎育を施し、幼稚園より小中學を包み、後者は支那人子弟の爲に施設し、小中學及高等學校程度に及び、總て十二學級に分れ、生徒數も前者に比して多く數百名に達す。

(チ)其他　前記の外に天文、氣象信號に關する事項、公園及植樹に關する事項、屠殺其他雜務あり。

(Conseil D' Administration Municipale de la Concession Francaise a Changhai, 1920. 東亞經濟研究第七卷第四號柏田忠一氏上海論參照)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　租界財政

一　共同租界の財政

上海租界の發達に伴ひ、其財政の膨張殊に著しきものあり、戰前一九一三年當時共同租界の經常歲出入各二百八十餘萬兩に過ぎざりしが、五箇年後の一九一八年には、三百八十餘萬兩となり十箇年後の一九二三年の豫算には、七百二十餘萬兩卽ち二倍半の增加を示したり、而して、一九二二年に於ける歲出入を見るに各自經常部六百七十餘萬兩臨時部八百三十二萬餘兩にして一千五百萬餘兩となる。

(甲)收　入

收入中最も重要なるものは、家屋稅及地租にして、近年前者は二百五十萬兩を越え、總歲入(經常)の四割以上を占め、後者は約二割を占めたり。

今一九二二年の決算及一九二三年の豫算を示さば左記の如し。

口歲入表

▼經常部

	一九二二年(決算) 兩	一九二三年(豫算) 兩
地租	一、三二八、〇九一	一、六〇五、〇〇〇
家屋稅	二、八一三、四九〇	三、〇八九、六〇〇
碼頭稅	三七九、七四三	四〇〇、〇〇〇
特許料	八二一、三九五	八九三、六〇〇
市有財產使用料	一九一、三九三	一六〇、七五〇
市營事業收入	八三八、五三三	九〇八、八二〇
雜收入	一五、二〇五	三〇、〇〇〇
合計	六、三九一、三〇〇	七、〇六四、七七〇

▼臨時部

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

公債	六、三〇八、四〇〇兩	六、〇〇〇、〇〇〇兩	
雑收入	一七、三二五	10,000	—
計	六、三二五、七二五兩	六、〇一〇、〇〇〇兩	

▼総收入　一五、三九〇、四九五兩　一三、〇七四、七七〇兩

以下諸收入に就て說明する所あるべし。

(一)地租　地租は居留地內土地の評價格を標準とし、借地人に賦課し稅率は從前其の一厘なりしが、一八九八年に五厘とし、一九〇八年に六厘となし、現在は七厘に增加したり、之を二期に分ち前納せしむ、租界四區中、中央部の地租額最も多く最近二箇年間の收入額左の如し。

地區	一九二一年	一九二二年
中央部	八二六、一五七兩	八一五、九三六兩
北部	二〇九、三三九	二〇九、四四一
東部	二九五、一一三	二九四、五三〇
西部	二〇八、二六五兩	二〇八、一八四兩
四計	一、五三八、八七二	一、五二八、〇九一

一九二〇年及一九二二年各區に於ける土地、面積及評價格は下の如し。

	一九二〇年			一九二二年		
	面積	評價格	一畝平均評價格	面積	評價格	一畝平均評價格
中央部	二、二〇八畝	九一、六六四千兩	四一、五〇八兩	二、二〇八畝	一〇八、五九三千兩	四七、一七四兩
北部	二、二五〇	三二、九三五	一四、六六四	二、二五一	三九、三三七	一七、四七四
東部	八、〇〇九	四二、〇四八	五、二五〇	八、六四四	五三、一〇九	六、一四三
西部	六、九九一	三七、二一六	五、三二三	七、二三三	四五、〇八三	六、二三三
合計	一九、四六〇	二〇三、八六五	平均 一〇、四七六	二〇、三三六	二四六、一二三	平均 一二、一〇三

如上一九二二年に於ては、土地の坪數、二萬餘坪にして、約二十箇年前の一九〇三年の一萬三千餘坪に對して約五割四分を增加したるに過ぎざるに、其評價格は二億四千六百餘萬兩にして、一九〇三年の六千四百

餘萬兩に對して、約二十五割の增進を來し自ら一畝(モウ)平均の評價格は一萬二千餘兩にして、一九〇三年に對して、約三倍せり、而して是等の土地には教會、墓地、工部局所有の土地を包含せざるものとす。

(二)家屋稅　本稅は家賃を標準とし、從前其一割二分なりしを、現在一割四分となし、居住者に賦課するものにして、之を四期に分ち前納せしむ、又特別稅として、租界外の家屋に對して、工部局電氣處と一九〇五年上海水道公司及一九〇八年上海電話相互會社との協定に依り、從前其家賃の六分なりしを現在一割二分となし、居住者より課徵す、蓋し從來租界章程に依り、地租に對する比例を定め、地租が地價の二十分の一なる時家屋稅は賃貸價格の百分の一の如くすとし自ら前記地租が地價の千分の七なるを以て家屋稅は家賃の百分の十四となりしなり。

工部局の調査に依れば、一九二二年共同租界內洋式家屋は三千八百五十三戶、査定價額一千二十餘萬兩、支那式家屋六萬三千三百九十戶、査定價額一千五百八萬餘兩なるが如く、支那人家屋に對する本稅收入は自ら多額を占むるなり、(租界外課稅家屋は洋式千百一戶査定價額百十三萬餘兩支那式千八百二十九戶査定價額十六萬八餘兩とす)。

以上の外建物に附する廣告料金として、一平方呎〇・〇五―一・〇〇兩を徵するも、本稅は當該建物敷地の占有者より之を徵收す。

今最近二箇年の家屋稅收入額を示さば左の如し。

▼一般家屋稅 (General Municipal Rate)

	一九二二年	一九二三年(豫算)
外國人家屋稅	兩 一、三〇四、二二七	兩 一、四〇〇、〇〇〇
支那人家屋稅	兩 一、四三二、九二四	兩 一、五一〇、〇〇〇

▼特別家屋税 (Special Rate.)

外國人家屋税　一〇四,六〇九　一四〇,〇〇〇　支那人家屋税　一二,八四九　一六,〇〇〇

▼特別廣告料 (Special Advertisement Rate)

四,五〇〇　四,六〇〇

▼合計

二,八一四,八五九、　四,〇六九,六〇〇

(三)碼頭税 (Wharfage Dues.) 本税は海關を通ずる貨物に課徴し、其徴收は、之を海關に委託す税率其他に就ては上海港の部に於て説明したるを以て之を省略す。

(四)特許料 (Licence Fees.) 本税は營業免許税にして、我國の營業税、雜種税に該當するものとし各種税率及收入額を示さば左の如し。

科目	税率
一、旅館及料理店	※毎四半期 九〇兩—二〇〇兩
二、假酒場	工部局の認定に依る
三、外國人酒店	毎四半期 七五兩
四、外國人下宿	毎四半期 一弗五〇仙
五、支那人下宿	※毎四半期 三兩—八〇兩
六、球突場及球投場	毎球戯臺又は球戯室に付三兩
七、支那人倶樂部	毎四半期 二五兩
八、支那人酒館	※毎四半期 三兩—四〇兩
九、支那人茶館	※毎月 五〇仙 五〇兩
一〇、煙草店	※毎四半期 一兩—二五兩
一一、兩替店(錢莊)	※毎四半期 一兩—二五兩
一二、金銀細工店	※毎四半期 五兩—二五兩
一三、飲食店等(酒類を除く)	

科目	税率
氷店其他	※毎四半期 一弗—二〇弗
露店其他	十毎四半期 一弗—二〇弗
外國人飲食店	※毎四半期 一〇兩—四五兩
一四、果物店	毎四半期 一〇弗
一五、外國劇場	※毎臺又は毎夜、一〇仙—五兩
一六、支那劇場	※毎月 二〇兩—一〇〇兩
一七、活動寫眞館	※毎月 二〇兩—一〇〇兩
一八、寄席	※毎月 六兩—五〇兩
一九、音曲場興業場(舞踏場其他見物場)	※毎臺又は毎夜 三〇仙—五兩
二〇、質店	※毎年營業高の二厘の一分(四期分納)
二一、富籤(慈善又は類似の爲にし又は商品販賣用の爲にする場合に限る)	※一兩—一〇〇兩

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二二、遊女屋　毎半ヶ年　一弗

二三、貨物船
　外國貨物船　※毎月　一弗五〇仙—四弗五〇仙
　支那貨物船　※毎月　五〇仙—一弗

二四、渡船及客船　毎月　二弗

二五、小蒸汽船　毎月　二兩、客を運搬するときは五兩—一〇兩

二六、民船　※毎月　二〇仙—六〇仙（弗貨）

二七、舢板　毎月　一弗

二八、自用馬匹驢馬等　毎四半期　一弗五〇仙

二九、自用馬車　毎四半期　六弗五〇仙

三〇、貸馬車用馬匹驢馬　毎月　一弗

三一、貸馬車　毎月　四弗

三二、營業用車庫　※毎四半期　五兩—二五兩

三三、自動車類
　自用自動車　十十毎四半期　七兩—二〇兩（千封度以下より四千封度以上迄五等に分つ）
　貸自動車　十十毎四半期　同上より五割増
　旅客運搬用自動車　毎四半期完額稅一〇〇兩及運轉里程に依り同期一〇〇兩—二〇〇兩の附加稅あり
　商業用自動車　毎四半期　二〇兩
　「ヴアン」「ロリー」其他貨物自動車　毎四半期　一四兩—六〇兩（四千封度以下より二萬四千封度迄七等に分つ、但二萬四千封以上のものは特別取極に依る、客用に供するときは五割を加算す）
　自動後曳貨車　十十毎四半期　一〇兩—三五兩、（同上等級に分つ）
　「プラツト、ホーム、トラツク」　十十毎四半期　一〇兩
　「プラツト、ホーム、トレーラー」　十十毎四半期　五兩
　自動二輪自轉車又は配達用三輪自轉車　十十毎四半期　五兩
　其他の自轉車　五弗（許可證の移轉又は複本の發給に一弗とす）

三四、配達用三輪自轉車又は「トロリー」　十十毎月　五〇仙（弗貨）

三五、荷馬車又は「ヴアン」　※毎月　三兩—六兩

三六、手推車　十十「タイヤー」巾三吋以上、前半期毎月一兩五〇仙、後半期毎四半期六兩、「タイヤー」巾三吋未滿前期毎月二兩五〇仙、後半期毎四半期九兩

三七、營業用人力車　十十毎月　二弗

三八、自用人力車　毎四半期　五弗

三九、自用轎　毎四半期　三弗

四〇、營業用轎　毎四半期　六弗

四一、一輪車　十十毎月　五〇仙（兩）

四二、銃砲火藥
　卸賣輸入商　毎四半期　一五〇兩
　小賣輸入商　毎四半期　七五兩

四三、銃砲（運搬）　毎四半期　二兩

四四、犬　一箇年以內　二弗

四五、食品行商　毎月　二弗

四六、藥販賣　※毎四半期　五兩—五〇兩

四七、米商　毎半箇年　一弗

四八、麵麭屋　毎四半期　二弗

四九、牛乳屋　毎四半期　二弗

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五〇、洗濯屋	毎四半期	二弗
五一、仕立屋	毎半ヶ年	二弗
五二、炭酸水製造工場	毎四半期	二弗
五三、製氷工場其他	※毎四半期	一弗—二〇弗
五四、私設市場	毎四半期	二五弗
五五、屠獸料		
屠牛一頭		九〇仙（弗貨）
屠羊一頭		一五仙
屠犢一頭		三〇仙
屠豚一頭		三〇仙
五六、特別許可料		
屠牛一頭		五〇仙（弗貨）
屠羊一頭		二五仙
屠犢一頭		二五仙
屠豚一頭		五〇仙
五七、輸出手數料（畜舍より輸出するとき）		
牛一頭		七五仙（弗貨）
羊一頭		一〇仙
犢一頭		二〇仙
五八、給水料		
牛皮一頭洗滌		五仙（弗貨）
牛內臟一頭洗滌		五仙
五九、公設市場（小菜場）		
虹口市場		
地面床販賣店	毎月	一五弗
地面床四呎、六呎の廣さ賣店	毎月	五弗
他床四呎、六呎の廣さの賣店	毎月	三弗
他床二呎、四呎廣さの籠場（側面店）	毎月	一弗
其他市場		
販賣店	毎月	九弗
四呎、六呎廣さの賣店		三弗
二呎、四呎廣さの籠場（側面店）		一弗
六〇、許可手數料		
洋館建築工事		
（イ）二萬立方呎を越へざるもの		四兩
（ロ）五千立方呎を加ふる毎に		一兩
（ハ）既許可工事中內部模樣替一件に付		一兩
（ニ）現在建物の內部模樣替一件に付		三兩
（ホ）連續せる同型の建物に關しては最初の一件は前記規定の料金を課し他は其半額となす		
支那家屋建築工事		
住宅、商店		
四軒以下		四兩
以上一軒を增す毎に		一兩
其他建物		一〇兩
小建築工事		一兩
堤防護岸工事		二兩五〇仙
家屋修繕用の組足場		五〇仙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

看板燈又は障壁の築造　五〇仙
土盛等　五〇仙
儀式用「アーチ」一件十両とし、長一呎を加ふる毎に二両を増
儀式用「アーチ」し十四日間以上、七日間毎に二十五両を増す
儀式用「アーチ」道路横断の場合　五〇両
布帛日覆　毎方一両　最小限一両

席日覆　毎方二両　最小限二両
便所設備
（イ）便器三個以内の場合　三両
（ロ）便器一個数を増す毎に　二〇仙（両）
※等級を分つ、十貨品の種類に依る、十十鑑札料を除く、

今最近三箇年に於ける特許料收入を掲ぐれば左記の如し。

種類	一九二〇年 特許數	一九二〇年 税額(両)	一九二一年 特許數	一九二一年 税額(両)	一九二二年 特許數	一九二二年 税額(両)
旅館及料理店	二三九	一五,八七九	二四一	一七,八五一	二三五	一七,七二二
外國人酒店	三一二	二七,〇〇〇	四〇四	二九,〇八七	四一六	三〇,一六二
球突場及球投場	七一	六二〇	七七	六七〇	七四	六一四
飲食店	三,〇九五	九,八三二	三,〇三一	一一,七一七	三,三一二	一四,六五六
支那人倶樂部	一九六	四,八五八	一七八	四,四〇〇	一六九	四,一七九
支那人下宿	一,一七六	一一,四〇六	一,一六二	一二,四五七	一,一一〇	一三,〇〇二
外國人下宿	三一九	三一二	四八七	五二六	五一五	五五五
支那人酒館	四,〇二六	二七,三五八	三,八二八	二五,〇四九	三,九一七	二五,〇八三
支那人茶館	七,四六七	一五,九三三	七,二六一	一五,四五一	七,一二八	一四,八八一
果物店	九九三	七,〇三五	一,〇三三	七,一三七	一,〇三八	七,四二四
外國人劇場	一七七	八,八三六	一八八	八,三五九	二〇二	九,二八四
支那人劇場	二三二	八,八〇四	二二四	九,五〇八	二四一	八,九七〇
其他見物場	二〇六	二,九一六	一九二	三,〇二九	一七二	二,九九八
遊女屋	一,七三一	一,三八一	一,三七〇	九,七七〇	八八〇	六三四
質屋	一,二五〇	三〇,四六二	一,二六〇	三六,三四一	一,二四〇	四三,七一九
兩替屋	二,八九九	六,八四九	四,〇二八	九,三八一	四,〇一五	九,三二八
煙草店	五,四七八	一二,五一一	七,四五一	一六,八八七	七,五九六	一七,〇四八

金銀細工店	—	—	一九八	一,五四三	四一九	二,六七一
貨物船外國	七一八	一,九四二	六九九	一,八七〇	七七五	二,〇六二
貨物船支那	一〇,一八〇	四,四八〇	一〇,三九八	四,七八五	一〇,六一五	四,七四一
渡船及客船	七五五	一,〇九三	七七〇	一,一〇七	八二三	一,一八五
小蒸汽船	一,六〇六	三,九七八	一,六七七	四,二二五	一,七五五	四,二七七
民船	一九,六一九	四,六六八	一九,五五六	四,六四七	二〇,一五六	四,八〇八
舢板	一,四四〇	一,〇一四	一,三七六	九八八	一,二八八	九二六
自用馬匹等	二,五八二	九,七五七	二,三二三	八,五七五	二,五二二	八,七九七
自用馬車	二,一五五		一,九〇六		一,六二六	
自用人力車	二九,四九一	七四,一三七	三二,五〇四	九一,六一四	三〇,九二一	二三,九二九
貸馬車屋	一,〇九〇	一二,二八五	一,一七九	一三,四七七	一,一七八	一四,九四七
貸馬匹	三,六〇一		三,九五一		四,三八六	
貸馬車	三,三四一		三,六九八		四,〇九八	
自動車々庫	—	—	六八	八八〇	一四五	一,九六八
自動車	七,九九八	七八,二二五	九,六〇三	一三三,八〇七	一〇,八九四	一六一,八五四
自轉車	三,三〇四	二,五八九	四,二五八	三,二〇二	四,一三五	四,六四五
荷馬車	三一七	一,〇一七	二五四	七六二	三五二	一,〇六八
手推車	一七,四七〇	三四,九四〇	一九,六五六	三八,五一六	二四,〇六五	四三,五五四
トロリー	一三,〇八四	六,〇四二	一四,三七八	七,一八九	一八,一二二	九,〇六〇
營業用人力車	九六,〇〇〇	一三九,一八〇	九六,〇〇〇	一三七,八五八	九六,〇〇〇	一五八,一五〇
轎	五四	九六	四九	八一	四一	七七
一輪車	一〇九,六三〇	五四,八四四	一二〇,二三六	六〇,一八一	一四六,一〇〇	五七,〇八一
銃器	一〇	二三〇	三一	三一〇	八五	二九〇
犬	二,〇七七	七,五三九	一,九〇三	六,八二六	一,六五六	五,九九六
雜	—	—	八九七	一,〇二九	二,四一七	三,一四六

如上種目中重要なるものは、自動車、人力車の税金にして、一九二二年前者は十六萬餘兩、後者は自用及營業車を加へば、二十五萬餘兩に達す、之に次ぐものは、質屋、一輪車、手推車、外國人酒店、支那酒館等の税金にして、各三、四、萬兩毫を占む、其他一萬兩以上に達するものは、旅館、料理店、飲食店、支那人下宿、茶館、兩替店、煙草店等の税金とす、而して近年最も增加したるものは、自動車、荷車、人力車、一輪車等の税金にして例へば自動車及貸庫税金の如きは、一九一三年には一萬二千餘兩に過ぎざれど一九二二年には十六萬八千餘兩となり、自用人力車税金は同上期間四萬四千餘兩より十一萬三千餘兩となり、一輪車税金は三萬八千餘兩より、七萬三千餘兩となり、質屋税金は一萬九千餘兩より四萬三千餘兩となり、就中兩替店、煙草店、遊女屋等の税金は一九二〇年以降金銀細工店の税金は一九二一年以降收納を見たり、反之最近に至り、其收入を減退したるは自用馬車及自用馬匹、營業用人力車、轎等の税金とし、就中阿片店、(煙商)の税金は一九一七年迄相當多額を占め、例へば、一九一六年には十八萬餘兩を示したりしが、一九一八年禁煙後絕無となれり。

(五)市有財產使用料(Rent of Municipal Properties.)本收入中最も重要なるものは、公設市場の賃貸料とし其他市有建設物等の貸下料となす。

最近三箇年間に於ける市場使用料を擧ぐれば左記の如し。

市場名	一九二一年	一九二二年	一九二三年(豫算)
	兩	兩	兩
馬路(Malòo.)	二七、三九九	三九、八三五	一六、八〇〇
愛而近路(Elgin.)	一五、五八九	一五、七七〇	六、七〇〇
虹口(Hongkew.)	五一、五三八	五八、九二七	四四、〇〇〇
東虹口(East Hongkew.)	一五、六二三	一七、一二七	六、〇〇〇
滙山(Wayside.)	七、三八九	九、五二八	四、〇〇〇
楊樹浦(Yangtszepoo.)	三、九九〇	四、七一五	一、九〇〇
スンゲパン(Sungpan.)	二、四〇一	三、三四七	一、〇〇〇
馬霍(Mohank.)	五、九〇八	六、一九九	二、八〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

梧州 (Wuchow.)	二、六六六	二、七九八	二、四〇〇
新開 (Sinza.)	一八、六八〇	一九、二〇三	八、四〇〇
パードン (Purdon.)	九、五七五	九、八〇九	[illegible]
計	一七〇、四四一	一八七、二五五	九八、〇〇〇

其他の收入を掲げは左記の如し。

	一九二二年(決算) 兩	一九二三年(豫算) 兩
タウン、ホール	二、五〇〇	三、五〇〇
其他市有設備貸下料	五〇、〇〇〇	五六、四五〇
其他	二、五〇〇	二、五〇〇
計	五五、〇〇〇	六二、四五〇

(六)市營事業收入 (Revenue from Public & Municipal undertaking.) 本收入は公私市營事業より生ずるものにして、一九二二年には八十三萬八千餘兩を示し就中電氣處の收入を大宗となし、六十二萬五千兩を占め、一九二三年の豫算に依れば、總額九十萬六千餘兩に對し六十九萬兩に達したり。

今最近二箇年間に於ける是等收入額を示さば左の如し。

種目	一九二二年 兩	一九二三年(豫算) 兩
上海水道會社株券	三二、九六二	三五、三二〇
上海瓦斯會社納付金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
上海電話相互會社株券	七九八	八〇〇
上海電車會社納付金(總收入の五%)	七九、〇六二	八五、〇〇〇
工部局電氣處	六二五、〇〇〇	六九〇、〇〇〇
四徒勞役	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
「コンクリート」器物製造所	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
石切場 (Pingchiao Quarry.)	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
工部局工務部工場	七五〇	七五〇
計	八三八、五三三	九〇六、八二〇

臨時收入としては公債を擧ぐべく一九二二年には一九二一年の八分利付市債收入三十萬八千四百兩及一九二二年の七分利市債收入八百萬兩を占め其他雜收入一萬七千三百餘兩あり、一九二三年度豫算額には六百萬兩の起債計畫あり。

▲銀貨公債

一九〇三年以降の起債額を掲ぐれば左記の如し。

一九〇三年	六分利	兩 四二五、四〇〇
一九〇四年	同	一六三、〇〇〇
一九〇五年	同	二八五、九〇〇
一九〇七年	同	五〇〇、〇〇〇
一九〇八年	同	六五〇、〇〇〇
一九〇九年	同	三〇〇、〇〇〇
一九一〇年	同	三一三、八〇〇
一九一一年	同	三五〇、〇〇〇
一九一二年	同	三四〇、〇〇〇
一九一三年	同	七五六、三〇〇
一九一三年	五分半利	五〇〇、〇〇〇
一九一四年	五分半利	兩 九〇〇、〇〇〇
一九一五年	同	八〇〇、〇〇〇
一九一六年	六分利	一、四〇〇、〇〇〇
一九一八年	七分利	五〇七、〇〇〇
一九一九年	同	一、七九三、三〇〇
一九二〇年	同	二、二四〇、〇〇〇
一九二一年	八分利	五、四〇四、八〇〇
一九二一四年	同	七三〇、〇〇〇
一九二二年	七分利	八、〇〇〇、〇〇〇
計		二六、三五九、八〇〇

▲英貨公債

一九〇五年	四分利	兩 一三八、八七八・八四
一九二〇年	六分利	二、七二七、二七二・七三
計		二、八六六、一五一・五七
總計		二九、二二五、九五一・五七

左に一九一三年以降各種收入の對照表を揭ぐ。

年次	地租	家屋税 一般	家屋税 特別	碼頭税	特許	市有財産使用料	市營事業收入	雜收入	合計
	千兩	千兩	千兩	千兩	千兩	千兩	千兩	千兩	千兩
一九一三	六七四	一、二八〇	一七	二二五	五三五	六六	六九	—	二、八五八
一九一四	六七八	一、三一六	二〇	一八九	五八二	七四	七四	—	二、九三四
一九一五	六八〇	一、三九四	二三	一八三	五九八	九〇	八〇	—	三、〇五一
一九一六	六八二	一、四九六	二五	二〇七	六五一	九八	一七五	—	三、二三三
一九一七	八三六	一、五五九	二五	二〇三	五五四	一〇七	一六八	—	三、四五五
一九一八	八八一	一、六一九	二六	一九六	五二三	一一九	四九八	—	三、八六四
一九一九	一、〇五四	二、〇〇三	三四	二六八	五九九	一三	三八〇	—	四、四一九

一九二〇	一、〇五六	二、一四〇	四九	三六五	六二七	一二六	四五七	—	四、八二五
一九二一	一、三二六	二、四二四	七六	三七四	七二一	一七八	八四八	—	五、九五一
一九二二	一、三二八	二、六九五	一一八	三七九	八二一	一九八	八五八	一五	六、七〇〇
一九二三(豫算)	一、六〇五	二、九一〇	一五九	四〇〇	八九二	一六〇	九〇六	三〇	七、二九〇

(乙)支出

共同租界の歳出は、近年著しく膨脹し、一九一三年には、經常部支出二百八十萬兩臺なりしが、一九二一年には五百九十六萬餘兩、一九二二年には六百七十餘萬兩となり、一九二三年豫算には七百二十九萬兩を計上したり、而して其最も多額を占むるものは、警察及土木費とし、前者は一九一三年には九十萬九千餘兩にして支出總額の三十一「パーセント」半なりしが一九二二年には、百七十萬九千餘兩となり二十五「パーセント」半となれり、土木費は一九一三年には六十萬兩臺にして支出總額の二十一「パーセント」餘に過ぎざりしが、一九二二年には百八十三萬餘兩にして其の二十七「パーセント」餘に增加したり。

今最近二箇年間に於ける各部支出を擧ぐれば左記の如し。

▼經常部

	一九二二年	一九二三年(豫算)
義勇隊費	兩 二〇一、一七七・八二	兩 一八四、一六〇・〇〇
消防費	二五六、九四二・四一	三〇〇、九九〇・〇〇
警察費	一、七〇九、四七六・八七	一、九一六、九七〇・〇〇
衛生費		
一、本部事務費	二七四、〇四一・五六	三一二、一〇〇・〇〇
一、病院	一四二、七二一・二五	一五七、五三〇・〇〇
ヴィクトリヤ看護院	三二、六六六・三一	—
避病院	五六、一九二・四六	—

▼經常部

	一九二二年	一九二三年(豫算)
同(支那人)	兩 一一、五四九・〇五	兩 —
警察病院(印度人)	二〇七・六七	—
同(支那人)	七二一・七〇	—
養生院	一〇、九五四・五六	—
私設看護事業	二四、二四〇・七〇	—
病傷兵救護事業	一、二六五・〇四	—
一、埋葬等	六七二・六二	三八〇・〇〇
一、游泳場	四四五・〇一	六五〇・〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、其他	八九、〇〇六・五六	八五、六五〇・〇〇
小計	五〇六、八八七・九八	五三五、三四〇・〇〇
土木費	両	両
一、一般	四四九、二四二・五〇	五七七、七二〇・〇〇
一、建築	一二二、一七六・六七	一四一、八四〇・〇〇
一、河川	六七、四五七・七三	一〇四、一二〇・〇〇
一、排水	三八、一二六・八九	二七、六五〇・〇〇
一、道路	—	七二五、六一〇・〇〇
一、維持	六二一、六四七・三〇	—
掃除	一二〇、二六三・四三	—
一、點燈	一五六、八五五・〇三	一六四、五三〇・〇〇
一、公園	八七、八六〇・三二	九七、九九〇・〇〇
一、其他	一八七、二六二・六六	一三五、四九〇・〇〇
小計	一、八三一、〇九二・五三	一、九七四、九三〇・〇〇
音樂隊費	一〇二、九二五・三〇	一一二、七四〇・〇〇
圖書館費	四、八六〇・二四	六、九二〇・〇〇
教育費		
一、男子部公學校	七七、一八三・七〇	七七、三二〇・〇〇
一、女子部公學校	八一、〇〇九・四八	六七、五九〇・〇〇
一、トーマスハンプレー男子部	六一、五二九・五〇	七四、九〇〇・〇〇
同　女學校	六二、三一三・二七	五五、二六〇・〇〇
一、支那人公學校	三三、二五八・四八	三三、八五〇・〇〇
一、エリス、カドウリー公學校	三一、九九五・二七	二九、一九〇・〇〇
一、ニーチイ、クウイ公學校	三二、五一二・九六	三〇、九〇〇・〇〇
一、工部學校	一五、五二四・八八	一八、三〇〇・〇〇
一、補助金	八、三〇〇・〇〇	八、三〇〇・〇〇
小計	四〇三、四七三・五四	三九五、六一〇・〇〇
財務費		
一、本部事務費	一四七、五三九・九四	—
一、コムプラドー費	一六、五六四・八八	—
一、其他	二、〇七〇・四六	—
小計	一六六、一七五・二八	一八六、五三〇・〇〇
官房費		
一、秘書課	一五三、六五四・九三	—
一、税務課	一九一、一九九・七七	—
一、其他	二、四四八・六六	—
小計	三四七、三〇三・三六	三七八、六六〇・〇〇
一般費	二三一、二四五・〇五	二四〇、〇七〇・〇〇
利子及手數料	五九九、八五九・九八	七七一、五〇〇・〇〇
公債償還	一三三、一五〇・六一	一五九、四八〇・〇〇
翌年度繰越剩餘金	二三六、〇〇八・〇四	一五二、八七〇・〇〇
合計	六、七〇〇、五八八・二一	七、二九〇、七七〇・〇〇
▲臨時部	八、三四六、六九六・〇〇	六、一五二、四五〇・〇〇
▲總計	一五、〇四七、二八三・〇〇	一三、四四三、二二〇・〇〇

如上諸經費中特筆すべきものは警察費土木費とし、其他衛生費、教育費等となし、警察費は約三千名内外の吏員に對する人件費大部を占め就中本部警視總監以下高級吏員に對する俸給手當等は多額に達し、警視總

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

監の年俸は彼の上海海關稅務司又は郵政局長等と伯仲の間に在り一萬二千兩にして以下三百有餘名中外國人巡査の如きも一千五百兩を下らず（注一）一九二二年度に於ける警察費百七十萬九千餘兩中俸給手當は百二十七萬餘兩にして約七割五分を占む、而して外國人吏員六十七萬九千餘兩印度人二十一萬四千兩支那人三十四萬五千兩日本人三萬五千餘兩となす。

土木費は同年百八十三萬餘兩中七十三萬餘兩の道路費を主とし一般費之に亞き四十四萬九千餘兩とし其人件費は殆んど全部の四十三萬八千餘兩を占め、其他點燈建築等の費用を擧げ得べし、尙一般費以外の人件費は二十二、三萬兩あり。

衞生費は同年總額五十餘萬兩なり一般費二十七萬四千餘兩にして其俸給手當額は二十五萬八千餘兩を占め、病院費之に亞き約十五萬兩とす敎育費は學校費にして四十萬餘兩とし、殆んど全部は人件費を以て占む官房費は三十四萬餘兩中人件費は約二十七萬兩を占む消防費二十五萬六千餘兩中人件費は十三萬八千餘兩を占む、義勇隊費は俸給手當等に該當するもの少きを以て總額二十萬一千餘兩中僅かに二萬二千餘兩に過ぎず多くは、物品材料等の費用なりとす。

一般費二十三萬餘兩中重要なるものは政廳不動產の賃借料、信託基金投資の減價に對する準備金、年金補助金保護金米代等となす。

財務費十六萬六千餘兩中人件費は十三萬三千餘兩を占む。

臨時費は八百二十四萬餘兩に上り其種目左記の如し。

一九二一年よりの不足額	兩 三四、八九五・七〇	排水費	兩 五八二、八九四・五三
橋梁費	一七九、五〇六・一〇	陸揚場費	一〇、七八六・九五
河岸費	一〇七、七二四・二八	土地費	四八一、四八八・二三

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

建築物費	五七九、一七〇・〇〇
道路費	六七七、六二八・五四
電氣處費	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
一九一七年公債支拂高	九九四、二〇〇・〇〇

是等費用に充當する目的を以て八百萬兩の公債を起し、一般目的の爲に三百五十萬兩電氣事業の爲に四百五十萬兩を見積りたるが如く、前記土木費以外に臨時費支辨として電氣處の經理に多額の費用を支出しつゝあるを知るべし、例えば一九二二年電氣部吏員約百六十名の俸給手當の如きは前記土木費中の人件費の三倍以上百四十四萬五千餘兩に達す而して同部員は技術に關するもの多きが故に俸給も他部に比して高額とす同部長の年俸は二萬七千六百兩とし其他一萬兩以上の吏員五名あり。（注二）

（注一）警察部の代表的年俸額を示さば左記の如し。

警視總監	外人	一二、〇〇〇兩
副總監	外人	八、一〇〇
警視一等	外人	七、〇〇〇
二等	外人	四、三八一
刑事部長	外人	三、八〇〇
警部長	外人	四、〇〇〇
刑事警部	外人	三、〇〇〇
典獄	外人	三、〇〇〇
警部	外人	三、〇〇〇
	日本人	二、〇〇〇
警部補	印度人	八〇〇兩
	外人	二、二〇〇
巡查部長	外人	一、九〇〇
	日本人	一、三〇〇
	印度人	三一〇
	支那人	二二〇
巡查	外人	一、五八〇
	日本人	九六〇
	印度人	二〇〇
	支那人	一八〇

（注二）電氣部の代表的年俸額を示さば左記の如し。

部長（Engineer-Chief and Manager）	二七、六〇〇兩
副部長	一一、三八七
秘書長	一一、四〇〇
副秘書	八、二五七兩
技師	約五、〇〇〇—一〇、八〇〇

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

終りに前記各經費の累年比較を掲げは左表の如し。

□一九一三年以降經常費對照表 （單位千兩）

年次	義勇隊費 千兩 (%)	消防費 千兩 (%)	警察費 千兩 (%)	衛生費 千兩 (%)	土木費 千兩 (%)	音樂隊費 千兩 (%)	教育費 千兩 (%)	圖書館費 千兩 (%)
一九一三	四五 (一・六)	七六 (二・六)	九〇九 (三一・五)	一七八 (六・二)	六〇八 (二一・〇)	五六 (一・九)	六九 (二・四)	一・七 —
一九一四	五五 (一・九)	六九 (二・三)	九二〇 (三一・三)	一八七 (六・四)	七〇五 (二四・〇)	五一 (一・七)	九三 (三・一)	二・三 —
一九一五	五七 (一・八)	七七 —	八〇〇 (二八・八)	二〇八 (六・八)	七四六 (二四・四)	五〇 (一・六)	一一四 (三・七)	二・四 —
一九一六	四八 (一・三)	一一八 (三・五)	八八二 (二六・四)	一五八 (四・七)	八〇〇 (二四・〇)	四九 (一・五)	一四三 (四・二)	二・三 —
一九一七	五四 (一・五)	八七 (二・五)	九三五 (二七・六)	一六八 (四・八)	九七一 (二八・一)	四三 (一・三)	一五七 (四・五)	二・〇 —
一九一八	四五 (一・一)	一〇六 (二・七)	一、〇八八 (二八・一)	二三八 (六・一)	一、〇五八 (二七・三)	四八 (一・二)	二〇五 (五・三)	三・三 —
一九一九	五五 (一・二)	一一八 (二・六)	一、三一九 (二九・八)	二九一 (六・六)	一、二八〇 (二六・七)	四五 (一・〇)	二六八 (六・〇)	二・七 —
一九二〇	五三 (一・一)	一六七 (三・四)	一、五五六 (三二・四)	三九四 (八・一)	一、二八六 (二六・六)	七四 (一・五)	三三〇 (六・八)	二・八 —
一九二一	二一四 (三・六)	二三五 (三・九)	一、六四四 (二七・五)	四三六 (七・三)	一、三五九 (二三・八)	九九 (一・六)	三七七 (六・三)	四・一 —
一九二二	二〇一 (三・〇)	二五六 (三・八)	一、七〇九 (二五・五)	五〇六 (七・五)	一、八三一 (二七・三)	一〇三 (一・五)	四〇三 (六・〇)	四・八 —

年次	財務費 千兩 (%)	官房費 千兩 (%)	一般費 千兩 (%)	利子 千兩 (%)	公債償還費 千兩 (%)	計 (%)	剰餘金 (%)	總額 (%)
一九一三	六三 (二・二)	一四五 (五・〇)	八〇 (二・八)	一二五 (四・〇)	一四二 (四・九)	二、四八四 (八六・九)	三七五 (一三・〇)	二、八九一 (一〇〇)
一九一四	七二 (二・四)	一五六 (五・三)	一〇八 (三・六)	一二四 (四・二)	一五一 (五・一)	二、七〇〇 (九二・〇)	二三四 (七・九)	二、九三四 (一〇〇)
一九一五	六九 (二・三)	一六四 (五・四)	一〇六 (三・五)	一四七 (四・八)	一五五 (五・一)	二、七八一 (九一・一)	二六九 (八・八)	三、〇五一 (一〇〇)
一九一六	七二 (二・一)	一六五 (四・九)	一一四 (三・四)	一六九 (五・〇)	二〇二 (六・〇)	二、九二五 (八七・七)	四〇七 (一二・二)	三、三三三 (一〇〇)
一九一七	七一 (二・一)	一六八 (四・八)	二〇〇 (五・八)	二二八 (六・六)	二六八 (七・七)	三、三七九 (九七・八)	七五 (二・一)	三、四五五 (一〇〇)
一九一八	八四 (二・一)	一八五 (四・八)	一二三 (三・一)	二二一 (五・七)	一八八 (四・八)	三、五九六 (九三・〇)	二六七 (六・九)	三、八六四 (一〇〇)
一九一九	一〇三 (二・三)	二一五 (四・八)	五四五 —	二四六 (五・五)	一七八 (三・九)	四、五六八 (一〇三・三)	※一四八 (三・三)	四、四一九 (一〇〇)
一九二〇	一三八 (二・八)	二七七 (五・七)	一四六 (三・〇)	三五三 (七・二)	三七 (〇・七)	四、八二九 (一〇〇・一)	※六 (〇・一)	四、八二三 (一〇〇)
一九二一	一六四 (二・七)	三二〇 (五・三)	二一七 (三・六)	四七四 (七・九)	一〇二 (一・七)	五、六五一 (九四・八)	三〇九 (五・一)	五、九六〇 (一〇〇)
一九二二	一六八 (二・四)	三四七 (五・一)	二三一 (三・四)	五九九 (八・九)	一一三 (一・六)	六、四七四 (九六・六)	二二六 (三・三)	六、七〇〇 (一〇〇)

一九二三（豫算）｛ 一八四 — 二〇一（四・〇） 一,九一九（二六・三） 五三四（七・三） 一,七四九（二四・一） 一一二（一・五） 三九五（五・四） 七 — 一八六（二・五） 三七八（五・一） 二二四（三・〇） 七七一（一〇・六） 一五九（二・一） 七,一三五（九七・六） 一五二（二・一） 七,二九〇（一〇〇）

二、佛租界の財政

佛國租界の財政も租界擴張前には其規模極めて小にして、例へば一八八〇年には行政費二萬八千餘兩十年後の一八九〇年にも尙三萬八千兩臺を上らざりしが一九〇一年に至り租界區域從前の約四倍に增加し、五千五百餘「エーカー」に擴張したる以來漸次膨脹し來り、例へば、一九一七年には經常歲出入各九十三萬餘兩臨時部を加へば總額百三十一萬餘兩となり、一九二一年度豫算には百四十餘萬兩を計上せり、然れども之を共同租界の財政に比較するときは、其約十分の一に過ぎざるなり。

最近二箇年間に於ける歲入對照表を掲ぐれば左記の如し。

歲入	一九二〇年	一九二一年（豫算）
	兩	兩
租稅（地租及家屋稅）	五八四,一一五・三三	六五七,一五六・〇〇
特許料	三〇〇,二八五・七七	三〇〇,二〇〇・〇〇
許可稅	八二,六二六・七〇	七九,七五〇・〇〇
雜收入	一八〇,四五六・七三	一五八,八七〇・〇〇
信號及氣象	一七一,三六八・八八	一六〇,〇〇〇・〇〇
慈善事業	四六,六八二・〇〇	—
學校	一六,五四五・八三	一六,三〇〇・〇〇
屠殺	一八,五一二・三三	一七,六〇〇・〇〇
衛生	九四九・五三	一,〇〇〇・〇〇
會審衙門	四七,九一七・八二	三二,〇〇〇・〇〇
利子	三,三三二・四七	三,三一〇・〇〇
警察	二八,五五五・四八	二七,三二四・〇〇
土木	一七,一二三・七二	九,〇〇〇・〇〇
公園其他	—	一,五〇〇・〇〇
繰越金其他	—	八,二〇九・二五
借入金	—	九四,六八七・四〇
合計	一,三四四,一九六・四六	一,四〇二,八九六・六三

租稅（Import.）は諸收入中最も重要なるものにして、歲入の四、五割を占め就中家屋稅を主となす、地租

は地價の六厘を徴し、家屋税は洋式建物に對しては、從來家賃の一割を徴したりしが、現在は支那式建物と同じく家賃の一割二分を課す、是等租税收入は、一九一七年には四十一萬兩臺なりしが、一九一八年には四十三萬四千餘兩一九二〇年には五十八萬四千餘兩に增加し、一九二一年度豫算には六十三萬七千餘兩を計上せり。

今是等收入の最近二箇年間に於ける例を示さば左記の如し。

租税	一九二〇年	一九二一年(豫算)
地租(Impôt Foncier.)	兩 二一〇、八五五・四五	兩 二四〇、一五八・〇〇
家屋税(Impôt Locatif.)	五七三、二五九・七七	五九七、〇〇〇・〇〇

	一九二〇年	一九二一年(豫算)
洋式	兩 三三五、二九五・一五	兩 三五一、〇〇〇・〇〇
支那式	二四七、九六八・六四	二八六、〇〇〇・〇〇
合計	五八四、一一五・二三	六三七、一五六・〇〇

特許料(Licences.)は又營業免許税の一種にして諸税科目あり、同上年間に於ける收入左記の如し。

	一九二〇年	一九二一年(豫算)
旅館、酒館、カフイー	兩 一、八六三・〇〇	兩 一、八〇〇・〇〇
支那劇場、見世物等	四、〇三〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇
支那料理屋	五、五六三・〇〇	五、六〇〇・〇〇
支那酒小賣店	八、三六三・〇〇	八、三〇〇・〇〇
酒館(小賣及卸賣)	四、一六〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇
一輪車貸屋	二八、五八二・五〇	二七、五〇〇・〇〇
人力車貸屋	一四九、四五八・四五	一四八、〇〇〇・〇〇
私用人力車	—	二五、〇〇〇・〇〇
荷車	兩 一二、三七四・〇四	兩 一三、〇〇〇・〇〇
馬匹及馬車貸屋	七、一五〇・四三	七、〇〇〇・〇〇
私用馬匹及馬車	—	二二、一〇〇・〇〇
貸自動車及貸庫	—	一〇、〇〇〇・〇〇
私用自動車	五六、二五一・九五	一八、〇〇〇・〇〇
荷物自動車其他	—	四、八〇〇・〇〇
合計	三〇〇、二八三・七七	三〇〇、一〇〇・〇〇

次に許可税(Taxes.)は一九一七、八年頃には六萬餘兩なりしが、一九二〇年には八萬兩を越ゆ、同上年間に於ける同課税收入を揭げば左記の如し。

	一九二〇年 兩	一九二一年（豫算） 兩
質屋	九、〇九三・八〇	八、八〇〇・〇〇
古物商	九〇五・九八	九〇〇・〇〇
兩替屋	一、八六八・〇〇	一、七〇〇・〇〇
宿屋	一三、一六六・〇〇	一三、〇〇〇・〇〇
露店等	八、一六〇・二九	八、〇〇〇・〇〇
煙草店	二、七二〇・九三	二、六〇〇・〇〇
小船及舢板	九、八七四・六八	九、〇〇〇・〇〇
艀船	三八一・〇四	三五〇・〇〇
市場	一五、五九七・三〇	一五、〇〇〇・〇〇
汚物掃除	一八、四八一・四六	一八、〇〇〇・〇〇
建築業	一、四六五・三三	一、二〇〇・〇〇
其他	一、九一一・九〇	一、八〇〇・〇〇
合計	八二、八二六・七〇	七九、七五〇・〇〇

雜收入は一九一七年には僅かに、八萬九千兩に過ぎざりしが、近年急激に増進し一九二一年には殊に碼頭税(Droit de Quayage.)を増加したるを以て十八萬兩を突破したり其各種收入左記の如し。

	一九二〇年 兩	一九二一年（豫算） 兩
棧橋税(Droits sur Quais et Jetties.)	六、七八〇・四〇	六、七八〇・〇〇
埠頭税(碼頭税 Droits de Quayaga.)	一一四、六二〇・五四	一一五、〇〇〇・〇〇
東市場(十六舗)貸下料	八九三・〇四	八九〇・〇〇
西門市場貸下料	一三〇・〇四	—
市有不動産使用料	—	六、九九〇・〇〇
電車會社納付金	三、九五一・六七	四、〇〇〇・〇〇
水道會社納付金	二、一六五・一九	二、〇〇〇・〇〇
瓦斯會社納付金	二一〇・〇〇	二一〇・〇〇
雜收入	四八、六三四・五五	二〇、〇〇〇・〇〇
現金借入	三、〇八一・三三	三、〇〇〇・〇〇
合計	一八〇、四五六・七三	一五八、八七〇・〇〇

信號及氣象の收入は共同租界工部局より其費用の五〇%を配給せらるゝものを主とし其他多少の雜收入あり、一九一七年には八千七百兩毫に過ぎざりしが一九二一年には倍加して、一萬七千餘兩に上り一九二一年度豫算には又一萬六千兩を計上せり、次に學校收入の主たるものは、佛工部局學校の月謝にして近年著しき増減なく、一九二一年には一萬六千五百餘兩あり、一九二一年度豫算には同收入一萬五千三百兩其他一千兩

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を計上せり、次に會審衙門（Cour Mixte Française）の收入は諸雜收入を包含、一九二一年には四萬七千九百餘兩を示し一九二一年度豫算にも三萬二千兩を計上せり。

警察收入は科料其他にして一九二一年には二萬八千五百餘兩を占め一九二一年度豫算には二萬七千三百餘兩を計上せり、次に土木及屠殺收入は各自同年約一萬七、八千兩臺に在り、次に利子は一九一七年には僅かに八百兩臺に過ぎざりしが一九一八、九年には八、九百兩臺となり一九二〇年の決算及一九二一年度豫算には增加して三千三百兩臺となり、而して其財源としては、銀行當座預金、電話會社株券利子及一九一五年及一九一六年度佛國公債利子收入となす。

次に最近二箇年間に於ける歲出對照表を示さば左記の如し。

▼歲出

	一九二〇年（兩）	一九二一年（豫算）（兩）
官房費	七四、四一七・五二	八三、九五三・〇〇
人件費	七〇、八八七・七五	八〇、五七八・〇〇
一、秘書課	二三、一八七・〇〇	二三、四八四・〇〇
二、會計課	一五、五八九・二五	一六、八四八・〇〇
三、税務課	三二、一一一・五九	四〇、二四六・〇〇
一般費	三、二三九・〇〇	三、五七五・〇〇
諸事務費	五九五、〇三二・四四	五五九、〇二六・四六
電話及時辰費	四、六八六・一〇	四、四〇〇・〇〇
醫務費	二七、〇三五・九九	三三、三九六・〇〇
信號及氣象費	三五、二四八・八一	三五、三六一・〇〇
諸補助金	二七、九九五・一八	六三、三六〇・〇〇
消防隊費	三五、六八五・六二	三七、六四〇・〇〇
學校費	六九、九四五・三五	七八、九四八・〇〇
雜費	五一、三四一・七一	四八、二〇〇・〇〇
義勇隊費	一一、八〇〇・五六	二〇、〇〇〇・〇〇
屠殺費	一〇、一一〇・四一	九、四一七・〇〇
衛生費	二八、九二三・四三	三一、四四〇・〇〇
印刷費	七、七七七・七四	九、二五〇・〇〇
庶務費	五、〇五二・三〇	五、八四〇・〇〇
公園費	二一、一五五・一七	二九、六六〇・〇〇
會審衙門費	三四、六三七・九八	二九、六三三・四六
公債費	一七九、五九九・七八	一四五、八六八・九〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警察費	三一一、二九三・二一	三四一、九八九・〇〇
人件費	二九六、〇七三・二〇	二八三、九四三・〇〇
監獄費	二七、九二九・九二	三一、四四三・〇〇
一般費	二七、二八九・〇九	二六、五八五・〇〇
土木費	四〇五、八三七・二六	四一七、九四八・一九
人件費	一三四、六五三・二四	一三八、九五二・〇〇
材料費	二三、一七八・五〇	三三、一〇〇・〇〇
道路費	八五、九二一・八五	一〇九、七二〇・〇〇
建築費	一四、三七四・八五	一三、七〇〇・〇〇
雜費	一、一五五・六一	四、〇〇〇・〇〇
點燈費	六八、一〇九・一七	七一、七〇〇・〇〇
水道費	九四三・二六	二、二五〇・〇〇
買收費	六二、八五二・五一	二九、四九八・一九
新工事費	一四、六六九・七七	一六、四七八・〇〇
浚渫費	—	一、九五〇・〇〇
合計	一、三四六、三六九・四五	一、四〇二、八九六・六五

如上官房費中には外國人給料大部を占め、其全經費の約九割に當る。又た諸事務費中重要なるものは公債費及學校費となし其他は醫務、衞生、信號、氣象、消防隊、諸補助金、雜費等となす、次に公債費は一九〇三年の四分利半市債一九一一年六分利市債一九一四年及一九一六年の五分利半市債其他銀行借入金に對する利子又は償還等となす、次に學校費は西童公學校（Ecole Municispal Française.）及華童法華公學校（Ecole Municipal Chinoise.）に屬するものにして外國人教員の給料大部を占め其總經費の八割に當る、次に警察費は三十萬を突破し經費總額の二割三分を占め就中人件費は其八割に當る、又た土木費は四十萬兩を越え經費總額の約四割を占め最も多きは人件費の十三萬兩臺とし其他重要なるは道路費、點燈費となす。

臨時費は一九一七、八年頃には道路其他の事業の爲に各三十四、五萬兩を占め、一九一九年豫算に於ては不足金多かりしを以て倍加して六十八萬餘兩となり公債借入金に依つて支辨したり、而して一九二〇年十二月三十一日現在の市債務としては印度支那銀行、露亞銀行、香上銀行及中法實業銀行等よりの借入金七十五萬餘兩あり之に對して、現金所有高株券公債等の定期收入を控除するときは殘額約七十萬兩を存す。

三、日本居留民團と其財政

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海居留民團は日本人協會が明治三十八年三月發布の法律第四十一號居留民團法に依り同四十一年民團組織に變更したる在留邦人の自治機關たり、居留民團法に依れば、民團は法人として領事、公使及外務大臣の監督を受け法令又は條約の範圍内に於て其公共事務を處理す、而して吏員團員又は議員の任免選擧任期給與及職務權限に關する事項は居留民團の財產、負債營造物、經費の賦課徵收及會計に關する事項又は民團の廢置分合又は其地區の變更に關する事項、其他は凡て命令を以て定む。

居留民團には民會及行政委員あり民會は毎年三月總領事之を招集し次年度に於ける、豫算其他の施設に關して議決をなし、總領事の認可を得て民團事務を執行せしむ、民會議員の資格は毎月課金二弗以上を一月迄に繼續して六箇月以上納付したる者にして民團組織の初年度に於ては其議員數二百七十三名に過ぎざりしが、大正三年には三百六十名同四年には五百四十名に上り同十一年には一千名を突破したり。

行政委員は民會議員中より十五名を互選す、又同時に五名の豫備委員をも選擧す、行政委員は元より名譽職にして、民會の議決に依り稅金賦課徵收、敎育、衞生、墓地、義勇隊、救助等に關する諸團體的事項を執行す、但し、上海居留地內の道路、橋梁、碼頭、其他、營造物等の土地的行政事項を執行する權限なり又居留地內に在る外國人又は支那人に對して支配權を有するものに非ず、卽ち上海の居留民團は居留地又は其他に住する日本人に限り特定の事項に關して、管轄權を有し、彼の天津其他土地的民團と異りたる公共組合の一種なり、就中敎育民團の稱あるが如くに英米等の國人と風俗慣習及思想精神を異にせる關係上二重の負擔をも忍ひ、民團を組成したるものとす。

居留民團の歲出入も學校の施設未だ整備せざる當時は小額に止り大正元年度總豫算額各自僅かに三萬六千弗に過ぎざりしが同六年には約倍加して、七萬弗臺に上り、十年には更に倍加して十五萬弗餘に增加し十二

年度豫算には總額二十萬弗餘を計上したるが如し。

今大正十年度決算及十二年度豫算を揭ぐれば左記の如し。

▼歲入

□經常部

	大正十年度決算（弗）	大正十二年度豫算（弗）
課金	一一六、二五二・五五	一四四、七三二・八〇
所得課金	四一、六六四・六〇	五六、九一一・一〇
營業課金	六一、五七一・九〇	七二、六七二・〇〇
土地金	一三、〇一六・〇五	一五、一四九・六〇
使用料及手數料	二六、八八一・五〇	四一、七九二・八〇
授業料	七、七八七・〇〇	二〇、〇七二・八〇
保育料	九七六・五〇	一、九八〇・〇〇
其他手數料	一五、一〇三・〇〇	一六、七四〇・〇〇
火葬料	三、〇一五・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
雜收入	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
合計	一四三、二四七・四五	一八六、八二五・六〇

□臨時部

	大正十年度決算（弗）	大正十二年度豫算（弗）
前年度繰越金	一四、九五七・七五	二一、八三五・七二
補助金	三、九七八・〇〇	—
合計	一八、九三五・七五	二一、八三五・七二
豫算外		
雜益	一四九・〇五	—
墓地管理費	一二・〇〇	—
墓地貸下料	一六〇・〇〇	—
計	三二一・〇五	—
總計	一六二、六七九・七八	二〇八、六六一・三二

歲入中最も重要なるものは營業稅及所得稅となし總歲入（經常）の六七割を占む。

所得課金は俸給、報酬、其他一定の收入に依り生計を營む者に賦課するものにして左の十九等級に分たる。（單位弗）

等級	月額（弗）	等級	月額（弗）	等級	月額（弗）
一等	五〇・〇〇	三等	三〇・〇〇	五等	二〇・〇〇
二等	四〇・〇〇	四等	二五・〇〇	六等	一六・〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

等級	月額	等級	月額	等級	月額
七等	一五・〇〇	十二等	四・〇〇	十七等	一・〇〇
八等	一〇・〇〇	十三等	三・〇〇	十八等	〇・七〇
九等	八・〇〇	十四等	二・五〇	十九等	〇・五〇
十等	六・〇〇	十五等	二・〇〇		
十一等	五・〇〇	十六等	一・五〇		

營業課金は商工業其他營利を目的とする者に對して課税し其等級は左の三十三等に分たる。（單位弗）

等級	月額 弗	等級	月額 弗	等級	月額 弗
一等	一、〇〇〇・〇〇	十二等	一三〇・〇〇	二十三等	一五・〇〇
二等	九〇〇・〇〇	十三等	一〇〇・〇〇	二十四等	一〇・〇〇
三等	八〇〇・〇〇	十四等	八〇・〇〇	二十五等	七・〇〇
四等	七〇〇・〇〇	十五等	七〇・〇〇	二十六等	五・〇〇
五等	六〇〇・〇〇	十六等	六〇・〇〇	二十七等	四・〇〇
六等	五〇〇・〇〇	十七等	五〇・〇〇	二十八等	三・〇〇
七等	四〇〇・〇〇	十八等	四〇・〇〇	二十九等	二・五〇
八等	三〇〇・〇〇	十九等	三五・〇〇	三十等	二・〇〇
九等	二五〇・〇〇	二十等	三〇・〇〇	三十一等	一・五〇
十等	二〇〇・〇〇	二十一等	二五・〇〇	三十二等	一・〇〇
十一等	一五〇・〇〇	二十二等	二〇・〇〇	三十三等	〇・五〇

土地課金は居留民團の地域内に於ける土地所有者に課するものにして其税率は工部局賦課額の一割、各租界外土地所有者に對しては毎畝に付年額一弗を課するものとす。

手數料としては授業料及其他許可税たる我邦の雜種税中の演藝興業等に課するものとす授業料の如きは相當額に達するが如きも月額高等科二弗、尋常科一弗に過ぎず彼の工部局經營の公學校十歳未滿一箇月八弗、十歳以上十二弗に比せば霄壤の差あり、然るに先年授業料增額に際して居留民より著しき苦情を見たるは、

邦人の敎育に對する不理解なること、中流以下の住民多數を占むることの證左たり、

演藝興業等に對する手數料は左記等級に依る。（單位弗）

	等級	月額
演藝者	一等	1·00
	二等	0·00
興業	一等	2·00
	二等	1·00
	三等	0·50

	等級		月額
藝妓	甲種	十三歲以上	6·00
		十三歲未滿	3·00
	乙種		4·00
幇間			2·00

次に同上年間に於ける歲出を掲げは左記の如し。

▲歲出

□經常部

	大正十年度決算（弗）	大正十二年度豫算（弗）
事務所費	一六、五二七・九〇	二〇、五六九・〇〇
會議費	八七八・六一	一、七五〇・〇〇
警察費	七九九・五九	三、二七七・〇〇
小學校費	五三、〇七七・八四	七六、四九二・〇〇
小學校分校費	—	八、三五八・〇〇
幼稚園費	五、三六八・八一	四、〇〇五・六〇
高等女學校費	一一、一七五・六四	二七、四九〇・〇〇
救助及衞生費	九二三・四八	二、九〇〇・〇〇
警備費	五、四七六・九一	三、五〇〇・〇〇
墓地及火葬場費	二、〇四三・六〇	三、四九六・五〇
諸稅及負擔	五四三・六八	一、一五一・〇九
雜支出	二、三九一・九八	三、二一〇・四五
豫備費	五、二八二・六八	八、二四五・六一
合計	九九、九八六・九七	一六四、四〇一・八九

□臨時部

	大正十年度決算（弗）	大正十二年度豫算（弗）
補助費	一、八〇〇・〇〇	—
民團債費	一八、一六六・二一	二三、〇六八・一八
雜支出	一、二六九・七四	二、八〇〇・〇〇
警備費	二、四六八・八七	五、三〇一・六〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

小學校修築費	三九、七八〇·〇〇	—		
臨時事件費	—	七、〇八九·六九		
課金整理調査費	—	六、〇〇〇·〇〇		
合計		—	三六、七〇二·八一	四四、二五九·四七
總計			一三六、六八九·七九	二〇八、六六一·五二

如上諸經費中最も重要なるは敎育費にして大正十二年度豫算には漸次學級增設の爲に增加して、十一萬五千餘弗を計上し就中小學校費は大部にして八萬弗以上を占む。(注)其他事務費の外は臨時部に於て民團債費を擧ぐるに足るものとす警備費は日本人義勇隊に對する費用とす其隊員は八十二名あり、上海共同租界義勇團の下に屬するものとす。

(注)上海日本人小學校は明治三十九年四月日本人協會の經營に移り同四十一年十一月校名を日本尋常高等小學校と改め同四十一年六月在外指定學校の認可を受け、同四十三年十一月幼稚園を附設し大正七年四月東亞同文書院内に分敎場を設備したり、同十一年四月末現在生徒數は千三百二十五名あり。(内幼稚園兒童七十名を含む)
高等女學校は大正九年二月臨時居留民會の決議に依り成立し同四月十五日始業し同十一年四月末日現在生徒數は四學級にして百二十名ありたり。

鑛業界に於ける福利增進施設

—三池炭坑に於ける其の一例—

臺北州理事官　川村直岡

目次

一　醫療及救助　醫療　救助

二　住宅食堂及浴場　坑夫社宅　合宿所　食堂　浴場

三　物品配給　廉賣米制度　賣勘場制度　購買組合

四　兒童保護　乳兒及幼兒保護　就學兒童保護　勞働兒童の保護及教育

五　教育及社會教化　小學教育及徒弟教育　夜學會　給費生制度　三井工業學校　娯樂施設　教化

六　一般的施設（共愛組合）　名稱　目的　組織　業務　組合の業務の執行機關　組合の會計

以　上

世界大戰中の好況時代には炭坑其の他鑛山に於ける坑夫の移動頻りにして、事業主は何れも其の補充に關する手數の繁雜と能率の減退とに苦しみ、極力之が慰留に努め、一は之を優遇し生活の保障を與へて自家事業を擁護せむが爲に、一は當時熾烈を加へたる勞働問題解決に資する目的を以て、各地に於て相當莫大の費用を投じ福利增進施設を試み以て坑夫の安定を圖りたるが、三池炭坑に於ても從來の施設に更に一層の改善を加へて今日に至れり。其の施設の規模頗る大にして我が鑛業界其の右に出づるものなしと稱せらる。今類を追ふて現在に於ける其の施設の大要を述ぶれは左の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　醫療及救助

（一）醫　療

三池炭坑に於ては夙に醫院を設置し、學識經驗ある醫師、藥劑師を雇聘し、醫療及衛生のことを掌らしめ、醫院には附屬病室を設け、患者の收容醫療に任せり。

（イ）醫院　醫院は本院及分院あり。本院は一箇所にして之を大牟田市に置き、分院は大浦、宮の浦、勝立宮の原、萬田の各採礦所及三池港の六箇所に之を置き、本院及各分院共に藥局を併置せり。

（ロ）醫師、藥劑師、看護婦其の他　醫師、藥劑師、看護婦等は何れも會社直屬にして大正十二年一月十二日現在の人員醫師三四、藥劑師一三、看護婦五五（内產婆一二）、養成中の看護婦生徒一八、手傳八、合計一二八人とす。以て其の規模の一般を窺ふに足るべし。而して醫師中には特に整形外科の名國手多しと聞く。

（ハ）病室の數及收容可能人員　病室は普通病室と隔離病室とに分れ、前者は病室數二四、收容人員九五後者は病室數四、收容人員一二なり。近時戰時好況時に比し炭況不振の爲め從業者の數は著しく減じたるにも拘はらず、尙ほ病室の狹隘を感ずと云ふ。

（ニ）醫院治療患者數　治療患者の數は年に依りて異り、炭況の如何に依る從業者の增減に從ひ、或は多く或は少しと云ふ。大正九年以降十一年に至る患者の數左の如し。

年	出炭量	治療患者延人員	入院患者延人員
大正九年	一、九三二、七九八噸	一、三五一、三四一人	二九、六七二人
大正十年	一、六二六、九二七	一、一二二、三二九	二七、九四二
大正十一年	—	一、〇八九、五三七	二五、八二七

前記の患者は主として外傷者にして、花柳病其の他男女關係に基く疾患は其の比率普通に想像するが如く大ならずして、概ね一般都市に於ける同種の疾患の比率に等しく、唯炭坑に於ける特種の職業病（炭肺、眼球振蕩症等）を加ふるのみなりと云ふ。尚ほ稀に外來患者の診療に應ずる事ありと。

（ホ）藥價及治療費　藥價及治療費は公傷私傷に依りて異る。公傷病患者は社費を以て治療に任し、私傷病患者は業務の種類に依り藥價を無料とするものあれども、一般には實費を以て醫療に應せしむ。而して此の實費診療の恩惠は當炭坑從業の使用人職工及坑夫の家族にも及ぶものにして、其の藥價は左の如し。

內服藥　一日分金六錢――外用藥　一日分金四錢

（ヘ）本院分科及理學的療法　本院には內科、外科、眼科、產婦人小兒科、耳鼻咽喉科の五科を置く。又X光線診察治療、デアテルミー治療、太陽燈治療、ワッサーマン血液檢查等の理學的療法をも實施せり。小官は視察の際X光線室に導かれ、最新式の機械及既往の治療に係る幾多の難手術のX光線に依る寫眞等を視、又其の他に於ても幾多の新式機械と治療の結果を示す標本を視、其の說明を聽きて如何に當炭坑が從業者の醫療に力を致せるかに寧ろ一驚を喫せり。而して當醫院には齒科を設けずと雖、公傷の爲め入齒を要する場合は、社外の齒科醫の治療を受けしめ、會社は其の治療費を負擔するものとす。

（ト）救急手當　炭坑に於ては時々變災の起ることあり。又或は落磐其の他局部的の災害の起ることあり。之が爲め往々にして負傷者等を出すことあるが故に、三池炭坑各採礦所に於ては、必要なる擔架藥品を準備し、以て應急の用に備ふ。

（チ）身體檢查及健康診斷　坑夫職工社宅居住者に對しては稼働者、非稼働者に論なく每月一回檢病調查を行ひ、一般の健康狀態に留意し、衞生狀態の改善に努め、又坑夫職工に對しては年二回體格檢查を施行す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

斯くの如く衞生は特に嚴重に督勵するを以て、九州地方に於て流行病猖獗を極むることあるも、當炭坑には從來毫も其の蔓延を見たることなしといふ。

（二）救　助（扶助を含む）

鑛業特に炭坑に在りては、其の從業者の移動多く、其の率は少きも在籍總數の一割前後、多きは二割前後に及び、平均して一割五分内外の出入あるを常とし、其の率の大小は直に事業の成績に影響を及ぼすこと大なるものあるが故に、事業主は事業縮少を爲すべき場合其の他特種の場合を除き、成るべくは移動の率を少くし、從業者の安定を圖り、以て事業の圓滿なる進捗に努むるを普通とす。而して之が爲には、或は賃銀を增して生活を保障し、坑内の諸設備を改善して危險を少からしめ、或は娯樂設備を爲して慰安の方法を講ずる等、採るべき手段幾多あり。救助扶助の類も亦從業者安定の爲に事業主の採用する施設にして、三池炭坑に於ける其の大要左の如し。

（イ）坑夫養老給與金　當炭坑に在りては永年勤續したる坑夫の老齡者を救濟せむが爲め、滿二十五年以上の勤續者に限り養老給與金として一定の金額を給與し、之に依り適當なる土地家屋を購入せしめ、又土地及住宅を有するものは給與金額を會社に預け入れしめ、會社に於て本人の爲め必要ありと認めたるときに限り拂戾を爲すものとす。而して本給與金は年八朱の利子を附し、毎年六月一日及十二月一日に於て利息を元金に組入る。

（ロ）退職手當　退職者には勤續一年に付賃金十日分宛の給與を爲す。今大正十一年度に於て支給せる退職手當を見るに、三池鑛業所の分人員六百五十一人にして金額四萬餘圓なりとす。

（ハ）公傷病者の療養及扶助　（1）療養　坑夫又は職工自己の重大なる過失に因らずして業務上負傷し又は

疾病に罹りたるときは、會社に於て療養を施し又は療養に必要なる實費を給與す。但し此の場合に於ては會社所屬の醫師若は會社の承認せる醫師の診療を受くることを要するものとす。

(2)療養手當　療養の爲休業中は扶助料として一日に付賃金の二分の一以上を給與す。然れども其の給與三箇月以上に亙るときは、其の後の給與額は賃金の三分の一迄減することあり。

(3)癈疾扶助料　負傷又は疾病治癒するも尙身體に障害を存するときは、其の障害の程度に從ひ左の區別に基き賃金四百日分以内の扶助料を給與す　(a)終身自用を辨ずること能はざる者は賃金百七十日分以上　(b)終身勞役に服すること能はざる者は賃金百五十日分以上　(c)從來の通り勞役に服すること能はざる者、健康舊に復すること能はざる者又は女子の外貌に醜痕を殘したる者等は賃金百日分以上　(d)身體を傷害し舊に復すること能はずと雖引續き從來の通り勞役に從事し得る者は賃金三十日分以上

(4)特定の者に對する歸鄕旅費給與　左記の者解雇せられ又は扶助を廢止せられたるときは、解雇若は扶助廢止の日より十五日以內に歸鄕する場合に限り其の必要なる旅費を支給す　(a)未成年者若は女子が會社の都合に依り解雇せられたるとき　(b)公傷病者たる坑夫が解雇せられたるとき　(c)公傷病者にして治癒したるも終身自用を辨ずること能はず又は終身勞役に服すること能はざる爲め解雇せられたるとき　(d)公傷病者療養開始後三箇年を經過するも治癒せざる爲め賃金百七十日分以上の扶助料を受け以後扶助を廢止せられたるとき。

(ニ)　傷病者に對する物品貸渡　傷病者に對しては公傷私傷の別なく貧困等特に必要ある者に限り、相當數量を限定し、精米竝に精米以外の會社取扱に係る物品を貸渡しつゝあり。

(ホ)　葬祭料及遺族扶助其の他　公傷にて死亡したる坑夫職工に對しては、葬祭料として金二十圓以上二十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五圓を給與し、且場合に依りて社葬を行ふことあり。又遺族扶助料として賃金百七十日分以上三百日分以内を給與し、遺族の人員、生計の狀態竝に其の他の情狀に依り四百日分迄を給與す。以上の外當炭坑には共愛組合の組織あり其の組合に於て各種の共濟を爲すことに就ては後に之を述ぶべし。

二　住宅、食堂及浴場

（一）　坑　夫　社　宅

家庭は活動の源泉なり。而して家庭の觀念は住屋の觀念と異ると雖、所謂住心地良き住屋はより良き家庭の一要素たるや論なし。而して從來は勿論今日に於ても坑夫住宅の如き極めて粗造のもの多しと雖、最近十年間に於ける其の發達は著しきものあり。

三池炭坑に在りては家族持坑夫職工の爲に社宅を設け。無料にて貸與し、單に每月電燈料として十燭光一燈に付金二十五錢、衛生費として一戸に付金十五錢を徵收するのみ。本炭坑に於ける坑夫社宅の他に優れるは、坑夫の人格を認め、家庭の秘密性を尊重して間取を定め、二階建には天井を張り、各戸に便所を設けたること等之なり。特に二階建は三井關係の炭坑以外には之を見ざる所にして、晝夜交替の採炭夫の安息所として好適なりと。今三池鑛業所關係坑夫職夫社宅の戸數を大正十二年一月現在に依りて示せば左の如し。

區別 社宅名稱	棟數 平家建	棟數 二階建	棟數 計	戸數	居住稼働者數
萬田坑夫社宅	九六	一二	一〇八	六九七	一、四五八
宮浦坑夫社宅	五三	一七	七〇	四一三	六七七
宮ノ原坑夫社宅	三一	九	四〇	二二四	四八四
勝立坑夫社宅	四五	一	四六	三〇一	五九〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

區別	平家建	二階建	計	戸數	居住者數
大浦坑夫社宅	一六	二	一八	七五	一四八
四ツ山坑夫社宅	—	一二	一二	四五	七七
製煉、染料各職夫及港務所員社宅	四八	一〇	五五	四一六	八五一
計	二八六	六一	三四七	二,二三〇	四,〇三二

(二) 合宿所

坑夫職夫の獨身者は往々にして放縱に流れ易く、酒色の爲に身を誤るものあり。又安定性を缺き其の成績概して良好ならざるが故に、之が收容は各炭山に於て喜ばれざるを普通とす。然れども勞働者に必ず配偶あることを要求するは到底之を行ひ難き所にして、各炭坑何れも多少の獨身者を交へざるはなく、之が收容には多く合宿所を設くるを例とす。三池に在りても亦單身坑夫の爲に合宿所を設け、夜具、布團等一切の生活品を無料にて貸與す。大正十二年一月現在の合宿所及居住者左の如し。

區別 合宿所名	棟數 平家建	棟數 二階建	棟數 計	戸數	居住者數
萬田合宿所	一四	—	一四	六九	二八四
宮浦合宿所	—	三	三	四九	二〇八
大浦合宿所	四	—	四	二二	六九
計	一八	三	二一	一四〇	五九九

(三) 食堂

坑夫合宿所に居住する獨身坑夫に對しては別に食堂を設け、會社賄方に於て食費を徵して食事を給す、賄料左の如し。

坑夫稼働したる場合	一日に付金二十二錢
坑夫稼働せざる場合	一日に付金二十七錢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(四) 浴　場

各採礦所及作業現場には總て浴場を設け、其の箇所數十二、一日一浴場入浴者平均千三百人に及び、又社宅居住の非稼働者の爲に各所坑夫社宅内に浴場を設け、稼働者非稼働者の別なく之を使用せしむ。其の箇所數十三にして一日一浴場平均入浴者二百五十人とす。而して坑夫社宅の浴場に在りては入浴一回に付三厘の料金を徴收し、作業現場の浴場に在りては無料にて入浴せしむ。

三　物品配給

戰時好況の時代、勞働者賃金の昂騰は到底物價の騰貴に及ばず、大正七年米騷動以來、大抵の炭山は必ず賃金値上を要求せられたるが、各炭坑に於ては一面に賃金を引上ぐると共に、他面に於ては安米制度を興し、直營の物品供給所を新設若は擴張し、又は坑設市場を設け、坑所内に一般商人の露店を許す等各種の方法を講じ、以て其の要求緩和に努めたり。三池に在りては夙に物品配給の、事業進捗に重大なる關係あるを看取し、明治二十四年に於て既に勸場事業を開始し、又特設賣店を設けて物品供給の圓滿と潤澤とを圖りたるが、其の特設賣店は昨大正十二年に入り之を廢止し、一大購買組合を組織したり。今其の物品配給制度の大要を述ぶれば左の如し。

(一)　廉賣米制度(定約米)　定約坑夫職工日雇には出役一方に付一升を限り一升金十錢の特價を以て精米を供給するものとす。此の米は會社に於て直接に買入れたる内地米其の他の米を各別に精白し適宜之を混合したるものにして其の安價なること眞に驚くべきものあり。而して臺灣米が常に混合せらるゝや否やは供給の如何時價の差等に依り必しも之を必せずと云ふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（二）賣勘場制度　賣勘場は明治二十四年以來之を設置せる所にして、稼動者並に社員日常生活の必需品を原價を以て供給す。本店一箇所支店六箇所あり。物品販賣方法は稼高通知簿に綴込みたる物品切符を使用し、通知簿記載の稼高の範圍內に於て物品を支給し、該物品切符に依り各自稼高賃錢の中より其の價額を控除するものとす。大正十年度總配給高は二百三十四萬一千八百九十圓餘にして、大正十一年中の配給高は實に二百九十萬餘圓に達し、其の主要なる販賣品種目及金額左の如し。

穀物類	一、八一六、一八九、七六円	タオル、シヤツ、タビ	五五、〇四五、三一円
酒、味噌、醬油類	三四八、三三六、六七	蚊帳、布團	四、五二三、三〇
漬物類	五二、四七九、五七	臺所用具	一一、二一七、五三
燃料	二二〇、一四六、三九	其の他	三〇六、六〇二、八四
坑夫用品	二三、〇八八、九六	計	二、九〇七、三〇七、七三
織物類	五九、六七七、四三		

（三）購買組合　三池に於ては從來社宅居住の坑夫職工の便利を圖り、各所社宅內に特設賣店を設置し、商人より賣勘場取扱品以外の日用品の委託販賣を爲し、會社職員監督の下に會社の使用人をして現品を取扱はしめ、社宅居住の坑夫職工に對しては殆んど原價にて供給を爲さしめたるが、大正十年頃より會社の使用人より成る共愛組合に於て購買組合組織の議起り、昨大正十二年に入り有限責任三池共愛購買組合を組織し、特設賣店に於て取扱來りしと同一種類の一般日用品の原價販賣を目的とし五月十六日より其の事業を開始せり。

組合は三池に於ける三井關係の會社工場の職員、使用人、從業者全部を網羅して組合員とし、其の數二萬人に餘り、曾つては其の規模の餘りに大なるが爲に組合の組織困難なりと觀測せられたることさへあり。其の設立に際しては會社は之を容易ならしめむが爲に坑夫職工等苟も共愛組合員たるものは必ず一口以上を出

資せしむることゝし、其の一口に就ては第一回の拂込のみ坑夫職工等に於て負擔し、第二回以後の拂込は會社に於て之を補給することゝせり。出資一口の金額は金五圓にして第一回の拂込は金五十錢なりしと聞く。現在取扱居れる商品は食料品、飲料品、織物、糸類、履物、器具、文房具、小間物、荒物、雜貨、煙草、賣藥等なり。

四　兒童保護

（一）乳兒及幼兒保護

坑夫職工の乳兒又は幼兒を預り其の保護發育を圖らむが爲に、會社は萬田及宮浦の二箇所に保育所を設け保育婦を置き其の任に當らしむ。保育所に兒童を預くる者は稼働時刻の至る前に保育婦に之を託し、稼働終れば歸路の途中之を引取るものにして、保育所に於ては乳兒には適度の牛乳（牛乳を好まざる者には玄米乳）又は重湯を與へ、幼兒には魚肉を主とし消化し易きものを給し、間食は一日一回「ボール」「ビスケット」煎餅等を與ふ。指導方法としては、童話及唱歌を敎ゆる程度にして、搖籃、ゴム球、太鼓、玩具、自轉車、ゴム人形、乳母車等を常備し、運動場にては自由に遊戯せしむるものとす。小官の萬田保育所を視察せしは恰も午後四時過にして、六七人の保育婦は三四の手傳と共に幼兒に食事を給しつゝありしが、頑是なき十數人の幼兒が一室に螺集して保育婦を取巻き、嬉々として食事を爲しつゝある狀態は天眞爛熳と云ふよりは寧ろ悲慘の感を起さしむるものあり。保育料は一人一日に付金八錢にして、同一人保育兒二人以上を預くるときは二人目より一人一日に付金五錢とす。

今大正十一年十一月調の同月中の保育狀況を表示すれば左の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

保育所名	保育兒延人員	保育婦延人員(手傳を含む)
萬田保育所	一、六四九	五八八
宮浦保育所	二、〇九四	五五一
計	三、七四三	一、一三九

(二)　就學兒童保護　坑夫職工の子弟たる學齡兒童に義務教育を授くる爲め、小學校令に依り明治四十二年二月七浦に私立三池尋常小學校を、同年五月萬田に一校を設け、更に四十四年五月三川町に分教場を置き、德育智育の發達を圖り、偶々不就學兒童あるときは懇に其の入學を督勵するを以て、就學兒童の數も漸次增加し成績頗る良好なり。大正十一年末の狀況は左の如し。

校名	男生徒數	女生徒數	教員數	校名	男生徒數	女生徒數	教員數
三池小學校	三三一	二五九	一五	三川分教場	五四	五三	二
萬田小學校	二四三	二一一	一一	合計	六二八	五二三	二八

授業料は之を徴收せず。入學當初一人每に修身、讀本、習字手本、石盤、石筆、石盤拭、硯、筆、墨、白墨等の學用品を給與す。又大正八年四月より前記各小學校に補修科を設け、同校卒業生の希望者に一箇年補修教育を施す。生徒數は每年五十人内外なりと。

(三)　勞働兒童の保護及教育　三池炭坑に關係ある三池製作所に於ては滿十五年以上二十年以下の男子にして尋常小學校卒業以上の學力を有する者の中より、身體强壯にして熱心なる職工志望者を選拔し、徒弟として製作工場内に收容し、就業の傍ら必要なる技術及學科を傳習せしめ、五箇年間修業したる後會社職工として事業に從事せしむ。目下徒弟數百六名あり。尚市立大牟田實業夜學補習學校經費の一部を會社より補助し徒弟中入學希望者を入學せしむること、なせり。

五　教育及社會教化

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(一) 小學校教育及徒弟教育　小學校教育及徒弟教育に就ては既に前節に於て述べたる所の如し。

(二) 夜學會　夜學會は學歷尋常小學校卒業程度にして各事業所の業務に從事する者を選拔入會せしめ、業務の傍ら業務上必要なる學科の講習を爲さしむるを目的とす。普通部(明治三十九年四月創設)及專門部(大正八年八月創設)に分ち、普通部は講習年限三箇年にして卒業程度は中學三年終了以上とし、專門部は講習年限三箇年にして普通部卒業生又は同等の學力ある者に就き業務に必須なる專門の學科を教授す。即ち機械、電氣、應用化學、採礦冶金、土木、建築、商科の七科にして、卒業程度は甲種實業學校卒業程度とし、各部一週六時間宛の授業を爲す。授業料は之を徵收せず。大正十二年一月現在生徒數普通部百六十七人、專門部四十四人、教員各部八人宛とす。

(三) 給費生制度　會社には給費生の制度あり、稼働者の子弟も中等以上の學校に入る者には相當學資金の支給を爲す。

(四) 三井工業學校　三井家に於ては創業費十五萬圓を投じて大牟田市に三井工業學校を設立し、明治四十一年四月開校せり。其の入學資格は高等小學校卒業以上にして修學年限を三年とす。分科は採礦、機械、電氣及應用化學の四科にして、定員は採礦科九十人、機械科、電氣科、應用化學科各六十人合計二百七十人とす。本校設立の趣旨は廣く實用に適する人材を養成して一般工業界の需要に應ずる爲にして、開業以來既に六百餘人の卒業生を出せり。而して學校は其の教育上最必要なる見學と實習とに就て三池炭坑所屬の有らゆる工場を利用し得るの特點を有し、到底他の得易からざる便宜を占むるを以て、將來必ず有用の人物を養成し以て鑛業の進步に貢獻する所大なるものあるを疑はず。

(五) 娛樂施設　(イ)活動寫眞其の他　坑夫事務に從事する職員間に娛樂班を組織し各坑夫社宅を巡回し、

主として會社備付の活動寫眞を觀覽せしむ。又蓄音機、幻燈を常備し、隨時浪花節會、淨瑠璃會等を開催して坑夫職工の娛樂慰安に供す。(ロ)集會所　各所社宅に集會所を設け、圖書室又は娛樂室等を配し、尙は說敎、講演、活動寫眞等を開催する場所に充つ。(ハ)運動　坑夫社宅青年會は機械體操、銃鎗、擊劍、「テニス」等に關する設備を爲し、以て運動に資し又適宜遠足會を行ふことあり。

(六)　敎化　(イ)說敎、講演會　每月二回宛各坑夫社宅に於て西本願寺布敎師の說敎を開催するの外、各地より隨時に名僧智識を聘し坑夫其の他の信念の敎養に資し、又時々名士を招待して講演會を開く。(ロ)圖書の閱覽　各集會所の圖書室に備付けたる圖書を一般に閱覽せしめるは勿論、協調會の發行に係る「人と人」及用力社發行に係る「勞力新聞」の如き刊行物は之が講讀者は囘讀を奬勵し、目下前者の講讀冊數千部餘、後者の無料配付數約千部餘に達すと云ふ。(ロ)坑夫社宅青年會　坑夫社宅居住男子坑夫にして義務敎育終了、滿三十歲迄の青壯年を以て組織し、聖旨を奉戴し其の本分を遂げしむることを目的とす。會員は之を名譽會員、通常會員の二種に分ち、通常會員は更に之を青年部(尋常小學卒業年齡より二十歲迄)と壯年部(二十一歲より三十歲迄)とに分ち、會員たりしものにして會員たるの年齡を過ぎたる者は會友として永く會の援助者たるものとす。本會には會長、副會長、理事、幹事等の役員を置き、會長には三池鑛業所坑夫主任を仰ぎ、副會長及理事は坑夫事務所職員中より會長之を推薦し、幹事は會員中より總會にて選擧す。役員の任期は隨時會長の指定に任ずるものとす。今會員の實踐に力むべき事項として揭げたる要目を見れば左記の如くにして、會としては每年一回總會を開き、又隨時に小會若は茶話會を開き、詔勅奉讀、會務報告會員異動報告、會員の談話交換、會員一般に決定すべき事項の會議、餘興等を行ひ、又時に名士の講演を請ふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　祖先を崇ひ忠孝の道を講ずること。一　國法は勿論社則命令を遵守すること。一　公德を尙ひ禮義を厚くし責任を重ずる習慣を助長すること。一　和親勤勉質素儉約貯蓄の道を講ずること。一　餘暇に勉學を勵み智能啓發を圖る事。一　夜學部を設け通常會員特に青年部の者は年五十日以上の補修教育を受くること。一　體育に關する設備を利用し時に遠足又は運動會を催すこと。

尙會としては以上述べたる事項の外模範會員の表彰を爲し、會員死亡したるときは金三圓以下の香奠を贈り會葬を爲し、會員入營の際には餞別として金二圓以下の金品を贈り送別式を行ふ。而して本會の會則中特に注意を喚起するは、本會が社の事業に對しては一切願望を爲さゞることを規定せることにして、勞資關係の圓滑を期する事業家の用意之を以て窺ふに足る。

大正十一年十二月現在の會員數左の如し。

萬田坑夫社宅青年會	一七〇	大浦同上	八七
宮浦同上	一一四	四ツ山同上	五七
宮原同上	六六	合計	六一三
勝立同上	一一九		

(二)　坑夫社宅婦人會　坑夫社宅居住の尋常小學校卒業程度以上の年齡の女子を以て組織し、婦德を涵養し相互の親睦を計るを以て目的とす。會員は分ちて通常會員及名譽會員の二種とし、名譽會員は會長之を推薦す。役員は會長一名、副會長二名、幹事一名、理事一名、評議員、世話役各若干名を置き、任期は別に之を定めず。一切無報酬にて會務を掌る。

會としては毎年一回(春季若は秋季)總會を開き會務報告、役員及會員異動報告、名士講演、餘興等を行ひ、必要に應じて臨時總會を開くことあり。會員死亡したるときは金一圓以下の香奠を贈り、會員は繰合

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せ會葬を爲すものとす。

以上の外會員として實踐すべき要目は品性を高くし趣味を深くすること、家政を整理し子女の敎養に努むること、說敎部を設け名僧智識を聘し說敎を請ふこと等にして說敎には本願寺布敎師を聘するを例とすと。

大正十一年十二月現在會員數左の如し。

萬田坑夫社宅婦人會	六七六	横須同上	一〇二
宮浦同上	四三五	四ツ山同上	五五
宮原同上	一八七	龜光同上	一五二
勝立同上	二八四	合計	一、九七一
大浦同上	九〇一		

(ホ)坑夫社宅世帶主會　坑夫社宅世帶主會は社宅居住者にして稼働者非稼働者の別なく一家の主腦者卽ち世帶主を以て組織し、各自其の業務に精勵し勤儉を旨とし生活改善を圖り、兼て會員相互の親睦を計るを以て目的とす。會員は青年會又は婦人會と同じく之を通常會員及名譽會員の二種に分ち、役員に會長、副會長、理事各一名外に評議員及世話役各若干名を置き、會長には坑夫主任を仰ぎ、其の他の役員は會長之を推薦するものとし、任期は別に之を定めず、會長の指定に任じ、總て無報酬にて會の事業を執行するものとす。會員の實行すべき要目は婦人會員の實踐要目に稍同じく、之に社宅の風紀及衞生に留意し、之が改善を圖ること、並に冠婚葬祭に總て精神的に簡素を旨とすることの二項を加ふ。每年一回總會を開くこと及臨時總會を開くことも亦相同じ。而して小會は隨時に之を開き、時宜に依りては主婦と共に開催することあり。會費は每月金三錢宛を徵收せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六　一般的施設（鑛山委員會即ち共愛組合）

大正八九年の頃より一流の炭坑に於ては選擧に依り坑夫側より委員を選ばしめ、炭坑の役員と共に會合して意見を交換し、諸種の施設を講ずる組織を作りたるが、三池の共愛組合も亦其の一にして共濟を主目的とする鑛山委員會と稱すべきものなり。今其の內容を、項を追ふて述べむに凡そ左の如し。

（一）名稱　此の種の組合は或は親和會と稱するあり。或は信和會と稱するあり。又信愛會、共勵會等の名稱ありと雖、三池に在りては之を共愛組合と稱せり。

（二）目的　本組合は會社と組合員と協力して事業の發達に貢獻し、組合員の幸福を增進するを以て目的とす。

（三）組織　本組合は三池鑛業所各採礦所各工場別に組織するものとし、組合員は坑夫職工等の稼働者より成り贊助員は會社の職員より成るものとす。

（四）務　（イ）組合は組合員相互共濟の爲に共濟事項に關する申合せを定め、總代隣保して世話盡方せしむると共に、左記各種の贈與を爲す。

一　組合員傷病の場合　見舞金
一　組合員及其の家族死亡の場合　弔慰金
一　組合員退職入營の場合餞別金　餞別金
一、組合員結婚、出產、災害の場合　祝儀、見舞金
一　其の他必要なる贈與金

贊助員に對する贈與金は組合員に對する贈與金の半額とす。贊助員は贈與金を辭退することを得るものとす。

（ロ）組合員の幸福を增進する爲め左記各項の改善事項に關する申合せを定め之を施行す。

一　風紀衞生に關すること。一　子弟の敎育及各自の修養に關する事。一　業務上の熟達を推獎し怠惰

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を誡め出勤を奬勵すること。一會社に關する施設の改良其の他諸般の事項に付希望の進達を爲すこと。

前記各事項の中最重大なる意味を有するは最後の事項にして之あるが爲に共愛組合は「鑛山委員會」の性質を帶ぶるものなりと云ふも過言にあらす。

（五）組合業務の執行　組合業務の執行の爲に役員を置く、役員は組合長一名、組合副長二名、相談役及總代若干名とし、其の選任は左の方法に依る。

（イ）組合長は特定の人に依囑す。（ロ）組合副長は組合員側一名、賛助員側一名とし、前者は總代の推薦に依る相談役中より互選し後者は賛助員中より組合長の推薦したる相談役之を互選す。（ハ）相談役は組合に依り定數を異にし組合員側より半數を總代の互選に依り選出し殘り半數は賛助員中より組合長之を推薦す。（ニ）總代は組合員凡そ五十名毎に一人の割合を以て滿一箇年以上勤續の成年組合員中より選擧當日の在籍員たる組合員之を選擧す。

總代、相談役及組合副長の任期は滿一年にして再選を妨げす而して補闕に依り就任したるものゝ任期は前任者の殘任期間とす。

役員の職務左の如し。

（イ）組合長は本組合を代表し且つ相談役會を招集し之を主宰す組合長不在のときは相談役の推薦に係る組合副長中の一名之を代理す。（ロ）相談役は組合長主宰の下に懇談熟議し合意を以て組合の業務を處理す毎月一回其の會合を開く。組合規約の變更、申合の制定改廢、組合財產の處分其の他組合の重要事項は總て相談役會に於て決すべきものにして相談役は常に和衷協同の趣旨に依り組合員相互間及會社と組合員との間の意志疏通に努むるを本分とす。（ハ）總代は各自選出區內の組合員と其の互選せる相談役との間に立

ち諸般の斡旋盡力を爲す。

(六) 組合の會計　(イ)經費　組合の經費は組合員賛助員の掛金、會社の補給金及其の他の收入金を以て之に充つ。組合員は掛金として毎月稼働賃錢中より男三十錢、婦女及幼者(幼者とは滿十六歳以下をいふ)十五錢宛を醵出す賛助員は毎月給料二百分の一宛を醵出す但し最低十五錢とす。會社は組合員及賛助員の掛金總額と同一の金額を組合に補給す、而して組合員及賛助員の掛金は組合收支の狀況に應じ増減することあり。

(ロ)收支決算　組合の收入は組合長に於て保管及利殖の責に任し、支出は規約及各種の申合に據り臨時の支出は相談役の合意に依り之を行ふ。組合長は毎季組合の收支決算表を作成し一般組合員に報告するものとす。

以上の外會社に於ては夫々擔當者を定め、常に稼働者の保護及福利増進施設に關する諸調査及統計の事を掌らしめ、之を改善するに努め、又一般の連絡統一に就ては三池に於ては鑛業所長自ら之に當り居れり。

尙共愛組合に於て最主たる事業は共濟にあるを以て其の共濟申合を左に掲くべし。

口共愛組合共濟申合

(一)　組合員死亡弔慰金　勤續滿三年未滿の者死亡の場合　金五十圓。勤續滿三年以上滿四年未滿の者死亡の場合　金五十五圓。勤續滿四年以上滿五年未滿の者死亡の場合　金六十圓。以上之に準し勤續一年に付金五圓宛を遞加す。婦女幼者には前項弔慰金の七割を贈る。弔慰金は遺族に贈るものとす。其の順位は別に定むる所の扶助規則の規定に依る。

(二)　退職餞別金　(イ)疾病、負傷、老衰又は會社の都合に依り解雇せられたるとき及正當の事由に依り許可を得て他の組合に轉したるときは下の餞別金を贈る。勤續滿一年未滿の者　金五圓。勤續滿一年以上滿二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年未滿の者　金十圓。以上滿一年を增す每に金五圓を遞加す。婦女幼者には前項餞別金の七割を贈るものとす。他の組合に轉したる場合に於ては餞別金は新規加入の組合に振込み勤續年數は前後通算するものとす。

(ロ)自已の都合に依り解雇せられたるときは勤續滿二年以上の者に限り前項退職金の半額を贈る。

(三)　病氣見舞金　私傷病の爲め缺役六日以上連續したる場合は下の區別に從ひ見舞金を贈る。

六日目より十五日迄一日に付三十錢。十六日目より九十日迄一日に付金五十錢。九十日目以後は前項見舞金を贈與せず。但し特種の事情ある者は相談役協議の上相當の一時金を贈與することあり。公傷病の爲三周間以上連續缺役したるときは一回限り金參圓の見舞金を贈る。但し特殊の事情ある者は相談役協議の上相當增額を爲すことあり。右二項の何れの場合にも婦女及幼者は其の半額とす。

(四)　家族死亡弔慰金　家族死亡したる場合は左の區別に依り弔慰金を贈る。

一等親(父、母、子)配偶者(夫妻)	滿三歳以上	金十圓
	滿三歳未滿	金五圓
二等親(兄弟、姉妹)(祖父母、孫)	滿三歳以上	金五
	滿三歳未滿	金二圓五十錢

一等親又は配偶者死亡の場合には同居せざる場合にも弔慰金を贈り、二等親の場合には之を同居の場合に限る。

(五)　災害見舞金　風水火災等不時の災害に罹りたるときは左の見舞金を贈る。自家　全潰金三十圓、半潰金十五圓。借家　全潰金二十圓、半潰金十圓。

(六)　出產祝儀　組合員出產したるとき　金十圓。組合員の妻(組合員に非るとき)出產したるとき　金五圓正當の結婚に依らざる出產には祝儀を贈與せず。但し出產後三箇月以內に正式結婚の手續を爲したるときは此の限に在らず。死產又は流產の場合にも出產祝儀と同額の見舞金を贈る。但し姙娠三箇月迄の流產には之を贈與せず。產前產後は病氣見舞金を贈與せず。但し他の病氣を併發したる場合は此の限に在らず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（七）結婚祝儀　正式の手續に依り結婚したるときは祝儀金五圓を贈る。但し夫婦共に組合員なるときは各別に金五圓を贈るものとす。

（八）入營餞別　組合員現役兵として入營の場合には餞別金十圓を贈る。

（九）廢疾見舞金　病傷の爲め廢疾となりたる者には次の見舞金を贈る。終身自用を辨せざる者は死亡弔慰金と同額。終身勞役し能はざる者は死亡弔慰金の半額。

（注　意）

（1）贊助員に對する贈與金は總て本申合の半額とすること（2）勤續年數は組合成立當時より起算すること（3）共濟を爲すべき事故が不當の原因に因るときは一切贈與を爲さゞること（4）疾病、負傷老衰等は三池鑛業所醫院の診療を受くること但し特殊の事情ある者は相談役協議の上組合長の承認を得て他の醫師の診療を認むることあるべきこと（5）內緣の夫妻にして同棲するものは配偶者と看做すこと。

因に大正十一年度三池鑛業所共愛組合の收支を見るに、掛金、會社補給金、其の他の收入金八萬九千六百六十圓十一錢、支出金六萬三百五十一圓九十錢にして、三池各事業所の分の合計は收入金十四萬九千四百三十二圓三十錢、支出金九萬四千百五十八圓五十二錢の多額に上れり。

尚最後に坑夫の貯金に就き一言せんに、炭坑に於ては坑夫の生活向上の目的の爲に之を奬勵し、每月三十錢以上賃金中より控除して預け入れを爲さしめ、預け入の翌月より拂戾の前月迄九朱の割合を以て利息を附し、每年二回之を計算して元金に組入るゝことゝし、又賃金以外臨時給與ありたる場合にも其の一部を貯金せしむることあり。而して其の拂戾に就ては金三十圓を超過する金額のみ隨意拂戾を認め、然らざる場合には一定の制限を設け隨意に引出すことを得ざらしむ。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける私有國富の概觀

——大正十年十二月末現在、金融課調查——

臺灣總督府財務局

一　臺灣の私有國富總額

▼國富（私有）總額

十六億五千七百七十三萬圓（人口一人當四四二圓）

（內譯）

	円
土地	八六九、三〇四、〇〇〇
鑛山	一〇三、八〇一、〇〇〇
樹木	六三、一二六、〇〇〇
建物	一八〇、五四〇、〇〇〇
家具及家財	一〇八、三二四、〇〇〇
製造工業機械	一〇三、四九六、〇〇〇
家畜及家禽	五四、八二六、〇〇〇
地方鐵道軌道	二〇、四二九、〇〇〇
諸車	五、二八〇、〇〇〇
船舶	五、〇三九、〇〇〇
農產品	一〇〇、二二一、〇〇〇
林產品	二、六八二、〇〇〇
工產品	二四、八九一、〇〇〇
鑛產品	一、六〇八、〇〇〇
水產品	九二六、〇〇〇
輸移入品	二八、七九〇、〇〇〇
金銀貨幣地金	二五、四〇三、〇〇〇
其他	一六九、五八四、〇〇〇
計	一、八六五、四三一、〇〇〇

▼私有國富總額（債權債務を加減せざる額）

十八億六千五百四十三萬圓（人口一人當四九七圓）

▼債務超過	二〇七、七〇〇、〇〇〇
差引國富	一、六五七、七三一、〇〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（說明）

一　本調査は官公有及私有を併せ遂行するを以て便宜と認むるも、私有國富は調査に急を要する事情あり不取敢手許の材料に依り概數を取調たるものにして、官公私有の全般に亘る詳密なる調査に至りては他日更に各方面に照會して材料を蒐集し完成を期する積りなり。

二　調査項目算出方法等は精確と認めらるゝものゝ外は國勢院第一部に於て内地の國富を調査せる例に倣ひ取調たるものにして其の算出内容等は別紙として添付せり。

三　大正八年末現在に依り國勢院に於て調査せる内地私有國富は七百三十八億四千餘萬圓にして今回調査したる十年末現在の臺灣私有國富は十六億五千餘萬圓なるを以て内地を一、〇〇〇とせる臺灣の割合は二二に當れり。猶債權債務の關係を加減せずして之を比較するときは内地を一、〇〇〇としたる臺灣の割合は二六に相當す。

四　前項と比較對照の爲大正十年末又は大正十年度に於ける面積、人口、所得等の内地を一、〇〇〇としたる臺灣の割合を調査したるもの左の如し但し詳細は別表として添付せり。

面積	九三
人口	六六
所得	三
銀行預金	七
銀行貸付金	二
銀行券	二六
私有國富（債權債務を加減せざるもの）	二六

同（續）　　二二

五　國勢院の調査に係る内地の國富統計は參照の爲前表として添付せり、猶臺北及東京に於ける主要商品物價指數年平均大正八年を大正十年と對照するに（別表に月別詳記せり）臺北は一割減東京は一割六分減に相當せり。故に本島に於ても内地の如く大正八年末の現在に依り國富を調査せば、本調査額よりも幾額に於て相當に增加し居りたるものと認む。

六　内地の官公有國富は大正八年末現在に於て一百二十三億餘圓、同私有國富は七百三十八億餘圓にして官公有國富の私有國富に對する割合は一七%に當れり。

七　本島官公有國富の主要なるものを擧ぐれば

（イ）國有森林、樟樹其の他の樹木
（ロ）官公署學校等の建物及敷地
（ハ）陸海軍用地、營造物
（ニ）鐵道
（ホ）官租地
（ヘ）水道
（ト）海湖川及港灣
（チ）橋梁

等にして總督府官有財產臺帳に依れば大正十一年末に於て二億五百餘萬圓、外に官租地の見込價格凡そ一千萬圓、州市街庄等の公有財產概約五千萬圓あり國有森林河海等の大國富を除ける前記の計數のみにて既に二億六千五百萬圓の巨額に上り民有國富の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一六%を占む

八　國有森林樹木河海等の價格推算は極めて困難の業なるが大正十一年臺灣林業統計書に依れば內地の國有林野面積七百六十三萬餘町步に對し、本島は二百三十五萬餘町步、同上樹木の總蓄積量は內地二十七億餘石、臺灣九億餘石にして、內地を一、〇〇〇としたる臺灣の割合前者は三〇八、後者は三四四に相當す。而して內地の官公有樹木見積價格は二十八億餘圓にして特に本島に於ては樟樹の蓄積も相當に之あるべきが故に國有森林及樹木總價格の內地に對する臺灣の割合は他の各項目國富に比して相當に多かるべく隨つて臺灣私有國富全體に對する官公有國富の割合は可なりに大なる%を示すべき見込なり。

九　本調査に於て內地と稱せるは各府縣及北海道を指せるものにして樺太朝鮮等は之を含まず。

二　土　地

▼土地の總額　八億六千九百三十萬四千圓

□有租地

地目	面積	地租	單價	價格	地租一圓富價格
田	三六二、四一八	三、六〇五、三〇五	一、六八〇	六〇八、八六二、二四〇	一六八
畑	三五八、一六八	一、一六六、四八三	四四〇	一五七、五九三、九二〇	一三五
養魚池	二三、九一六	四五、四〇〇	二五〇	五、九七九、〇〇〇	一三二
建物敷地（市街）	二、四四一	四九八、三八〇	二九、三四一（坪十圓）	七一、六二一、三八一	一七二
同（村落）	二九、五二二		四四〇	一二、九八九、六八〇	
計	七七六、四六五	五、三一五、五六八	—	八五七、〇四六、二二一	—

□開墾免租年期地

地目	面積	單價	價格	備考
田	一九七	一、一七六	二三一、六七二	有租地の七割の割合にて算出
畑	一、一一七	二九八	三三二、八六六	同
建物敷地	一六	二九八	四、七六八	同
計	一、三三〇	—	五六九、三〇六	

□荒地免租年期地

地目	面積	單價	價格	備考
田	二、七〇五	五〇四	一、三六三、三二〇	有租地の三割の割合にて算出
畑	六、一六二	一三二	八一三、三八四	同
養魚池	六二六	七五	四六、九五〇	同
建物敷地	六三	一三二	八、三一六	同
計	九、五五六	—	二、二三一、九七〇	

□無租地

地目	面積（甲）	單價（円）	價格（円）	備考
鹽田	一、四八六	一、五〇〇	二、二二九、〇〇〇	
鑛泉地	一	—	一〇〇、〇〇〇	

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

池沼	一四、二二七	二五〇	三、五五六、七五〇	養魚池價格に準す
山林	五一二、九二四	三〇	一五、三八七、七二〇	樹木を除きたる價格
原野	三七、四七九	三〇	一、一二四、三七〇	山林に準す
牧場	三〇、二一〇	一〇	三〇二、一〇〇	
祠廟敷地	四四一	四四〇	一九四、〇四〇	村落宅地の價格に準す
鐵道用地	七六	四四〇	三三、四四〇	畑の價格に準す
雜種地	六、九二	三〇	二〇七、六六〇	山林原野の價格に準す
計	一〇八、七〇六	—	八、八二七、四三〇	

口土地價格合計八六九、三〇四、〇〇〇圓

▲土地價格算出基礎

一 田大正四、五、六年に施行の地租等則修正調査材料に依れるものにして當時

田總甲數　三五一、六〇八甲

此小作米(玄米)　三、一五一、五六六石

此換算に適用したる玄米價格

臺北廳	九・〇〇円	宜蘭廳	八・五〇円	桃園廳	八・八〇円
新竹廳	八・四〇	臺中廳	八・三〇	南投廳	八・三〇
嘉義廳	七・七〇	臺南廳	七・八〇	阿緱廳	七・六〇
臺東廳	六・二〇	花蓮港廳	六・八〇		

にして右に依り換算したる小作料總金額は二五、九八八、五四六圓にして適用米價玄米石當平均八圓二十錢に當れり

右小作料總金額を年七分の利廻りにより還元するときは田總價格三七一、二六四、九四二圓一甲當り平均一、〇五五圓となる、而して地租調査當時以後大正十年末迄に土地價格の増加したる率を六割と看做し十年末現在田一甲歩當り平均單價は一千六百八十圓に推算せり

右騰貴率を六割とせる理由

(イ) 地租調査當時の適用米價は臺北廳管内玄米石九圓にして、之は市場價に對し二割を控除せるものなるを以て之を加算するときは一石當十一圓二十五錢となる、然るに大正十年十二月に於ける臺北市の本島產玄米上中下平均の一石當價格は二十一圓六十錢なるを以て地租調査當時の米價に對し九割一分の増加率に當れり。

(ロ) 大正三年を一〇〇とせる臺北市の主要商品物價指數の年平均は大正四年一〇六、大正五年一二五、大正六年一五二、三箇年平均一二七にして大正十年十二月の指數は二〇〇(大正十年の平均は一九九、七七)なるか故に物價指數より見たる騰貴率は五割七分に相當せり。

(ハ) 右(イ)(ロ)の騰貴率並に土地價格增差觀念を斟酌し其の騰貴程度を六割と推定せり。

二 畑 田と同様の方法に依れるものにして地租調査當時に於ける

畑總甲數　三三〇、三二五甲

此小作料金　七、五四二、四七一円

にして右小作料金を年八分の利廻りにて還元するときは畑總價格九四、二八〇、八八七圓一甲當り平均價格二七七圓となる、之に騰貴率一割を見込み畑の一甲歩當り單價を四百四十圓に推算せり。

三 養魚池 前項と同様の方法に依れるものにして地租調査當時に於ける

養魚池總甲數　二三、四〇八甲

此小作料金　三七七、[illegible]

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

にして右小作料金を年一割の利廻りにて還元するときは養魚池價格三、七七六、三一〇圓一甲歩當り平均價格一六〇圓となる、之に騰貴率六割を見込み其の大正十年末一甲歩當り平均單價を二百五十圓に推算せり。

四　市街地建物敷地　大正三年に施行の宅地租調査の材料に依れるものにして當時に於ける

主要市街地建物敷地總甲數	二、四四一甲
此賃貸價格	二、五九六、三九三円

右賃貸價格を年六分五厘の利廻りにて還元するときは市街地建物敷地の總價格三九、七九〇、六六一圓一甲當り平均價格一六、三〇一圓となる之に對し八割の騰貴率を見込み大正十年末に於ける一甲歩當り單價を二九、三四一（一坪當り十圓）に推算せり

右騰貴率を八割とさせる理由

（イ）物價指數は大正三年の一〇〇に對し大正十年十二月二〇〇なるを以て其の騰貴率十割に相當す。

（ロ）大正四、五、六年に調査したる田畑養魚池價格の大正十年末迄に於ける騰貴率は前に述べたるが如く六割とせり。

（ハ）右（イ）（ロ）の騰貴率竝に宅地價格增差の觀念を參酌し大正三年に比し八割の騰貴を爲せるものと推定せり。

（參照）

宅地租調査當時に於ける臺北、臺中、臺南三市街の建物敷地賃貸價格及賣買價格最高最低左の如し。

	一坪當り賃貸價格	賣買價格	利廻
臺北城内			
最高	五·三〇円	一二〇·〇〇円	〇·〇四八割
最低	一·五〇	二三·〇〇	〇·〇六五
平均	二·六〇	五〇·〇〇	〇·〇五一
臺中街			
最高	一·三〇	二〇·〇〇	〇·〇六五
最低	〇·〇七	一·〇〇	〇·〇七〇
平均	〇·二七	四·〇〇	·〇六八
臺南市			
最高	五·〇〇	五〇·〇〇	〇·〇八〇
最低	〇·〇三	〇·三八	〇·〇七八
平均	〇·二九	四·三〇	〇·〇六七

前記の平均は最高低の平均にあらずして總坪數にて總賃貸價格を除したるものなり、故に右平均價格に騰貴率八割を加算したる額は、今回調査したる各市街の大正十年末平均一坪當り價格に相當することゝなるなり。卽臺北城内の一坪當り平均價格九十圓、臺中市同七圓二十錢、臺南市同七圓七十錢となる（臺北城内は店舖敷地の外大部分は官有地なり）

最高地に付て之を見るに、臺北は百九十八圓、臺中は三十八圓、臺南は九十圓にして右最高地の面積は極めて少く臺北の如きは榮町の表通り僅かに二筆七十七坪に過ぎず、建物會社其の他土地價格の評價に堪能なるものゝ評價に依るも右の宅地に對する現今の賣買見込價格は坪當り二百圓を下らず臺中市の最高地四十圓内外臺南市の最高地亦九十圓内外にして八割の騰貴率を加算せる額は盡し極めて妥當なる價格なるが如し。

五　村落地建物敷地　村落地建物敷地は畑地の價格と略同樣なるを以て第二項に準し畑の單價四百四十圓を適用せり。

六　開墾免租年期地は位置概れ僻陬なるを以て有租地單價の七割に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

相當するものと看做し算出す。

七　荒地免租年期地は川成等にして價格著しく減損せるもの多きが故に有租地單價の二割に相當するものと看做し算出せり。

八　無租地に付ては有租地の單價竝に一般の觀念を參酌し夫々算定せり。

（參考）

不動產ヶ融に關し遞信地方廳より調査回答に係る大正十一年末現在田畑面積及價格左の如し。

田　四九八、五〇四、〇〇〇圓

（內譯）

地方廳別	面積	價格	一甲當平均
	甲	円	円
臺北	五四、七四四	九四、〇九二、三七六	一、七二〇
新竹	七一、二六八	一二三、六七四、七〇八	一、五八一
臺中	八六、二〇五	一六二、六九四、〇二〇	一、八八二
臺南	八九、七三五	五八、一四八、二八〇	六四八
高雄	六〇、七三三	六七、一二二、六一四	一、六〇六
花蓮港	五、七六四	三、七七五、四二〇	六五五
臺東	二	七二八三	六四七
計	三六八、四六〇	四九八、五〇四、七〇一	一、三五三

畑　一八七、四六三、〇〇〇圓

（內譯）

地方廳別	面積	價格	一甲當平均
	甲	円	円
臺北	三四、八三〇	二八、一六九、八〇五	八一三
新竹	五六、八八五	一三、一七三、八三〇	二二四
臺中	五二、二九六	二九、七五二、八二一	五六八
臺南	一六八、四八八	七五、八五一、一一二	四四七
高雄	六八、四二九	三八、三二二、八七七	五七七
花蓮港	一一、三一六	三、三九一、八〇〇	三〇〇
臺東	三	八五九	二八三
計	三九〇、〇三七	一八七、四六三、九五四	四八一

田畑合計　六八五、九六七、〇〇〇圓

（備考）　臺東田十一甲畑三甲は寡少に失し調査に誤謬ありと認むるも暫く其の廳報告の儘を掲出せることゝせり。

稅務年報有租地表に依れば臺東廳耕地面積は田三、六九五甲畑六、八八七甲歩なり。

三　鑛山

▼鑛山の總額　一億三百八十萬一千圓

總督府統計書に依れば大正十年中の鑛產額は左記內譯の如く

	円
石炭	八、三六三、四〇六
金	一、二五九、五四二
銅	六一九、九四五
石油	一七六、八二一
其他	一六〇、四八九
計	一〇、三八〇、一九三

にして此の五割五、一九〇、〇九六圓を純收益

看做し之を年利五分の利廻りにて還元算出したるものなり年利廻五分は低きに失するの感なきにあらざるも本島に於ては採掘に著手せざる鑛山竝に採掘するも設備の不備等に依り埋沒量に對して產出量少き事情あるを以て之等の關係を斟酌し內地に於て適用の還元率を其の儘採用せり。

四　樹　木

▼樹木の總額　六千三百十二萬六千圓

臺灣林業統計書に依れば本島私有林の總材積は九〇、一八〇、〇五〇石にして、本島の私有林は深山に屬するもの少く、概ね相思樹林にして單價比較的高價なり、相思樹一石當りの山元單價は石當り六十錢乃至一圓二三十錢にして其の他の雜木を見込み一石平均七十錢と看做し算出せり。

（參考）

國有林	樹木材積	九三五、七二八、九二四石
公有林	同	一三、六二五

五　建　物

▼建物の總額　一億八千五十四萬圓

一　臺北城內、大稻埕、艋舺外八大市街と其の他とに區分し、地別に宅地と建坪との割合を推定して各其の建物坪數を計算し、一坪當り平均價格を乘し算出せり。

二　臺北城內は總私有建物敷地の六割五分、大稻埕、艋舺、基隆は五割五分、其の他の七大市街は同三割五分乃至四割五分を建坪數と看做し小市街及村落は總建物敷地の二割を以て建坪數と推算せり。

三　戶稅調查當時（大正九年）に於ける市街地の建物數（桃園淡水等の小市街を含む）は一二、八四二戶、材落の建物數四八〇、五〇九戶全島計家屋數四九三、三五一戶なり。

四　前項總戶數にて左表家屋の總價格を除したる一戶當り平均價格は三六六圓となり、一戶當り建坪數四二坪建坪一坪當り平均價格八圓七十錢となる。

口家屋價格調

區分	建物一坪當價格	建物敷地に對する建坪割台	建物數地坪數	建物坪數	價格
臺北城內	一五〇円	六五％	七五、〇〇〇坪	四八、七五〇坪	七、三一二、五〇〇円
大稻埕	七〇	五五	三七一、〇〇〇	二〇四、〇五〇	一四、二八三、五〇〇
艋舺	七〇	五五	二一一、〇〇〇	一一六、〇五〇	八、一二三、五〇〇
基隆	七〇	五五	九五、〇〇〇	五二、二五〇	三、六五七、五〇〇
宜蘭	四〇	四〇	一二四、〇〇〇	四九、六〇〇	一、九八四、〇〇〇
新竹	四〇	四〇	一六二、〇〇〇	六四、八〇〇	二、五九二、〇〇〇
臺中	四〇	三五	三六八、〇〇〇	一二八、八〇〇	五、一五二、〇〇〇
彰化	四〇	四〇	一三〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	二、〇八〇、〇〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

嘉義	四〇	四〇	二八七、〇〇〇	一二四、八〇〇	四、五九二、〇〇〇
臺南	四〇	四五	五五六、〇〇〇	二五〇、二〇〇	一〇、〇〇八、〇〇〇
高雄	四〇	四五	一三六、〇〇〇	六一、二〇〇	二、四四八、〇〇〇
其他	六	二〇	九七、八七七、〇〇〇	一九、五七五、四〇〇	一一八、三〇七、四〇〇
計	—	—	一〇〇、三九二、〇〇〇	二〇、七一七、九〇〇	一八〇、五四〇、四〇〇

（備考）本表の區分は大正九年地方制度改正以前の區別に依る

六　家具及家財

▼家具家財の總額　一億八百三十二萬四千圓

家具及家財の價格は建物價格の六割に相當するものと看做し算出せり。

民有建物總價格一八〇、五四〇、〇〇〇圓

七　製造工業機械

▼總額　一億二百四十九萬六千圓

大正十年末の各種工業會社拂込資本金二〇九、一七五、六八〇圓の七割を固定財產と假定し其の七割を以て諸機械の價格と看做し推算せり、各種工業會社拂込資本額は第二次臺灣商工統計に依りたるものにして、其の會社數百六十二、公稱資本額三四一、〇九一、二五〇圓なり。

臺灣製糖外十二製糖會社最近の營業報告書に依り計算したる處に依れば器具機械の價格は其の拂込資本額の四割八分に相當せり故に本島に於ても內地の例に倣ひ拂込濟資本額の四割九分の工業機械の價格と推算せり。

八　家畜及家禽

▼總額　五千四百九十二萬八千圓

總督府統計書に依れば大正十年末現在の家畜及家禽數別記の通りに付之に平均見込價格を乘し算出せり。

▼家畜

水牛	三〇七、九〇四頭	單價	六〇・〇〇	一八、四七四、二四〇円
黄牛	一一〇、七〇二	同	五五・〇〇	六、〇八八、六一〇
洋牛	四七	同	三〇〇・〇〇	一四、一〇〇
印度牛	二七六	同	八〇・〇〇	二二、〇八〇
雜種牛	二、五七六	同	八〇・〇〇	二〇六、〇八〇
小計	四二一、五〇五		—	二四、八〇五、一一〇
右內譯				
牝			一五七、七一六頭	
牡			二一一、六四五	
子			一五二、一四四	

豚	一,二八一,四〇六頭	單價 二〇・〇〇	二五,六二八,一二〇円
山羊	一〇一,五三二	同 三・七〇	三七五,六六八
馬	二二六	同 一二五・〇〇	二八,二五〇
緬羊	二四九	同 五〇・〇〇	一二,四五〇
鹿	一,〇〇九	同 八〇・〇〇	八〇,七二〇
小計	一,三八四,四二二	—	二六,一二五,二〇八

右豚内譯

牝	三三一,三〇〇頭
牡	一三五,九八〇
閹	八一四,一二六

家畜合計　五〇、九三〇、三一八圓

▼家禽

鷄	四,五四二,三三七	單價 〇・七〇	三,一七九,六二八
鵞	八九〇,一四八	同 〇・七〇	六二三,一〇三
鴨	一,八九九,八六九	同 一・〇〇	一,八九九,八六九
七面鳥	一,一九六	同 五・〇〇	五,九八〇
計	—	—	三,九九八,五八〇

家禽合計　三、九九八、五八〇圓

家畜家禽合計　五四、九二八、八九八圓

（備考）生後六箇月未滿のものは本調査の員數に含ます

九　私設鐵道

▼總額　二千四十二萬九千圓

一　營業線専用線共軌道一哩分新調費レール枕木代一〇、〇〇〇圓布設費橋梁等（車輛用地建物を除く）一〇、〇〇〇圓計二〇、〇〇〇圓を要す耐久年の半數を經過せるものと看做し此の半額一〇、〇〇〇圓を一哩の單價とせり。

一　機關車新調一輛一三、〇〇〇圓右の例に依り六千五百圓を單價とす。

一　客車新調四、〇〇〇圓右の例に依り二千圓を單價とせり。

一　貨車新調營業線用有蓋車二、五〇〇圓無蓋車一、五〇〇圓、甘蔗運搬用五〇〇圓乃至八〇〇圓を要す。全體を達觀し平均一輛の新調費を八〇〇圓と看做し其半額四百圓を單價とせり。

一　臺車軌道延長一哩分新調費レール枕木代三、五〇〇圓布設費其の他三、五〇〇圓計七、〇〇〇圓を要す依つて前例に依り其の半額三千五百圓を延長一哩の單價とせり。

一　臺車新調費平均五十圓と看做し其の半額二十五圓を單價とす。

一　算出内容左の如し種別員數は總督府統計書に依れり。

ロ私設鐵道價格調

種別	員數	單價	價格	備考
鐵道	一,三〇二哩	一〇,〇〇〇円	一三,〇二〇,〇〇〇円	用地は土地の部建物は家屋の部に計す。
機關車	一八八車	六,五〇〇	一,二二二,〇〇〇	
客車	二五六	二,〇〇〇	五一二,〇〇〇	
貨車	一一,九〇七	四〇〇	四,七六二,八〇〇	
軌道	五一一哩	三,五〇〇	一,七八八,五〇〇	
臺車	四,九七二台	二五	一二四,三〇〇	
計	—	—	二〇,四二九,〇〇〇	

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十 諸車

▼總額 五百二十八萬圓

大正十年末現在の諸車數に對し夫々平均見込價格を乘し算出せり。種別員數は總督府統計書に依れるものにして其の算出內容左の如し

□諸車價格調

車名	員數	單價	價格	備考
自働車	四四	円 二,〇〇〇	円 八八,〇〇〇	自働車現在八八の內半數は官有の見込
乘用馬車	四	五〇〇	二,〇〇〇	
人力車	三,六一六	一五〇	五四二,四〇〇	
荷牛馬車	三九,四三六	七〇	二,七六〇,五二〇	
荷車	一一,一八六	三〇	三三五,五八〇	
自轉車	二二,八七七	六九	一,五五三,〇〇五	
計	—	—	五,二八〇,〇〇〇	

十一 船舶

▼總額 五百三萬九千圓

一 汽船、西洋形船、日本形船、支那形船、竹筏の現在數に夫々見込價格を乘し算出せり。

一 平均經過年を耐久年の二分の一と看做し新造價の半額を以て單價とせり。

一 算出內容左の如し官有汽船三五隻三、九四〇噸を除外せり。

□船舶價格調

種別	隻數	噸石數	新造單價	單價	價格
汽船	五	八八四	円 三〇〇	円 一五〇	円 一,三二六,一〇〇
同(小形)	二	一,二二二	一,二〇〇	六〇〇	七三三,六〇〇
西洋形帆船	一三〇	四,八〇四	二五〇	一二五	六〇〇,五〇〇
內發動機船	內 三四	—	發動機 三,二〇〇	一,六〇〇	五四,四〇〇
日本形船	一,四九七	九三,三六九石	一二	六	一,一二〇,四二八
同發動機船	一七五	一九,二〇〇石	一八	九	一七二,八〇〇
右發動機	一七九	—	發動機 三,二〇〇	一,六〇〇	二八六,四〇〇
支那形船	六,九一〇	一一九,八一一石	一二	六	七一八,八六六
竹筏	四,五四七	—	一五	七.五	三四,一〇二
計	—	—	—	—	五,〇三九,〇〇〇

十二 農產品

▼總額 一億二十一萬二千圓

大正十年の農產品の總額は總督府統計書に依れば左記內譯の通り

米	円 八八,一六八,七三九
甘蔗	三八,九一三,九八六
甘藷	一五,八八一,六三七
果實	八,五三七,八二六
茶	四,〇一〇,八一六
落花生	一,九〇三,一二九

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

煙草	一、〇五七、〇九六
大豆	九三八、六八五
豆類(大豆を除く)	六一四、二二七
其他	二、五一九、八一五

一六二、五〇一、〇五六圓にして右の內米は大正十年の輸移出額一九、三四〇、九八七圓を差引其の殘額の七割四八、一五七、〇二六圓、甘蔗其の他の農産品は何れも年産額の七割五二、〇五五、〇二一圓現に島內に殘存するものと看做し算出せり。

甘蔗は凡て砂糖原料として搾取され、別に工產品として計上せらるが故に殘存額之なきも、次年期に收穫すべき成育中のものあり、果實及茶に付ても大部分移輸出品なるが故に産額其の者の現存額は極めて僅少なるべきも翌年の産額となるべき生育中のもの及其の果樹又は茶木の價格を見込み年産額の七割を現存するものと推定せり。

十三 林産品

▼總額 二百六十八萬二千圓

臺灣林業統計に依れば大正十年の林産額は左記內譯の如く

用材	三、二六五、五五一円
薪	二、四二七、五三三
竹	一、六八二、五九九
枕木	一、〇〇七、一〇四
木炭	八〇三、五九五
杭木	七九九、六二五
其ノ他	七四四、九一八

合計一〇、七三〇、七〇三圓にして此の內殘存するものは前年の殘留高を見込み右總産額の四分の一と看做し二百六十八萬二千圓を林産品價格と推算せり。

十四 工産品

▼總額 二千四百八十九萬二千圓

臺灣商工統計に依れば大正十年に於ける島內工産價格は砂糖一〇〇、二四四、〇〇〇圓を除き四八、一五八、〇〇〇圓にして

機械器具工業	四、五八八、四〇二円
纖維工業	三、二五三、三八九
化學工業	一四、四〇四、七四九
雜工業	八、七二七、二三五
特別工業	一、六一六、二七四
飲食物工業	一五、五六八、九三六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

右總產額の六分の一に相當する八、〇二六、〇〇〇圓は製造工場に現存するものとし、猶食料品は其の殘額十二分の一　一、〇八一、〇〇〇圓、其の他のものは其の殘額の三分の一　九、〇五二、〇〇〇圓現存するものと看做し算出せり、以上の合計額一八、一五九、〇〇〇圓にして外に砂糖は大正十年の輸移出額八六、七七七、八二二圓此の數量四、三四九、二〇〇俵にして、產額一〇〇、二四四、〇〇〇圓より右輸移出額を控除したる殘額の五割六、七三三、〇〇〇圓(約三十萬俵)は工場商店其の他の手持として島內に現存するものと看做し總計二四、八九二、〇〇〇圓を工產品の價格と推定せり。

因に砂糖の島內消費見込額は一箇年四十萬俵なり。

十五　鑛產品

▼總額　百六十七萬六千圓

總督府統計書に依れば大正十年に於ける島內鑛產額は鑛山の部に詳記せるが如く合計一〇、三八〇、一九三圓にして石炭の產額八、二六三、四〇六圓の內大正十年の輸移出額五十一萬六百八十一噸、此の地元價格四、〇八五、四四八圓(噸當八圓〇〇)を差引たる殘額四、一七七、九五八圓の三割一、二五三、三八七圓を現存するものと看做し、猶石炭以外のものは其の產額二、一一六、七八七圓の二割四二三、三五七圓總計一、六七六、七四四圓を以て鑛產品價格と推定せり。

大正十年末に於ける右鑛山の手持鑛山品價格は石炭九六九、四〇〇圓石炭以外のもの二六七、一七五圓計一、二三六、五七五圓なり。

十六　水產品

▼總額　九十二萬六千圓

總督府統計書に依れば大正十年に於ける本島漁獲物總額は五、九四三、二一七圓、養魚池漁獲高二、一五三、八五六圓合計八、〇九七、〇七三圓にして漁獲物は其の年產額の十二分の一、養魚池漁獲物は年產額の二割を現存するものと看做し算出せり但し養魚池水產品の見積りに付ては成育中のものを見込みたるものなり。

▼漁獲物　五、九四三、〇〇〇圓

(內譯)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□魚類　五、六六二、〇〇〇圓

赤鯮魚（レンコタイ）	一、〇三七、〇〇〇円
鰮魚（イワシ）	五一九、〇〇〇
卓鱚（カツチ）	四三三、〇〇〇
沙仔魚（フカ）	三四一、〇〇〇
烏魚（ボラ）	三〇〇、〇〇〇
塗托（サワラ）	二六〇、〇〇〇
鮪仔（マグロ）	二〇五、〇〇〇
其の他	一、五七九、〇〇〇

□其の他の水產動物　二六五、〇〇〇圓

蝦（エビ）	一一一、〇〇〇円
目賊（イカ）	四七、〇〇〇
其他	一〇七、〇〇〇

□海藻類　一六、〇〇〇圓

石花（テングサ）	九、〇〇〇円
其他	七、〇〇〇

▼養魚池漁獲物　二、一五四、〇〇〇圓

（內譯）

虱目魚（マサバ）	一、二八一、〇〇〇円
鰱魚（レンヒー）	二四〇、〇〇〇
草魚（ツアウヒー）	一八二、〇〇〇
其他	四五一、〇〇〇

十七　輸移入品

▼總額　二千六百七十九萬圓

大正十年の輸移入品合計額は一三三、九五四、四五八圓にして此の五分の一を現存するものと看做し算出せり右は臺灣貿易年表に依れるものにして輸入額四〇、四三三、二九〇圓移入額九三、五二一、一六八圓なり、而して輸出額は二三、五四一、六六二圓、移出額は一二八、八九六、八七九圓にして差引輸移出超過額は一八、四八四、〇四二圓なり。

十八　金銀貨幣及地金

▼總額　二千五百四十萬三千圓

一　大正十年末に於ける正貨準備額

（內譯）

金貨及地金	一三、二七四、八二〇円
銀貨及地銀	三、七七九、四八二
計	一七、〇五四、三〇二

二　同流通貨幣

（內譯）

正貨	七七、六三〇円
補助貨	四、八六〇、八三二
計	四、九三八、四六二

右補助貨の種類別

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に一四、九三〇、一七七圓なるを以て年九分の利廻りにて還元して島外よりの所有株式を一六五、八九〇、〇〇〇圓とせり。

二　同上社債利子支拂高一、四二四、七六〇圓なるを以て年八分の利廻りにて還元し社債の島外所有高を一七、八〇九、〇〇〇圓とせり。

三　同上借入金利子仕拂高四四六、七六〇圓なるを以て年一割の利廻りにて還元し借入金四、四六七、〇〇〇圓とせり。

四　臺灣銀行に於て勸業銀行代理貸付一八、〇〇〇、〇〇〇圓あり外に内地資金の流入と認めらるゝ額五一、〇一二、〇〇〇圓なるを以て臺灣銀行を通して流入の内地資金を六九、〇一二、〇〇〇圓とさせり。

五　貿易外收支調（大正十年分）に依り島外事業の島内益外國人に屬するもの三三七、八五六圓なるを以て年利廻一割にて還元し外國より前各項以外の島内事業放資三、三七八、〇〇〇圓とせり。

六　同上内地人に屬するもの四、〇二一、九二八圓なるを以て年利廻一割にて還元し内地より島内事業放資四〇、二一九、〇〇〇圓とせり。

（參照）

▼大正八年と大正十年の物價指數對照

□東京主要商品　（東洋經濟新報年鑑）

大正二年一月末の物價を百として計算せるもの

月次	大正八年	大正十年
一月	二八・七	一九九・二
二月	二一〇・九	一九五・七
三月	二〇一・六	一八七・五
四月	二〇五・四	一九〇・九
五月	二二〇・三	一九二・一
六月	二三一・〇	一九二・三
七月	二四三・四	一九五・八
八月	二四四・二	一九六・八
九月	二五〇・四	二〇五・八
十月	二六三・八	二一六・八
十一月	二七九・一	二一一・一
十二月	二九〇・一	二一一・七
計	二八五八・九	二三九三・七
平均	二三八・二	一九九・四

右大正八年平均に對する大正十年平均の減歩合一割六分

□臺北主要商品　（財務局金融課調査）

大正三年一月の物價を百として計算せるもの

月次	大正八年	大正十年
一月	二〇九・三八	二二五・五四
二月	二〇八・七七	二一一・四三
三月	二〇三・五八	二〇五・二九
四月	二〇一・八九	一九八・五〇
五月	二〇〇・七五	一八九・八三
六月	二〇八・一一	一九一・〇三
七月	二二一・三七	一九二・四八
八月	二二九・七〇	一九二・六八
九月	二三三・三七	一九七・二一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十月	二四二・六六	二〇〇・七八
十一月	二四八・〇一	二〇二・一〇
十二月	二六四・四九	二〇〇・四一
計	二、六七一・九八	二、三九七・二一
平均	二二二・六六	一九九・七八

右大正八年平均に對する大正十年平均の減歩合一割

▼面積人口所得等内地臺灣比較表

種目	地	臺灣	内地を一、〇〇〇としたる臺灣の割合
面積	二四、九八九方里	二、三三三方里	九三
人口	五六、七四五、四〇〇人	三、七五一、二一七	六六
所得	三、九一四、八四六、〇〇〇円	八八、二三五、〇〇〇	二三
銀行預金	九、九四六、八〇一、〇〇〇	七五、八八七、〇〇〇	七
銀行貸出金	一〇、一七六、二三七、〇〇〇	二〇九、七一五、〇〇〇	二一
銀行券	一、五四六、五四五、〇〇〇	四〇、八六五、〇〇〇	二六
私有國富（貨幣資産を加算せるもの）	七二、五九八、六七〇、〇〇〇	一、八六五、四三二、〇〇〇	二六
私有國富（純）	七四、八四五、六五〇、〇〇〇	一、六五七、七五二、〇〇〇	二二

（備考）

一 租税及專賣益金は大正十二年度の豫算に依る

一 内地國富は大正八年末現在國勢院第一部の調査に依る。

一 其の他は凡て大正十年度又は大正十年末現在に依れり。

一 内地私有國富の人口一人當平均は一、三〇一圓にして臺灣は四四二圓なり故に臺灣の一人當り國富に對し内地一人當國富は二倍九分に相當せり。

▼國富統計

（國勢院第一部）

□大正八年國富總額

八百六十億七千七百七萬圓

種目	官公私有計（千円）	官公有（千円）	私有（千円）
國富總額	八六、〇七七、〇七〇	一一、二三一、四二〇	七四、八四五、六五〇
土地	三八、〇八五、六六〇	四六一、一五〇	三七、六二四、五一〇
鑛山	六、四一二、八二〇	—	六、四一二、八二〇
海湖川及港灣	四、五九六、九八〇	四、五九六、九八〇	—
樹木	四、五三三、七一〇	二、八二八、五〇〇	一、七〇五、二一〇
建物	八、五六〇、〇六〇	四七六、四一〇	八、〇八三、六五〇
家具及家財	四、四二三、五一〇	—	四、四二三、五一〇
製造工業機械	一、一〇一、九四〇	—	一、一〇一、九四〇
家畜及家禽	五〇二、八五〇	八、九二〇	四九三、九三〇
地方鐵道軌道及專用鐵道	一、一一〇、七〇〇	—	一、一一〇、七〇〇
諸車	一八一、九〇〇	—	一八一、九〇〇
船舶	一、一八一、六九〇	—	一、一八一、六九〇
水道	一四九、〇四〇	一四九、〇四〇	—
橋梁	二三五、九二〇	二三五、九二〇	—
農産品	三、六二四、四六〇	二九、五二〇	三、五九四、九四〇
林産品	八七、八五〇	—	八七、八五〇
工産品	二、六五〇、〇五〇	—	二、六五〇、〇五〇
鑛産品	三八六、九一〇	—	三八六、九一〇
水産品	四五、三六〇	—	四五、三六〇
輸入品	四四五、〇九〇	—	四四五、〇九〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

銀貨（十錢）	一、八三七、〇二一円
白銅（五錢）	一、二八〇、〇〇〇
同	一、〇九四、七七五
青銅	八四九、〇三六

三　其の他の金塊　三、四一〇、八六〇圓

四　其の他の金塊は正貨準備及貨幣の外に全島に散在するものと認めらる、金塊にして推算困難なるを以て正貨準備額の十分の二に相當するものと見做し算出せり内地に於ては正貨準備の十分の一として算出せられ居るも臺灣にては一般に愛金の念強く、指輪髪飾等に使用する金屬の量多き見込なるを以て前述の如く算定せり。因に人口一人當りの所有金塊量は約一圓に相當する勘定なり。

十九　其　他

▼總額　一億六千九百五十八萬四千圓

前記各項以外に猶脱漏のもの多少あるべきに依り全額一、六九五、八四八、〇〇〇圓の一割に相當する額を其の他に屬するものと看做し算出せり。

二十　債務超過

▼債務超過　二億七百七十萬圓

大正十年末に於て本島より島外に有する債權額九三、〇七五、〇〇〇圓、債務額三〇〇、七七五、〇〇〇圓なるを以て差引債務超過二〇七、七〇〇、〇〇〇圓となる。

其の内容算出基礎等別記の如し。

▼債權

種目	金額
島外放資株式	一七、二七四、〇〇〇
同　外國債	八九五、〇〇〇
同　內國債	一七、九一七、〇〇〇
同　外國地方債	九、一三九、〇〇〇
同　內國地方債	一、九〇八、〇〇〇
同　生命保險拂込額	五、七六一、〇〇〇
同　外國事業放資	一、三五一、〇〇〇
同　內地事業放資	二〇、三四八、〇〇〇
貿易出超	一八、四八四、〇〇〇
計	九三、〇七五、〇〇〇

▼債權の算出基礎

一　大正十一年度に於ける法人の配當所得額は一八、〇一三、三九六圓にして此の內島外に支拂たる額は一四、九三〇、一七七圓（債務の算定基礎一參看）なるを以て差引島內に支拂たる配當額は三、〇八三、二一九圓なり。（島外八二%島內一八%）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所得額を大正十一年度分に依り計算せるは前年分を翌年に至り課税するが故なり。

而して十一年度の第三種配當所得課税標準額は二、七八二、七二八圓にして之に控除額を加算したる額四、六三七、八八〇圓は島内の個人に對する總配當金なるが故に此の額より前記島内法人の島内に對する配當額三、〇八三、二一九圓を控除したる殘額即一、五五四、六六一圓は大約島外より受入れたる配當金と看做すことを得故に之を年九分の利廻りにて還元したる一七、二七四、〇一一圓を以て島外放資の株式額とせり。

右島内法人の島内に對する配當額三、〇八三、二一九圓には島内の法人竝に納税者以外に支拂たる額を包含するも島外法人より島内法人竝に納税者以外に仕拂たる配當金額と大差なきものと認め交互相殺せり。

二　貿易外收支調に依れば大正十年に於て外國公債利子として收入したる額四四、六四七圓なるを以て年五分の利廻にて還元し八九三、〇〇〇圓を外國債放資額とせり。

三　各銀行に於て大正十年末に島内に所有する内國債は一三、六四四、四〇〇圓にして銀行以外に於ける内國債利子の收入額二五六、三九〇圓なるを以て年六分の利廻りにて還元したる額四、二七三、一〇〇圓を加算したる一七、九一七、〇〇〇圓を以て内國債の放資額とせり供託局にて保管の國債勸業債券等は總額一千一百餘萬圓なり。

四　貿易外收支調に依れば大正十年の外國地方債利子收入六三九、七五一圓なるを以て年七分の利廻りに還元し九、一三九、〇〇〇圓を外國地方債放資額とせり支那地方借款を含む。

五　内國地方債は各銀行所有一、四六七、七〇〇圓其の他にて所有するもの其の三割と看做し一、九〇八、〇〇〇圓とせり、

六　生命保險の契約高は十年末に於て三八、四〇七、四八七圓にして島内契約者の掛込濟額を契約高の一割五分に相當するものと看做し算出せり。

七　貿易外收支調に依れば大正十年の外國に於ける營業純益一三五、一九三圓なるを以て年一割の利廻りにて還元したる額一、三五一、〇〇〇圓を外國事業放資額とせり。

八　同上内地に於ける營業純益二、〇三四、八〇二圓なるを以て年一割の利廻りにて還元したる額二〇、三四八、〇〇〇圓を内地事業放資額とせり。

九　大正十年の出超額に相當する額を貿易の決濟關係に於ける對外債權と看做せり。

▼債務

種目	金額
島外より所有する株式	一六、五八九、〇〇〇
同　社債	一七、八〇九、〇〇〇
銀行を通して流入の内地資金	六九、〇一二、〇〇〇
島外より借入金	四、四六七、〇〇〇
外國より島内事業放資	三、三七八、〇〇〇
内地より同	四〇、二一九、〇〇〇
計	三〇〇、七七五、〇〇〇

▼債務の算出基礎

一　貿易外收支調(大正十年分)に依れば島外に支拂たる配當金總額

金銀貨幣地金	二,三五九,九一〇	一,〇五一,〇〇〇	一,三〇八,九一〇
各官所管財產	一,五四八,四五〇	一,五四八,四五〇	—
皇室財產	七二七,二八〇	七二七,二八〇	—
其の他	七,七九二,八一〇	一,二一一,一一〇	六,五八一,七〇〇
債權超過	三五八,一二〇	(負債) 一,〇九〇,八六〇	一,四四八,九八〇

▼大正五年臺灣國富調（官公私有共）

□富の推定額　十六億百二十四萬圓

（内譯）（大正五年三月）

土地及其改善費	四億八千二百五十萬圓
家屋及營造物	一億八千二百五十四萬圓
器具	四千萬圓
家畜	二千六百十二萬圓
工業商業及其設備	二億九千五百四十七萬圓
鐵道及其設備	四千萬圓
船舶及港灣の設備	二千五百萬圓
金銀貨及地金銀等	一千六百五十六萬圓
農水產物及立木等	一億七千八百十萬圓
鑛山及鑛產物	三千九百五十萬圓
製造品	七千百八十五萬圓
輸移入品	五千三百六十萬圓
衣服及裝飾品	五千萬圓
其他	一億圓

□生產品概價年額　一億五千八百四十二萬圓

（内譯）

農產品	六千九百九十七萬圓
水產品	二百五萬圓
鑛產品	四百五十五萬圓
工業品	七千百八十五萬圓
其他	一千萬圓

人口三百四十六萬八千人 ｛一人平均富四百六十一圓强／一人平均生產額四十五圓强｝

（參考）日本（内地）の富三百八十九億六千八百八十五萬圓

（注意）

本調書は大正五年博覽會出品ポスター用さして急速に作製せるものにして其の算出基礎等も判然ならず内容稍杜選なるも參考さして謄寫添付せり。

民俗上より見たる鍋被り

蕉鹿夢

日本内地の石器時代遺跡に發見さるゝ埋葬狀態の一例として、其人骨の頭部に、甕の形したる土器を被せたものがある、中に就き、或は完全の土器でなくして、初めより大きい土器の破片を以て覆うたと思はるゝものも少なくないやうである、何萬年前の古人、問へども答へず、つまり想像を以て其心を釋く外によすがあらぬが、翻つて臺灣の北蕃タイヤル族の土俗の中に、凡そ死者のある時に、遺骸を蹲踞の狀態に屈し、床下の壙穴に蓆布を敷き、其上に或る一定の方向を擇みて安置し、而かも頭上に鍋を被せて埋葬する特習行はれ、そして夫れが僅かに一種の殉葬の意味を含むかに思はるゝのである。

之に因みて更に聯想さるゝのは、江州坂田郡に鎭座する、筑摩大明神の古儀で、神祇志料に據れば、四月八日筑摩の祭には、八乙女各々頭に鍋釜を戴きて、神饌を備ふ、卽ち古の遺風なりといふ事を書いてある、古の遺風の一句、轉た注目に値ひすべきで、往古日本民族の間に於て、神秘なる宗敎的の意義を持つ儀式として、或る容器を頭上に戴いた特俗の存在を認むるに足るのであつて、換言すれば、此遺風の本源は、遠く石器時代の原住民にまで溯り、尙は又延きて類系を臺灣の蕃族にまで求むることが出來るといふ、歸結にもなるらしい。

件の筑摩祭に際し、更に面白き土俗の漸化を伴ふものがある、夫れは氏子に屬する婦女の、一旦婚嫁して、不幸破鏡の境遇に立ち、再婚三婚を累ぬるに至れる者、其逢ひたる夫の數ほどの鍋を頭上に戴きて、神輿の渡御に加はらねばならぬ强制行はれし事で、委しく言へば、再婚の婦は二つの鍋を被ると同時に、假りに十人の夫を易へたる婦ありとせば、十個の鍋を累ねて戴かねばならぬ譯で、而かも明治の年代に入りても、現に告朔の餼羊を殘存しつゝあつたといふことである。

拾遺集に、「近江なる、筑摩の祭、はやせなむ、つれなき人の、鍋のかず見む」とかこちたる、俗情歌の載せらるゝのは、正さしく其全盛の時に於けりし、詠風の嬌はりなき流露であるに相違ない、名高き筑摩の鍋被りといふのは卽ち是れで、彼の平安朝の末期に成りし、俊頼秘抄などに參稽すれば、夫れは土鍋とあるのが、一段の興趣深く感せらるゝ心地するのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜錄

印度支那の諸種族（下）

臺灣總督府囑託　高橋　惇

蕃民

佛領印度支那に現住する蕃民は、安南人、東埔寨人、チャム人、タイ人等の高等種族が印度支那の地に未だ定著しなかつた以前に於て、夙くも土著して居つた先住族であつて、前者の侵入と共に壓迫を受けて漸次其播布區域が狹搾せられたのであつたが、優秀種族の爲めに絕滅するに至らず、兎に角依然として一種の獨立的存立を保持し來つたのであつた。

此等諸蕃民を人種學的に分類する時は、「ネグリトー」種、馬來種、西藏種の三種となり、地理的分布上より觀る時は、南部安南の蕃民、老撾の「カー」人、東京山棲族に區別し得られるのである。

（イ）南部安南の蕃民―「モイ」族及「カー」族

南部安南の蕃民は幾多の部族に區分せられるけれ共、普通彼等を總括して「モイ」族と稱してゐる。其播布地域は南部安南の支那海岸からメコン河に至る一帶の地域にして、其主要分族の名稱を擧ぐれば「チオマ」、「スチエン」、「ラデ」、「バーナル」、「チャレー」、「セダン」、「カセン」、「ロヴエ」、「スーク」、「アラーク」「ニアフエン」、「ボロヴエン」、などである。尙ほ東埔

寨の北方及び西方に「クイ」、「ジアウ」、「チョン」、「サムレ」、「バール」、「グアイ」と稱する分族も棲息してゐる。彼等は常に東埔寨人に接解してゐるにかゝはらず、東埔人と敢て混血することなく、亦壓迫も受けてゐない。東埔寨人は寧ろ彼等を「蒙昧なる遠戚」と稱してゐる位ゐであるから兩者間は至つて平和である。

此等蕃民は性來懶惰であつて迷信深く、進歩向上の氣性に乏しい爲め、其隣族安南人の侵漸を受け、漸次壓迫せられて、「モイ」族が占居する高原地方を追ひ〱蠶食せられて行く傾向がある。

「モイ」族の農耕は極めて幼稚であつて、森林の一角を燒却し、燒灰を肥料として施した土地に先端の鋭利なる木片を以つて穴を穿ち、其處に種子を埋め、斯くて稻の成熟を待つと云ふ風である。其他玉蜀黍、南瓜、煙草をも栽培し、就中煙草を愛喫し檳榔子を嚙む風がある。低地老撾の若干部族は牛馬を飼養し、其他の部族は水牛、豚、家鷄を飼育するが、犬猫を見ることは稀れである。

彼等の間には工藝と稱する程のものなく、漸く自家用の衣服、武器、什器を製作し得るに過ぎない。婦女は大概紡績の道を知るけれ共、其方法たるや頗る原始的である。蓆、籃、背籠、帽子を編んでゐる部落もある。又强靱なる條索を綯ふに巧みにして、鐵を鍛冶して槍の穗先、又は極めて原始的なる耕具類を製作するけれ共、鐵鑛を銑煉するの方法を知らぬ爲め、他種族の手によつて鐵材を移入してゐるのである。

彼等の商取引は物々交換で、往時は老撾人、東埔寨人、安南人の提供する銅鑼、水瓶等の日用品に對して奴隷を供給したこともあつたが、現今に於ては唯牛、馬、象等の畜類を以つて夫等の物品と交易してゐる。

「モイ」族と類似の蕃民に「カー」族と云ふのがある由來「モイ」と稱し、「カー」と稱するも均しく孰れも人種學上よりの一種族を指したものではなく、蒙昧野蠻の蕃族を呼ぶ稱呼たるに過ぎない。卽ち南部安南に占居する蕃民を安南人は「モイ」と稱び、老撾に近い種族を老撾人が「カー」と稱し共に蕃族の意味である。而して此等蕃民の人種的起元並に其差別に就ては人種學上未だ充分に判然してゐないのである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南部老撾を占むる「カー」人は幾分「モイ」人の兇猛好戰の氣質を受けてゐるが、北部老撾の「カー」人は之れに反して頗る溫和で、其習俗及び生活狀態は老撾人を想起せしむるものがある。彼等は專ら山嶽の中腹に棲住する習癖がある。彼等が米作を爲さんとする時は、先づ山林を伐採して其跡に耕作するのである。耕作地は大概村落を遠く隔てた地を選定し、伐採すべき地域が決まると、其處に住屋と略同樣の小舍を構へ一家を擧げて移住し、移住期間は播種期から收穫期までであつて、收穫が終ると一家悉く負籠に米を充滿させて永住地に歸るのである。持歸つた米は自家用と播種用米とを取除き、爾餘は最も近隣の「タイ」人の市場、若しくは老撾商が交易の目的にて衣服、食鹽、斧、鎌刀、土釜、煙草、裝飾品、貨幣類を携提して舟行し來る河岸に搬出して其等の貨物と交易するのである。

●風俗●　「モイ」人は孰れも山地米、玉蜀黍、蔬菜及び弩弓を以つて狩獵した野獸の肉を常食とし、米酒を飮用してゐる。衣服としては、男子は殆ど一片の廣布を股間を經て腹部及び胸部に卷付け、婦女は短裳及び胴着をつけてゐる。住屋は主として竹材及び葉を建築材料とせる杭建であつて、其形狀は我國の共同長屋式で、長形の一棟を數軒に仕切つて住んでゐるから、其二三棟は優に一村落を收容する場合がある。

習俗も亦他蕃民と大差ない。嬰兒が出生すると、父親はサバンと稱する樹液を採取し來つて之れを煮沸せしめて、滋養劑として產婦に飮ましめて產後の恢復を圖り母子共に爐邊に近接して橫臥せしめ、產婦の身體を生姜を以つて摩擦したる後、約一週間安靜の狀態に置き此期間を經過したる後、始めて祝宴を張つて嬰兒の命名式を行ふのである。

結婚は普通一夫一婦制を墨守してゐるが、富者は一夫多妻制の傾向を示してゐる。結婚に關する風習は各部族に據り種々雜多であるが、一般には一靑年が一處女と婚せんとする時には先づ直接當人に求婚し、其上で夫々兩親の同意を得るのである。婚談が成立すれば男の兩親側から豚を屠殺し、米酒を供して婚約を祝ふのである。時には當人の意志を詢らずに單に兩親同志の間で其子女の婚約を爲す場合もある。此際には新婦側から新郎の家に老婦を差し向け

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て婚約成立の旨を告げ、斯くて新郎は婦家に赴いて若干の歳月を勞働に從事するのである。

結婚式の當日には男巫が新郎新婦の爲めに守神に其前途の幸福を祈念し、豚血と米酒とを混合したるものを新郎新婦の脚部に塗布する奇習がある。

宗教　「モイ」族の宗教は他の蒙昧蕃族と等しく自然教で、事々物々精靈を有すと爲すアミニズムを奉じ、天地創造の神にして兼ねて雷神たる最高神を信奉し、該神を「ラード」族及び「ジャライ」族は「アイデー」神と稱し「ノン」族は「ウヂュー」神と稱へてゐる。其他「フイ」と稱し、山林沼澤瀑布及び大樹に棲む無數の妖精をも信じてゐる。

巫覡は社會生活上絶大の位置を占め、人　を妖精又は神との交通の掌に當る重大の職務を司り、神怒を鎭和する目的で祭祀を擧行する際は必ず巫覡が神前に於て祈禱を捧げ、又重病者あれば其巫術を俟つて始めて平癒するものと安信してゐる。

彼等は前に述べた通りアミニズムを信ずる結果として禁厭（タブー）を嚴守し、或地域を禁厭區域と爲せる時は敢て其區域を犯す者がある場合には立ち所に災殃至る旨を宣言するのである。

死者ある時は銅鑼を敲きて村民に告げ、其合圖により部落民は其家に蝟集し來り、死者を守護するのである。死者の顏面は布片を以つて覆ひ、各種の裝飾品を纒はしめ、其身邊に其所有品を堆積するのである。斯くて死屍を安置する事數日に及び、其間死者の知人、隣人、弔訪者は屍體を護り、死家の饗應にあづかるのである。棺は附近の森林にて適當の木材を伐採したるものを刳り、之れに屍體、竝に生前の愛玩品を收め顏料を用ひて棺を彩るのである。葬儀には必ず婦人が行列に加はり途中號泣を續けて行くの風がある。

(ロ)東京山地族—蒙族、蠻族、猺族、苗族及猓々族

高地東京、北部老撾、老撾及び雲南の國境附近に棲む山地蕃民の代表的種族は主として蒙族(Muong)、蠻族(Man)、猺族(Yao)、苗族(Meo)、竝に猓々族(Lolo)である。

蠻族は黑河及び紅河の中間に連亘する群山に主として占居し、安南政府が政權を掌握し居たる時代には擾亂絶ゆる時なく、安南人に對し其羈絆の下に在

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るを潔しとせなかつたが、佛國政廳が安南政府に代るに至るや彼等の傳習を尊重したる爲め漸く鎭靜に歸したのであつた。蠻族を始め苗族、猓々族は其分族多數にして、共に清河及び其支流沿岸の高地に蟠居してゐる。蒙族は「タイ」族、「トー」族、蠻族とは又別種の一種族であつて、其分布區域も亦隨つて多少の差異があるのである。

蠻は海拔四百乃至八百米突の高地を開墾耕作し、苗及び猓々は夫れ以上の高原又は山嶺に住居し、其村落竝に耕地は二千米突の高地に累次到達するを常則としてゐるが、時には苗族にして海拔八百米突以下の低地に居住し、蠻族にして海拔百五十乃至二百米突の紅河沿岸に散布する場合もあるが、此等は稀有な場合に限られてゐる。山地棲住の蠻族は確乎たる態度と威力ある相貌とを以つて其特徴と爲してゐるが、平地蠻族は斯る特色を失つて了つてゐる。苗族は其棲息する地域の海拔高度を増加するに隨ひ健康良く、隨つて活力旺盛となるの傾向がある。彼等は假令短日月の間と雖、低地流域に滯留する時は、忽ち反對の現象を呈すると云ふことであるが、此事象を以つてして見ても、如何に彼等が山地種族として傳統古きものであるかゞ首肯されるのである。隨つて平地田を作する場合には熱疫と蚊軍とを怖れて薄暮となれば必ず豫ねて小舍の構へある山間に戻るのを常とするのである。

山地蕃民の主要食物は米及び玉蜀黍を常食とし、米酒を愛酒し、殊に苗族の如きは之れを過飮するの風がある。煙草の消費量も夥しく、同時に阿片、檳榔子をも尠なからず用ひてゐる。彼等は專ら農耕に從事し、商工の如きは殆ど省みず、隨つて其耕具類は比較的完全に近く孰れも自製品である。

支那人

佛領印度支那には土民以外に若干の移民族がある其主要なるものは支那人と印度人とである。

印度支那に於ける支那人の植民は一六八〇年交趾支那に行はれたのを以つて嚆矢と爲すのであるが、此植民は滿州人の爲めに顚覆された明朝の一味に屬する廣東人が危難を避けて安南に亡命し來り、安南王の庇護の下に七千人の部下と共に交趾支那に永住せるが其始まりであつて、其後支那人の印度支那に移住し來る者夥しく、遂に現在觀るが如き多數に上

り、安南人其他の固有種族の間に互して侮る可らざる一大勢力を爲すに至つたのである。

印度支那に住む支那人は多數にして主として交趾支那及び東埔寨に散布してゐるのである。彼等は本國出生地に隨つて集團群棲してゐるが、其主要なるものは廣東、客家、福建、潮州及び海南島である。廣東集團は廣東附近並に同省西北部の出身者を以つて集り、其東北部出身者は客家團である。福建團は厦門の西南部出身者汕頭人及び海南島人の集團は潮州團及び海南團を成し、交趾支那の支那人は過半廣東人である。

廣東人は商賈又は職工を業とするもの多く、西貢及びショロンに於て精米所、絹布店、製板所、木材舗、煉瓦製造所、石灰製造所、戎克船造船所、毛皮、獸骨類、「カルダモン」、雌黃等の植民地特產品の輸出業、艀修理用材製作所を經營し、其外に石工受負師、家具商、石工、大工、仕立師、靴工、屠殺業等も亦廣東人の掌握する所となつてゐるのみでなく、交趾支那の河川舟航權は實に彼等の獨占する所となつてゐると云ふ風で、交趾支那に於ける廣東人の勢力は實に侮る可らざるものがあるのである。

福建人は其數割合に僅少であるが、西貢を中心として商業上の活躍目醒しく、ショロンに於ける多數の工場と米商舖とは殆ど彼等の掌中に收められてゐると云ふも過言であるまい、隨つて西貢地方に於ける福建人は皆商賈に從事し、勞働者、奴婢たる者は稀れである。

客家も亦西貢とショロンとに相應商舖を開いてゐるが、其取引上の勢力は福建人又は廣東人に遠く及ばず、彼等は各種工業の職工たる者が多い。茶商は概して客家の專門商で、彼等は農耕にも亦從事してゐる。

潮州人も亦西貢及びショロンに商賈を營んでゐるが、向上心に乏しく、河川の舟子又は荷揚人足たるに甘んじてゐる。西部諸省に於ては農耕に從ふ者が多い。海南島人は大部分農夫となつてゐるが、西貢からプノンペン邊へ掛けての主要都市のホテルのボーイとして住み込んでゐる者も亦尠くはない。

東埔寨に於ては支那農夫の數割合に多數なるに反し、東京並に安南に於ては稀有で、東京棲住の支那人中農業に從事する者は僅に二割を算するに過ぎぬ他の八割は商賈を營み又は各種工業の職工となつて

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ゐる。就中商業に携はる者は殊に勉勵の美風を有し土民と歐洲人との中間に立ちて仲介業又は買辦を營んでゐる。

安南に在住する支那人は頗る鮮少であつて、概して南部及び中部に多く、北部には稀薄である。主として商舖を開き農耕に從ふ者は頗る寥々である。商人としては食料品を取扱ふ者多く、日常食料は殆ど彼等の手を經て供給せられてゐると云ふ風で、フエーホー及びツーラーヌには支那人の大商舖があつて絹及び肉桂皮の輸出業に從事してゐる。

老撾に於ける支那人も亦主要都市に於て商賈を營み、又は老撾内地を行商しつゝ、提携商品と土民の生產品とを交易してゐる。

要するに印度支那に於ける支那人は東京、安南、老撾に於ては商業を營む者多く、交趾支那に於ては工場を經營し或は勞働に携はる者尠くはない。東埔寨に於ては農作に從ふ者多數を占めてゐるのである。尙ほ看過し難い事實としては、如何なる奥地でも歐洲人の居る處には必ず支那人の商店を見ぬと云ふことはないことである。

印度人

印度人の印度支那移住は其起元支那人よりも新らしく佛國が印度支那占有當時に始まつたものである。當領在住の印度人の人口は僅めて少數で、彼等は皆交趾支那、殊に西貢とショロンとに居住し、其多くは所謂チエッチーと稱する金融業者にして、また西貢に於て雜貨商を營んでゐる者もある。

チエッチーは印度マドラス附近西南海岸地方に分布する印度種族の一族で、彼等は天性計數の觀念發達し隨つて利殖に敏く、悉く金融業となつて、蘭貢新嘉坡西貢方面に活動し、夫等一帶の地に拔く可らざる地盤を築いてゐるのである。彼等が南洋一帶の地に金融上の覇權を握れるは極めて近年のことに屬し、最初蘭貢に於て成功せるに原因し、夫れより著々歩武を進め今日の大を爲すに至つたのである。蘭貢に於けるチエッチー家は實に四百五十軒内外にして皆マドラスに本店を有し、大部分籾に投資し、其投資額一億留比（ルーピー）、資本二千萬留比、運轉資本二億留比と稱してゐる。此等四百五十軒のチエッチー家は全體としての一組合を爲し、互に資金の融通を爲し

て連絡を保つてゐるのみならず、商道徳頗る發達してゐて信用を重んずること生命以上と云ふ風であるから、金融取引は殆ご口約を以つてしてゐて嘗て間違を生じたことがない程である。尙ほ此等チッチー家は約七階級位ゐに分れ、一流處から三流處までは直接銀行と取引を爲し、其際には各チェッチー家に於て相互保證により無擔保で一口二、三萬留比を貸出すと云ふ風であるから、印度帝國銀行の各チェッチー家に對する無擔保貸出總額は三千萬留比にも上ると云ふことであるが、如何に彼等の信用の確實なるかゞ想見されよう。

尙ほチェッチー家の各地支店に對する制度は仲々注目に値するものがある。支店の支配人は三箇年を一期として滿一箇年の休暇を得て故郷マドラスに歸るのであるが、支店在勤中は勿論妻子を伴はず、全く文字通りの聖者の如き精進生活を續けつゝ其間の給料は殆ご貯蓄し、將來獨立の資金又は老後の養老金と爲すのである。而して其歸省の節に行はれる事務引繼は實に嚴重を極めるから、一種の事務整理となるのであつて、勢ひ固定貸付などは出來ぬこと、なるのである。これなどは實にチェッチー族の營業組織の整然たるの一班を示して餘りあるものであらう。

尙ほ印度支那の印度人としては此等チェッチーを始め、マラバール地方出身の者が多數在住してゐるので、一般に印度人をは「マラバール」と呼んでゐる。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

臺灣度量衡規則の公布

メートル法が一齊に我が國に行はれんとするの際本島に於ても愈々六月三十日附律令第三號「臺灣度量衡規則」及七月一日附府令第五十六號「同施行規則」を公布した。其の全文左の通り。

●臺灣度量衡規則（大正十三年六月三十日律令第三號）

第一條　度量衡ノ基本、原器及名稱命位ニ關シテハ度量衡法第一條乃至第三條ノ規定ニ依ル但シ第三條中勅令トアルハ臺灣總督府令トス

第二條　温度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條　臺灣總督ハ第一條ノ原器ニ依リ製作シタル檢定原器ヲ以テ原器ニ代用ス

檢定原器ハ臺灣總督之ヲ保管ス

第四條　本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ臺灣總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ之ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條　度量衡器ノ製作、修覆及賣下ハ政府ニ專屬ス但シ瓦斯メートルノ製作若ハ修覆又ハ衡器ノ一部修覆ニ限リ特許スルコトアルヘシ

政府ノ賣下ケ又ハ修覆シタル度量衡器ニハ臺灣總督ノ定ムル政府ノ證印ヲ附ス

第六條　政府又ハ政府ノ特許ヲ受ケタル者ニ非サレハ度量衡器ヲ販賣シ又ハ輸入シ若ハ移入スルコトヲ得ス

第七條　本令ノ適用ヲ受クヘキ計量器ノ種類ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依ル

第八條　政府ノ特許ヲ受ケタル者ニ非サレハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第九條　度量衡器ヲ輸入若ハ移入シタルトキ又ハ瓦斯メートルヲ製作若ハ修覆シタルトキハ政府ノ檢定ヲ受クヘシ

計量器ヲ製作、修覆、輸入又ハ移入シタルトキハ臺灣總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外政府ノ檢定ヲ受クヘシ

政府ノ檢定ニ合格シタル度量衡器又ハ計量器ニハ檢定證印ヲ附ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

檢定ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器又ハ計量器ハ臺灣總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一　政府ノ證印又ハ檢定證印ナキモノ

二　前條ノ修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ

三　變造シタルモノ

四　臺灣總督ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五　臺灣總督ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第十一條　度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ臺灣總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第十二條　度量衡器ノ製作、修覆、取締及其ノ使用ノ制限竝度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ臺灣總督之ヲ定ム

第十三條　度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ實量カ表記正味量ニ充タサルモノハ臺灣總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第十四條　臺灣總督ハ必要ト認ムル商品ニ對シ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ヲ命スルコトヲ得

第十五條　當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

第十六條　當該官吏ハ第十條ニ該當スルモノヲ破毀シ、其ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ第十三條第一項ニ該當スルモノノ正味量ノ表記ヲ更正シ若ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條　第五條第六條又ハ第八條ノ特許ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ臺灣總督ハ其ノ特許ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十條、第十一條又ハ第十三條第一項ニ違反シタル者

二　度量衡ノ計量ヲ爲ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　私ニ度量衡器ノ製作若ハ修覆ヲ爲シ又ハ變造シタル者

二　第六條又ハ第八條ニ違反シタル者

三　第十七條ノ規定ニ依ル營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

第二十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第四條ニ違反シタル者

二　第十四條ノ命令ニ違反シタル者

三　當該官吏ノ訊問ニ對シ答辯ヲ拒ミ若ハ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第二十一條　度量衡器ノ製作、修覆、販賣、輸入若ハ移入ノ特許ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ為度量衡器ヲ使用スル者、度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者又ハ正味量ノ表記ヲ命セラレタル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十二條　度量衡器ノ製作、修覆、販賣、輸入若ハ移入ノ特許ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ為度量衡器ヲ使用スル者、度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者又ハ正味量ノ表記ヲ命セラレタル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第二十四條　第十一條、第十二條、第十五條、第十八條及第二十一條乃至前條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用ス

第二十五條　本令中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ計量器及瓦斯メートルニ關スル規定ハ大正十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來慣用ノ度量衡ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ當分ノ內仍之ヲ用ウルコトヲ得

從前ノ規定ニ依リ度量衡器ノ販賣又ハ修覆ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ特許期間內ニ限リ本令ニ依リ特許ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行前賣下ケ又ハ從前ノ規定ニ依リ檢定ヲ受ケタル度量衡器ニシテ度量衡法第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項ニ基キテ發スル命令ニ依ル度量衡ノ單位ニ依ラサルモノニ付テハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ效力ヲ失ハシムルコトヲ得

●臺灣度量衡規則施行規則

（大正十三年七月一日府令第五十六號）

第一章　單位、名稱命位

第一條　土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウル度量衡ニ付テハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ルノ外尚其ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

土地又ハ水面ノ面積

アール　百平方メートル

ヘクタール　百アール

海面ニ於ケル長

海里　千八百五十二メートル

量

液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量

ミリリットル　リットルノ千分ノ一

デシリットル　リットルノ十分ノ一

リットル　立方デシメートル

ヘクトリットル　百リットル

キロリットル　千リットル

衡

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

寶石ノ重量	
カラット	二百ミリグラム

第二條　度量衡規則第二條ノ規定ニ依リ計量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　力ノ單位ハメガダイントス

メガダインハ一キログラムノ質量ノ物體ニ働クトキ一秒ニ付毎秒十メートルノ速度ノ增加ヲ與フル力ヲ謂フ

力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用ウルコトヲ得一重量キログラムハ之ヲ〇・九八メガダイントス

二　壓力ノ單位ハバールトス

バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受クル壓力ヲ謂フ

壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用ウルコトヲ得平方センチメートルニ付一重量キログラムハ之ヲ〇・九八バールトス

バールハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

三　仕事ノ單位ハジユールトス

ジユールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體ヲ動カストキ爲サルル仕事ヲ謂フ

仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用ウルコトヲ得一キログラムメートルハ之ヲ九・八ジユールトス

四　工率ノ單位ハキロワツトトス

キロワツトハ一秒ニ付千ジユールノ工率ヲ謂フ

五　密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス

六　溫度ノ單位ハ度トス

度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ヨリ一・〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ生スル壓力ノ增加ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ

融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ハ之ヲ零度トス

度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得

前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ八萬六千四百分ノ一ヲ謂フ

第一項第六號ノ規定ニ依ル溫度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一・〇一三三氣壓ヲ有スル定體積水素溫度計ニ依リ之ヲ表示ス

第三條　前條計量單位ノ倍數及分數名ノ稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　力	重量グラム	一重量グラムハ重量キログラムノ千分ノ一トス
	重量ミリグラム	一重量ミリグラムハ重量キログラムノ百萬分ノ一トス
二　壓力	ミリバール	一ミリバールハバールノ千分ノ一トス
三　仕事	キロジユール	一キロジユールハ千ジユールトス
	一キロワツト時	一キロワツト時ハ三千六百キロジユールトス
四　工率	ワツト	一ワツトハキロワツトノ千分ノ一トス

第四條　液體ノ密度ヲ計量スルボーメ度及トワツデル度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

一　ボーメ度

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

重液用　$D=\frac{144.3}{144.3-B}$

輕液用　$D=\frac{144.3}{134.3+B}$

右算式中Bハボーメ度、Dハ之ニ對スル密度トス

二　トワツデル度　$D=\frac{200+N}{200}$

右算式中Nハトワツデル度、Dハ之ニ對スル密度トス

第五條　酒精ト水トノ混合液及蔗糖ノ水溶液ノ含有成分ノ百分率ヲ密度ニ依リ表ハス場合ニ於テハ其ノ百分率ニ相當スル密度ノ値ハ第一表及第二表ニ依リ之ヲ定ム

第六條　第二條及第三條ノ規定ニ依ル單位ニ依リ計量スヘキ狀態又ハ能率ト異ル狀態又ハ能率ニ關シテハ任意ノ計量ノ單位ヲ用ウルコトヲ得

第七條　輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ度量衡法第三條第一項又ハ本令第一條乃至第三條ノ規定ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ト雖之ヲ用ウルコトヲ得但シ輸入ニ係ル商品ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ハ輸入ニ係ル商品ヲ更ニ輸出スル目的ヲ以テ販賣スル場合ニハ之ヲ適用セス

第八條　度量衡法第三條第一項及本令第一條乃至第三條ニ規定スル度量衡又ハ計量ノ名稱中其ノ略字ヲ定ムルコト左ノ如シ

度量衡

度		
	ミクロン	p
	ミリメートル	mm 又ハ粍
	センチメートル	cm 又ハ糎
	デシメートル	dm
	メートル	m 又ハ米
	キロメートル	km 又ハ粁
	アール	a
	ヘクタール	ha
	海里	浬
量		
	立方センチメートル	cc
	ミリリットル	ml 又ハ竓
	デシリットル	dl 又ハ竕
	リットル	l 又ハ立
	ヘクトリットル	hl 又ハ竡
	キロリットル	kl 又ハ竏
衡		
	ミリグラム	mg 又ハ瓱
	グラム	g 又ハ瓦
	キログラム	kg 又ハ瓩
	トン	t 又ハ瓲
	カラット	ct

計量

力		
	重量キログラム	KGW（衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハKGヲ用ウルコトヲ得）
	重量グラム	GW（衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハGヲ用ウルコトヲ得）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

壓力		
	バール又ハ氣壓	Bar 又ハ Atm
	ミリバール	M·Bar
	平方センチメートルニ付重量キログラム	KG.Pr cm
仕事		
	ジユール	J
溫度		
	度又ハ攝氏度	C〔單ニ攝氏度ニ依ル目盛ナルコトヲ表記スル場合ニ於テハCヲ用ウルコトヲ得〕

前項以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用ウルコトヲ得

第二章　種類、公差

第九條　度量衡器ノ種類、形狀、物質ハ左ニ揭クルモノニ限ル

（一）度器

形狀	物質	種類	
直形	金屬、象牙、骨、竹、木、玻璃、セルロイド	直尺、縮尺四メートル以下	
直角形	金屬、木	曲リ尺	長枝一メートル以下
連接直形	金屬、象牙、骨、竹、木	疊尺	五メートル以下
鏈狀	金屬	鏈尺	二十メートル以下
細帶狀又ハ線狀	鋼鐵、麻、竹	卷尺	二百メートル以下

（二）量器

（イ）桝

形狀	物質	種類
圓壔形、圓錐形、方形	玻璃、陶器、磁器、木	十ミリリットル、二十ミリリットル、五十ミリリットル、一デシリットル、二デシリットル、五デシリットル、一リットル、二リットル、五リットル十リットル、二十リットル

（ロ）斗概

形狀	物質	種類
圓壔形、板狀	木	大、小

（ハ）化學用量器

形狀	物質	種類		
球形、圓錐形	玻璃	メスフラスコ	出用	五十立方センチメートル以上二千立方センチメートル以下各種
			受用	十立方センチメートル以上二千立方センチメートル以下各種
管狀	玻璃	ピペット		一立方センチメートル以上二百立方センチメートル以下各種
管狀	玻璃	ビユーレット		五立方センチメートル以上百立方センチメートル以下各種
圓壔形	玻璃	メスシリンドル		五立方センチメートル以上五千立方センチメートル以下各種

（ニ）瓦斯メートル

物質	種類

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

金屬	乾式、濕式、

（三）衡器

（イ）秤

物質	種類
金屬	天秤、上皿天秤、上皿桿秤、臺秤、自働秤、十分秤
金屬、象牙、骨、木	桿秤

（ロ）分銅

形狀	物質	種類
圓壔形及臺形（一グラム未滿ノモノヲ除ク）	金屬（二百グラム未滿ノモノニハ鐵ヲ除ク）	○・一ミリグラム、○・二ミリグラム、○・五ミリグラム、一ミリグラム、二ミリグラム、五ミリグラム、十ミリグラム、二十ミリグラム、五十ミリグラム、百ミリグラム、二百ミリグラム、五百ミリグラム、一グラム、二グラム、五グラム、十グラム、十三グラム、二十グラム、二十六グラム、五十グラム、五十二グラム、百グラム、二百グラム、五百グラム、一キログラム、二キログラム、五キログラム、十キログラム、二十キログラム
板狀及線狀（一グラム以上ノモノヲ除ク）	玻璃	○・○一カラット、○・○二カラット、○・○五カラット、○・一カラット、○・二カラット、○・二五カラット、○・五カラット、一カラット、二カラット、五カラット、十カラット、二十カラット、二十五カラット、五十カラット、百カラット

（ハ）錘、增錘

物質
金屬（二百グラム未滿ノモノニハ鐵ヲ除ク）

第十條　度量衡規則第七條ノ規定ニ依リ計量器ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

（一）晴雨計以外ノ計壓器

壓力計	眞空計	聯成計

（二）浮秤

（三）物體ノ膨脹ニ依ル溫度計

（四）生絲纖度檢定器

（イ）檢尺器

（ロ）檢位衡

（ハ）纖度分銅

	重量		重量
○・○一纖度	○・五ミリグラム	二纖度	一○○ミリグラム
○・○二纖度	一ミリグラム	五纖度	二五○ミリグラム
○・○五纖度	二・五ミリグラム	一○纖度	五○○ミリグラム
○・一纖度	五ミリグラム	二○纖度	一グラム
○・二纖度	一○ミリグラム	五○纖度	二・五グラム
○・二五纖度	一二・五ミリグラム	一○○纖度	五グラム

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

〇・五纖度	二五ミリグラム	二〇〇纖度	一〇グラム
一纖度	五〇ミリグラム		

（五）乳脂計

第十一條　度量衡器及計量器ノ公差ヲ定ムルコト左ノ如シ

（一）度器ノ公差

全長ノ公差

種類	全長	公差
二分ノ一ミリメートルヲ超エタル目盛アル直尺曲リ尺及疊尺	五デシメートル未満	〇・五ミリメートル
	五デシメートル以上	全長五デシメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメートル未満ノモノノ公差ニ〇・二五ミリメートルヲ加ヘ三ミリメートルニ至リテ止ム
縮尺、二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五デシメートル未満	〇・二五ミリメートル
	五デシメートル以上	全長五デシメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメートル未満ノモノノ公差ニ〇・一二五ミリメートルヲ加ヘ一・五ミリメートルニ至リテ止ム
鏈尺及鋼鐵製以外ノ卷尺	一メートル以下	三・五ミリメートル
	一メートルヲ超エタルモノ	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下ノモノノ公差ニ一・五ミリメートルヲ加ヘ一・五デシメートルニ至リテ止ム
	一メートル以下	〇・七ミリメートル
鋼鐵製卷尺	一メートルヲ超エタルモノ	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下ノモノノ公差ニ〇・三ミリメートルヲ加ヘ三センチメートルニ至リテ止ム

分長ノ公差

種類	分長	公差
全長二十メートル未満ノ度器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差
全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一
	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ四分ノ三未満	全長ノ公差ノ四分ノ三
	全長ノ四分ノ分三以上	全長ノ公差

（二）量器ノ公差

（イ）桝

全量ノ公差

陶器、磁器、琺瑯塗リ桝以外ノモノ		陶器、磁器、琺瑯塗リ桝	
全量	公差	全量	公差
二十ミリリットル以下	全量ノ五十分ノ一	二十ミリリットル以下	全量ノ百五十分ノ四
二デシリットル以下	全量ノ百分ノ一	二デシリットル以下	全量ノ三百分ノ四
二リットル以下	全量ノ百五十分ノ一	二リットル以下	全量ノ四百五十分ノ四

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

全量	公差	全量	公差
十リツトル以下	全量ノ二百五十分ノ一	十リツトル以下	全量ノ七百五十分ノ四
二十リツトル以下	全量ノ四百分ノ一	二十リツトル以下	全量ノ千二百分ノ四

分量ノ公差

分量	公差
全量ノ二分ノ一未満	全量ノ公差ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差

（ロ）化學用量器

全量ノ公差

受用メスフラスコ

全量	公差
十立方センチメートル	立方センチメートル 〇・〇二
二十五立方センチメートル	〇・〇三
五十立方センチメートル	〇・〇五
百立方センチメートル以上 二百五十立方センチメートル以下	〇・一
五百立方センチメートル	〇・一五
千立方センチメートル	〇・三
二千立方センチメートル	〇・五
五千立方センチメートル以下	一・

出用メスフラスコ

全量	公差
五十立方センチメートル	立方センチメートル 〇・一
百立方センチメートル以上 二百五十立方センチメートル以下	〇・二
五百立方センチメートル	〇・三
千立方センチメートル	〇・六
二千立方センチメートル	一・

ビユーレツト及ピペツト

全量	公差
二立方センチメートル以下	立方センチメートル 〇・〇一
十立方センチメートル以下	〇・〇二
三十立方センチメートル以下	〇・〇三
五十立方センチメートル以下	〇・〇五
百立方センチメートル以下	〇・一
二百立方センチメートル以下	〇・二

メスシリンドル

全量	公差
十立方センチメートル以下	〇・〇八
三十立方センチメートル以下	〇・一二
五十立方センチメートル以下	〇・二
百立方センチメートル以下	〇・四
二百立方センチメートル以下	〇・八
五百立方センチメートル以下	二・
千立方センチメートル以下	四・
二千立方センチメートル以下	八・
五千立方センチメートル以下	一六・

分量ノ公差

分量	公差
全量ノ二分ノ一未満	全量ノ公差ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差

（ハ）瓦斯メートル

表ハス量ノ百分ノ二

（三）衡器ノ公差

（イ）秤

種類	秤量ノ公差	秤量ノ五分ノ一ノ重量ノ公差
天秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一

秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
種類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差
臺秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル臺秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿桿秤	秤量ノ五百分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル上皿桿秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	掛量及掛量以下ノ重量ノ公差
桿秤	秤量ノ二百分ノ一	掛量ノ二百分ノ一
秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ目盛アル桿秤	最小目盛ノ表ハス重量	最小目盛ノ表ハス重量
種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	
自働秤	秤量ノ二百分ノ一	
秤量ノ公差以下ノ目盛アル自働秤	最小目盛ノ表ハス重量	

前各種秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス

（ロ）分銅

重量	公差	重量	公差
五ミリグラム以下	〇・一ミリグラム	百ミリグラム	〇・四ミリグラム
二十ミリグラム以下	〇・二	二百ミリグラム	〇・六
五十ミリグラム	〇・三	五百ミリグラム	一・

重量	公差	重量	公差	重量	公差
〇・〇一カラット	〇・一ミリグラム	〇・二五カラット	〇・三ミリグラム	十カラット	三・ミリグラム
〇・〇二カラット	〇・一	〇・五カラット	〇・四	二十カラット	四・
〇・〇五カラット	〇・二	一カラット	〇・六	二十五カラット	五・
〇・一カラット	〇・二	二カラット	〇・八	五十カラット	一〇・
〇・二カラット	〇・三	五カラット	二・	百カラット	一五・

重量一グラム以上ノモノノ公差ハ重量百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムヲ十倍シ又ハ之ヲ十倍スル毎ニ百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムノ公差ヲ其ノ倍數毎ニ五倍ス

（ハ）錘

		公差
定量錘		重量ノ二千分ノ一
定量増錘	重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量四百グラム以下ノモノ	重量ノ五千分ノ一
	重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量四百グラムヲ超エタルモノ	重量四百グラムノモノノ公差ニ四百グラムヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ

（四）計壓器ノ公差

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

		公差
偏心型又ハ自記型ノモノニ非サルモノ	最大壓力ノ二十五分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
	最大壓力ノ二十五分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ五十分ノ一
偏心型又ハ自記型ノモノ	最大壓力ノ十分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
	最大壓力ノ十分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ二十分ノ一

（五）浮秤ノ公差

最小目盛ノ表ハス値

（六）溫度計ノ公差

ハス溫度ノ目盛ニ接スル最小目盛ノ値

（七）生絲纖度檢定器ノ公差

（イ）檢尺器

	公差
絲枠ノ周ノ長	四ミリメートル
回轉器	一回ノ計量ニ付絲枠一回轉ノ二分ノ一

（ロ）檢位衡

	公差
〇、二五纖度ヲ超エタル目盛アルモノ	一二・五ミリグラム
〇・二五纖度以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス重量

（ハ）纖度分銅

	公差		公差
〇・〇一纖度	〇・〇五ミリグラム	二纖度	〇・四ミリグラム
〇・〇二纖度	〇・一	五纖度	〇・六
〇・〇五纖度	〇・一	一〇纖度	一・
〇・一纖度	〇・一	二〇纖度	二・
〇・二纖度	〇・二	五〇纖度	三・
〇・二五纖	〇・二	一〇〇纖度	五・
〇・五纖度	〇・三	二〇〇纖度	一〇・
一纖度	〇・三		

（八）乳脂計ノ公差

最小目盛ノ表ハス重量

第十二條　度量衡規則第十條第四號ノ公差ハ前條公差ノ二分ノ三トス但シ陶器桝、磁器桝及琺瑯塗リ桝ニ在リテハ本條公差ノ四分ノ五、自働秤及計壓器ニ在リテハ二倍トス

第十三條　瓦斯メートル、計量器及特許ヲ受ケテ輸入若ハ移入スル度量衡器ノ構造ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外農商務大臣ノ定ムル構造ノ規定ニ依ル

第三章　賣下、製作、修覆、販賣、輸入、移入

第十四條　度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ臺灣總督ノ特許ヲ受クヘシ

一　販賣所ノ位置、設備及其ノ附近ノ状況

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　營業種目
三　販賣價格
（瓦斯メートル及計量器ニ付テハ販賣價格ノ記入ヲ要セス）
四　流通資本

第十五條　衡器ノ一部修覆ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ臺灣總督ノ特許ヲ受クヘシ
一　修覆所ノ位置及設備
二　修覆料金

第十六條　瓦斯メートル又ハ計量器ノ製作若ハ修覆ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ臺灣總督ノ特許ヲ受クヘシ
一　營業所及工場ノ位置、設備及主ナル機械ノ種類、員數
二　營業種目
三　起業目論見書
四　設備ノ完成期間
五　資本ノ總額

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器又ハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ特許ヲ受クルコトヲ得ス
一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
二　度量衡規則第十九條ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
三　度量衡規則ニ依リ營業ノ特許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
四　前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者
五　破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

法定代理人ニ依リ特許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ

特許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ特許ハ其ノ效力ヲ失フ

法定代理人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十八條　第十四條及第十五條ノ特許ノ期間ハ十年內、第十六條ノ特許ノ期間ハ十五年內トス

第十九條　特許ヲ受ケタル者ニシテ其ノ支店、出張所又ハ分工場ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
一　支店、出張所又ハ分工場ノ位置及設備
二　營業種目
三　支店、出張所又ハ分工場ニ於ル代表者ノ氏名

第二十條　特許ヲ受ケタル者第十四條第一號乃至第三號、第十五條、第十六條第一號乃至第四號又ハ前條第一號、第二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條第四號、第十六條第五號又ハ前條第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ臺灣總督ニ屆出ツヘシ

第二十一條　第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依リ特許ヲ爲シタルトキハ特許證ヲ下付ス特許證ヲ紛失シタルトキハ遲滯ナク其ノ再下付ヲ出願スヘシ

第二十二條　特許證ヲ受ケタル者其ノ受領ノ日ヨリ三月內ニ營業ヲ開始セス又ハ一月以上其ノ營業ヲ休止セムトスルトキハ豫メ臺灣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條　特許證ヲ受ケタル者ハ其ノ營業所ノ見易キ場所ニ證書番號、營業ノ區別竝住所氏名ヲ記載シタル標札ヲ揭クヘシ

第二十四條　瓦斯メートル又ハ計量器製作ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ特許ニ係ル器物ノ種類ニ限リ修覆又ハ販賣ノ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

度量衡器販賣ノ特許ヲ受ケタル者ハ衡器ノ一部修覆ノ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十五條　度量衡器ハ度量衡器販賣ノ特許ヲ受ケタル者ニ限リ之ヲ賣下ク但シ特殊ノ度量衡器ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條　臺灣總督ハ其ノ必要ト認ムル計量器ノ修覆又ハ賣下ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ計量器ニハ政府ノ記號ヲ附ス

第二十七條　政府ノ賣下若ハ修覆ヲ爲シタル度量衡器又ハ計量器ニハ特殊ノ場合ヲ除クノ外部類番號ヲ附ス

第二十八條　政府ノ賣下ケタル度量衡器ノ販賣價格ハ其ノ賣下價格ヨリ二割五分以上引上クルコトヲ得ス但シ賣下價格十錢未滿ノモノハ其ノ三割迄引上クルコトヲ得

第二十九條　度量衡器又ハ衡器ノ一部修覆用材料ノ賣下ヲ請ハムトスル者ハ別記第一號樣式ニ依リ度量衡所ニ其ノ賣下ヲ申請スヘシ

第三十條　政府ノ賣下ケタル度量衡器ニシテ其ノ販賣前ニ量蝕、汚染、損傷其ノ他構造ニ異狀ヲ生シ又ハ公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノアルトキハ販賣ノ特許ヲ受ケタケ者ハ別記第二號樣式又ハ第三號樣式ニ依リ遲滯ナク度量衡所ニ其ノ引替又ハ修覆ヲ申請スヘシ

第三十一條　度量衡器ノ修覆ヲ請ハムトスル者ハ其ノ器物ニ別記第三號樣式ノ修覆申請書ヲ添ヘ度量衡所ニ差出スヘシ

修覆ヲ受クヘキ器物ヲ差出シ難キトキハ事由ヲ具シ其ノ所在地ニ於テ出張修覆ヲ申請スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出張作業ニ要スル設備ヲナサシムルコトアルヘシ

第三十二條　第二十九條乃至前條ノ申請者ハ其ノ賣下代金、修覆料又ハ引替料ヲ納付スヘシ

前項ノ修覆料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第三十三條　度量衡器又ハ計量器ニ關スル營業ハ臺灣總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ相續スルコトヲ得ス

第三十四條　特許ヲ受ケタル者ハ正當ノ事由ナクシテ度量衡器ノ販賣又ハ修覆ヲ拒ミ若ハ其ノ引渡又ハ修覆ノ期限ヲ遲延スルコトヲ得ス

第三十五條　度量衡器販賣ノ特許ヲ受ケタル者ハ正當ノ事由ナクシテ度量衡器修覆申請代理ノ依賴ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ依賴ヲ受ケタルトキハ修覆料ノ外手數料ヲ請求スルコトヲ得

前項手數料ノ額ハ運搬及荷造ニ要シタル實費額ニ其ノ百分ノ十以內ヲ加算シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十六條　當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ修覆又ハ販賣ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ修覆又ハ販賣ノ爲義務出張ヲ命スルコトヲ得

第三十七條　特許ヲ受ケタル者ハ臺灣總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ前條ノ場合ヲ除クノ外其ノ營業所外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三十八條　度量衡規則第五條但書ニ依リ特許ズル衡器ノ一部修覆ハ桿秤ニ附屬スル取緒、皿紐、鉤紐及錘糸ニシテ金屬ニ非サルモノニ限ル

第三十九條　衡器ノ一部修覆ニ使用スル取緒、皿紐、鉤紐及錘糸ハ政府ノ賣下ケタル相當種類ノモノニ限ル

衡器ノ一部修覆ノ特許ヲ受ケタル者ハ營業所ノ見易キ場所ニ前項ノ修覆用材料ノ標本ヲ掲クヘシ

衡器ノ一部修覆用材料ハ之ヲ販賣又ハ贈與スルコトヲ得ス

第四十條　衡器ノ一部修覆ノ特許ヲ受ケタル者ハ一センチグラム乃至一キログラムノ分銅一組以上ヲ備付クヘシ

前項ノ分銅ハ當該官廳ノ命スル所ニ依リ其ノ檢定ヲ受クヘシ

第四十一條　衡器ノ一部修覆ノ特許ヲ受ケタル者ニシテ一部修覆ノ依頼ヲ受ケタルトキハ其ノ差狂ノ有無ヲ檢シ第十二條ノ公差ヲ超ユルモノ又ハ第七十一條ニ該當スルモノハ其ノ修覆ヲ爲スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ三日內ニ其ノ器物ノ名稱種類及修覆依頼者ノ住所氏名ヲ當該官廳ニ屆出ツヘシ

第四十二條　特許ヲ受ケタル者ハ別記第四號樣式ノ帳簿ヲ備ヘ相當欄ニ營業實況ヲ記入シ別記第五號樣式ニ依リ前年分ヲ翌年一月末日迄ニ度量衡所ニ報告スヘシ

第四十三條　修覆濟ノ通知ヲ受ケ九十日內ニ其ノ器物ノ引取ヲ了セサルトキハ政府ハ適宜之ヲ處分ス申請者ハ之ニ對シ不服ヲ申立テ又ハ損害ノ補償ヲ要請スルコトヲ得ス

第四十四條　特許ヲ受ケタル者ニシテ其ノ特許效力ヲ失ヒ又ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ特許證ノ返納ヲ爲スト共ニ殘存器物處分ノ方法ヲ定メ三十日內ニ前條ノ報告ヲ爲スヘシ

特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ戶口規則ニ依ル屆出義務者前項ノ手續ヲ爲スヘシ但シ相續人ニ於テ其ノ營業ヲ繼承スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

殘存器物ニシテ政府ノ賣下ケタルモノニ付テハ其ノ買上ヲ度量衡所ニ申請スルコトヲ得

第四十五條　度量衡器ヲ輸入又ハ移入セムトスル者ハ其ノ事由並器物ノ名稱、種類、箇數、用途及構造ヲ詳記シ臺灣總督ノ特許ヲ受クヘシ但シ業務ニ關係ナキ自己ノ專用ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條　瓦斯メートル又ハ計量器ノ製作、若ハ販賣ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ特許ニ係ル器物ノ種類ニ限リ輸入又ハ移入ノ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十七條　木製桝ニハ其ノ用途ヲ區別スル爲穀類用又ハ液類用ノ文字ヲ桝ノ外側ニ表記ス

第四十八條　瓦斯メートル又ハ計量器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ製作、修覆、輸入又ハ移入シタルモノナルコトヲ表示スル爲記章ヲ定メ豫メ臺灣總督ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ記章ハ其ノ製作、修覆、輸入又ハ移入シタル器物ノ各箇ニ表記スヘシ但シ各箇ニ表記シ難キモノニ在リテハ其ノ容器ニ附記スルコトヲ得

第四十九條　臺灣總督ニ於テ必要ト認ムルトキハ特許ヲ受ケタル營業者ニ對シ其ノ製作、修覆又ハ販賣ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四章　證印、記號、檢定

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五十條　政府ノ證印、檢定證印、記號又ハ特許證印ノ雛形ヲ定ムルコト左ノ如シ

政府ノ證印
檢定證印
政府ノ記號
特許證印

第五十一條　度量衡器又ハ計量器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ器物ニ別記第六號樣式ノ檢定申請書ヲ添ヘ度量衡所ニ差出スヘシ

檢定ヲ受クヘキ器物ヲ差出シ難キトキハ事由ヲ具シ其ノ所在所ニ於テ出張檢定ヲ申請スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出張檢定ニ要スル設備ヲ爲サシメ又ハ經費ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五十二條　前條ノ申請者ハ檢定料ヲ納付スヘシ但シ政府ノ賣下ケタル度量衡器ノ檢定ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

檢定料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第五十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器又ハ計量器ハ檢定ヲ受クルコトヲ要セスシテ販賣シ又ハ之ヲ使用シ若ハ其ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得

一　衡器ノ一部修覆ノ特許ヲ受ケタル者カ適法ノ修覆ヲ爲シタル衡器

二　度量衡法ノ檢定ニ合格シタル計量器但シ體溫器ヲ除ク

三　臺灣總督ノ指定シタル特殊ノ度量衡器若ハ計量器

第五十四條　檢定ヲ行ヒタル度量衡器又ハ計量器ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

一　政府ノ賣下ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ其ノ構造ニ異狀ナク且ツ其ノ器差第十一條ニ規定スル公差ヲ超エサルモノ

二　第十三條ノ構造ニ關スル規定ニ適合シ且ツ其ノ器差第十一條ニ規定スル公差ヲ超エサルモノ

第五十五條　瓦斯メートルノ檢定ノ有效期限ハ檢定證印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シテ五年ノ末日トス

第五十六條　前條ノ有效期限ヲ表示スル檢定證印ハ第五十條ノ檢定證印ノ下ニ左ノ雛形ニ依リ年月ノ數字ヲ附記シタルモノトス

（數字ノ左方ハ年
右方ハ月ヲ示ス）

第五十七條　水銀溫度計ノ檢定證印ニハ檢定ヲ爲シタル年ノ數字ヲ附記ス

第五十八條　證印若ハ記號アル度量衡器又ハ計量器ニシテ檢定ニ合格セサルトキハ其ノ證印若ハ記號ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ附ス消印ノ雛形ヲ定ムルコト左ノ如シ

第五十九條　第四十三條ノ規定ハ檢定申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章　使用ノ制限

第六十條　木製桝ニシテ穀類用ノ表記アル桝ハ之ヲ液類ノ計量ニ、液類用ノ表記アル桝ハ之ヲ穀類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第六十一條　二十リツトル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量二十リツトル未滿ノ桝ヲ使用スルコトヲ得ス

第六十二條　桝ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓壔狀斗概ヲ使用スヘシ

第六十三條　水平ヲ定ムル裝置アルモノハ之ヲ水平トナスニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第六十四條　直點又ハ標點ヲ調整スル裝置アルモノハ之ヲ調整スルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條　同種類ノ秤ノ錘又ハ增錘ニシテ其ノ秤桿ト符號又ハ番號ヲ異ニスルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六十六條　當該官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ取引又ハ證明ノ用ニ供スヘキ度量衡器ノ種類ヲ指定シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第六章　取　締

第六十七條　度量衡器又ハ計量器ノ取締ハ之ヲ分チテ第一種取締及第二種取締トス

業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器又ハ計量器ニ付檢査ヲ行フヲ第一種取締トス

前項以外ノ取締ヲ第二種取締トス

第六十八條　第一種取締ハ區域ヲ定メ度量衡器又ハ計量器ノ提出ヲ命シ當該官吏ヲシテ檢査ヲ行ハシム

前項ノ取締ヲ執行スル區域、器物ノ種類及提出スヘキ日時、場所ハ豫メ之ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ取引證明ノ用ニ供スヘキ度量衡器又ハ計量器ノ所持者ハ自己ノ氏名ヲ記載セル標札ヲ附シ之ヲ提出スヘシ

第六十九條　第一種取締ニ於テハ度量衡規則第十條各號ノ一ニ該當セサルモノハ之ヲ合格トシ左ノ雛形ニ依ル檢査濟印ヲ附シ不合格ノモノハ濟印ヲ以テ證印又ハ記號ヲ抹消ス

（數字ハ年號ヲ表示ス）

第七十條　第二種取締ハ當該官吏ヲシテ臨時店舖、工場其ノ他必要ト認ムル場所ニ臨檢セシメ度量衡器、計量器又ハ度量衡ノ計量ニ關スル取締ヲ行ハシム

第七十一條　度量衡規則第十條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

一　度量衡器又ハ計量器ニシテ其ノ要部カ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

二　度量衡器ニシテ證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ

三　度量衡器又ハ計量器ニシテ分離シ得ヘキ部分カ其ノ賣下又ハ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノヲ以テ組成シ又ハ固定シアリタル部分ヲ變更シタルモノ

四　度器ニシテ枉撓又ハ皺ヲ生シタルモノ

五　端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角カ最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ

端目盛ニ非サルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ

六　材料ヲ剝合セ又ハ綴合セテ作リタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ繼目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部カ分離シ易キニ至リタルモノ

七　麻製度器ニシテ目盛アル部分カ切斷シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ塗料ノ剝離セルモノ

八　度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ

九　竹製卷尺ニシテ切斷シ易キニ至リタルモノ又ハ接合部ノ緩ミヲ生シタルモノ

十　曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差狂ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ

十一　桝ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口緣ニ緊著シタル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シ又ハ其ノ口緣ノ缺損（全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口緣ノ缺損カ全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク）シタルモノ若ハ金屬製桝ノ繼目ノ離レタルモノ

十二　桝ニシテ其ノ口緣又ハ內面カ著シク磨滅シ若ハ反リヲ生シタルモノ

十三　液類ノ計量ニ使用スル桝ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ穀類用桝ニシテ著シキ間隙ヲ生シタルモノ

十四　斗概ニシテ反リ又ハ著シク疵傷ヲ生シタルモノ

十五　化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ又ハ括栓ノ漏水スルニ至リタルモノ

十六　秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ支點又ハ重點其ノ他ノ要部ノ損傷腐蝕等ニ依リ計量上其ノ作用ヲ妨クルニ至リタルモノ

十七　秤又ハ檢位衡ニシテ桿カ枉橈シタルモノ

十八　秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ刄、刄受、承轉、刄蓋又ハ桿ニ於ケル金具カ離脫シ又ハ刄及桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ

十九　秤又ハ檢位衡ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ

二十　調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ第十二條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一內「（木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二內）掛量アルモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分ノ一內（木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二內）」ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミカ一致セス若ハ其ノ桿カ水平トナラス又ハ其ノ指針カ直點又ハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ

二十一　水平ヲ定ムル裝置アル秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ裝置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ

二十二　秤又ハ檢位衡ニシテ第十二條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ

二十三　分銅、錘又ハ增錘ニシテ其ノ表面ノ磨滅、毀損又ハ著シク疵ヲ生シタルモノ

第七十二條　度量衡器、計量器又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スル官吏ノ携帶スヘキ證票ノ樣式ヲ定ムルコト左ノ如シ

用紙原質白紙竪百ミリメートル橫七十ミリメートル

第　號　官　氏　名

度量衡取締官吏章

臺灣總督府印

臺灣總督府

第七十三條　度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ非サレハ實量ヲ增減シ得サルモノハ正味量ノ表記者ニ非サル者カ其ノ儘販賣ヲ爲ス場合ニ限リ實量カ表記正味量ニ充タサルモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第七十四條　商品ノ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ニハ表記者ノ氏名又ハ其ノ商號及地方名ヲ附記スヘシ

第七十五條　度量衡ニ依ル正味量ノ表記ナキ商品ヲ度量衡ニ依リ販賣スル者ハ法定ノ度量衡ニ依リ其ノ實量ヲ正確ニ計量スルコトヲ要ス

第七十六條　當該官吏ハ取締上必要ノ場所ニ立入リ度量衡器、計量器、正味量ノ表記アル商品、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査スルコトヲ得

第七十七條　當該官吏ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ構造ニ異狀ヲ生シ若ハ差狂アリト認メタルトキハ直ニ修覆又ハ檢定ノ申請ヲ命スルコトヲ得

第七章　罰　則

第七十八條　第十九條、第二十條第一項、第三十七條又ハ第七十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第二十二條、第三十四條、第三十五條第一項第三項、第三十九條、第四十條、第四十八條又ハ第六十五條ノ規定ニ違反シタル者

二　第三十六條、第四十九條、第六十六條又ハ第七十七條ノ命令ニ違反シタル者

第八十條　第二十條第二項、第二十一條第二項、第二十三條、第四十一條、第四十二條、第四十四條第一項第二項、第六十條乃至第六十四條、第六十八條第三項又ハ第七十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

第八十一條　本令ハ大正十三年律令第三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八十二條　從來慣用ノ度量衡ハ左ニ揭クル事務又ハ事業ニ付其ノ事務又ハ事業ヲ行フ者ヲ雙方ノ當事者トスル場合ニ於テハ本令發布後十年ヲ限リ、其ノ他ノ場合ニ於テハ本令發布後二十年ヲ限リ仍之ヲ用ウルコトヲ得

一　公務所ノ事務又ハ事業

二　電氣事業

三　瓦斯事業

四　水道事業

五　原動機ヲ用ウル運輸事業

六　臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業

七　醫業、齒科醫業、獸醫業又ハ調劑業

八　左ニ揭クル工業但シ原動機ヲ用ヰサルモノヲ除ク

（一）機械又ハ其ノ部分品ノ製造業

（二）汽罐、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精錬用若ハ工業用鐵製爐又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業

（三）船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業

（四）機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自動車、自轉車、鐵索道、エレベーター、コンベーヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業

（五）航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業

（六）理化學器具、醫療器具、時計、度量衡器其ノ他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡其ノ他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋樂器、電球、電池其ノ他ノ

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

電氣器具、機械用及具、瓦斯器具、水道器具、放熱器其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業

（七）　金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、筒、管其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ建築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業

（八）　絶緣電線、電纜、線索、鐵鎖、螺旋釘、ナツト、リベツト、洋釘又ハ撥條ノ製造業

（九）　硝子板又ハ硝子罎ノ製造業

（十）　セメント、煉瓦又ハ骸炭ノ製造業

（十一）　紙又ハ紙料ノ製造業

（十二）　製革業

（十三）　火藥類製造業

（十四）　鑛物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業

（十五）　醫藥品、工業品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業

（十六）　護謨製品又ハエボナイト製品ノ製造業

（十七）　セルロイド製造業

（十八）　人造絹絲製造業

（十九）　化粧料品製造業

（二十）　石鹼又ハ蠟燭ノ製造業

（二十一）　リノリユームノ製造業

（二十二）　染料又ハ顏料ノ製造業

（二十三）　ペーント又ハヴアニシユノ製造業

（二十四）　人造肥料製造業

（二十五）　麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ釀造業

（二十六）　製造業

（二十七）　製粉業

（二十八）　氷又ハ清涼飲料ノ製造業

（二十九）　罐詰業又ハ壜詰業

（三　十）　酪製品製造業

（三十一）　調帶製造業

（三十二）　刷子製造業

（三十三）　電爐製品製造業

（三十四）　金屬精錬業

第八十三條　前條ノ適用ヲ受クル度量衡竝其ノ公差ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　度量衡ノ單位

メートル法

度

デカメートル	十メートル
ヘクトメートル	百メートル

地　積

センチアール	アールノ百分ノ一

量

センチリツトル	リツトルノ百分ノ一
デカリツトル	十リツトル

衡

センチグラム	キロギラムノ十萬分ノ一
デシグラム	キログラムノ一萬分ノ一
デカグラム	キログラムノ百分ノ一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ヘクトグラム	キログラムノ十分ノ一

度

尺貫法

毛	尺ノ一萬分ノ一
厘	尺ノ千分ノ一
分	尺ノ百分ノ一
寸	尺ノ十分ノ一
尺	メートルノ三十三分ノ十
丈	十尺
間	六尺
町	三百六十尺
里	一萬二千九百六十尺

地積

勺	歩ノ百分ノ一
合	歩ノ十分ノ一
歩又ハ坪	アールノ百二十一分ノ四
畝	三十歩
段	三百歩
町	三千歩

臺灣慣用地積

絲	甲ノ一萬分ノ一
毛	甲ノ千分ノ一
厘	甲ノ百分ノ一
分	甲ノ十分ノ一
甲	二千九百三十四坪

量

勺	升ノ百分ノ一
合	升ノ十分ノ一
升	リットルノ千三百三十一分ノ二千四百一
斗	十升
石	百升

衡

毛	貫ノ百萬分ノ一
厘	貫ノ十萬分ノ一
分	貫ノ一萬分ノ一
匁	貫ノ千分ノ一
貫	キログラムノ四分ノ十五
斤	百六十匁

鯨尺

鯨尺分	鯨尺尺ノ百分ノ一
鯨尺寸	鯨尺尺ノ十分ノ一
鯨尺尺	メートルノ六十六分ノ二十五
鯨尺丈	十鯨尺尺

ヤード、ポンド法

度

インチ	ヤードノ三十六分ノ一
フート	ヤードノ三分ノ一
ヤード	メートルノ千二百五十分ノ千百四十三
チエーン	二十二ヤード
マイル	千七百六十ヤード

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

量

ガロン　リットルノ六千六百五十五萬分ノ二億五千百九十二萬百二十三

衡

ゲレーン　ポンドノ七千分ノ一

オンス　ポンドノ十六分ノ一

ポンド　キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七

トン（英トント稱スヘシ）　二千二百四十ポンド

二　度量衡器

（甲）尺貫法度量衡器

（一）度器

直尺　曲リ尺　疊尺　卷尺　鏈尺　縮尺

（二）量器

（イ）桝

全　量

二分ノ一勺　一勺　二勺　五勺　一合　二合　二合五勺　五合

一升　二升　五升　一斗　—　—　—

（ロ）斗概

圓壔狀　板狀

（三）衡器

（イ）秤

天秤　上皿天秤　毫秤（秤量五貫以上又ハ三十斤以上各種）

上皿桿秤（秤量五貫未滿又ハ三十斤未滿各種）　十分秤　桿秤

自働秤　—　—

（ロ）分銅

重　量

一毛以下　二毛　五毛　一厘　二厘　五厘　一分

二分　五分　一匁　二匁　五匁　十匁　二十匁

五十匁　百匁　二百匁　五百匁　一貫　二貫　五貫

五十斤以下　—　—　—　—　—　—

（ハ）錘

定量錘　定量增錘

（乙）鯨尺

直尺　曲リ尺　疊尺　卷尺　縮尺

（丙）ヤード、ポンド法度量衡器

（一）度器

直尺　曲リ尺　疊尺　卷尺　鏈尺　縮尺

（二）量器

瓦斯メートル

（三）衡器

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（イ）秤

天秤	上皿天秤	臺秤（秤量五十ポンド以上各種）
上皿桿秤（秤量五十ポンド未滿各種）	十分秤	桿秤
自働秤	一	一

（ロ）分銅

重量

〇、〇一ゲレーン	〇、〇二ゲレーン	〇、〇五ゲレーン	〇、一ゲレーン	〇、二ゲレーン	〇、五ゲレーン
一ゲレーン	二ゲレーン	五ゲレーン	十ゲレーン	二十ゲレーン	五十ゲレーン
百ゲレーン	二百ゲレーン	五百ゲレーン	千ゲレーン	二千ゲレーン	四千ゲレーン
〇、〇〇一オンス	〇、〇〇二オンス	〇、〇〇五オンス	〇、〇一オンス	〇、〇二オンス	〇、〇五オンス
〇、一オンス	〇、二オンス	〇、五オンス	一オンス	二オンス	四オンス
八オンス	一ポンド	二ポンド	四ポンド	五ポンド	七ポンド
十ポンド	十四ポンド	二十ポンド	二十八ポンド	五十ポンド	五十六ポンド

（ハ）錘

定量增錘

三　度量衡器ノ公差

（甲）尺貫法度量衡器

（一）度器ノ公差

全長ノ公差

種類	全長	公差
二厘ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未滿	一厘
	一尺以上	全長一尺迄ヲ增ス每ニ全長一尺未滿ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム
縮尺、二厘以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未滿	五毛
	一尺以上	全長一尺迄ヲ增ス每ニ全長一尺未滿ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム
鏈尺及鋼鐵製以外ノ卷尺	三尺以下	一分
	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ增ス每ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム
鋼鐵製卷尺	三尺以下	二厘
	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ增ス每ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ一厘ヲ加ヘ一寸ニ至リテ止ム

分長ノ公差

種類	分長	公差
全長六十尺未滿ノ度器	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差
全長六十尺以上ノ度器	全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ公差ノ四分ノ一
	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ公差ノ四分ノ三
	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（二）量器ノ公差

桝

全量ノ公差

陶器、磁器、琺瑯塗リ桝以外ノモノ		陶器、磁器、琺瑯塗リ桝	
全量	公差	全量	公差
一勺以下	全量ノ五十分ノ一	一勺以下	全量ノ百五十分ノ四
一合以下	全量ノ百分ノ一	一合以下	全量ノ三百分ノ四
一升以下	全量ノ百五十分ノ一	一升以下	全量ノ四百五十分ノ四
五升以下	全量ノ二百五十分ノ一	五升以下	全量ノ七百五十分ノ一
一斗	全量ノ四百分ノ一	一斗	全量ノ千二百分ノ四

分量ノ公差

分量	公差
全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ公差ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差

（三）衡器ノ公差

（イ）秤

種類	秤量ノ公差	秤量ノ五分ノ一ノ重量ノ公差
天秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一

種類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差
臺秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル臺秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿桿秤	秤量ノ五百分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル上皿桿秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一

種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	掛量及掛量以下ノ重量ノ公差
桿秤	秤量ノ二百分ノ一	掛量ノ二百分ノ一
秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ目盛アル桿秤	最小目盛ノ表ハス重量	最小目盛ノ表ハス重量

種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差
自働秤	秤量ノ二百分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル自働秤	最小目盛ノ表ハス重量

前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス

（ロ）分銅

重量	公差	重量	公差
五毛以下	〇・一毛	一分	〇・四毛
二厘以下	〇・二	二分	〇・六

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五厘	○・三五	一分	一・

重量　匁以上ノモノノ公差ハ重量一分、二分又ハ五分ヲ十倍シ又ハ之ヲ十倍スル毎ニ一分、二分又ハ五分ノ公差ヲ其ノ倍數毎ニ五倍ス

（ハ）錘

定量錘	公差
定量錘	重量ノ二千分ノ一
定量増錘：重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量百匁以下ノモノ	重量ノ五千分ノ一
定量増錘：重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量百匁ヲ超エタルモノ	重量百匁ノモノノ公差ニ百匁ヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ

（乙）鯨尺ノ公差

種類	全長ノ公差	分長	分長ノ公差
麻製巻尺以外ノモノ	全長ノ五百分ノ一	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
麻製巻尺	全長ノ二百五十分ノ一	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差

（丙）ヤード・ポンド法度量衡器

（一）度器ノ公差

全長ノ公差

種類	全長	公差
六十四分ノ一インチヲ超エタル目盛アル曲尺、直尺及疊尺	一フート未満	百分ノ一インチ
	一フート以上	全長一フート迄ヲ増ス毎ニ全長一フート未満ノモノノ公差ニ二百分ノ一インチヲ加ヘ二十五分ノ二インチニ至リテ止ム
縮尺、六十四分ノ一インチ以下ノ目盛アル曲尺、直尺及疊尺	一フート未満	二百分ノ一インチ
	一フート以上	全長一フート迄ヲ増ス毎ニ全長一フート未満ノモノノ公差ニ四百分ノ一インチヲ加ヘ二十五分ノ一インチニ至リテ止ム
鏈尺及鋼鐵製以外ノ巻尺	三フート以下	十分ノ一インチ
	三フートヲ超エタルモノ	全長三フート迄ヲ増ス毎ニ全長三フート以下ノモノノ公差ニ二十分ノ一インチヲ加ヘ五インチニ至リテ止ム
鋼鐵製巻尺	三フート以下	五十分ノ一インチ
	三フートヲ超エタルモノ	全長三フート迄ヲ増ス毎ニ全長三フート以下ノモノノ公差ニ百分ノ一インチヲ加ヘ一インチニ至リテ止ム

分長ノ公差

種類	分長	公差
全長六十フート未満ノ度器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差
全長六十フート以上ノ度器	全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一
	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ四分ノ三未満	全長ノ公差ノ四分ノ三
	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差

（二）量器ノ公差

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

瓦斯メートル	表ハス量ノ百分ノ二

（三）衡器ノ公差

（イ）秤

種類	秤量ノ公差	秤量ノ五分ノ一ノ重量ノ公差
天秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一

種類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差
臺秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル臺秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一
上皿棹秤	秤量ノ五百分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル上皿棹秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一

種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	掛量及掛量以下ノ重量ノ公差
棹秤	秤量ノ二百分ノ一	掛量ノ二百分ノ一
秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ目盛アル棹秤	最小目盛ノ表ハス重量	最小目盛ノ表ハス重量

種類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差
自働秤	秤量ノ二百分ノ一
秤量ノ公差以下ノ目盛アル自働秤	最小目盛ノ表ハス重量

前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス

（ロ）分銅

重量	公差	重量	公差
〇・〇一ゲレーン	〇・〇〇一 グレーン	〇・〇〇一オンス	〇・〇〇八 グレーン
〇・〇二ゲレーン	〇・〇〇一	〇・〇〇二オンス	〇・〇〇八
〇・〇五ゲレーン	〇・〇〇一	〇・〇〇五オンス	〇・〇一二
〇・一ゲレーン	〇・〇〇二	〇・〇一オンス	〇・〇一六
〇・二ゲレーン	〇・〇〇二	〇・〇二オンス	〇・〇二四
〇・五ゲレーン	〇・〇〇三	〇・〇五オンス	〇・〇四
一ゲレーン	〇・〇〇四	〇・一オンス	〇・〇八
二ゲレーン	〇・〇〇六	〇・二オンス	〇・一二
五ゲレーン	〇・〇一	〇・五オンス	〇・二
十ゲレーン	〇・〇二	一オンス	〇・四
二十ゲレーン	〇・〇三	二オンス	〇・六
五十ゲレーン	〇・〇五	四オンス	一・
百ゲレーン	〇・一	八オンス	一・
		一ポンド	一・

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

二百グレーン	〇・一五	二ポンド	二・
		四ポンド	四・
五百グレーン	〇・二五	五ポンド	五・
		七ポンド	七・
千グレーン	〇・五	十ポンド	八・
		十四ポンド	一〇・
二千グレーン	〇・七五	二十ポンド	一五・
		二十八ポンド	二〇・
四千グレーン	一・	五十ポンド	二五・
		五十六ポンド	三〇・

（八）錘

		公差
定量增錘	重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量一ポンド以下ノモノ	重量ノ五千分ノ一
	重量ト掛量トノ比五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量一ポンドヲ超エタルモノ	重量一ポンドノモノノ公差ニ一ポンドヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ

第八十四條　第八十二條ノ規定ハ左ニ掲クル計量ノ單位ニ付之ヲ準用ス

一　力　重量ポンド　一重量ポンドハ重量キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七トス

重量トン　一重量トンハ二千二百四十重量ポンドトス

二　壓力　平方インチニ付重量ポンド　平方インチニ付一重量ポンドハ平方センチメートルニ付重量キログラムノ一萬六千百二十九分ノ千百三十四トス

三　仕事　フートポンド　一フートポンドハキログラムメートルノ百五十六萬二千五百分ノ二十一萬六千二十七トス

四　工率　馬力　一馬力ハ〇、七四六〇〇キロワットトス

五　溫度　華氏度　華氏一度ハ一度ノ九分ノ五トス零度ノ溫度ハ華氏三十二度トス

第三條ノ規定ハ前項ニ規定セル單位ニ付之ヲ準用ス

第八十五條　第八十二條又ハ前條ニ規定シタル期間滿了前ニ文書、商品其ノ他ノ物件ニ附シタル同條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ル表示ハ同條ノ期間滿了後ト雖仍之ヲ用ウルコトヲ得

第八十六條　第八十二條又ハ第八十四條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示アル度量衡器ノ賣下及度量衡器又ハ計量器ノ檢定ハ本令發布後十年ヲ限リ之ヲ行フ

第五十四條ノ規定ハ前項ノ檢定ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第五十四條ニ第十一條トアルハ度量衡器ニ付テハ之ヲ第八十三條トス

第八十七條　第十二條ノ規定ハ前條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十二條ニ前條トアルハ之ヲ第八十三條トス

第八十八條　賣下若ハ檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一條乃至第三條又ハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示ナキモノハ本令發布後十五年ヲ限リ取引上又ハ證明上ニ之ヲ用ウルコトヲ得ス

第五十三條ノ規定ニ依ル度量衡器又ハ計量器ニ付亦同シ

第八十九條　本令施行前ニ製作、修覆、輸入又ハ移入シタル瓦斯メートル又ハ計量器ハ度量衡規則第十條各號ノ規定ニ該當スルモノト雖大正十四年六月三十日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十五年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得但シ檢定ヲ受ケ不合格トナリタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十條　本令施行前ニ製造、詰込、輸入又ハ移入シタル度量衡ノ正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ非サレハ實量ヲ増減シ得サルモノハ大正十四年六月三十日迄其ノ他ノモノハ大正十三年十月三十一日迄實量カ表記量ニ充タサルモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第一表　酒精ト水トノ混合液（温度攝氏十五度ノトキニ於ケル容積百分率ニ依ル）

酒精百分率	密度	温度攝氏十五度ノ水ニ對スル比重
〇	〇・九九九一	一・〇〇〇〇
一	〇・九九七六	〇・九九八五
二	〇・九九六一	〇・九九七〇
三	〇・九九四七	〇・九九五六
四	〇・九九三三	〇・九九四二
五	〇・九九一九	〇・九九二八
六	〇・九九〇六	〇・九九一五
七	〇・九八九四	〇・九九〇三
八	〇・九八八二	〇・九八九一
九	〇・九八七〇	〇・九八七九
一〇	〇・九八五八	〇・九八六七
一一	〇・九八四六	〇・九八五五
一二	〇・九八三五	〇・九八四四
一三	〇・九八二四	〇・九八三三
一四	〇・九八一三	〇・九八二二
一五	〇・九八〇二	〇・九八一一
一六	〇・九七九二	〇・九八〇一
一七	〇・九七八二	〇・九七九一
一八	〇・九七七二	〇・九七八一
一九	〇・九七六二	〇・九七七一
二〇	〇・九七五二	〇・九七六一
二一	〇・九七四二	〇・九七五一
二二	〇・九七三三	〇・九七四一
二三	〇・九七二三	〇・九七三一
二四	〇・九七一二	〇・九七二一
二五	〇・九七〇二	〇・九七一一
二六	〇・九六九一	〇・九七〇〇
二七	〇・九六八〇	〇・九六八九
二八	〇・九六六九	〇・九六七八
二九	〇・九六五八	〇・九六六七
三〇	〇・九六四七	〇・九六五六
三一	〇・九六三五	〇・九六四四
三二	〇・九六二三	〇・九六三二
三三	〇・九六一一	〇・九六二〇
三四	〇・九五九九	〇・九六〇八
三五	〇・九五八六	〇・九五九五
三六	〇・九五七三	〇・九五八二
三七	〇・九五五九	〇・九五六八
三八	〇・九五四五	〇・九五五四
三九	〇・九五三〇	〇・九五三九
四〇	〇・九五一四	〇・九五二三
四一	〇・九四九八	〇・九五〇七
四二	〇・九四八二	〇・九四九一
四三	〇・九四六五	〇・九四七四
四四	〇・九四四九	〇・九四五七
四五	〇・九四三二	〇・九四四〇
四六	〇・九四一四	〇・九四二三
四七	〇・九三九六	〇・九四〇四
四八	〇・九三七八	〇・九三八六
四九	〇・九三五九	〇・九三六八
五〇	〇・九三四〇	〇・九三四八
五一	〇・九三二一	〇・九三二九
五二	〇・九三〇一	〇・九三〇九
五三	〇・九二八一	〇・九二八九
五四	〇・九二六一	〇・九二六九
五五	〇・九二四〇	〇・九二四八
五六	〇・九二一九	〇・九二二七
五七	〇・九一九八	〇・九二〇六
五八	〇・九一七七	〇・九一八五
五九	〇・九一五五	〇・九一六三

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六〇	〇・九一三三	〇・九一四一
六一	〇・九一一一	〇・九一一九
六二	〇・九〇八八	〇・九〇九六
六三	〇・九〇六五	〇・九〇七三
六四	〇・九〇四二	〇・九〇五〇
六五	〇・九〇一九	〇・九〇二七
六六	〇・八九九五	〇・九〇〇三
六七	〇・八九七一	〇・八九七九
六八	〇・八九四八	〇・八九五六
六九	〇・八九二四	〇・八九三二
七〇	〇・八八九九	〇・八九〇七
七一	〇・八八七四	〇・八八八二
七二	〇・八八四八	〇・八八五六
七三	〇・八八二三	〇・八八三一
七四	〇・八七九七	〇・八八〇五
七五	〇・八七七一	〇・八七七九
七六	〇・八七四五	〇・八七五三
七七	〇・八七一八	〇・八七二六
七八	〇・八六九一	〇・八六九九
七九	〇・八六六四	〇・八六七二
八〇	〇・八六三六	〇・八六四四
八一	〇・八六〇九	〇・八六一七
八二	〇・八五八一	〇・八五八九
八三	〇・八五五三	〇・八五六一
八四	〇・八五二四	〇・八五三三
八五	〇・八四九四	〇・八五〇二
八六	〇・八四六四	〇・八四七二
八七	〇・八四三四	〇・八四四二
八八	〇・八四〇三	〇・八四一一
八九	〇・八三七一	〇・八三七九
九〇	〇・八三三九	〇・八三四六
九一	〇・八三〇五	〇・八三一二
九二	〇・八二七〇	〇・八二七七
九三	〇・八二三五	〇・八二四二
九四	〇・八一九八	〇・八二〇五
九五	〇・八一六一	〇・八一六八
九六	〇・八一二三	〇・八一二九
九七	〇・八〇八〇	〇・八〇八七
九八	〇・八〇三六	〇・八〇四三
九九	〇・七九八九	〇・七九九六
一〇〇	〇・七九四〇	〇・七九四七

第二表 (一) 純蔗糖ノ水溶液（温度攝氏十七度半ノトキニ於ケル重量百分率ニ依ル）

純蔗糖百分率	密度	温度攝氏十七度半ノ水ニ對スル比重
〇	〇・九九八七	一・〇〇〇〇
一	一・〇〇二六	一・〇〇三九
二	一・〇〇六五	一・〇〇七八
三	一・〇一〇四	一・〇一一七
四	一・〇一四四	一・〇一五七
五	一・〇一八四	一・〇一九七
六	一・〇二二四	一・〇二三七
七	一・〇二六四	一・〇二七八
八	一・〇三〇五	一・〇三一八
九	一・〇三四六	一・〇三五九
一〇	一・〇三八七	一・〇四〇一
一一	一・〇四二九	一・〇四四二
一二	一・〇四七〇	一・〇四八四
一三	一・〇五一三	一・〇五二六
一四	一・〇五五五	一・〇五六八
一五	一・〇五九八	一・〇六一二
一六	一・〇六四一	一・〇六五五
一七	一・〇六八四	一・〇六九八
一八	一・〇七二八	一・〇七四二
一九	一・〇七七二	一・〇七八六
二〇	一・〇八一七	一・〇八三一
二一	一・〇八六一	一・〇八七五

純蔗糖百分率	密度	温度攝氏十七度半ノ水ニ對スル比重
二二	一・〇九〇六	一・〇九二〇
二三	一・〇九五二	一・〇九六六
二四	一・〇九九七	一・一〇一二
二五	一・一〇四三	一・一〇五八
二六	一・一〇九〇	一・一一〇四
二七	一・一一三六	一・一一五一
二八	一・一一八三	一・一一九八
二九	一・一二三一	一・一二四五
三〇	一・一二七八	一・一二九三
三一	一・一三二六	一・一三四一
三二	一・一三七五	一・一三八九
三三	一・一四二三	一・一四三八
三四	一・一四七二	一・一四八七
三五	一・一五二二	一・一五三七
三六	一・一五七二	一・一五八七
三七	一・一六二二	一・一六三七
三八	一・一六七二	一・一六八七
三九	一・一七二三	一・一七三八
四〇	一・一七七四	一・一七九〇
四一	一・一八二六	一・一八四一
四二	一・一八七八	一・一八九三
四三	一・一九三〇	一・一九四六

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

四四	一・一九八三	一・一九九八
四五	一・二〇三八	一・二〇五一
四六	一・二〇八九	一・二一〇五
四七	一・二一四三	一・二一五九
四八	一・二一九七	一・二二一三
四九	一・二二五二	一・二二六八
五〇	一・二三〇七	一・二三二三
五一	一・二三六二	一・二三七八
五二	一・二四一七	一・二四三四
五三	一・二四七三	一・二四九〇
五四	一・二五三〇	一・二五四六
五五	一・二五八七	一・二六〇三
五六	一・二六四四	一・二六六〇
五七	一・二七〇一	一・二七一八
五八	一・二七五九	一・二七七六
五九	一・二八一八	一・二八三四
六〇	一・二八七六	一・二八九三
六一	一・二九三六	一・二九五二
六二	一・二九九五	一・三〇一二
六三	一・三〇五五	一・三〇七二
六四	一・三一一五	一・三一三二
六五	一・三一七六	一・三一九三
六六	一・三二三七	一・三二五四
六七	一・三二九八	一・三三一五
六八	一・三三六〇	一・三三七七
六九	一・三四二二	一・三四三九
七〇	一・三四八四	一・三五〇二
七一	一・三五四七	一・三五六五
七二	一・三六一一	一・三六二八
七三	一・三六七四	一・三六九二
七四	一・一七三八	一・三七五六
七五	一・三八〇三	一・三八二一
七六	一・三八六八	一・三八八六
七七	一・三九三三	一・三九五一
七八	一・三九九八	一・四〇一七
七九	一・四〇六四	一・四〇八三
八〇	一・四一三一	一・四一四九
八一	一・四一九七	一・四二一六
八二	一・四二六五	一・四二八三
八三	一・四三三二	一・四三五一
八四	一・四四〇〇	一・四四一九
八五	一・四四六八	一・四四八七
八六	一・四五三六	一・四五五五
八七	一・四六〇五	一・四六二四
八八	一・四六七五	一・四六九四
八九	一・四七四四	一・四七六三
九〇	一・四八一四	一・四八三四
九一	一・四八八五	一・四九〇四
九二	一・四九五五	一・四九七五
九三	一・五〇二六	一・五〇四六
九四	一・五〇九八	一・五一一七
九五	一・五一六九	一・五一八九
九六	一・五二四二	一・五二六一
九七	一・五三一四	一・五三三四
九八	一・五三八七	一・五四〇七
九九	一・五四六〇	一・五四八〇
一〇〇	一・五五三三	一・五五五三

第二表　(二)純蔗糖ノ水溶液（温度攝氏二十度ノトキニ於ケル重量百分率ニ依ル）

純蔗糖百分率	密度	温度攝氏二十度ニ於ケル比重
〇	〇・九九八五	〇・九九八二
一	一・〇〇〇三	一・〇〇二一
二	一・〇〇四二	一・〇〇六〇
三	一・〇〇八一	一・〇〇九九
四	一・〇一二一	一・〇一三九
五	一・〇一六一	一・〇一七九
六	一・〇二〇〇	一・〇二一九
七	一・〇二四一	一・〇二五九
八	一・〇二八一	一・〇二九九
九	一・〇三二二	一・〇三四〇
一〇	一・〇三六三	一・〇三八一
一一	一・〇四〇四	一・〇四二三
一二	一・〇四四六	一・〇四六五
一三	一・〇四八八	一・〇五〇七
一四	一・〇五三〇	一・〇五四九
一五	一・〇五七三	一・〇五九二
一六	一・〇六一六	一・〇六三五
一七	一・〇六五九	一・〇六七八
一八	一・〇七〇二	一・〇七二二
一九	一・〇七四六	一・〇七六五
二〇	一・〇七九〇	一・〇八〇八
二一	一・〇八三五	一・〇八五四
二二	一・〇八八〇	一・〇八九九
二三	一・〇九二五	一・〇九四四
二四	一・〇九七〇	一・〇九九〇
二五	一・一〇一六	一・一〇三六
二六	一・一〇六二	一・一〇八二
二七	一・一一〇九	一・一一二九
二八	一・一一五五	一・一一七五
二九	一・一二〇二	一・一二二三
三〇	一・一二五〇	一・一二七〇
三一	一・一二九八	一・一三一八

三二	一・二三四八	一・二三八八
三三	一・二三九四	一・二四一五
三四	一・二四四三	一・二四八三
三五	一・二四九二	一・二五一七
三六	一・二五四二	一・二五六二
三七	一・二五九三	一・二六一三
三八	一・二六四一	一・二六六三
三九	一・二六九三	一・二七一三
四〇	一・二七四四	一・二七六四
四一	一・二七九五	一・二八一六
四二	一・二八四七	一・二八六八
四三	一・二八九九	一・二九二〇
四四	一・二九五一	一・二九七三
四五	一・三〇〇四	一・三〇二五
四六	一・三〇五七	一・三〇七九
四七	一・三一一一	二・三一三三
四八	一・三一六五	一・三一八六
四九	一・三二一九	一・三二四一
五〇	一・三二七四	一・三二九六
五一	一・三三二九	一・三三五一
五二	一・三三八四	一・三四〇六
五三	一・三四四〇	一・三四六二
五四	一・三四九七	一・三五一九
五五	一・三五五三	一・三五七五
五六	一・三六一〇	一・三六三三
五七	一・三六六七	一・三六九〇
五八	一・三七二五	一・三七四八
五九	一・三七八三	一・三八〇六
六〇	一・三八四二	一・三八六五
六一	一・三九〇一	一・三九二四
六二	一・三九六〇	一・三九八四
六三	一・四〇二〇	一・四〇四五
六四	一・四〇八〇	一・四一〇五
六五	一・四一四〇	一・四一六五
六六	一・四二〇一	一・四二二四
六七	一・四二六二	一・四二八六
六八	一・四三二四	一・四三四七
六九	一・四三八六	一・四四〇九
七〇	一・四四四八	二・四四七二
七一	一・四五一一	一・四五三五
七二	一・四五七四	一・四五九八
七三	一・四六三七	一・四六六一
七四	一・四七〇一	一・四七二五
七五	一・四七六五	一・四七九〇
七六	一・四八三〇	一・四八五四
七七	一・四八九五	一・四九二〇
七八	一・四九六〇	一・四九八五
七九	一・四〇二六	一・四〇五一
八〇	一・四〇九二	一・四一一七
八一	一・四一五九	一・四一八四
八二	一・四二二五	一・四二五一
八三	一・四二九三	一・四三一八
八四	一・四三六〇	一・四三八六
八五	一・四四二八	一・四四五四
八六	一・四四九七	一・四五二三
八七	一・四五六五	一・四五九一
八八	一・四六三四	一・四六六〇
八九	一・四七〇四	一・四七三〇
九〇	一・四七七四	一・四八〇〇
九一	一・四八四四	一・四八七〇
九二	一・四九一四	一・四九四一
九三	一・四九八五	一・五〇一二
九四	一・五〇五六	一・五〇八三
九五	一・五一二八	一・五一五五
九六	一・五二〇〇	一・五二二七
九七	一・五二七二	一・五二九九
九八	一・五三四四	一・五三七二
九九	一・五四一七	一・五四四五
一〇〇	一・五四九一	一・五五一八

第一號樣式ノ一

度量衡器（計量器）賣下申請書

申請第　　號

部類番號	種類	箇數	單價	價金額
			円	円
計				

年　月　日

住所

營業者　氏名　印

度量衡所　御中

第一號樣式ノ二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

衡器ノ一部修覆用材料賣下申請書

申請第　　號

秤量	取緒 箇數	單價	金額	錘株 箇數	單價	金額	合計 箇數	金額
		円	円		円	円		円
計								

年　月　日

住所

營業者　氏　　　名印

度量衡所　御中

第二號様式

度量衡器引換申請書

申請第　　號

部類番號	種類	箇數	賣下價格	引換料	引換理由
			円	円	

年　月　日

住所

營業者　氏　　　名印

度量衡所　御中

第三號様式

修覆申請書

部類番號	種類	箇數	修覆ノ箇所	摘要

年　月　日

住所

氏　　　名印

度量衡所　御中

第四號様式ノ一

度量衡器（計量器）仕入明細帳

仕入月日	種類	部類番號	仕入高 箇數	仕入高 代價
				円

備考　度器、衡器、衡器及計量器毎ニ各別冊又ハ口座ヲ分ケ記入スヘシ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四號様式ノ二

衡器一部修覆材料仕入明細帳

仕入月日	種類	仕入高	
		箇數又ハ組	代價
			円

第四號様式ノ三

度量衡器(計量器)販賣明細帳

販賣月日	種類	部類番號	販賣高	
			箇數	代價
				円

備考　度器、量器、衡器及計量器每ニ各別册又ハ口座ヲ分チ記入スヘシ

第四號様式ノ四

衡器一部修覆明細帳

依頼月日	部類番號	修覆箇數				修覆料	正否ノ別	備考
		取替錘	補綵	皿紐	鈎紐			
						円		

備考欄ニハ否ナルトキニ限リ依頼者ノ住所氏名竝其ノ處分ノ顛末其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スヘシ

第四號様式ノ五

瓦斯メートル(計量器)製作、修覆明細帳

月日	種類	箇數	原價	番號
			円	

備考　種類欄ニハ品目、全量、目盛等ヲ詳細ニ記入スヘシ

第五號様式ノ一

度量衡器(計量器)販賣實況表　(自大正　年　月　日 至大正　年十二月三十一日)

度器(何々)					量器(何々)					衡器(何々)				
部類番號	種類	箇數	價格	殘高	部類番號	種類	箇數	價格	殘高	部類番號	種類	箇數	價格	殘高
計														

右及報告候也

年　月　日

住所

營業者　氏　名印

度量衡所　御中

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五號樣式ノ二

衡器一部修覆實況表（自大正　年一月一日 至大正　年十二月三十一日）

秤量	箇數	修覆箇數				修覆料
		取替	錫接	皿組	鈎組	
						円

右及報告候也

年　月　日

住所

營業者　氏　名印

度量衡所　御中

第五號樣式ノ三

瓦斯メートル（計量器）ノ製作、修覆實況表（自大正　年一月一日 至大正　年十二月三十一日）

種類	製作			修覆	
	箇數	單價	計金	箇數	修覆料
各種類別ニ區分シ記入ノコト			円		円

右及報告候也

年　月　日

住所

營業者　氏　名印

度量衡所　御中

第六號樣式ノ一

度量衡器檢定申請書

品目種類	箇數	摘要
直尺　何メートル		
臺秤　何キログラム		

年　月　日

住所

氏　名印

臺灣總督宛

第六號樣式ノ二

瓦斯メートル（計量器）檢定申請書

種類	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量	申請事由	箇數	一箇ノ檢定料	檢定料計
乾式瓦斯メートル				円	円

年　月　日

住所

氏　名印

臺灣總督宛

第四號及第五號樣式中瓦斯メートル又ハ計量器ニ付テハ部類番號トブルチ製作者名トス

臺灣の現住人口

—大正十二年末現在各州廳別—

總督官房調査課

大正十二年十二月末日に於ける本島州廳別現住人口及其の移動左の如し。

州、廳及種族		本年末現住者 男	本年末現住者 女	本年末現住者 計	前年末現住者 男	前年末現住者 女	前年末現住者 計	前年に比し 増	前年に比し 減	出生 男	出生 女	出生 計	轉入 男	轉入 女	轉入 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	轉出 男	轉出 女	轉出 計
臺北州	內地人	四五、三八九	三五、八〇一	八一、一九〇	四三、〇六二	三四、三四一	七七、四〇三	三、七八七	—	一、七〇八	一、一五九	二、八六七	九、五五一	七、二六八	一六、八一九	五六六	四一一	九七七	八、六六七	六、六八六	一五、三五三
	本島人	三五八、五九九	三三〇、五四一	六八九、一四〇	三五六、三〇三	三二九、六六四	六八五、九六七	三、一七三	—	一二、八四一	一二、七〇四	二五、五四五	一六、一五五	一三、八六一	三〇、〇一六	七、六四一	六、四四一	一四、〇八二	一四、七九一	一四、七四五	二九、五三六
	外國人	一五、九九八	一、九四一	一七、九三九	一五、二六八	一、四九二	一六、七六〇	一、一七九	—	一九六	一七五	三七一	二、七七八	七三〇	三、五〇八	二一〇	七五	二八五	三、〇〇四	五八四	三、五八八
	計	四一九、九八六	三六八、二八三	七八八、二六九	四一四、六三三	三六五、四九七	七八〇、一三〇	八、一三九	—	一四、七四五	一四、〇三八	二八、七八三	二八、四八四	二一、八五九	五〇、三四三	八、四一七	六、九二七	一五、三四四	二六、四六二	二二、〇一五	四八、四七七
新竹州	內地人	五、八二四	四、九八〇	一〇、八〇四	五、三九二	四、四〇一	九、七九三	一、〇一一	—	二六八	二三三	五〇一	二、一一三	一、六二九	三、七四二	五三	四四	九七	二、〇九八	一、六二一	三、七一九
	本島人	二九二、七四二	二八六、二二一	五七八、九六三	二八八、三九八	二八一、八七〇	五七〇、二六八	八、六九五	—	一三、〇五一	一二、四八二	二五、五三三	一七、一八五	一六、三四八	三三、五三三	五、二三八	四、二五八	九、四九六	二〇、〇六三	一八、九七四	三九、〇三七
	外國人	九八一	五六四	一、五四五	九八七	五六七	一、五五四	—	九	一三	一七	三〇	五五〇	三六	五八六	一四	六	二〇	三二四	六六	三九〇
	計	二九九、五四七	二九一、七六五	五九一、三一二	二九四、七七七	二八六、八三八	五八一、六一五	九、六九七	—	一三、三三二	一二、七三二	二六、〇六四	一九、八四八	一八、〇一三	三七、八六一	五、三〇五	四、三〇八	九、六一三	二二、四八五	二〇、六六一	四三、一四六
臺中州	內地人	一三、三六六	一〇、一四〇	二三、五〇六	一四、四五一	一〇、〇九六	二四、五四七	—	一、〇四一	四四七	四六二	九〇九	七、五九七	二、九八六	一〇、五八三	一四〇	九七	二三七	四、〇一九	三、三六九	七、三八八
	本島人	四一七、一五六	三九四、六八〇	八一一、八三六	四〇七、九六八	三八五、三九九	七九三、三六七	一八、四六九	—	一七、八四三	一六、六八七	三四、五三〇	一七、九六五	一八、二〇四	三六、一六九	九、三〇一	七、四五四	一六、七五五	一八、三二九	一七、五八六	三五、九一五
	外國人	一、九六五	六五一	二、六一六	一、九三八	六〇〇	二、五三八	七八	—	三九	三二	七一	五五九	一二七	六八六	一七	一五	三二	四三〇	七五	五〇五
	計	四三二、四八七	四〇五、四七一	八三七、九五八	四二四、三五七	三九六、〇九五	八二〇、四五二	一七、五〇六	—	一八、三二九	一七、一八一	三五、五一〇	二六、一二一	二一、三一七	四七、四三八	九、四五八	七、五六六	一七、〇二四	二二、七七八	二一、〇三〇	四三、八〇八
臺南州	內地人	一七、三六四	一四、〇七二	三一、四三六	一七、二〇五	一〇、七九四	二七、九九九	三、四三七	—	六二二	五七七	一、一九九	三、八〇七	一、六六二	五、四六九	一八一	一四五	三二六	四、〇四九	四、二四九	八、二九八
	本島人	四九六、六二五	四七二、五七三	九六九、一九八	四九一、五二四	四六六、〇八五	九五七、六〇九	一一、五八九	—	一九、〇一九	一七、四四九	三六、四六八	一四、三八四	一五、二一四	二九、五九八	一三、七七四	一二、〇一三	二五、七八七	一四、四四八	一三、五二二	二七、九七〇
	外國人	五、〇八六	一、二八三	六、三六九	五、〇八七	一、一七五	六、二六二	一〇七	—	七七	六六	一四三	七五六	一八三	九三九	五一	三九	九〇	八〇二	一三〇	九三二
	計	五一九、〇七五	四八七、九二八	一、〇〇七、〇〇三	五一三、八一六	四七八、〇五四	九九一、八七〇	一五、一三三	—	一九、七一八	一八、〇九二	三七、八一〇	一八、九四七	一七、〇五九	三六、〇〇六	一四、〇〇六	一二、一九七	二六、二〇三	一九、二九九	一七、九〇一	三七、二〇〇
高雄州	內地人	一一、一五八	一〇、〇〇六	二一、一六四	一一、一九五	九、八八四	二一、〇七九	八五	—	二六七	五六〇	八二七	三、九五八	二、五〇七	六、四六五	一四四	一〇一	二四五	三、三三三	二、六六三	五、九九六
	本島人	二七五、九五三	二六四、一五九	五四〇、一一二	二六九、七一〇	二六二、五〇一	五三二、二一一	九、五五九	—	一一、八四五	一〇、八五四	二二、六九九	九、一七三	八、〇三八	一七、二一一	七、二五九	六、二二九	一三、四八八	九、一五一	七、九三六	一七、〇八七
	外國人	二、五一三	七五九	三、二七二	二、三三三	七〇四	三、〇三七	二三六	—	四〇	四二	八二	六七五	一三五	八一〇	五八	四四	一〇二	六六七	九四	七六一
	計	二八九、六二四	二七四、九二四	五六四、五四八	二八五、一五八	二七三、〇八九	五五八、二四七	九、八八〇	—	一二、一五二	一一、四五六	二三、六〇八	一三、八〇六	一〇、六八〇	二四、四八六	七、四六一	六、三七四	一三、八三五	一三、一五一	一〇、六九三	二三、八四四

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺東廳 内地人	三、一二一	一、五七七	五、六八五	一、九五二	一、〇九一	[illegible]	[illegible]	—	八八	[illegible]	一八四	一、四四九	九五一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、三三二	[illegible]	三、三五一
本島人	一六、〇六三	[illegible]	[illegible]	一八、一三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
外國人	一五五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三〇	[illegible]	八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	二、三五八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二、〇六六	—	[illegible]	八八一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
花蓮港廳 内地人	[illegible]	四、八〇〇	[illegible]	六、六〇一	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、六二八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
本島人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
外國人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	一、〇〇六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計 内地人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
本島人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
外國人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

備考　本表には蕃地に在る生蕃人を含ます。

臺灣の街庄人口と其の協議會員

内務局市街庄課調

街庄協議會員の定員は臺灣街庄制施行令第六條により街庄の人口に應じて定むるもので、又た其の街庄人口は總督府の公示したる最近人口をいふのであるが、今や本島街庄協議會員は去る大正十一年中に任命されたるもの本年九月三十日に於て其の任期滿了し十月一日所屬州知事或は廳長より新たに其の任命を見んとする折から前記街庄制第六條の「最近人口」並に之によりて增減すべき各街庄協議會員の定員は關係者の齊しく周知を要する所で、去月二十九日の府報を以て大正十二年末各州市街庄の人口を發表されたのは卽ち其の目的に出でたものであるが、該人口表よりも尙ほ詳細なる表記が當局の手に存するので、本誌に於ては地方關係者の便宜を慮り左揭目次の表記全部を玆に掲載すること〻した。（編者）

- 街庄協議會員定數調（州廳別）
- 協議會員定數別街庄數調
- 街庄協議會員增減調

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一街庄協議會員定數調(各街庄別)

以上

●街庄協議會員定數調　(州廳別)

州廳名	現在 街	現在 庄	現在 計	改任後の見込 街	改任後の見込 庄	改任後の見込 計	比較增減(△減) 街	比較增減(△減) 庄	比較增減(△減) 計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
臺北州	九六	四二九	五二五	九六	四三九	五三五	—	一〇	一〇
新竹州	八四	四七五	五五九	九〇	四七六	五六六	六	一	七
臺中州	一五八	五七〇	七二八	一六〇	五八六	七四六	二	一六	一八
臺南州	一二九	七二〇	八四九	一二九	七二二	八五一	—	二	二
高雄州	九一	四七二	五六三	九三	四八八	五八一	二	一六	一八
臺東廳	一〇	—	一〇	一〇	—	一〇	—	—	—
花蓮港廳	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	—	—	—
合計	五七八	二、六七六	三、二五四	五八八	二、七二一	三、三〇九	一〇	四五	五五

(備考) 市街庄數左の如し

州廳名	市	街庄 街	街庄 庄	街庄 計	合計
臺北州	一	六	三四	四〇	四一
新竹州	—	四	三九	四三	四三
臺中州	一	一〇	五〇	六〇	六一
臺南州	一	八	五九	六七	六八
高雄州	—	六	四四	五〇	五〇
臺東廳	—	一	—	一	一
花蓮港廳	—	一	一	二	二
合計	三	三六	二二七	二六三	二六六

●協議會員定數州街庄數調

州廳名	現在 七人	現在 一〇人	現在 一二人	現在 一五人	現在 一七人	現在 二〇人	現在 計	改任後の見込 七人	改任後の見込 一〇人	改任後の見込 一二人	改任後の見込 一五人	改任後の見込 一七人	改任後の見込 二〇人	改任後の見込 計	比較增減(△減) 七人	比較增減(△減) 一〇人	比較增減(△減) 一二人	比較增減(△減) 一五人	比較增減(△減) 一七人	比較增減(△減) 二〇人	比較增減(△減) 計
臺北	—	一三	九	一一	六	一	四〇	—	九	一一	一五	四	一	四〇	—	△四	二	四	△二	—	—
新竹	一	一四	一五	一一	三	一	四三	—	一六	一二	一二	二	二	四三	△一	二	△三	一	△一	一	—
臺中	二	二二	二三	八	四	二	六〇	一	一八	二六	七	六	二	六〇	△一	△四	三	△一	二	—	—
臺南	四	一四	二四	一九	四	二	六七	四	一三	二五	一九	四	二	六七	—	△一	一	—	—	—	—
高雄	六	二二	一五	四	三	一	五〇	四	二二	一五	五	四	一	五〇	△二	—	—	一	一	—	—
臺東	—	一	—	—	—	—	一	—	一	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港	—	二	—	—	—	—	二	—	二	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—
合計	一三	八六	八四	五三	二〇	七	二六三	九	八〇	八八	五八	二〇	八	二六三	△四	△六	四	五	—	一	—

●街庄協議會員增減調

州廳名	增員のもの 街庄名	增員のもの 增員數	減員のもの 街庄名	減員のもの 減員數
臺北州	七星郡內湖庄	五	七星郡松山庄	三
	宜蘭郡員山庄	三	羅東郡五結庄	二
	羅東郡三星庄	二	新莊郡鷺州庄	二
	蘇澳郡蘇澳庄	二		—
	文山郡石碇庄	二		—
	海山郡三峽庄	三		—
	計	一七		七
新竹州	大溪郡大溪街	三	新竹郡紅毛庄	二
	竹南郡造橋庄	三		—

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

苗栗郡苗栗街	三		—
計	九		二
臺中州　大屯郡北屯庄	三		—
豐原郡内埔庄	五		—
彰化郡秀水庄	二		—
員林郡二水庄	二		—
南投郡草屯庄	二		—
新高郡魚池庄	二		—
能高郡埔里庄	二		—
計	一八		—
臺南州　斗六郡古坑庄	三	虎尾郡土庫庄	三
同　郡莿桐庄	二	東石郡太保庄	二
虎尾郡二崙庄	二		—
計	七		五
高雄州　岡山郡路竹庄	二		—
屏東郡六龜庄	三		—
東港郡新園庄	三		—
同　郡萬丹庄	三		—
同　郡林邊庄	二		—
恒春郡滿州庄	三		—
澎湖郡馬公街	二		—
計	一八		—
合計	六九		一四

●街庄協議會員定數調（各街庄別）

街庄名	現在の協議會員 定數算定人口	現在の協議會員 定數	改任せむとする協議會員 定數算定人口	改任せむとする協議會員 定數	比較増減（△減） 人口	比較増減（△減） 定數
	人	人	人	人	人	人
臺北州						
七星郡						
汐止街	一六、二一五	一五	一七、〇一五	一五	八〇〇	—
士林庄	二三、六六五	一七	二一、九九九	一七	△一、六六六	—
北投庄	一三、五一八	一三	一三、八九一	一三	三七三	—
松山庄	一九、〇二〇	一五	一三、〇一四	一三	△六、〇〇六	△二
内湖庄	八、七五九	一〇	一五、九四九	一五	七、一九〇	五
平渓庄	六、三八二	一〇	七、〇八九	一〇	七〇七	—
淡水郡						
淡水街	一一、〇〇四	一七	一一、三六三	一七	三五九	—
八里庄	六、四九九	一〇	六、二四五	一〇	△二五四	—
三芝庄	九、九四六	一〇	九、三〇五	一〇	△六四一	—
石門庄	六、八八二	一〇	六、七九六	一〇	△八六	—
基隆郡						
基隆街	四五、三二八	二〇	五八、三五八	二〇	一三、〇三〇	—
萬里庄	七、四八九	一〇	七、八八八	一〇	三九九	—
金山庄	九、九九〇	一〇	九、六〇六	一〇	△三八四	—
七堵庄	一三、二七七	一三	一三、一八五	一三	△九二	—
瑞芳庄	二〇、七九〇	一七	二一、〇九一	一七	三〇一	—
貢寮庄	一二、五〇一	一三	一二、七七一	一三	二七〇	—
双渓庄	一四、一〇四	一三	一三、八一二	一三	△二九二	—
宜蘭郡						

宜蘭街	二〇、八〇五	一七	二一、三七九	一七	五七四	—
礁溪庄	一五、七六一	一五	一六、一〇九	一九	三四八	—
頭圍庄	一六、八九四	一九	一七、二二八	一九	三三四	—
壯圍庄	一五、六六四	一九	一五、四五一	一五	△二一三	—
員山庄	一四、九九八	一三	一五、七九七	一九	七九九	三
羅東郡						
羅東街	一一、四四三	一三	一一、八一三	一三	三七〇	—
五結庄	二四、五八二	一七	一五、六四七	一九	△八、九三五	△二
三星庄	八、三〇九	一〇	一〇、一〇七	一三	一、七九八	二
冬山庄	一五、三一五	一五	一五、二二〇	一五	△九五	—
蘇澳郡						
蘇澳庄	八、一四一	一〇	一〇、一七八	一三	二、〇三七	二
文山郡						
新店庄	一七、六八一	一五	一九、一八七	一五	一、五〇六	—
深坑庄	一五、二六六	一五	一五、二八六	一九	二〇	—
石碇庄	九、二八二	一〇	一〇、四三一	一三	一、一四九	二
坪林庄	七、四八一	一〇	八、三三八	一〇	八五七	—
海山郡						
板橋庄	一六、一四六	一九	一七、〇〇三	一九	八五七	—
中和庄	一三、三六八	一三	一三、七一四	一三	三四六	—
鶯歌庄	一九、五八七	一五	一九、四七一	一五	△一一六	—
三峽庄	一三、七二一	一三	一八、六三六	一五	四、九一五	三
土城庄	一〇、九四〇	一三	一一、三六九	一三	四二九	—
新莊郡						
新莊街	一九、一四二	一五	一六、九六一	一五	△二、九八一	—
蘆洲庄	二〇、二八〇	一七	一九、二一八	一五	△一、〇六二	△二
五股庄	七、三八〇	一〇	七、〇五六	一〇	△三二四	—
林口庄	七、九七二	一〇	七、五六七	一〇	△四〇五	—
合計	五八二、二二九	五二九	五九九、〇五五	五三九	一六、八二六	一〇
新竹州						
新竹郡						
新竹街	三三、二六七	二〇	三七、三七七	二〇	四、一一〇	—
舊港庄	一三、六三三	一三	一四、〇六六	一三	四三三	—
紅毛庄	一一、三六六	一三	八、七一八	一〇	△二、六四八	△二
湖口庄	一一、一七二	一三	一一、七五〇	一三	五七八	—
新埔庄	二一、五四五	一七	二一、五〇二	一七	△四三	—
關西庄	一九、六〇六	一五	一八、八一九	一五	△七八七	—
六家庄	六、〇八六	一〇	六、一七七	一〇	九一	—
香山庄	一一、六四〇	一三	一二、三九七	一三	七五七	—
中壢郡						
中壢庄	一八、五二七	一五	一九、八八三	一五	一、三五六	—
平鎮庄	一一、七九三	一三	一一、九〇〇	一三	一〇七	—
楊梅庄	二〇、五一一	一七	二〇、五九九	一七	八八	—
新屋庄	一五、三二八	一五	一六、一〇二	一五	七七四	—
觀音庄	一一、九六九	一三	一二、三〇二	一三	三三三	—
桃園郡						
桃園街	一七、五四三	一九	一九、〇三六	一五	一、四九三	—
蘆竹庄	一三、二二九	一三	一三、八八四	一三	六五五	—
大園庄	一三、四九五	一三	一四、二二七	一三	七三二	—
龜山庄	一三、一八二	一五	一三、〇一二	一五	△一七〇	—

八塊庄	九、九二六	一〇	九、八四〇	一〇	△八六	—
大溪郡						
大溪街	二四、八二七	一七	二五、六二〇	二〇	七九三	一
龍潭庄	一八、七七一	一五	一七、五四四	一五	△一、二二七	—
竹東郡						
竹東庄	一一、一三六	一二	一一、八三四	一二	六九八	—
芎林庄	九、六七一	一〇	九、五五五	一〇	△一一六	—
横山庄	一一、三二八	一二	一〇、五五五	一二	△七七三	—
北埔庄	八、九四〇	一〇	八、九六四	一〇	二四	—
峨眉庄	六、六二二	一〇	六、五六六	一〇	△五六	—
寶山庄	九、三七四	一〇	九、四三五	一〇	六一	—
竹南郡						
竹南庄	一四、六九九	一二	一三、八二七	一二	△八七二	—
頭分庄	一六、〇二八	一五	一六、五七四	一五	五四六	—
三灣庄	七、二四九	一〇	七、五五九	一〇	三一〇	—
南　庄	八、三七二	一〇	八、〇四六	一〇	△三二六	—
造橋庄	四、九〇二	七	五、四七七	一〇	五七五	一
後龍庄	一七、九九五	一五	一九、四九一	一五	一、四九六	—
苗栗郡						
苗栗街	一四、四〇〇	一二	一六、四九二	一五	二、〇九二	一
頭屋庄	六、二一五	一〇	六、二九四	一〇	七九	—
公館庄	一五、九二一	一五	一六、二九八	一五	三七七	—
銅鑼庄	一〇、六九九	一二	一一、五二三	一二	八二四	—
三叉庄	六、一一〇	一〇	六、一〇六	一〇	△四	—
苑裡庄	一六、七六〇	一五	一七、四五九	一五	六九九	—
通霄庄	一七、〇九七	一五	一八、四三〇	一五	一、三三三	—
四湖庄	八、一八〇	一〇	七、四六一	一〇	△七一九	—
大湖郡						
大湖庄	九、七一〇	一〇	九、三二二	一〇	△三八八	—
獅潭庄	五、七五一	一〇	五、四七二	一〇	△二七九	—
卓蘭庄	六、二三二	一〇	六、〇一一	一〇	△二二一	—
合　計	五八〇、七九七	五三九	五七三、五一八	五四六	一三、七一九	七
臺中州						
大屯郡						
大里庄	八、〇二五	一〇	八、五四八	一〇	五二三	—
霧峰庄	一〇、九二七	一二	一三、三四五	一二	二、四一八	—
大平庄	七、六九二	一〇	九、五三七	一〇	一、八四五	—
北屯庄	一四、七一六	一二	一七、〇一四	一五	二、二九八	一
西屯庄	一〇、八四七	一二	一一、四六五	一二	六一八	—
南屯庄	八、五〇二	一〇	八、八五二	一〇	三五〇	—
烏日庄	八、一九七	一〇	八、五六二	一〇	三六五	—
豐原郡						
豐原街	二一、二七五	一七	二二、九九九	一七	一、七二四	—
內埔庄	二、九九四	七	一三、一〇〇	一三	一〇、一〇六	五
神岡庄	一三、八五〇	一三	一四、四二〇	一三	五七〇	—
大雅庄	九、四七五	一〇	九、四八七	一〇	一二	—
潭子庄	九、一三二	一〇	九、七二〇	一〇	五八八	—
東勢郡						
東勢庄	一七、六三八	一五	一八、九六三	一五	一、三二五	—
石岡庄	六、五二四	一〇	六、七七四	一〇	二五〇	—

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新社庄	六、七九八	一〇	六、六二一	一〇	△一八七	—
大甲郡						
清水街	二六、〇八二	二〇	二五、五八五	二〇	△四七七	—
梧棲街	一一、二三五	一二	一一、四八四	一二	二三一	—
大甲街	一六、九八〇	一五	一七、六八四	一五	七〇四	—
外埔庄	六、七一二	一〇	七、一七六	一〇	四六四	—
大安庄	七、七〇一	一〇	八、四八〇	一〇	七九九	—
沙轆庄	一一、三三二	一二	一四、二六七	一二	二、九三五	—
龍井庄	一二、八七〇	一二	一二、八三九	一二	△三一	—
大肚庄	八、八二七	一〇	九、三〇二	一〇	四七五	—
彰化郡						
彰化街	一七、五九九	一五	一八、六五六	一五	一、〇五七	—
鹿港街	三〇、九九四	二〇	三一、九七六	二〇	九八二	—
南郭庄	七、六四二	一〇	八、四四八	一〇	八〇六	—
大竹庄	八、九四二	一〇	九、二六六	一〇	三二四	—
和美庄	一九、〇一四	一五	一九、九〇七	一五	八九三	—
線西庄	一一、六二一	一二	一二、〇六三	一二	四四二	—
福興庄	一一、五五一	一二	一二、五五五	一二	一、〇〇四	—
秀水庄	九、二八六	一〇	一〇、一〇〇	一二	八一四	二
花壇庄	一一、七六九	一二	一二、〇六三	一二	二九四	—
芬園庄	一〇、八二六	一二	一一、〇一八	一二	一九二	—
員林郡						
員林街	二〇、五〇五	一七	二三、五四一	一七	三、〇三六	—
大村庄	一〇、一九一	一二	一一、一九七	一二	一、〇〇六	—
埔鹽庄	一〇、〇六九	一二	一一、二七一	一二	一、二〇二	—
溪湖庄	一二、五二四	一二	一四、一五六	一二	一、六三二	—
坡心庄	一一、四一三	一二	一二、五五〇	一二	一、一三七	—
永靖庄	一五、一六一	一五	一六、一三一	一五	九七〇	—
社頭庄	一四、〇九七	一二	一四、八六二	一二	七六五	—
田中庄	一四、〇三四	一二	一四、七六一	一二	七二八	—
二水庄	九、二三五	一〇	一〇、一八九	一二	九五四	二
北斗郡						
北斗街	九、三八八	一〇	九、五二七	一〇	一三七	—
田尾庄	一一、七六六	一二	一二、四六六	一二	七〇〇	—
埤頭庄	一〇、九九四	一二	一一、八〇二	一二	八〇八	—
二林庄	一三、五九一	一二	一四、七三二	一二	一、一四一	—
沙山庄	一二、九一三	一二	一四、〇七四	一二	一、一六一	—
大城庄	八、五七五	一〇	九、一二五	一〇	五五〇	—
竹塘庄	六、八一五	一〇	七、四五二	一〇	六三七	—
溪洲庄	一〇、九六四	一二	一一、五一九	一二	五五五	—
南投郡						
南投街	二〇、九七六	一七	二一、五四〇	一七	五六四	—
草屯庄	一九、七一五	一五	二〇、八二六	一七	一、一一一	二
中寮庄	六、五九九	一〇	六、六八二	一〇	八三	—
名間庄	一五、五一五	一五	一六、〇三八	一五	五二三	—
新高郡						
集々庄	七、七一〇	一〇	九、五八三	一〇	一、八七三	—
魚池庄	八、七六七	一〇	一〇、二一三	一二	一、四四六	二
能高郡						
埔里街	一九、九七四	一五	二一、五六四	一七	一、五九〇	二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國姓庄	四、五一九	七	四、八〇六	七		二八七	一
竹山郡							
竹山庄	二一、〇一〇	一七	二一、〇九二	一七		八二	一
鹿谷庄	一〇、二四七	一二	一一、〇八七	一二		八四〇	一
合計	七三三、五三〇	七二八	七九五、二一四	七四八		六一、六八四	一八
臺南州							
新豐郡							
永寧庄	一一、五九二	一二	一三、九一一	一二		二、三一九	一
仁德庄	八、四四二	一〇	八、六三〇	一〇		一八八	一
歸仁庄	一二、八二八	一二	一二、九八〇	一二		一五二	一
關廟庄	九、一四七	一〇	九、九六五	一〇		八一八	一
龍崎庄	四、五〇九	七	四、五九九	七		九〇	一
永康庄	一二、五一四	一二	一二、七五三	一二		二三九	一
安順庄	一六、二七七	一五	一七、九二九	一五		一、六五二	一
新化郡							
新化街	一一、四三三	一二	一一、七六三	一二		三三〇	一
新市庄	六、一六八	一〇	五、七二四	一〇	△	四四四	一
安定庄	一五、五五〇	一五	一五、五〇二	一五	△	四八	一
善化庄	一二、〇八三	一二	一二、一二七	一二		四四	一
山上庄	六、六七二	一〇	五、五三八	一〇	△	一、一三四	一
玉井庄	五、三五一	一〇	五、三〇九	一〇	△	四二	一
楠西庄	二、八六五	七	二、七九〇	七	△	七五	一
南化庄	四、八八一	七	四、六六九	七	△	二一二	一
左鎮庄	五、八五八	一〇	五、八二三	一〇	△	三五	一
曾文郡							
麻豆街	二四、〇三九	一七	二四、二七八	一七		二三九	一
下營庄	一一、七二六	一二	一二、二八一	一二		五五五	一
六甲庄	六、八九八	一〇	七、九八二	一〇		一、〇八四	一
官田庄	六、八〇六	一〇	七、六四八	一〇		八四二	一
大內庄	六、八〇三	一〇	七、〇二二	一〇		二一九	一
北門郡							
佳里庄	一九、七六一	一五	一九、九九〇	一五		二二九	一
西港庄	一一、六九二	一二	一一、五三一	一二	△	一六一	一
七股庄	一六、一六〇	一五	一七、五一七	一五		一、三五七	一
將軍庄	一七、二三一	一五	一七、六九七	一五		四六六	一
北門庄	一六、二六九	一五	一五、九九九	一五		二七〇	一
學甲庄	二一、〇一七	一七	二一、四八四	一七		四六七	一
新營郡							
鹽水街	一八、四四二	一五	一七、八八一	一五		五六一	一
新營庄	一三、一九二	一二	一三、四七六	一二		二八四	一
柳營庄	八、六〇八	一〇	八、九三〇	一〇		三二二	一
後壁庄	一四、一三〇	一二	一四、六七五	一二		五四五	一
白河庄	一六、四〇九	一五	一六、四九七	一五		八八	一
番社庄	一一、五六九	一二	一一、九一四	一二		三四五	一
嘉義郡							
嘉義街	三六、一五二	二〇	四二、二九三	二〇		六、一四一	一
水上庄	一四、四二一	一二	一四、四二八	一二		七	一
民雄庄	一六、五〇三	一五	一六、七六七	一五		二六四	一
新巷庄	一六、八三四	一五	一六、五三三	一五		三〇一	一
溪口庄	九、一二四	一〇	九、四五二	一〇		三二八	一

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大林庄	一二、七九七	一二	一二、八〇三	一二	六	—
小林庄	一〇、七五五	一二	一一、四四五	一二	六九〇	—
竹崎庄	一五、九一八	一五	一七、〇七九	一五	一、一六一	—
番路庄	五、一三六	一〇	五、三四九	一〇	二一三	—
中埔庄	一〇、九一三	一二	一一、一〇七	一二	一九四	—
大埔庄	九三六	七	一、〇〇四	七	六八	—
斗六郡						
斗六街	二五、〇八七	二〇	二五、八九一	二〇	八〇四	—
古坑庄	一四、七八四	一二	一五、二四八	一五	四六四	三
斗南庄	一四、三六一	一二	一四、七五六	一二	三九五	—
大埤庄	一〇、七一三	一二	一〇、五〇二	一二	△二一一	—
莿桐庄	九、四〇七	一〇	一〇、二一七	一三	八一〇	二
虎尾郡						
西螺街	一八、一二二	一五	一九、三五六	一五	一、二三四	—
虎尾庄	一二、七〇二	一三	一四、一〇三	一三	一、四〇一	—
二崙庄	九、五五二	一〇	一一、八二三	一二	二、二七一	二
崙背庄	一三、六六二	一二	一四、九五四	一二	一、二九二	—
海口庄	一五、五八一	一五	一六、九六二	一五	一、三八一	—
土庫庄	一九、〇二三	一五	一四、五二八	一二	△四九五	△三
北港郡						
北港街	一七、九一四	一五	一九、二六〇	一五	一、三四六	—
元長庄	一二、四九九	一二	一三、一五二	一三	六五三	—
四湖庄	一二、〇四八	一二	一三、四五八	一二	一、四一〇	—
口湖庄	一三、一四三	一二	一三、八五一	一二	七〇八	—
水林庄	一五、八六八	一五	一七、二八七	一五	一、四一九	—
東石郡						
朴子街	一六、七三二	一五	一六、九六九	一五	二三七	—
六脚庄	二一、七三七	一七	二二、四五六	一七	七一九	—
東石庄	一八、五〇二	一五	一八、八三六	一五	三三四	—
布袋庄	二〇、五五一	一七	二〇、六二三	一一	七二	—
鹿草庄	一一、四六七	一二	一一、四六九	二	二	—
太保庄	一〇、六八三	一二	九、一九八	一〇	△一、四八五	△二
義竹庄	一九、九六六	一五	一九、九五七	一五	△九	—
合計	八八六、一六三	八四九	九一九、七三五	八五一	三三、五七二	二
高雄州						
高雄郡						
高雄街	三四、九六五	二〇	三九、八五〇	二〇	四、八八五	—
仁武庄	七、八七六	一〇	八、〇六二	一〇	一八六	—
燕巢庄	五、三三二	一〇	五、六二九	一〇	二九七	—
楠梓庄	一一、五三三	一二	一三、五九八	一二	二、〇六五	—
在營庄	一三、四九一	一二	一四、七六三	一二	一、二七二	—
岡山郡						
岡山庄	一〇、六二六	一二	一一、〇四九	一二	四二三	—
阿蓮庄	五、三三六	一〇	六、四五二	一〇	一、一一六	—
路竹庄	九、八三二	一〇	一〇、五三五	一二	七〇三	二
湖內庄	二〇、七三四	一七	二二、一三四	一七	一、四〇〇	—
彌陀庄	二一、三〇一	一七	二一、八一二	一七	五一一	—
鳳山郡						
鳳山街	一一、四五六	一二	一一、九八五	一二	五二九	—
小港庄	一〇、七七五	一二	一一、七一七	一二	九四二	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

林園庄	一二、七一八	一二	一三、〇〇〇	一二	二八二	—
大寮庄	一一、九五二	一二	一三、〇〇九	一二	一、〇五七	—
大樹庄	一一、四二四	一二	一一、一四六	一二	△二七八	—
鳥松庄	五、九五五	七	四、三九五	七	四三八	—
旗山郡						
旗山街	一五、〇七六	一五	一五、一五八	一五	八二	—
美濃社	一五、九二一	一〇	一七、〇九九	一五	一、一八八	—
杉林庄	五、三六五	一〇	五、三二四	一〇	△一四一	—
甲仙庄	二、三〇七	七	二、一一〇	七	△一九七	—
內門庄	八、八一三	一〇	八、七四〇	一〇	一二七	—
田寮社	八、一四二	一〇	八、五九九	一〇	四五七	—
屏東郡						
屏東街	二一、九四〇	一七	二四、二二一	一七	二、二八一	—
長興庄	一一、一八七	一二	一一、六一六	一二	四二九	—
鹽埔庄	八、二七三	一〇	八、七二四	一〇	四五一	—
高樹庄	八、四五三	一〇	九、四〇九	一〇	九五六	—
六龜庄	三、四八九	七	五、三四四	一〇	一、八五五	三
里港庄	七、七七七	一〇	七、九〇八	一〇	一三一	—
九塊庄	五、〇九二	一〇	五、五四〇	一〇	四八八	—
潮州郡						
潮州庄	七、四七五	一〇	八、一一〇	一〇	六三五	—
萬巒庄	一一、〇七三	一二	一一、五〇九	一二	四三六	—
內埔庄	一七、四九二	一五	一八、一四七	一五	六五五	—
竹田庄	七、三四四	一〇	七、四三四	一〇	九〇	—
新埤庄	五、〇〇一	一〇	五、四四二	一〇	四四一	—
枋寮庄	八、四八一	一〇	八、九八九	一〇	五〇八	—
枋山庄	二、三三四	七	二、三九四	七	六〇	—
東港郡						
東港街	一四、一〇七	一二	一四、二二五	一二	一一八	—
新園庄	一〇、五六六	一二	一六、一一九	一五	五、五五三	三
萬丹庄	一四、七五三	一二	一五、五四四	一五	七九一	三
林邊庄	九、〇二八	一〇	一〇、二三三	一二	一、二二五	二
佳冬庄	八、八七六	一〇	九、五三六	一〇	六五〇	—
琉球庄	四、〇七八	七	四、二九〇	七	二一二	—
恆春郡						
恆春庄	一〇、八六七	一二	一一、六一七	一二	七五〇	—
車城庄	五、四六六	一〇	六、一六五	一〇	六九九	—
滿州庄	四、七五二	七	五、一〇七	一〇	三五五	三
澎湖郡						
馬公街	一八、七五六	一五	二〇、四五二	一七	一、六九六	二
湖西庄	一一、六四一	一二	一一、八七五	一二	二三四	—
白河庄	九、六〇二	一〇	九、九二六	一〇	三二四	—
西嶼庄	七、九六九	一〇	八、一四八	一〇	一七九	—
望安庄	九、八六四	一〇	九、九一四	一〇	五〇	—
合計	五二四、四一五	五六三	五六四、〇一三	五八一	三九、五九八	一八
臺東廳						
臺東街	七、三六五	一〇	八、二一四	一〇	八四九	—
花蓮港廳						
花蓮港	五、一五九	一〇	七、一六〇	一〇	二、〇〇一	—
玉里庄	七、八六五	一〇	八、四四七	一〇	五八二	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

合計	一三、〇三四	二〇	一五、六〇七	二〇	二、五八三	一
總計	三〇〇七、五二八	三二四	三四七五、六五四	三二八九	一六七八三一	五五

（備考）（一）臺北州羅東郡冬山庄は人口增加の爲大正十一年十月一日より定員十五名（元十名）に改む
（二）「改任後の協議會員」欄中の人口は大正十二年十二月末日現在（調査課調）に依る

訴願裁決

總督府に於ては六月二十三日左の通り訴願裁決を下した。

□訴審第一號

住所　臺中州能高郡國姓庄北山坑九番地
訴願總代人　後　藤　學　而

右訴願の要旨は訴願人製造に係る砂糖を倉庫に貯藏中倉庫破損し雨露浸入せし爲め一部盜難に罹りたるものゝ外殆んど自然溶解亡失せるものに對し臺中州知事が砂糖消費税を賦課し更に滯納處分として差押を爲したるは不當處分なるを以て該差押を解除する旨の裁決を求むと云ふに在り

右に對する臺中州知事の辯明の要旨は訴願人製造に係る本訴願關係砂糖は適法に檢定せられたるものを倉庫に藏置中現存せさるに至らしめたるものにして訴願人は該砂糖の存在せさることに關し其の事由を證明し能はさるものなり依て砂糖消費税法施行規則第十五條に依り製造者たる訴願人に於て引取りたるものと看做し適法に相當消費税を賦課したるものなり然るに訴願人は指定期間内に該税を納付せさるに由り爲したる滯納處分は正當にして之に對し不服を申立つる餘地なしと云ふに在り

依て訴願法の規定に依り之を受理し審査を遂くるに本訴關係砂糖貳千貳白五拾七斤は大正十年六月七日第一種丙として檢定せられたる處其の内壹千參百八斤に付き大正十一年十一月十五日附亡失申告を爲したれとも其の存在せさる事由を證明し能はさるに付砂糖消費税法施行規則第十五條に依り製造者に於て之を引取りたるものと看做すべきものなるを以て臺中州知事が之に相當の消費税を賦課したるは當然の處分なりとす隨て該税を指定期限内に納付せさる訴願人に對し滯納處分を爲したるは敢て不當なる處分なりと云ふを得す

以上の理由に依り裁決を爲すこと左の如し

臺中州知事の爲したる滯納處分は取消すべき限に在らす

大正十三年六月二十三日　　臺灣總督　内　田　嘉　吉

□訴審第二號

住所　臺中州能高郡國姓庄北山坑九番地
訴願總代人　後　藤　學　而

本訴願は大正十一年十二月七日臺中州知事か爲したる砂糖亡失不承認處分に對し之れか取消を要求するに在り依て審査するに訴願人か訴願書を臺中州廳に提出したるは大正十三年二月二十日にして既に行政處分を受けたる後六十日を經過したるものなるを以て訴願法第八條第一項に依り訴願を提起し得べからざるものとす

依て訴願法第九條第一項に依り之を却下す

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正十三年六月二十三日　臺灣總督　內田嘉吉

ロ訴審第二號

住所　新竹州新竹郡新埔庄枋寮下枋寮一三三番地

訴願人　陳　石生

本訴願は處分を爲したる行政廳を經由せざるものなるを以て違法なる手續に違背せるものなるのみならず本訴願は官有地の賣約賣渡に關するものにして該事項は訴願法及其の他法律勅令に依り訴願を提起すべからざるものとす

依て訴願法第九條第一項に依り之を却下す

大正十三年六月二十三日　臺灣總督　內田嘉吉

臺灣の圖書館
如何に利用されてあるか

總督府圖書館

閲覧總人員　二十七萬人
閲覧總册數　四十八萬册

總督府圖書館に於ける大正十二年度中の總勘定を此程完了したが先づ年度末の備付圖書は震災地圖書館へ寄贈の三千五百四十五册を差引八萬六千百五册これを前年度に比すると千三百三十七册を増し閲覧人員は本館の方から見ると男十四萬九千八百五十七人女一萬二千九百七十九人で前年度に對し內地人七千五百七十五人、本島人七千六百二十三人、外國人七人を各増加し合計一萬五千二百五人の増加となり就中本島人女子三百二十三人の増加は注目すべきである、館外携出は大正十一年八月よりの實施なるが十二年度中の利用者は內地人男四千七百五十五人女二百八十七人計五千百四十二人で本島人は男千八百九十四女一人計千八百九十五人合計七千三十七人となり前年度に比し實に四千四百七十二人の増加である圖書を自宅へ借り出し得る便法が周知せらるゝので近來は利用者が激増し十一年度中一日平均携出人員は十五人强に過ぎなかつたのに十二年度は一日平均五十二人强となり最近多きときは七十人を超ゆることがあつて此事務丈けでも非常の繁忙さである。更に府立圖書館の設立の主旨に基き其效果を全島に普及せしむるの目的を以て年中絶えず同館より發送する巡回書庫の成績を見るに發送書庫は大人用五十五個兒童用三十個計八十五個此册數四千九百四十七册で前年度に比すると二千八百五十一册を増し閲覧所は五州二廳下に渉り郡役所、支廳二十四箇所小公學校二百二十校圖書館七館其他二十七箇所計二百七十八箇所に及ぶかくて島內到る所に巡回書庫が廻付せられ研海支廳を除く郡支廳及圖書館は多きは六回少きも一回以上の廻付を受けざるもののなき盛況である

十二年度巡回書庫の閲覧人員を類別すると

種別	大人 男	女	計
內地人	一、一三九	一、四〇九	二、五四八
本島人	八、二七八	四〇七	八、六五八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兒　童

種別	男	女	計
内地人	一三、七四二	一三、七〇一	二八、四四三
本島人	四六、五四〇	九一七九	五五、七一九

前表の通である

轉して其閲覧人は如何なる職業の人なりやと言へば本館では其職業別百分比は學生五十六兒童十四、官公吏軍人十、實業七其他十三であるが巡回書庫の方は概言すると官公吏教員を最多とし實業家は少數であるが中にも女子は内地人では官公吏の家族が過半を占め本島人では殆んど公學校教員の獨占である

閲覧册數は本館三十六萬千百十二册巡回書車十二萬千九百十六册で備付圖書册數に比し本館は四倍巡回書庫は十八倍に當るから則本館では平均一册の圖書が四人以上巡回書庫では十八人以上に讀まれた割合となる今參考の爲本館創立以來の一日平均閲覧人員と經常費年額を年度別に掲ぐると

年度	閲覧人員	經常費
大正十二年度	八〇八	四二、二八三円
同十一年度	六一三	四三、〇四四
同十年度	三九三	五二、七七九
同九年度	三〇〇	三六、九一〇
同八年度	二七二	四九・〇五七
同七年度	二三八	二五、八〇九
同六年度	二一六	二〇、二一三
同五年度	二五八	二〇、六六四
同四年度(創立年)	一六八	?

前記の通で大正十三年度は千人以上に達すべき見込である

佐山融吉著
臺灣小史
定價六十錢(送料共)
發賣所
臺灣時報發行所

臺灣總督府編纂
臺灣事情
(大正十二年版)
定價二圓(送料共)
發賣所　臺北　新高堂

詞苑

謹和竹窓督憲瑤韻
卓周鈕

朝曦煥彩上窓紗。絕好園林舒綺霞。
多謝明公思解愠。薰風光賜一杯茶。

內田督憲寵招席上賦敬請
斧正 游古桐

父老重瞻節鉞臨。高山流水舊知音。
十年回憶甘棠賦。此日還徵白雪吟。
崇重文章憐士意。主持風敎牧民心。
文翁治績鯤溟徧。一視同仁雨露深。

敬和竹窓督憲賦示瑤韻

淸詞麗句燦鮫紗。筆底花開五色霞。
絕好公餘鈴閣下。薰風邀客品新茶。

甲子暮春總督官邸雅集賦呈
內田嗣憲卽希誨正
筆灘 高樹木

明公大雅重文章。樂與騷人聚一堂。
愛士情懷思若渴。察民疾苦視如傷。
南瀛花落春將暮。東閣筵開酒自香。
歌舞湖山塵不起。閒吟總覺帝恩長。

敬次內田總督閣下惠示瑤韻

屯山飛翠落窓紗。快讀瑤章似錦霞。
文酒春深鈴閣會。詩淸都爲飲公茶。

內田督憲閣下寵召茶菓會
席上恭賦七言絕詩三首敬
呈郢政 蒼巖 林子楨

鹽梅和手鎭瀛東。霖雨蒼生覆被中。
假武修文猶愛士。綸巾羽扇試春風。

記得藩轅曾賦詩。玉堂今日又追隨。
不知簡命調黃閣。仍許吾儕覩鳳儀。

儒雅風流鎭海疆。公餘詩酒醉吟觴。
飄生未曉賡歌事。南谷濫竽綠野堂。

敬步督憲閣下瑤韻

竹影松陰映碧紗。珠簾朝暮捲煙霞。
明公政治閒風月。今日名園坐賜茶。

官邸卽事恭呈內田總督閣下
杜仰山

牙旌南苑柳條新。一樣平泉綠野春。
海外化移知政善。瀛壖恩溥頌皇仁。
欣逢三月詩文會。敢望千秋著作身。
吾道式微存一線。願公大雅爲斯民。

謹和竹窓督憲瑤韻

讀公佳句欲籠紗。大塊文章燦綺霞。
我亦海南一寒士。春風東閣試新茶。

賦呈內田總督閣下 二首
夢樓 洪玉明

鈴閣高風世所稀。更欣愛士到寒微。
東瀛文物於今盛。偉業推公四字巍。

體天德政治臺彌。滿腹經綸錦繡腹。
正氣煌々光宇宙。千秋碩畫足流芳。

敬步竹窓總督閣下賦示瑤韻

驚座文章護碧紗。淸詞典雅燦流霞。
庸才愧乏杜陵句。忝附登龍受賜茶。

美盡東南宴碧紗。玲瓏高閣映春霞。
仁風被及身心爽。勝啜盧仝七碗茶。

內田督憲寵招席上謹呈
盧子安

榮戴遙臨庶績熙。中流砥柱賴扶持。
春風遺愛甘棠樹。秋水縈懷翠栢厄。
且喜心明無滯物。還看政簡得閑時。
大開鈴閣催瓊宴。末席叨陪共賦詩。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

竹窗督憲寵邀茶話會席上謹
和瑤韻

翠栢蒼松映綠紗。屯山雨霽絢紅霞。
甘棠昔日歌遺愛。鈴閣今猶拜賜茶。

內田竹窓督憲招讌官邸賦呈
鈞政　張鏡邨

林園雅會許趨陪。韵事眞堪續玉臺。
一集南薰能繼盛。十年東閣見重開。
升堂喜伴登龍客。獻賦慚非吐鳳才。
長願經綸餘暇日。時從壇坫謁公來。

謹和竹窓督憲見示瑤韵

雨影花光漾碧紗。斜暉複閣燦明霞。
醉餘飽德吟佳句。兩腋薰風坐試茶。

即事呈內田督憲閣下　陳錫慶

生涯田舍裏。何幸寵榮宣。藻思如雲
捲。葵心向日堅。樓中會雅會。席上
亦奇緣。時雨仁風布。詩情共蔚然。

和韻呈內田督憲閣下

參差柳色映窓紗。飛絮含烟疑翠霞。
雅會聯吟還自笑。滿腔喜畫陸公茶。

官邸即事賦呈內田督憲閣下　黃菊如

竹馬兒童喜再臨。屏藩邦國肅官箴。
恭承丹陛絲綸命。永誌甘棠士女心。
玄海魚龍騰紫氣。空山草木潤甘霖。
沙頭更有閑鷗鷺。和德榮叨細細斟。
坐論巡宣社稷臣。卿雲佈覆萬家春。
繡衣遙詣山河壯。畫戟重來雨露臻。
東閣幽清容嘯咏。南方荒服藉經綸。
鹽梅酒醴他年和。此日先將飲與人。
鐵板銅琶唱海東。狂瀾倒挽亂流中。
政聲治績關民瘼。駐節吟詩樂歲豐。
酒泛玉壺春旖旎。花開金谷日光融。
抉輪更藉調羹手。振闢斯文靡々風。
士庶謳歌慶太平。公餘更喜訂詩盟。
風清官閣資坐鎮。花發崇階箏送迎。
小鳥微鳴隨老鳳。冰絃雅化沐新聲。
感公厚意無多祝。惟願長爲護世城。

竹窓督憲瑤韻幷希笑正

婀娜東風褭絳紗。綠陰容我醉流霞。
林泉自得天然景。好試盧仝七碗茶。
芭蕉捲雨拂輕紗。綠野堂前映紫霞。
欲沁詩脾敲雪水。炉添活火瀹新茶。

即事賦呈內田督憲郢政　王子淸

南國休風化洽行。萬家生佛頌賢明。
他時獨運陶鈞上。多士由公玉尺衡。

敬步竹窓督憲閣下瑤韻

文章大塊寫窓紗。東望朱明捧紫霞。
盛世有塵容受一。皇恩雨露即杯茶。

蒙內田督憲寵邀賦呈郢政　沈景岑

年來雨露遍瀛東。到處謳歌治化隆。
此日騷人羣戾止。愧無佳句頌明公。

敬步竹窓督憲瑤韻

閣上春風颺碧紗。園中曉樹翠籠霞。
南瀛草澤榮施甚。來領明公一句茶。

恭呈內田督憲閣下斧政　沈連袍

在抱痌瘝本至誠。勤勞宵旰計民生。
仁風普被三臺士。小草欣欣盡向榮。
澂辜布政奮勳高。東閣延賓又一遭。
從此不忘時雨化。長垂青眼到吾曹。

敬步竹窓督憲閣下瑤韻

春風送雨透窓紗。竹翠松青挹晚霞。
官閣吟梅香十里。新訪哦罷領香茶。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■五月

▼二十一日
□中央研究所第三回評議會開會
▼二十二日
□臺北官民本島視察中の福岡記者團を樺屋敷に招待す
▼二十六日
□賀來長官桃園大圳を視察す
▼二十七日
□臺北官民主催海軍記念日祝賀會を鐵道ホテルに開く
▼二十八日
□臺灣神社月次祭執行
▼二十九日
□ユーカース氏を主賓として總督官邸に晩餐會を催はす
▼三十日
□嘉義街主催、副業獎勵展覽會を嘉義公會堂に開く
▼三十一日
□田財團創設に關し臺北官民協議の上財團成立す
□臺北官民東宮御成婚御饗宴奉祝晩餐會を鐵道ホテルに開く

■六月

▼一日
□臺灣日々新報本日より夕刊を發行す
□汎太平洋俱樂部例會を長官々邸に開く
▼二日
□正米市場組合開市式を行ふ
▼三日
□高雄商工會評議會を街役場に開く
▼四日
□新竹州教育會主催、州下學校醫會議を新竹公會堂に開く
▼八日
□大溪郡警察戰歿官吏忠魂碑除幕式擧行
▼十日
□臺北市役所「時」の宣傳を爲す
□臺南市に副業獎勵展覽會を開く
□故谷野博士一年祭を臺北偕行社に擧行す
▼十一日
□米穀檢査事務打合會を總督府に開く
▼十二日
□商船初航海の蓬萊丸（九千五百噸）基隆に入港す
▼十四日
□水野大路氏法會を圓山淨土宗布敎所に行ふ
□全島私設鐵道會議を嘉義公會堂に開く
□大稻埕城隍廟祭大いに賑ふ
▼十五日
□新竹刑務所上棟式
□淡水郡役所新築落成式
▼十六日
□臺南市協議會開催
□訴願審査會を總督府に開く
□雲南財政司長王九齡氏を招待し總督官邸に晩餐會を催はす
□宇野英種氏一週年法要を圓山臨濟寺に行ふ
▼十七日
□臺灣神社に於て第二十九回始政記念祭を執行す
□總督府に於て第二十九回始政記念式を擧ぐ
□臺北市民合同始政記念祝賀會を樺山小學校に擧行す
□總督官邸に於て始政記念日祝賀園遊會を開催す
▼十八日
□安全協會創立總會を總督府會議室に開く
▼十九日
□臺北官民王九齡氏を樺屋敷に招待す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□高雄州臨時協議會開會
▼二十日
□臺北州水産會發起人會開催
□豐原郡上南坑献穀田拔穗式擧行
□鐵道部主催全島驛長會議を鐵道ホテルに開く

人事消息

自五月二十一日
至六月二十日

▼菅野高等法院檢察官長　五月二十三日上京
▼川崎軍治氏　同日內地へ赴く
▼和田一次氏（法務部長、本誌編纂委員）同上
▼ウヰリアム、エチ、ユーカース氏（紐育製茶珈琲商業雜誌主幹）二十八日來臺し本島茶業視察の上、六月一日內地に向け出發す
▼鈴木重臣氏　六月二日內地に赴く
▼津久井誠一郎氏　二日對岸より歸臺す
▼木村匡氏　六日上京
▼東鄕實氏（代議士）內地へ引上げに付家族取纏めの爲八日來臺、十九日歸還
▼木村英俊氏（稅關長）　八日內地より歸任
▼內田總督　十日內地より歸臺
▼小林秘書官　同上
▼鈴木軍司令官　同日內地より歸臺
▼大越大藏氏　同上
▼町田遞信參事官　十日來臺
▼大賀基作（東洋製糖取締役本誌評議員）　十日內地より歸臺
▼高田臺北州知事　十二日新夫人を伴ひ內地より歸臺
▼石田研博士　汎太平洋會議に出席の爲十三日出發
▼大島正滿博士　同上
▼田丸濟二少將（馬公司令官）　十五日內地より歸臺
▼相原高等法院長　同上
▼三卷俊夫氏（臺灣倉庫專務、本誌評議員）同上
▼王九齡氏（雲南財政司長）　省長特派全權として本島視察の爲十六日來臺す
▼山縣大佐（雲南駐在武官）　王九齡氏と共に同日來臺す
▼賀來總務長官　十九日上京

任命

自五月十六日
至六月十五日

▼五月十四日
總督府技師　高木義幸
依願免本官

▼五月十五日
專賣局長　吉岡荒造
東京、大阪、兵庫ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス
祕書官　小林音八
內田總督上京ニ付隨行ヲ命ス
總督府事務官　佐藤正俊
東京、大阪、兵庫、北海道ノ二府一縣一廳下ヘ出張ヲ命ス
總督府技師　柴田廣之助
一時歸府ヲ命ス
法院檢察官　菅野善三郎
上京ヲ命ス
法院檢察官　筒井清良
東京市及大阪、名古屋、高知ノ三地方裁判所ヘ出張ヲ命ス
公立實業學校長　國井清音
東京、大阪、愛知、岐阜ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▼五月十六日
總督府技師　堀越莊次
州技師　市川和市郎
（各通）
依願免本官

▼五月十五日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（各通）

法院判官　相原祐彌
法院判官　田中吉雄
上京ヲ命ス

▼五月十六日

總督府事務官　水越幸一
內務局市街庄課長佐藤正俊不在中代理ヲ命ス
成德學院長佐藤正俊不在中代理ヲ命ス

法院判官　神尾寅之助
兼補臺南地方法院判官

▼五月十七日

法院判官　荒井確治
退職ヲ命ス

▼五月十九日

翻譯官　小川尙義
總督官房調査課長心得少林音八不在中代理ヲ命ス

州技師　白倉好夫
上京ヲ命ス

法院判官　寺井晴逸
在外研究員ヲ免ス

▼五月二十一日

高等商業學校教授　室田有
支那、福州、上海、青島、天津、北京、大連、奉天、旅順及朝鮮へ出張ヲ命ス

石神鎌造
任總督府技師、警務局衞生課勤務ヲ命ス

總督府視學兼師範學校訓導　土性善九郎
兼任編修官、內務局編修課勤務ヲ命ス

[illegible]察醫　石神鎌造
願ニ依リ本職ヲ免ス

▼五月十九日

公立實業學校教諭　西田辰海
臺北工業學校長事務取扱ヲ命ス

▼五月二十二日

高等商業學校教授　青戶研吉
支那廈門、汕頭、廣東及英領香港へ出張ヲ命ス

專賣局技師　神谷俊一
東京、大阪、鹿兒島、廣島、兵庫、長野及北海道ノ二府四縣一廳下へ出張ヲ命ス

高等農林學校教授　竹內叔雄
東京、京都、札幌ノ三市へ出張ヲ命ス

▼五月十六日

師範學校教諭　長沼亨
公立中學校長兼公立中學校教諭ニ任ス

▼五月二十二日

總督府技師　石神鎌造
依願免本官

▼五月十九日

師範學校教諭　加藤因
補臺北師範學校舍監

▼五月二十三日

專賣局事務官　鎌田正威
專賣局長吉岡荒造不在中代理ヲ命ス

▼五月二十六日

公立中學校教諭兼公立中學校校長　吉川祐戒
免本官專任公立中學校長

公立高等女學校教諭　山田直人
任公立高等女學校教諭、補臺南第二高等女學校教諭

中目敬治
產業技師ニ任ス、臺北州產業技師ニ補ス

▼五月二十八日

師範學校教諭　近藤廉三
任公立高等女學校教諭兼公立高等女學校長補基隆高等女學校教諭、補基隆高等女學校長

公立高等女學校長　鈴木讓三郎
任公立高等女學校長、補臺北第二高等女學校長

州理事官　篠崎正
臺北第二高等女學校長鈴木讓三郎不在中代理ヲ命ス、臺北第二高等女學校長事務取扱ヲ免ス、基隆高等女學校長事務取扱ヲ免ス

總督府事務官　戶水昇
私設無線電信通信從事者資格檢定委員ヲ命ス

▼五月二十九日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

任法院判官、補臺南地方法院判官　判事　古賀岩藏
▼五月三十日
產業技師ニ任ス　入鹿山盛樹
產業技師ニ任ス　末永仁
依願免本官　專賣局技師　中澤清助
內務局市街庄課兼務ヲ命ス　總督府事務官　田[illegible]代彥二
▼五月三十一日
師範學校教諭　久住榮一
東京、京都、廣島ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス　商業專門學校教授　松田郁太郞
マニラ、サンダカン、バタビヤ、サマラン、スラバヤ、マカッサル及香港ヘ出張ヲ命ス
▼五月三十日
產業技師　入鹿山成樹
（各通）　產業技師　末永仁
臺中州產業技師ニ補ス
▼五月三十一日
中央研究所技師　大島正滿
依願免本官
▼六月二日
財務局長　阿部滂
長野縣下ヨリ上京ヲ命ス
▼六月四日
平山寅次郎
高雄州協議會員ヲ命ス
▼六月五日
中央研究所技師　大島金太郎
上京ヲ命ス　總督府技師　石田研
東京府及神奈川縣下ヘ出張ヲ命ス　總督府技師　大島金太郎
（各通）　總督府技師　石田研
布哇ヘ出張ヲ命ス
▼六月六日
公立高等女學校教諭　塚本清吉
補新竹高等女學校教諭
▼六月七日
總督府技師　森脇虎壽
漁業監督吏員ヲ命ス
公立中學校教諭兼公立中學校長　河瀨半四郎
任公立中學校長兼公立中學校教諭
▼六月十日
久布白兼治
任州技師、新竹州勤務ヲ命ス
公立中學校教諭兼公立高等女學校教諭　岡崎義雄
任公立高等女學校教諭、兼公立中學校教諭、補臺中高等女學校教諭、補臺中第二中學校教諭
公立中學校教諭　星合愛人
任公立高等女學校教諭、補臺北第二高等女學校教諭
高等農林學校教授　小笠原金亮
任總督府技師、兼高等農林學校教授、殖產局農務課勤務ヲ命ス
高等農林學校教授　杉本正篤
兼任中央研究所技師
陸軍工兵少尉　入尋確一
任公立實業學校教諭、補臺北工業學校教諭
松崎松之助
任州技師、臺中州勤務ヲ命ス
免兼官
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭　橋基道
公立中學校教諭兼公立中學校長　高橋隆
免本官專任公立中學校長
▼六月十一日
公立實業學校教諭　見元了
支那廈門、汕頭、廣東、英領香港ヘ出張ヲ命ス
▼六月十三日
商業專門學校教授　川田長兵衞
南支那及英領香港ヘ出張ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	毎號	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調査課
臺灣パック	同	臺灣パック社
統計學雜誌	同	統計學會
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事業	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
專賣通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
警務彙報	同	朝鮮其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會
農業時報		高雄州農會
臺灣山林會報	同	臺灣山林會
南支南洋經濟	同	同研究會
稅	同	國民租稅協會
臺灣之產業組合	同	其社
臺灣遞信協會雜誌		臺灣遞信協會
社會政策時報	同	財團法人協調會
臺灣詩會	同	其社
朝鮮地方行政	同	帝國地方行政學會朝鮮本部
能率研究	同	中外產業調査會
海外重要記事	同	官房調査課
內外評論	同	其社
蘭領印度時報	同	南洋協會爪哇支部

編輯室から

▼愈々臺灣の夏を味ふべき季節となつた。山に海に暑を避けんとするものが多くなり、臨海學校や林間學校が諸方に設けられんとして居るが今年は大溪邊りに地を選んだものもありさか追々新しい方面か開拓されて行くことである

▼一方には學校生徒の登山がポツ〳〵試みられ。本島人女生徒まで新高登山を首尾よく仕終うせた例も出來た。

▼本誌の編纂委員たりし東鄉實氏も愈々代議士生活に入るべく、家族引き纏め旁々告別の爲め去月八日來臺十九日歸還された。氏滯臺中、送別會もあり、留別會もあつた。臺灣官民から贈つた記念品は金屏風一双と金時計一箇であつた。

▼鎌田委員は「明石大將言行錄」の編纂を計畫せられ目下その資料蒐集中である

▼高橋悌君、歸省中の處六月二十日元氣にて歸臺

—七の十、屯山生—

臺灣、南支那及南洋に關する論文、調査及研究等の寄稿を募る

大正十三年七月

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國に於ける小麥粉輸出貿易
The United States Flour Export Trade. (Com. R. No. 16, Apr. 28, '24. P. 216.)

米國は支那に於ける領事財產を購入すべし
United States should buy Consular Property in China. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, May 3, '24. P. 333.)

合衆國原油情勢
The U. S. Oil Position. (E. May 3, '24. P. 910.)

合衆國對外貿易染料產額其他
United States-Foreign Trade; Production of Dyes. (E. May 10, '24. P. 960.)

米國に於ける護謨貿易
Rubber Trade in America (E. May 17, '24. P. 998.)

華府會議以後の米國政策
American Policy since the Washington Conference. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 447.)

墨西哥及南亞米利加

墨西哥に於ける市況
Mexican Market Conditions. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 191.)

世界に於けるサイザルの七五%を產出する
ユーカタン
Yucatan Produced 75% World's Sisal. (M. T. May 4, '24. P. 2.)

ブラジル對米輸出貿易の減退
Brazilian Exports to United States Decrease. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 193.)

智利の財政及貿易
Chilian Finance and Trade. (E. Apr. 26, '24. P. 870.)

.... (○) ....

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

瑞西の財政及貿易
Swiss Finance and Trade. (E. Apr. 26, '24. P. 870.)

墺國の財政狀態
The Financial Situation in Austria. (E. May 10, '24. P. 948.)

■亞弗利加■

埃及其他

埃及の棉作
Egyptian Cotton Crop. (E. Apr. 5, '24. P. 731.)

南阿の危機
The South African Crisis. (E. Apr. 12, '24. P. 781.)

トランスヴァール産金近情
Transvaal Gold Output. (E. Apr. 12, '24. P. 784.)

■南米大陸■

加奈陀及合衆國

一九二三年加奈陀の鑛產
Minerals Produced in Canada during 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 110.)

加奈陀の豫算案
The Canadian Budget. (E. Apr. 26, '24. P. 864.)

一九二三年合衆國の罐詰類輸出狀況
United States Export Trade in Canned Foods. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 13.)

本年二月の合衆國鐵・鋼貿易
United States Iron and Steel Trade for February. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 18.)

一九二三年度英米兩國に於る鐵・鋼輸出比較
Comparative United States and British Iron and Steel Exports in 1923. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 19.)

一九二三年度合衆國に於ける生絲及人造絹糸產出狀況
United States' Silk and Artificial Silk in 1923. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 33.)

本年二月の米國木材輸出狀況
Lumber Exports and Imports during February. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 86.)

本年二月の米國鑛物及金屬輸出狀況
United States' Trade in Minerals and Metals. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 89.)

本年二月米國自動車輸出の盛況
Automotive Exports exceed January Record. (Com. R. No. 15, Apr. 14. '24. P. 91.)

合衆國對羅甸亞米利加織物輸出情況
United States' Textile Exports to Latin America. (Com. R. No. 15. Apr. 14, '24. P. 109.)

米國の護謨新運動
A New Rubber Move. (E. Apr. 19, '24. P. 828.)

合衆國に於ける通商及產業近情其他
United States-Trade and Industrial Conditions. (E. Apr. 19, '24. P. 831.)

米國の綿布輸入激增
United States Imports of Cotton Cloth Increase. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 161.)

一九二三年度米國對支貿易概況
United States 1923 Trade with China. (Com. R. No. 16, Agr. 21, '24. P. 194.)

一九二三年度合衆國輸出入對照表
The Trade Balance of the U. S. (E. Apr. 26, '24. P. 869.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

The Coal Mining Industry in 1923. (E. May 3, '24. P. 904.)

本年第一•四半期に於ける英國對外貿易の針路

Direction of Overseas Trade. (E. May 17, '24. P. 995.)

本年四月の英國對外貿易

Overseas Trade in April. (E. May 17, '24. P. 1002.)

本年四月の英國鐵•鋼及石炭產額

Iron, Steel, and Coal Production in April. (E. Map 17, '24. P. 1002.)

英國の印度問題

England's Problem in India. (M.T. June 1, '24. P. 18.)

愛蘭自由國の財政

Irish Free State Finance. (E. Apr. 5, '24 P. 731.)

愛蘭自由國の貿易

Irish Free State Trade. (E. Apr. 12, '24. P. 781.)

愛蘭自由國豫算案

Irish Free State Budget. (E. Apr. 26, '24 P. 869.)

佛　蘭　西

一九二三年度佛國鐵及鋼產額

French Iron and Steel Production. (Com. R. No. 7, Mar. 3, '24. P. 564.)

佛國の製鐵•鋼業

French Iron and steel Industry. (Com. R. No. 7, Mar. 3, '24. P. 565.)

一九二三年度佛國對外鐵•鋼貿易

French Foreign Iron and Steel Trade in 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24 P. 90.)

佛國鐵及鋼產額の新記錄

New Record for French Iron and Steel Production. (Com. R. No. 17, Apr. 28, '24. P. 227.)

露　西　亞

一九二三年度ソヴイエツト•ロシアの石油業

Petroleum Industry in Soviet Russia during 1923. (Com. R. No. 7, Mar. 3, '24. P. 557.)

露西亞の糖產

Russia's Sugar Crop. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 99.)

一九二三年度ソヴイエツト•ロシア對外貿易

Foreign Trade of Soviet Russia for 1923. (Com. R. No. 17, Apr. 28, '24. P. 250.)

獨　逸

最近の獨逸石油貿易趨勢

Current Trend of German Petroleum Trade. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 34.)

一九二三年度獨逸に於ける石油製品の輸入

German Imports of Petroleum Products in 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 113.)

一九二三年の獨逸對外鐵•鋼貿易

German Foreign Iron and Steel Trade in 1923. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 155.)

獨逸に於けるトラストの形勢

Trust Position in Germany. (E. Apr.26, '24 P. 867.)

獨逸近情＝賠償—財政—通貨—物價其他

Germany.- Reparations; Finances; Currency; Prices. (E. Apr. 24, P. 876.)

葡　萄　牙　其　他

葡萄牙の財政と貿易

The Finances and Trade of Portugal (E. Apr. 5, 24. P. 730.)

一九二三年チエツクスロヴキア對外貿易

Czechoslovakia's Foreign Trade during 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 108.)

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ウッドは渡米委員團歸還後和合を望む
Wood hopes for Harmony after Mission Return. (M. T. May 26, '24. P. 1.)

一九二三年度比島犯罪增加
Crime Increase shown during 1923. (M. T. May 27, '24. P. 3.)

比島に於ける飛蝗の現狀
Locust Feast over 96 Towns. (M. T. June 1, '24. P. 2.)

比島に於ける死亡率の最低下
P. I. Death Rate is lowest ever at Present. (M. T. June 3, '24. P. 1.)

比島に於けるヘンプ不況現狀
Hemp Shipments and Production drop with Prices. (M. T. June 3, '24. P. 1.)

比島問題に關する議事は十二月迄打切りに決す
Action on P. I. definitly Off until December. (M. T. June 3. '24. P. 1.)

蘭領東印度・濠洲及新西蘭

蘭領東印度貿易趨勢
Trend of Dutch East Indian Trade. (Com. R. No. 11, Mar. 17, '24. P. 734.)

蘭領東印度に於ける古新聞紙市場
Market for Old Newspapers in Netherlands East Indies. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 111.)

濠洲に於ける工業問題
Australia's Industrial Problem. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 129.)

新西蘭に於ける羊毛の暴騰其他
New Zealand.-Higher Wool Prices; General Conditions. (E. Apr. 19, '24. P. 836.)

■歐　羅　巴■

一　般

一九二三年度のバルト諸邦
The Baltic States in 1923. (Com. R. No. 16, Apr. 16, '24. P. 189.)

一九二三年度歐洲に於ける植物油生產狀況
Vegetable Oil Production in Europe. (E. May 3, '24. P. 905.)

歐洲の新形勢
New Situation in Europe. (E. May 17, '24. P. 993.)

英吉利及愛蘭

一九二三年度英國食糧品情況
The Foodstuffs Situation in the United Kingdom. (Com. R. No. 7, Mar. 3, '24. P. 559.)

セメント貿易の競爭
The Struggle in the Cement Trade. (E. Apr. 5, '24. P. 726.)

一九二三年度英國鋼貿易
British Steel Trade in 1923. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 20.)

本年三月英國對外貿易
March Overseas Trade. (E. Apr. 12, '29. P. P. 781.)

一九二四年第一•四半期中の英國造船業
The Quarter's Shipbuilding. (E. Apr. 12, '24. P. 782.)

本年第一•四半期の英國對外貿易
Quarter's Overseas Trade. (E. Apr. 19, '24. P. 821.)

本年三月の英國鐵•鋼及石炭產額
Iron, Steel, and Coal Production in March. (E. Apr. 19, '24. P. 829.)

英國農事近情
Agricultural Conditions. (E. Apr. 19, '24. P. 831.)

本年三月の英國對外貿易
British Foreign Trade in March. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 148.)

一九二三年度英國石炭礦業

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

比島獨立問題
Philippine Independence. (M. T. Apr. 25, '24. P. 7.)

穩健なる比島政策
A Sane Philippine Policy. (M. T. Apr. 25, '24. P. 7.)

米國に於ける比島椰子油排斥に對する總督の辯駁
Wood's Defence of P. I. Oil sent to Washington. (M. T. Apr. 28, '24. P. 1.)

比島民に對するクーリッヂ
Coolidge to the Filipinos. (M. T. Apr. 30, '24. P. 12.)

五月中に閉鎖を傳へらるゝ馬尼拉桑港間米海軍無線
U. S. Naval Radio to shut down in May, says cable. (M. T. May 2, '24. P. 1.)

ディーン・ウースター氏死す
Dean Worcester Dies. (M. T. May 2, '24. P. 1.)

ウッド總督陸軍卿への電文を發表す
Wood releases Text of "Betrayal" Cable. (M. T. May 4, '24. P. 1.)

北部比島に於ける日本人の掠奪說
Japanese from Formosa raid Northern Islands. (M. T. May 6, '24. P. 1.)

比島の獨立(評論)
Philippine Independence- A Review by Charles C. Batchelder. (M. T. May 11, '24. P. 19.)

近く赴任すべき米教師
Nineteen American Teachers Here Soon. (M. T. May 14, '24. P. 3.)

島民總督の島内巡視を賞讃す
Filipino lauds Wood for Visits over Islands. (M. T. May 15, '22. P. 1.)

比島獨立に對するウイークス陸軍卿の意見
Secretary Weeks' Views on Philippine Independence. (M. T. May 18, '24. P. 18.)

ネグロスの次期糖產豫想
Big Sugar Crop Predicted for Next Season in Negros. (M. T. May 19, '24. P. 1.)

比島に於ける日本セメント業者の活躍と比島側の對策
Japanese start Slashing Price of Cement in P. I. (M. T. May 19, '24. P. 1.)

馬尼拉の飲料水大不足
City faces Drought. (M. T. May 20, '24. P. 1.)

外國郵便稅率變更
Foreign Postal Rate Change. (M. T. May 20, '24. P. 1.)

海軍根據地としての比島
The Philippines as a Naval Base. (M. T. May 20, '24. P. 7.)

バブーヤネスに於ける日本軍旗掲揚說
Japanese lower U. S. Flag, hoist Own in Babuyanes, is unconfirmed report here. (M. T. May 22, '24. P. 1.)

日本對印度支那經濟協約は比島に影響せず
Economic Entent does not Affect P. I. (M. T. May 22, '24. P. 2.)

比島對日木材貿易に對する穿孔蟲の脅威
Borers menace Lumber Trade of P. I. with Japan. (M. T. May 23, '24. P. 1.)

一九二三年度比島造船狀況
599 Vessels built in P. I. during 1923. (M. T. May 25, '24. P. 1.)

フェーアフィールド案(比島問題)の最後の草稿
Final Draft of Fairfield Bill. (M. T. May 25, '24. P. 17.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那政府の危機
The Crisis of the Chinese Government. by Charles Denby (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 412.)

戰爭以外の進步に留意する張作霖
"Chang Tso-lin interested in Progress-not War." by Pe-Yuchien. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 413.)

蕭永熙(字次修)小傳
Mr. Hsiao Yung-hsi. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 423.)

鍾世銘(字蕙生)小傳
Mr. Hsih-ming Chung. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 424.)

孫逸仙の失敗せるは何放か
Why Sun Yat-sen fails? (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 446.)

支那に於ける農業專門學校
Agricultural College in China. (R. F. E. Vol. XXVIII, No, 13, May 24, '24. P. 448.)

蘇州に於ける普通敎育運動
The Popular Education Movement in Soochow. by Chang an Teh. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 452.)

支那新憲法；批判(三)
China's New Constitution: A Criticism III. by Dr. Francisco V. Conlu. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 458.)

王正黼(字子文)小傳
Mr. Cheng Fu-wang. (R. F. E. Vol XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 458.)

王永江(字岷源)小傳
Mr. Wang Yung-King. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 15, May 24, '23. P. 458.)

勞敬修小傳
Lo King Kee. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 13, May 24, '24. P. 462.)

馬來半島

スマトラ及馬來に於ける米國護謨會社の事業成績
Operating an American Rubber Company in Sumatra and Malay. by H. Stuart Hatchkiss. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 287.)

米國對外貿易に於ける新嘉坡の地位
The Importance of Singapore in American Trade. (Com. R. No. 17, Apr. 28, '24. P. 253.)

英領馬來半島の支那人
The Chinese in British Malaysia. by H. F. MacNair. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 416.)

印度及錫蘭

本年二月印度貿易の減退
Decline in India's February Trade. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 11.)

一九二三/二四年印度棉作
The Indian Cotton Crop of 1923 24. (E. Apr. 19, '24. P. 828.)

輸出錫蘭茶に護謨葉混入
Rubber Leaves mixed in Tea Shipments. (M. T. Apr. 29, '24. P. 7.)

■南洋諸島■

比律賓

一九二三年度比島民投資額の減退
Investments of Filipinos in 1923 show 2/3 Slump. (M. T. Apr. 23, '24. P. 1.)

本年三月の比島貿易
Exports exceed Imports. (M. T. Apr. 24, '24. P. 2.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海對合衆國輸出貿易の進展
Increased Exports from Shanghai to the U. S. (Com. R. No. 10, Mar. 10, '24. P. 670.)

一九二三年度支那對合衆國輸出貿易の狀況
China's 1923 Exports to the U. S. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 860.)

支那に於ける四十一年間に經驗せし敎訓
Some Lessons learned during Forty one Years in China. by J. S. Whitewright (C. R. Vol. LV, No. 4, Apr. '24. P. 224.)

孔門の文化(續)
The Confucian Civilization. by Z. K. Zia. (C. R. Vol. LV, No. 4, Apr. '24. P. 230.)

上海に於ける各種機械類市場
The Machinery Market of Shanghai. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 45.)

一九二三年に於ける上海木材の輸入
Shanghai Lumber Imports for 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 88.)

一九二三年の香港桐油貿易
Hongkong Wood-Oil Trade in 1923. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 94.)

劉大鈞(字陶)小傳
Mr. Dakuin K. Lieu. (Liu Ta-chun) (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 290.)

劉廷芳小傳
Dr. Timothy Ting-fang Leu. (Liu Ting-fang.) (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 290.)

支那の政策に於けるカルガンの重要點
Importance of Kalgan in Chinese Politics. by Lawrence Impey. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 292.)

凌道楊小傳
Mr. D. Y. Lin. (Ling Tao yang) (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 292.)

一九二三年度香港石油貿易
Hongkong Petroleum Trade in 1923. (Com. R. No. 17, Apr. 28, '24. P. 234.)

支那新憲法：批判(二)
The New Constitution of China: A Criticism. by Dr. Francisco V. Conlu. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, May 3, '24. P. 325.)

谷鍾秀(字九峰)小傳
Mr Ku Chung-hsui. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, May 3, '24. P. 326.)

項驤(字微塵)小傳
Mr. Witson H. Shan. (Hsiang Hsiang) (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, May 3, '24. P. 326.)

萬兆芝(字元甫)小傳
Mr. George Wan. (Wan Chao-chih) (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, May 3, '24. P. 328.)

再び救助されたる支那
China saved again. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 11, May 10, '24. P. 381.)

陳時利(劍秋)小傳
Mr. Chen Shi-li. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 11, May 10, '24. P. 390.)

潘學安小傳
Mr. H. A. Pan. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 11, May 10, '24. P. 390.)

張懷芝(字子志)小傳
General Chang Huai-chih. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 11, May 10, '24. P. 392.)

支那は青島問題に第二の試みを爲せり
China makes Second Try at Tsingtao Problem. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 12, May 17, '24. P. 409.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

C. P.	China Press.
C. R.	Chinese Recorder.
Com. R.	Commerce Reports (U. S.)
E.	Economist.
M. T.	Manila Times, daily with Sunday.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.

■世　　界■

一　　般

一九二三年度世界羊毛產額
World's 1923 Production of Wool. (Com. R. No. 10, Mar. 10, '24. P. 640.)

一九一四/二二年世界各國珈琲輸出表
World Exports of Coffee, 1914-22. (Com. R. No. 14, Apr. 7, '24. P. 15.)

世界に於ける石炭輸出概況
The Coal Export Situation. (Com. R. No. 15, Apr. 14' '24 P. 96.)

世界に於ける米國鐵・鋼分布狀況
World Distribution of American Iron and Steel. (Com. R. No. 16, Apr. 21, '24. P. 157.)

■亞　細　亞■

一　　般

遠東に於ける實情
Realities in the Far East. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 10, Mar. 3, '24. P. 319.)

東洋移民排斥の要因
Factors in Oriental Immigration and Exclusion. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 11, May 10, '24. P. 377.)

日米關係に對する遠東の心掛け
Far East Attention on U. S.-Japan Relation. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 306.)

日　　本

日支貿易の前途觀
Japan's Trade Outlook in China. (Com. R. No. 7, Mar. 3, '24. P. 605.)

日本產業に及ぼせる震災の影響
Effect of the Earthquake on Japan's Industries. (Com. R. No. 15, Apr. 14, '24. P. 126.)

日本の貿易及財政
Japanese Trade and Finance. (E. Apr. 26, '24. P. 875.)

米日と紳士協約
The U. S., the Japanese and the Gentlemen's Agreement. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 281.)

第二十八條に對する日本人の激動
Japanese Agitation against "Article 28". (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 9, Apr. 26, '24. P. 284.)

朝鮮及臺灣に於ける日本の植民政策
Japan's Policy in Korea and Formosa. by Ralston Hayden. (M. T. May 11, '24. P. 18.)

日本印度支那協定成る
Japan-Indochina Agreement reached. (M. T. May 21, '24. P. 2.)

支　那　及　香　港

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN